

令和4年2月定例会会議録

令和4年2月17日開会
令和4年3月16日閉会

宮崎県議会

令和四年二月定例会会議録

宮崎県議会

令和4年2月宮崎県議会定例会会議録 目次

2月17日（木曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
右松隆央議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第63号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5
1. 議案第63号委員会付託	12
1. 常任委員長審査結果報告	12
西村 賢総務政策常任委員長	13
日高利夫厚生常任委員長	13
日高陽一商工建設常任委員長	13
1. 議案第63号採決	14

自2月18日（金曜日）

休 会

至2月23日（水曜日）

2月24日（木曜日）

1. 出席議員	17
1. 地方自治法第121条による出席者	17
1. 代表質問	18
徳重忠夫議員質問（宮崎県議会自由民主党）	18

- ・知事の政治姿勢について
- ・総合計画の見直しについて
- ・防災・減災対策について
- ・女性の活躍推進について
- ・新型コロナ対策について
- ・生活困窮・自殺対策について
- ・高齢化対策について
- ・少子化対策について
- ・農水産業の振興について
- ・企業局の事業について

- ・教職員の確保と人材育成について
- ・交番・駐在所の統廃合について

野崎幸士議員質問（宮崎県議会自由民主党） ----- 44

- ・財政問題について
- ・危機管理について
- ・全国和牛能力共進会について
- ・県立病院について
- ・会計事務について
- ・コロナ関連について
- ・医療・福祉行政について
- ・地域交通・物流対策について
- ・国スポ・障スポについて
- ・屋外型トレーニングセンターについて
- ・DX（デジタル変革）推進について
- ・ゼロカーボン社会づくりについて
- ・燃油高騰対策等について
- ・ひなたGAPについて
- ・文化振興について
- ・教育行政について

2月25日（金曜日）

1. 出席議員 -----	77
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	77
1. 代表質問 -----	78

満行潤一議員質問（県民連合宮崎） ----- 78

- ・知事の政治姿勢について
- ・新型コロナウイルス感染症について
- ・コロナ禍からの復興について
- ・商工会組織の強化について
- ・持続可能な宮崎のための土台づくりについて
- ・安全・安心で魅力ある地域づくりについて
- ・農業・水産業の振興について
- ・林業の振興について
- ・新県立宮崎病院開院について
- ・企業局のイメージ戦略等について
- ・教育を取り巻く環境について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法無線局対策について ・ ふるさと納税指定取消しについて ・ 総合運動公園テニスコート改修について 	
重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団）	100
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度当初予算について ・ 県民のいのちを守る対策について ・ 県民のくらしを守る対策について ・ 変化を実感できるデジタル化の推進について ・ ゼロカーボン社会づくりの推進について ・ 宮崎ならではの魅力向上と情報発信の強化について ・ 人材育成と教育政策について 	
自 2月26日（土曜日）	
休 会	
至 2月27日（日曜日）	
2月28日（月曜日）	
1. 出席議員	121
1. 地方自治法第121条による出席者	121
1. 一般質問	122
武田浩一議員質問	122
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 地域経済循環について ・ 県内経済動向について ・ 総合交通対策について ・ 県民の安心に対する取組について ・ ゼロカーボン社会づくりについて ・ サツマイモ基腐病について ・ 海岸漂着物対策について ・ 教育行政について 	
坂本康郎議員質問	135
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の貧困について ・ 感染第6波の対応について ・ 県立高校の特別指導について ・ 国スポ・障スポに向けた県総合運動公園の整備計画について ・ 津波対策について ・ 花粉の少ない杉について ・ 介護職員の処遇改善について 	

・ 成年後見人制度について	
山下 寿議員質問 -----	147
・ 新型コロナウイルス感染症対策について	
・ 交番・駐在所の統廃合について	
・ ふるさと納税の対象となる地方団体の取消しについて	
・ 外国人材の受入れ、雇用、活用について	
・ 公職選挙投票率向上対策について	
・ 長距離フェリーについて	
・ 畜産バイオマス利活用について	
窪菌辰也議員質問 -----	160
・ 知事の政治姿勢について	
・ 宮崎カーフェリーについて	
・ 2023年主要7か国首脳会議（G7）について	
・ 震度情報と震度計について	
・ 輸入牧草高騰対策について	
・ 屋外型トレーニングセンターの整備について	
・ 看護・介護職員等の処遇改善について	
・ 森林環境譲与税の利活用について	
・ 岩瀬ダム再生事業について	
3月1日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	175
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	175
1. 一般質問 -----	176
関師博規議員質問 -----	176
・ 新型コロナワクチン接種と今後の対応について	
・ ふるさと納税事業管理体制について	
・ 生活保護受給者について	
・ 不登校及びひきこもり世帯支援について	
・ 教育確保と教育力向上について	
・ SDGsの取組について	
二見康之議員質問 -----	188
・ 知事の政治姿勢について	
・ 新型コロナウイルス関連について	
・ 電動モビリティ関連について	
・ 国スポに向けた競技力向上について	

・教員の働き方改革等について	
日高利夫議員質問 -----	203
・新県立宮崎病院開院について	
・農業産出額向上について	
・危機管理対策について	
・防災・減災対策について	
・教職員のメンタルヘルス対策について	
・高岡警察署建て替えについて	
川添 博議員質問 -----	216
・財政問題について	
・人口減少対策について	
・農林業における担い手対策について	
・新型コロナ感染症対策について	
・防災・減災対策について	
3月2日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	231
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	231
1. 一般質問 -----	232
外山 衛議員質問 -----	232
・知事の政治姿勢について	
・まん延防止等重点措置の功罪について	
・県内経済状況の実態について	
・コロナ関連融資について	
・国土強靱化について	
・県税収入増の要因分析について	
・教育行政について	
太田清海議員質問 -----	242
・知事の政治姿勢について	
・特別児童扶養手当について	
・医療型短期入所について	
・看護・介護職員等処遇改善事業について	
・自立援助ホームについて	
・遺留金品の取扱いについて	
・遺族会の平和関連事業について	
・選挙権について	

・ 多様で豊かな森林づくりについて	
・ J R 駅体制の見直しについて	
・ 長浜・方財海岸浸食について	
来住一人議員質問	256
・ 知事の政治姿勢について	
・ 一般行政について	
・ 警察行政について	
蓬原正三議員質問	264
・ 知事の政治姿勢について	
・ 人口減少対策について	
・ コロナ関連について	
・ 経済対策について	
・ 地元関連について	
1. 議案第1号から第62号まで委員会付託	280
3月3日（木曜日）	
1. 出席議員	283
1. 地方自治法第121条による出席者	283
1. 議員発議案送付の通知	284
1. 議員発議案第1号追加上程	284
1. 議員発議案第1号提案理由説明	284
右松隆央議会運営委員長	284
1. 議員発議案第1号採決	284
自3月3日（木曜日）	
至3月4日（金曜日）	
自3月5日（土曜日）	
至3月6日（日曜日）	
3月7日（月曜日）	
常任委員会（補正）	
休 会	
1. 出席議員	289
1. 地方自治法第121条による出席者	289
1. 常任委員長審査結果報告（議案第38号から第62号まで）	290
西村 賢総務政策常任委員長	290
日高利夫厚生常任委員長	291
日高陽一商工建設常任委員長	292
岩切達哉環境農林水産常任委員長	293
重松幸次郎文教警察企業常任委員長	294

1. 討 論 -----	295
来住一人議員 -----	295
1. 議案第38号及び第58号採決 -----	297
1. 議案第39号から第57号まで及び第59号から第62号まで採決 -----	297
1. 議案第64号追加上程 -----	297
1. 知事提案理由説明 -----	297
自 3 月 8 日（火曜日）	
常任委員会（当初）	
至 3 月11日（金曜日）	
自 3 月12日（土曜日）	
休 会	
至 3 月13日（日曜日）	
3 月14日（月曜日）	特別委員会
3 月15日（火曜日）	休 会
3 月16日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	301
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	301
1. 常任委員長審査結果報告（議案第 1 号から第37号まで及び請願） -----	302
西村 賢総務政策常任委員長 -----	302
日高利夫厚生常任委員長 -----	304
日高陽一商工建設常任委員長 -----	305
岩切達哉環境農林水産常任委員長 -----	307
重松幸次郎文教警察企業常任委員長 -----	309
1. 討 論 -----	311
前屋敷恵美議員 -----	311
1. 議案第 1 号、第 4 号、第21号及び第24号採決 -----	313
1. 議案第 2 号、第 3 号、第 5 号から第20号まで、第22号、第23号及び第25号 から第37号まで採決 -----	313
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	314
1. 議案第64号採決 -----	314
1. 特別委員長調査結果報告 -----	314
佐藤雅洋新型コロナウイルス等感染症対策特別委員長 -----	314
安田厚生地域振興対策特別委員長 -----	317
田口雄二働き方改革・産業人材確保対策特別委員長 -----	319
1. 議員発議案送付の通知 -----	322
1. 議員発議案第 2 号から第 6 号まで追加上程、採決 -----	322
1. 閉 会 -----	323

1. 資 料 -----	325
令和4年2月定例会日程 -----	327
議案送付文書 -----	328
代表質問時間割 -----	332
一般質問時間割 -----	333
議案委員会審査結果表 -----	334
議案・請願委員会審査結果表 -----	336
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	338
1. 議案議決件名一覧表 -----	339
1. 議員発議案等 -----	345
ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議 -----	347
宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 -----	348
宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則 -----	349
成年年齢引き下げによる消費者被害の対策を求める意見書 -----	350
介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める 意見書 -----	351
第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に関する 決議 -----	352
1. 請願一覧表 -----	353
1. 議事経過 -----	363

2月17日（木）

令和 4 年 2 月 17 日 (木 曜 日)

午前10時0分開会

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひびか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	横田照夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	右松隆央	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	二見康之	(同)
26番	日高陽一	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	野崎幸士	(同)
34番	徳重忠夫	(同)
35番	日高博之	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	濱砂守	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局 長	酒匂重久
事務局 次長	日高民子
議事課 長	児玉洋一
政策調査課 長	鬼川真治
議事課 長 補佐	関谷幸二
議事担当 主幹	佐藤亮子
議事課 主査	内田祥太
議事課 主事	山本聡

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和4年2月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、二見康之議員、前屋敷恵美議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

去る2月10日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました令和4年2月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計63件、その内訳は、当初予算20件、補正予算17件、条例15件、予算・条例以外11件であります。このほか2件の報告があります。また、教育長の任命同意に係る議案が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から3月16日までの28日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

まず、本日、知事提出議案の上程となりますが、提案されます議案のうち、議案第63号につきましては、他の議案に先立ち、関係常任委員

会で審査していただき、本日中に本会議で採決を行います。

代表質問は2月24日から2日間、一般質問は28日から3日間の日程で行い、一般質問終了後、議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

3月3日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、付託された議案のうち、補正関連議案を審査の上、3月7日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

その後、3月8日から4日間の日程で、当初関連議案等を各常任委員会で審査の上、3月16日、最終日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

また、同じく最終日には、今年度設置しております3つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第63号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第63号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和4年2月県議会定例会の開会に当たりまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、ただいま提案いたしました令和4年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

コロナ禍と言われる困難な時代が、2年もの長きに及ぼうとしております。令和2年3月、本県で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以来、これまでの間に、県内で1万5,934名もの方々が感染され、70名の貴い命が失われました。お亡くなりになった全ての方々に對し、県民を代表して哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様には衷心よりお悔やみを申し上げます。

現在、第6波のただ中であって、県内の医療機関や宿泊療養施設、御自宅で療養されている皆様のご一刻も早い回復をお祈りしますとともに、最前線の現場で御尽力いただいている医療従事者をはじめとする全ての関係者の皆様に、

心から感謝と敬意を表します。

去る1月、私は宮崎県知事に就任して12年目を迎えました。この2年間は、新型コロナの世界的な蔓延（パンデミック）に日々向き合い、何としても県民の命と暮らしを守らねばならないという強い覚悟の下、全身全霊を傾け、100年に一度と言われる未曾有の事態に対処してまいりました。この間、本県の取り組んでまいりました新型コロナ対策につきまして、県議会をはじめとする県民の皆様には格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

寄せては返す波のように、令和2年4月の第1波に始まり、現在の第6波に至るまで、度重なる感染拡大に見舞われてまいりました。相次いで変異を遂げるウイルスの脅威とそれに伴う社会不安、暮らしや地域経済にもたらされる深刻な影響、さらには先を見通すことが困難な状況に、私たちは不安な日々を余儀なくされております。新型コロナにより大切な御家族や友人を亡くされた方、コロナ禍の影響により仕事を失われた方、部活動や修学旅行など学校生活に大きな制約を受けている児童生徒の皆さん、保育園や小学校の休園・休校等に急遽対応しなければならなくなった保護者の方々など、今を生きる私たち県民の誰一人として、このコロナ禍に影響を受けていないという人はいません。誰もがコロナ禍による生活の不自由や不便を余儀なくされ、やるせなさや悲しみ、徒労感、先が見えないことへのもどかしさ、焦りなど、様々な思いを抱えておられることと思います。

加えて、人間の営みに入り込んだ未知のウイルスは、人から人への感染の連鎖をもたらすだけでなく、経済全般から、医療や福祉、文化・芸術、レジャーに至るまで、私たちの多くの活動をせき止め、沈滞させ、時に別の姿に塗り替

えていきました。

私は、こうした現実を前にして、ただ立ちすくむのではなく、コロナ禍が私たちに投げかけるものを冷静に見定め、力強く歩み続ける必要があると考えます。また、現下の厳しい状況にしっかりと対応しながら、2年にも及ぶコロナ禍の経験を教訓として、多くの英知を結集するとともに、衆議を尽くす中で、私たちは、未来に道筋をつける責務があるものと考えております。

私は、コロナ禍からの学びとして、3つのポイントがあると考えます。

1つには、日常のありがたさであります。

本県在住の歌人・俵万智さんは、歌集「未来のサイズ」の後書きで、日常のありようを次のようにつづられています。

「コロナ禍の収束は見えておらず、日常は、まだぐらぐらしたままだ。たぶん、ぐらぐらしていることを意識しながら過ごすのが日常、ということになっていくのだろう。だからなおさら、ありふれたことが、実は奇跡的なバランスの上にあることを、忘れないでいたい。」

コロナ禍は、ありふれた日常こそが、実はかけがえのない日常であることを私たちに気づかせてくれました。大切な人と一緒に食事を楽しむ、気の合う仲間たちとスポーツや旅行を楽しむ、体の調子が悪いときには速やかに適切な医療が受けられる、コロナ前であれば当たり前であったことが、コロナ禍にあって、それがいかに貴重で、ありがたいことであったかが浮き彫りになりました。

2つには、我が県の魅力の再発見であります。

移動や外出の自粛が求められ、海外や県外への旅行がままならない中、身近な地域や地元の

すばらしさを見詰め直そうとする機運が高まるとともに、農畜水産物をはじめとする本県産品の地産地消・応援消費の取組など、地域の経済を地域で支えようという思いやりの輪が大きく広がっております。また、今年度実施しました「県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ）キャンペーン」では、多くの県民の方々に御利用いただき、県内旅行を通じて、本県の各地域が持つ多彩な魅力の再発見につながったものと考えております。

さらに、都市部から地方への移住や、新しい働き方、自分らしく生きること等への関心が高まる中、本県に息づく自然とともにある暮らしやなりわい、特に中山間地域において先人から受け継がれてきた多様で尊い営みは、多くの人々にとって強い訴求力を有するものと考えます。こうした宮崎の特色ある自然や風土を生かし、田園回帰・地方創生の大きな潮流をより確かなものとしていく必要があります。

3つには、「つながりの時代」ということであります。

コロナ禍の随分前から、グローバル化の動きが世界を席卷しています。人や物、情報が、かつてないほど世界中でつながり、密なネットワークが構築されている時代にあって、新型コロナという人類が初めて経験するウイルスもまた、あっという間に世界中に伝播し、本県もまた例外ではありませんでした。

他方で、感染の収束とコロナ禍の克服のためには、国際的にも、それぞれの地域においても、各当事者がつながりを密にし、連帯して対策を講じていくことが不可欠です。私は、県内における市町村や医療機関等との連携体制を大切にするとともに、全国知事会地方税財政常任委員会委員長の立場も生かし、国と地方、地方

団体間のつながりを、より大切にしていきたいと思います。

さらには、ポストコロナ社会に向けて、世界の多様な動きや時代の潮流に宮崎県としてどうつながっていくか、持続可能な地域社会の実現のために、いかに新しいつながりをつくり出していくか。つながりの時代に県政を預かる知事として、私はしっかりと役割を果たしていきたいと思います。

以上、申し述べましたコロナ禍からの学びを念頭に置きつつ、私の知事3期目の仕上げの年を迎えるに当たり、1、「安心の土台」をつくる、2、「<コロナ禍>の暮らしにより添う」、3、「みやぎきの未来をはじめめる」の3点を基本的な視点として、県政を推進してまいります。

第1に、「「安心の土台」をつくる」であります。

新型コロナの蔓延は、県民の皆様には様々な不安をもたらしています。また、昨年9月に発生した宮崎市内海での土砂災害や、先月、県北部を中心に発生した地震など、いづれどこで起こるか分からない自然災害も、県民に大きな不安を与えております。

こうした県民の不安に対して、誰もが心穏やかな日常を過ごせるよう、新型コロナ対策や防災・減災対策、県土の強靱化に向けた取組を通じ、安心の土台づくりに全力で取り組んでまいります。

第2に、「<コロナ禍>の暮らしにより添う」であります。

新型コロナは、ひとしく県民を襲うように見えて、実は県民お一人お一人が置かれている社会的状況によって、受けるダメージが一概ではないと考えます。特に、生活に困窮されている方や社会的に弱い立場に置かれている方、

営業時間の短縮要請等の行動要請により影響を受けておられる飲食店をはじめとする事業者の方々など、それぞれの置かれている状況に思いを致し、しっかりと寄り添い支え合う温かい社会を築いてまいります。

第3に、「みやぎきの未来をはじめめる」であります。

先ほど触れましたように、コロナ禍は、宮崎県の価値を見詰め直す大きな契機となり得るものです。また、デジタル化やゼロカーボンに向けた社会づくり、持続可能な交通・物流ネットワークの構築など、コロナ以前からの構造的課題が、コロナ禍という強い負荷がかかることにより、一気に顕在化することとなりました。

コロナ禍の克服に取り組むとともに、私たちが直面しているこうした社会課題にしっかりと向き合い、未来に向かって、持続可能な宮崎県づくりを進めるべく、必要な取組をスタートしてまいります。

私は、県民の皆様の幸せと本県の発展のため、常在危機の意識と現場主義をさらに徹底し、県民の皆様との対話と協働の基本姿勢の下、丁寧かつ誠実な説明に努めるとともに、県政の運営に強い気概を持って臨み、知事としての責任を全うしていく所存であります。

県議会及び県民の皆様におかれましては、一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、県政に関し、3点御報告を申し上げます。

1点目は、新型コロナ対策の状況についてであります。

1月21日から国の「まん延防止等重点措置」が本県に適用され、「重点措置区域」について、同日より宮崎市、都城市、延岡市及び三股

町の4市町を指定し、25日より全市町村に拡大しました。

その後、都城・北諸県圏域等で新規感染者が減少傾向となり、県全体でも前週の同じ曜日を下回る状況が続くなど、「まん延防止等重点措置」の一定の効果が見られたところでありますが、最大の人口を有する宮崎・東諸県圏域で感染が高止まりし、依然としてクラスターも連日発生するなど、県全体としてピークアウトにまでは至らず、入院患者については、高齢者の割合が増加するとともに、酸素投与を必要とする中等症の患者も増加するなど、医療提供体制への負荷が増大する状況にありました。

このような状況を踏まえ、私は、今が第6波の感染を抑え込む重要な局面であり、現在の強い対策を緩めるタイミングにはないと判断し、2月8日、国に対し、13日が期限となっていた「まん延防止等重点措置」について、適用延長の要請を行いました。

その後、10日、国において、当該措置の本県への適用を3月6日まで延長することが決定し、これを受け、県として、全市町村を対象とした「重点措置区域」の指定期間の延長及び飲食店等に対する営業時間短縮や酒類提供の終日停止等の対策の継続を決定したところであります。

第6波の直近の傾向として、高齢者施設におけるクラスターが増加し、特に90代以上の方々の感染が急増しております。オミクロン株は比較的重症化しにくいと言われておりますが、国の分科会においても、高齢者が感染すると、持病等が悪化し、重症化や死亡のリスクが高まると分析されており、残念ながら県内でも、連日、基礎疾患を有する高齢の患者の方がお亡くなりになる状況が続いております。

県としましては、感染力の極めて強いオミクロン株の特性を踏まえ、飲食店等の感染の急所を押さえつつ、現在クラスターが多く発生している学校・教育施設や高齢者施設について、改めて感染防止対策の周知・徹底を図るなど、対応を強化しております。また、医療機関と連携し、入院受け入れが可能な病床について、271床から278床まで拡充するとともに、1月28日から宮崎県重症化予防センターの運営を再開し、重症化リスクのある軽症者に対して中和抗体薬を投与するなど、重症化予防の取組を進めているところであります。さらに、自宅療養者が2,000人を超える状況の中で、食料等の生活支援品を確実にお届けするとともに、地域の医師や訪問看護ステーション等との連携を強化しながら、療養者に対する適切な健康観察に努めてまいります。

また、ワクチン接種につきましては、市町村に対し、可能な限り早期の追加接種に努めていただくとともに、クラスターの発生状況を踏まえ、高齢者施設の入所者等に加え、エッセンシャルワーカー、特に、教職員、保育所等の職員、警察職員の前倒し接種の実施をお願いしたところであります。

県としましては、接種を担う県内の各医療機関への支援に積極的に取り組むとともに、県による集団接種においても、前倒し接種に対応してまいります。

現在、県内においては、ようやくピークアウトの兆しが見えつつありますが、引き続き収束に向けて市町村や医療機関等と連携し、県民の命と健康を守るべく、全力で取り組んでまいります。

2点目は、県立宮崎病院の再整備についてであります。

令和元年5月に着工した新県立宮崎病院は、2年8か月にわたって整備を進めてまいりましたが、去る1月11日に開院を迎えました。当日は、中野議長はじめ関係議員にも開院式に御出席いただきました。新病院の開院に当たり、御支援をいただきました県議会の皆様をはじめ、御尽力いただきました関係者の皆様方に、心からお礼を申し上げます。

新病院では、病棟と一体化した救急・総合診療センターや屋上のヘリポートを整備し、ICU及び手術室の充実を図ったところであります。また、手術支援ロボットの導入など医療機能が格段に向上するとともに、医療スタッフの体制も充実を図っております。

さらに、新型コロナウイルスの拡大時においても、感染症指定医療機関としての役割を十分に果たせるよう、専用の病室のほか感染症用の救急、ICUエリア等の整備も行ったところであります。

令和5年秋のグランドオープンに向けて、引き続き整備を進めることとしており、今後とも本県の基幹病院として、今回整備した施設・機能を十分に活用しながら、県民の皆様への高度で良質な医療の提供と患者サービスの一層の充実に努めてまいります。

3点目は、道路整備についてであります。

まず、九州中央自動車道について、1月15日に開催された高千穂雲海橋道路の中心くい打ち式に引き続き、五ヶ瀬高千穂道路の着工式を来月6日に開催する旨が、国土交通省より発表されるなど、順調に整備が進んでおります。

また、都城志布志道路について、乙房インターチェンジから横市インターチェンジ間の3キロメートルが来月12日に開通する旨が発表されました。この区間の開通により供用率は約80

%に達し、さらには、昨年11月に都城インターチェンジから乙房インターチェンジまでが令和6年度中に開通予定と発表されたところであり、都城志布志道路の全線開通の見通しが立ってまいりました。

これらは、ひとえに県議会の皆様をはじめ、国土交通省や関係者の皆様方による御尽力のたまものであり、心から感謝申し上げます。

引き続き、国や関係機関と緊密に連携し、一日も早い高速道路等の全線開通を目指し、全力で取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案いたしました令和4年度当初予算案について御説明申し上げます。

当初予算案は、令和4年度当初予算編成方針及び重点施策に基づき、国の地方財政計画等を踏まえ、編成しております。

この結果、一般会計6,414億7,700万円、特別会計2,112億7,036万2,000円、公営企業会計576億9,529万9,000円となります。このうち、一般会計の歳入財源は、県税1,048億4,000万円、地方交付税1,849億7,900万円、国庫支出金1,233億6,261万3,000円、繰入金372億863万2,000円、県債538億8,940万円、その他1,371億9,735万5,000円であります。

次に、主な事業について御説明申し上げます。

令和4年度は、1、コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出、2、人口減少対策の取組強化、3、安全・安心で魅力ある地域づくりの3点を重点施策に掲げております。

1点目は、「コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出」であります。

まず、新型コロナウイルス対策に万全を期すため、PCR検査体制の強化や3回目のワクチン接種の促進など感染防止対策を徹底するとともに、病

床や宿泊療養施設など医療提供体制のさらなる充実を図ることにより、県民の安心につながる命と健康を守る取組を進めてまいります。

また、生活困窮者支援や自殺防止対策を強化するとともに、県内事業者の皆様様の事業継続や地域の雇用を守る取組を進め、コロナ禍における県民生活を支えてまいります。

第6波により再び深刻な影響を受けている地域経済を早期に回復させるべく、感染状況を見極めながら、観光誘客や県産品の地産地消・応援消費の促進、市町村と連携した需要喚起に取り組むとともに、コロナ禍によりこれまで中止や延期を余儀なくされていた神楽やお祭りなど、地域の伝統行事・文化活動の再開を支援してまいります。

そして、ポストコロナ社会における社会経済活動の活性化に向け、デジタル変革の一步を踏み出す取組や2050年のゼロカーボン社会づくり、農林水産業の成長産業化の推進など、本県の新たな成長活力の創出につなげる取組を積極的に推進してまいります。

2点目は、「人口減少対策の取組強化」であります。

人口減少によって生じる課題を克服し、将来にわたって活力が維持される地域づくりを進めるため、人口減少対策基金等を活用し、社会減・自然減対策による人口減少の抑制に向けた取組を進めるとともに、本県の未来を支える人財の育成・確保にしっかりと取り組んでまいります。

令和4年度においては、新たに、県と市町村が連携し、それぞれの市町村の実情に応じた少子化に係る課題解決に取り組むほか、コロナ禍により高校生の県内就職の志向が高まりを見せている中、その流れを確実なものとするため、

中高校生の県内就職の促進を強化します。

また、中山間地域における県民の暮らしと活力を維持するため、地域における移動手段的確保を支援するとともに、農泊の魅力発信や鳥獣被害対策に取り組んでまいります。

3点目は、「安全・安心で魅力ある地域づくり」であります。

国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、災害に強い県土づくりを重点的・集中的に推進するとともに、切れ目のない対策を講ずるため、令和3年度1月補正予算と一体的に予算を編成し、県土の強靱化対策として、合計231億円余を計上しております。今後、発生が危惧される南海トラフ地震など、大規模地震への備えを強化するとともに、未来への投資であるインフラ整備・老朽化対策を着実に進めてまいります。

また、地域の安全・安心を守るため、治安・防災上の重要拠点である警察署について、都城警察署及び高岡警察署の庁舎の再整備に着手し、県民の利便性向上、災害対応力の強化などに向けた施設整備を図ってまいります。

さらに、本県の新たな発展に向けた土台づくりとして、県内のバス路線に係る持続可能な地域交通ネットワークの構築に集中的に取り組むため、新たな基金の設置等により、5年間で15億円規模の財源を確保し、県・市町村・交通事業者などの関係者が一体となって取組を進めてまいります。また、本県経済の生命線である長距離フェリーの新船就航を契機として、交通・物流網の安定・強化と新たな旅客需要の創出に向けて積極的に支援してまいります。

このほか、令和9年度の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向け、主要3施設や練習施設などの整備、天皇杯獲得に向け

た競技力の向上を着実に推進するとともに、スポーツキャンプ・合宿の誘致促進等を通じて、スポーツランドみやぎの全県展開とさらなる充実を図ってまいります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第21号から第24号につきましては、工業技術センター等の機器に係る使用料の改定等や、国における政令の改正等に伴い、使用料や手数料を改定するなど、使用料及び手数料徴収条例外3条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、県内のバス路線について、持続可能な運行形態への転換を支援し、県民の移動手段の維持・確保を図ることを目的として、地方自治法の規定に基づき、基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第26号及び第28号は、法律の改正等に伴い、宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

議案第27号は、宮崎県木崎浜サーフィンセンターの設置に伴い、公の施設に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第29号は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和など、国に準じた取扱いとなるよう、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第30号は、希望する市などに対し、知事の権限に属する事務の権限を移譲するため、宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第31号は、貸与された研修資金の返還免除要件を見直すなど、宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正するものであります。

す。

議案第32号は、包括外部監査契約の締結について、地方自治法の規定により議会の議決に付するものであります。

議案第33号から第35号につきましては、林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法等の規定により議会の議決に付するものであります。

議案第36号及び第37号につきましては、みやぎ男女共同参画プラン及び宮崎県医療計画の変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、令和3年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の令和3年度補正予算に係るもの、新型コロナウイルス対策及びその他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計につきましては、補正予算第19号及び第20号を合わせまして、210億7,238万9,000円、特別会計92億7,222万9,000円であります。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税104億9,000万円、地方消費税清算金24億6,310万9,000円、地方譲与税67億2,077万3,000円、地方交付税163億9,548万3,000円、国庫支出金マイナス36億6,358万円、繰入金マイナス76億4,742万9,000円、県債マイナス32億2,078万4,000円、その他マイナス4億6,518万3,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は7,377億8,649万7,000円となります。

以下、一般会計補正予算案の主な事業について御説明申し上げます。

まず、国の補正予算に係る経費として、屋外

型トレーニングセンターの整備や新たな食肉処理・流通施設の整備に係る補助事業などを計上しております。

また、新型コロナ対策につきましては、「まん延防止等重点措置」の適用が延長となったことに伴う対策に要する経費のほか、生活福祉資金貸付金の増額や、コロナ禍の影響により需要が減少している海上輸送や旅客船利用に係る支援など、91億円余を計上しております。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第54号は、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正するものであります。

議案第55号及び第56号は、宮崎県文化振興条例及び宮崎県人権尊重の社会づくり条例を、それぞれ制定するものであります。

議案第57号は、電気事業法の改正に伴い、宮崎県環境影響評価条例の一部を改正するものであります。

議案第58号及び第59号は、屋外型トレーニングセンター建設工事等の請負契約の締結について、第60号から第62号につきましては、新宮崎県体育館建設主体工事等の請負契約の変更について、それぞれ議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

来年、令和5年は、本県にとって、明治16年の再置県から140年という大きな節目を迎えます。今日に至る宮崎県政の歩みは、幾多の災害や戦禍、口蹄疫など、大きな試練を乗り越えてきた先人たちのたゆみない努力の歴史であります。

コロナ禍という試練に直面する私たちは、今こそ、この宮崎の地で積み重ねられてきた、郷土愛と情熱にあふれる先人の御労苦に敬意を表し、一つ一つ困難を克服することにより今の宮崎が築かれてきた、その歴史に思いをはせる必要があると考えます。

県民の総力を結集してコロナ禍を克服し、ポストコロナ社会へと力強く歩みを進め、今を生きる私たちの責務を果たしてまいりましょう。先人から託されたたすきを次代へとつなぐべく、私が先頭に立って、県民の皆様とともに、ふるさと宮崎の将来を切り開いてまいります。

県議会の皆様をはじめ、県民の皆様の一層の御支援と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議案第63号委員会付託

○中野一則議長 ただいま提案されました議案のうち、議案第63号に対する質疑の通告はありません。

議案第63号は、お手元に配付の付託表のとおり、関係の委員会に付託いたします。

ここで、常任委員会開催のため、休憩いたします。

午前10時37分休憩

午後4時0分再開

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めま

す。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第63号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第20号)」であります。

これは、国のまん延防止等重点措置の本県への適用期間の延長に伴うもの、及び国庫補助決定に伴う経費を措置するもので、71億3,400万円余の増額補正となっており、歳入財源は全額、国庫支出金であります。

その主な内訳は、飲食店に対する時短要請協力金を支給するための経費や、酒類提供の終日停止要請の長期化で大きな影響を受ける酒類販売事業者等に対する支援金に要する経費であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第63号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置の本

県への適用期間が延長されたことに伴い、延長された期間の県内の飲食店等に対する営業時間の短縮要請への協力金を支給するための経費として、一般会計で58億1,100万円余を増額するものであります。

このことに関連して複数の委員より、「飲食店等への協力金をはじめとする新型コロナ関連の支援策が多く、複雑化しているため、県民に分かりやすく周知できないのか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、支援が広く必要な県民や事業者に行き届くように、関係部局と連携して、新型コロナに関連する支援策の周知を徹底していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第63号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国のまん延防止等重点措置の本県への適用期間の延長に伴うもの及び国庫補助の追加交付に伴う経費として、一般会計で13億2,300万円余を増額するものであります。

このうち、酒類販売事業者等緊急支援事業についてであります。

この事業は、まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等での酒類提供の終日停止要請の長

期化により、大きな影響を受ける酒類販売事業者等を支援するため、売上げの減少割合に応じた県独自の支援金を昨年に引き続き支給するものであります。

このことについて委員より、「支援を必要とする事業者に的確に支援が行き届く必要があるが、支援対象者の確認をどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「昨年と同様に、業界の事情に精通した宮崎県小売酒販組合連合会と連携しながら事務手続を進めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、厳しい環境に置かれる酒類販売事業者等に対して事業の周知を徹底していただくとともに、適切な事務手続により、必要な支援金を迅速に支給していただくよう強く要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第63号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議案第63号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日18日から23日までは、議案調査等のため

本会議を休会いたします。

次の本会議は、24日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時7分散会

2月24日（木）

令和 4 年 2 月 24 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	横 田 照 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	右 松 隆 央 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	二 見 康 之 (同)
26番	日 高 陽 一 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	野 崎 幸 士 (同)
34番	徳 重 忠 夫 (同)
35番	日 高 博 之 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	濱 砂 守 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	渡 辺 善 敬
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	小 田 光 男
福 祉 保 健 部 長	重黒木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 譲 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	牛 谷 良 夫
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	横 山 幸 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	黒 木 淳一郎
公 安 委 員 長	島 津 久 友
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 清 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	酒 匂 重 久
事 務 局 次 長	日 高 民 子
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 山 祥 太
議 事 課 主 事	山 本 聡

◎ 代表質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。本日は早朝より議会傍聴においでいただいております。ありがとうございます。

私は、宮崎県議会自由民主党の徳重忠夫でございます。

2年前に中国・武漢で初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、現在に至っても世界中で猛威を振るい、いまだ収束が見えない状況にあります。

本県においても、これまで1万7,000人を超える方々が感染し、70人を超える方々がお亡くなりになっております。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方々に心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々に心からお悔やみを申し上げます。

また、県内の医療機関や宿泊療養施設、御自宅で療養されている皆様の一刻も早い回復をお祈り申し上げますとともに、日々コロナ対応の最前線で御尽力いただいている医療従事者をはじめ関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、岸田政権に対する知事の評価についてであります。

昨年10月の衆議院選挙において、自由民主党と公明党による連立政権が誕生いたしました。岸田総理は、コロナ対策を加速させることを前提に、「新しい経済のかたちを生み出す「成長」と「分配」を柱とした政策」などを掲げ、少子化問題解消のために子供への不安に応える抜本的な政策、国民の生命財産を守り抜くために毅然とした対応をする外交、信頼と共感、それこそが政治を前に進める原動力であり、国民の声をしっかり受け止め、寄り添い、全力で挑むことを公約で述べられております。

「新しい資本主義」という考え方の下、デジタル化やクリーンエネルギーの推進、イノベーションの創出により、中長期的な経済成長を促進するとともに、賃上げや働き方改革、人材への投資による格差の是正を図りながら、成長と分配の好循環を実現し、持続可能な資本主義を構築することとしております。

私は、岸田政権に対しては、しっかりと国民の声を受け止めて頑張っていたいただきたいと思います。

県政運営に当たっては、もちろん知事自身の思いというものもあると思いますが、こうした国の政策を踏まえ、または国の政策に沿った形で行われるべきと考えております。

そこで、岸田政権の成長と分配を柱とする政策に対する知事の評価についてお伺いしておきたいと思っております。

次に、人口減少問題について伺います。

知事は、3期目に向けた政策提案に人口減少問題を掲げ、これまで取り組んでこられました。令和2年国勢調査の県人口は106万9,576人で、5年前の平成27年から3万4,493人、率にし

て3.1%も減少しております。

この結果を見ますと、人口減少にあまり歯止めがかかっていないと感じずにはられないわけではありますが、私といたしましては、この人口減少問題の突破口を何とか見いだしてほしいという思いであります。

私は、人口減少問題は結婚や出生率といった問題だけで片づく話ではなく、宮崎の子供たちが宮崎に住みたいと思えるように、生活が成り立つ社会の仕組みをつくり上げていくことが重要ではないかと考えております。

そこで、知事が3期目の知事選挙に向けてまとめた政策提案において、最重要課題に掲げた人口減少問題について、現状認識と今後の方向性をお尋ねしておきたいと思っております。

次に、経済政策及び財政政策に関する基本的な姿勢について伺います。

私は、京都大学の藤井聡教授が昨年11月に出版された、「なぜ、日本人の9割は金持ちになれないのか」という本を読み、我が目を見開かされる思いがいたしました。

と申しますのも、この本の副題に「岸田新総裁の所得倍増計画を実現させるために」とあり、岸田政権の成長と分配を柱とする新たな政策ビジョンについて、経済・財政・金融の各政策の面から具体的な提言がなされていたからであります。

藤井教授は本書の中で、「公益資本主義」という概念を使いながら、このコロナ禍を克服し、日本の経済を再生するためには、プライマリーバランスの規律を一旦凍結し、政府支出を徹底的に拡大すること、端的に申し上げるならば、公共部門がお金を市場にしっかり注入していくことが何よりも重要であると言われております。

この公共投資は「未来への投資」であるとの命題は、現在の我が国の経済や本県の地域経済を考える上で大きな示唆を与えるものであると考えております。

そこで、コロナ禍の深刻な影響により疲弊している本県経済を立て直すために、国と地方を通じて積極的な財政出動を行っていくべきと考えますが、財政政策に関する基本的な姿勢について、知事に見解を伺っておきたいと思っております。

次に、河野知事の3期目の任期も残り1年を切りました。これまでの県政を簡単に振り返ってみますと、1期目は、かつて経験したことのない未曾有の大惨事となった口蹄疫からの再生・復興に全力で取り組んでこられました。

2期目は、「復興から新たな成長へ」と大きくかじを切られ、特にフードビジネスなどの成長産業の育成や、将来の本県を支える人材の育成に、官民挙げて取り組まれたほか、交通インフラの整備、県勢発展の礎となる成果を残してこられました。

これらの成果は、国の理解と積極的な支援、そして県民挙げての努力と精進のたまものであったものと考えます。

ところで、知事の政策提案では、「人口減少問題に徹底して取り組む」「地域経済の着実な成長を図る」など、4つの柱を掲げておられます。3期目の2年目、3年目は、新型コロナが全国的に感染拡大し、本県もその対応に全力を尽くすこととなったため、4つの柱に十分に組み込まなかったのではないかと感じております。

知事は、4期目を目指して次期知事選への立候補、出馬を表明されておりますが、3期目の任期はあと10か月残っております。私は、これ

までの3年間の政策課題を総括し、残された課題に全力で取り組むべきだと考えております。

知事は、3期目に残された課題の解決に向けて、残りの期間でどのように取り組もうとされているのか伺っておきたいと思っております。

次に、都城警察署の建て替えについてであります。

都城警察署は昭和32年に建設され、以来64年が経過しており、日本一古い警察署となっております。

さて、今や公共施設のほとんどはバリアフリー化が進んでいると思われませんが、都城警察署にはエレベーターもありません。車椅子を利用される方が来署された際には、警察署員の方々が数人で運び上げるという実情や、また大雨による雨漏りや設備の故障などにより、ここ数年、毎年800万円程度の修繕費が発生している状況にあります。さらに、建設当時とは比較にならない車社会になり、警察署に出入りする車両も多く、駐車場はいつも満杯の状況で狭過ぎると思っております。

このような状況を見ますと、地域住民の利便性の向上はもちろんですが、そこに勤務する警察職員のモチベーションにも関わってくるものではないかと懸念いたしております。

このような中、来年度に都城警察署と高岡警察署の建て替え調査費が計上されました。感謝いたしますとともに、ようやく緒に就いた感がいたしております。

ところで、知事は都城警察署に行かれたことはあるでしょうか。今回、建て替えの方針が決まりましたので、ぜひ視察をしていただき、現場の状況を感じていただきたいと思っております。

令和10年の完成予定と聞いておりますが、私

は、1日でも早く都城警察署の建て替えを進めるべきだと思います。知事の考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了し、残りの質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、岸田政権の政策に対する評価についてであります。

岸田政権が掲げる新しい資本主義は、成長と分配の好循環により、持続可能な経済をつくり上げていくという考え方でありまして、今や世界的な課題となっております格差や貧困の拡大、深刻化した気候変動問題などに対応していくことの必要性については、私も強く共感するところであります。

昨年11月に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策では、成長戦略と分配戦略が掲げられております。成長戦略の一つとして示されたデジタル田園都市国家構想につきましても、オンライン診療やGIGAスクール、スマート農林水産業などのデジタル技術の活用によりまして、地方の活性化に貢献するとともに、誰もがデジタル化のメリットを享受できる経済社会の実現につながるものとして、大きく期待しているところであります。

また分配戦略におきましては、労働移動の円滑化、人材育成の強力な推進、看護・介護・保育など、現場で働く方々の収入の引上げ、子ども・子育て支援の推進などが掲げられており、これらの取組も、全ての方々が安心して生活でき、活躍できる社会づくりのためには重要なことであると認識しております。

新しい資本主義の実現には、国・地方・民間企業や教育など、それぞれの立場において役割

を果たしていくことが求められておりました、県としましては、コロナ禍からの早期回復に努めるとともに、国の政策を踏まえ、産業、医療、介護、教育など、あらゆる分野におけるデジタル化やイノベーションの推進をはじめ、ゼロカーボン社会づくりや人材育成などの取組を進め、将来にわたって持続可能で魅力と活力ある県づくりを進めてまいります。

次に、人口減少問題についてであります。

これまで県では、結婚・子育て支援や若者の県内就職の促進など、自然減対策と社会減対策の両面から様々な取組を進めてまいりました。

このような中、令和2年度の国勢調査における県人口は、長期ビジョンに掲げる目標とほぼ同水準であったものの、人口減少の抑制までには至っていない状況であります。

今後、長期にわたって人口減少が進む見通しの中、若者や女性の県内定着やUターンなどを促進し、早期に人口を安定させるための流れをつくるのが、本県の将来にとって極めて重要な課題であると認識しております。

このため、デジタル技術の活用により、都市部との様々な格差の解消を図るとともに、フードビジネスやスポーツランドなど、本県の強みや資源を生かした力強い産業や魅力的な雇用を生み出すことが重要であります。

将来にわたって、この宮崎に若者が残り、安心と希望を持って暮らし続けることができるよう、引き続き、市町村や民間企業、教育機関等と連携を図りながら、持続可能な県づくりに全力を尽くしてまいります。

次に、財政政策に関する基本的な姿勢についてであります。

議員御指摘のとおり、まずは国と連携しながら、疲弊しております本県経済を立て直してい

くことが大変重要であると認識しております。

国の令和4年度予算案は、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現を図るため、過去最大の107.6兆円を措置し、令和3年度補正予算と一体的な16か月予算として編成されております。

本県におきましても、2年に及ぶコロナ禍から地域経済を早期に回復させるため、令和3年度1月補正予算、2月補正予算と、令和4年度当初予算とを一体的な15か月予算として編成しております。

総合的な新型コロナ対策として、合計467億円を措置し、感染症対策に万全を期すとともに、旅行需要の回復や将来を見据えた事業者への支援などに取り組んでまいります。

また、将来に向けた積極的な投資として、屋外型トレーニングセンターや都城警察署などの整備を進めてまいります。

これらの予算につきましては、国の財源を有効に活用しているところでありますが、国においては、令和4年度予算編成後の国債発行残高が1,000兆円を超える見込みであることから、中長期的な財政健全化にも引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

今後とも財政の健全性の維持に留意しつつ、本県を取り巻く課題にしっかりと対応していくため、積極的な財政運営を行ってまいります。

次に、3期目に残された課題と取組についてであります。

私は知事就任以来、我が国が本格的な人口減少社会を迎える中で、県政が直面する諸課題に全力で取り組み、これまでに、フードビジネスをはじめとする産業振興や、農畜水産物の輸出拡大、高速道路網の整備、企業立地の推進など、本県の新たな成長の礎となる成果が得られ

たものと考えております。

特に3期目では、防災庁舎、新県立宮崎病院の建設、宮崎カーフェリーの新船建造など、持続可能な宮崎県の土台づくりが着実に進んでいるものと考えております。

議員御指摘のとおり、国文祭・芸文祭をはじめとする各種イベントなど、コロナ禍の影響によりまして、必ずしも当初想定していた内容が十分に実施できなかったところもございます。

この2年間、新型コロナへの対応を最優先課題として取り組んできておりますが、いまだ収束には至っておらず、県内経済や県民の暮らしに大きな影響が及んでいる状況にあります。

このため、まずは新型コロナへの対応と、大きな打撃を受けた経済や暮らしを回復させるとともに、ポストコロナを見据えた新たな成長活力の創出に取り組む必要があると考えております。

あわせて、国文祭・芸文祭の成果やその経験を生かした文化の振興、国スポ・障スポへの準備や屋外型トレーニングセンターの整備等を通じたスポーツランドみやざきの全県展開と、さらなる充実、そして、明治16年からの再置県140年となる来年の県人会世界大会に向けた、ひなた県人会国内サミットの開催などに取り組み、活力ある地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

私としましては、引き続き対話と協働の基本姿勢の下、これまで積み重ねてまいりました実績や経験等も最大限に活用しながら、オール宮崎でのかじ取りに努め、本県のさらなる飛躍を目指し、残りの任期においても全力を尽くしてまいり所存であります。

最後に、都城警察署の建て替えについてであります。

都城警察署につきましては、管内人口、犯罪や交通事故の発生件数、地理的要件などから見て、県西方面の治安の要として位置づけられるとともに、南海トラフ地震発生時における沿岸警察署の後方支援拠点としても重要な役割があると考えております。

私自身は、残念ながら、これまで実際に警察署視察の機会に恵まれておりませんが、これは近々現場を拝見して、今後に活かしてまいりたいと考えております。

新警察署の整備に当たりましては、地域住民が気軽に相談できる体制や施設の充実を図り、ユニバーサルデザイン化を積極的に推進するとともに、24時間勤務する職員が働きやすい職場環境づくりと、治安基盤及び警察活動の強化を図ることとしております。

また、整備の期間につきましては、土地の調査、購入業務の効率化や工法の研究などによりまして、可能な限り短縮できるよう努め、地域住民の安全・安心を守る、よりよい都城警察署を1日でも早く整備できるよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 御答弁ありがとうございます。都城警察署にはぜひ足を運んでいただきませうように、お願いしておきたいと思っております。

質問を続けさせていただきます。

県民所得の向上について伺います。

人口減少の大きな要因であります若者の県内定着についても、若者が高い賃金を求めて都市部へ出ていってしまうことに対し、県内で一定の賃金が確保できれば、若者の流出をある程度防ぐことができると考えております。

知事は政策提案において、人口減少問題への取組のほか、地域経済の成長・活性化について強く打ち出されております。

しかしながら、1人当たりの県民所得の全国順位は、知事が就任される前の平成21年度は46位で、その後も同じ順位辺りに位置し、近年、平成30年度でも46位となっており、残念ながら相変わらず低迷している状況が続いております。

本県は、恵まれた温暖な気候で一年を通して活動ができ、また温厚で実直な県民性を有しております。他県に負けないポテンシャルや経済活性化の可能性を持っていると認識しております。まだまだ伸び代があるものと考えております。

知事は既に4期目への出馬意向を表明されておりますが、まずはこれまで進めてきた政策を振り返り、その取組の成果をしっかりと把握・分析し、今後につなげていかなければならないと考えております。

そこで、県民所得は全国下位にあり、低迷していることについてどのように受け止めているのか、また現状を抜け出すために今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 私はこれまで、県民所得の向上を図るために、基幹産業であります農林水産業の振興はもとより、フードビジネスや東九州メディカルバレー構想の推進、本県経済を牽引する成長期待企業の育成など、様々な産業施策に取り組んできたところであります。

このような取組によりまして、県民所得をその総額で見ますと、私が就任する前と比べて約3,000億円増加しているところであります。

また、1人当たりの県民所得を見ても、その伸び率は全国を上回っている状況であります。依然として、今御指摘がありましたように全国下位にあるということで、この結果につき

ましては真摯に受け止めているところであります。

今後は、ポストコロナを見据え、農林水産物の輸出拡大など、これまでの取組を一層加速化させることに加えまして、このコロナ禍を経て、健康に配慮し、より安心・安全な商品・サービスを選ぶ消費者の動きを捉えた対応や、労働人口が減少する中でも、AIやIoT等の技術を用いて生産性の維持・向上を図る取組など、新たな社会やニーズの変化に対応し、本県経済の成長を促すことによりまして、さらなる県民所得の向上につなげてまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

次に、令和4年度当初予算について伺います。

新年度は、河野知事の3期目の仕上げの年として、力を入れて予算を編成されたのではないかと思います。

実際、6,415億円という予算額は、河野知事就任後で最大規模となっております。また、6,400億円台の当初予算は、平成15年度以来、19年ぶりと伺っております。

新型コロナ対策や人口減少対策、国土強靱化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会など、県民を守り、県勢を発展させていくために必要な施策が盛り込まれているようですが、令和4年度の当初予算に込める知事の思いについて伺っておきたいと思っております。

あわせて、2年に及ぶコロナ禍において予算を執行する上で、出張や対面での打合せができなかったり、人を集めるイベントが中止になったりと、今までのやり方が通用しない、コロナ禍ならではの課題や苦労があったのではないかと感じております。そのような経験を令和4年度に向けてどのように生かしていくのか、当初

予算の重点分野について伺っておきたいと思
います。

○知事(河野俊嗣君) 令和4年度当初予算案
につきましては、まずは県民の安全・安心を確
保するため、新型コロナ対策に万全を期すこと
としております。

一方で、守りの面だけではなく、これまで取
り組んでまいりました強靱な県土づくりや観光
みやぎの再生、農林水産業の成長産業化など
の土台を礎としまして、さらに飛躍をしてい
く、本県の将来へつないでいくための予算を編
成したところであります。

当初予算案の重点分野につきましては、これ
までのコロナ禍の経験を踏まえ、昨年度に比べ
て100億円以上の増額となります311億円の総合
的な新型コロナ対策を講じております。

また、対面での会議や研修など、オンライン
化・リモート化するなど、様々な工夫を行うと
ともに、事業者のデジタル変革(DX)の取組
も積極的に推進してまいります。

そのほか、持続可能な地域交通ネットワーク
の構築に5年間で集中的に取り組んでいくため
の基金の設置や、宮崎カーフェリーの新船就航
を契機とした交通・物流網の強化、スポーツラ
ンドみやぎの新たな拠点づくりなどに重点的
に予算を措置し、ポストコロナにおける本県の
新たな発展に向けてしっかりと取り組んでまい
ります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

続いて、総合政策部長に、長期ビジョンにつ
いて伺います。

現行の宮崎県総合計画「未来みやぎ創造プ
ラン」は、河野県政1期目の平成23年に策定さ
れ、その後、平成27年、令和元年の2回改定さ
れております。

現行計画の策定から約10年が経過し、その
間、人口減少や新型コロナによる様々な社会変
化など、時代の転換期を迎えている現状を踏ま
え、知事は令和2年11月定例県議会において、
長期ビジョンの見直しに着手する旨の答弁をさ
れております。

私といたしましても、人口減少やデジタル化
の急加速など、県を取り巻く社会経済情勢が大
きく変化していく中、宮崎県の将来をどのよう
に展望するのか、高い関心を持っているところ
であります。

現在、策定作業が進められているとは思いま
すが、これまでどのような検討を重ねてきたの
か、また長期ビジョンの策定状況とポイントに
ついて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 長期ビジョ
ンの策定に当たりましては、これまで総合計画審
議会での議論をはじめ、市町村職員や若者との
意見交換、県民アンケートなどを実施しながら
検討を進めております。

中でも、若者との意見交換会では、20年後に
実現したい将来像として、「自然豊かでどの世
代も暮らしやすい社会」「若者みんなが就職し
やすい社会」「新しいこと、便利な機能を取り
込んでいる社会」など、様々な御意見をいただ
きました。

次期長期ビジョンでは、人口が減っても地域
で安心して住み続けられる仕組みの構築や、デ
ジタル技術の活用等による成長の創出、郷土に
誇りや愛着を持つ若者の育成、環境と調和した
ライフスタイルの実現など、本県のよさや魅力
を生かした取組を進めることが重要なポイント
になるものと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

続いて、防災・減災について伺ってまいりま

す。

近年、全国各地で、毎年のように大規模な自然災害が発生しております。地球温暖化に伴う気候変動の影響は、昨今ますます顕著になり、今後さらなる頻発化、激甚化が懸念されるところであります。

また、大きな地震も頻発しており、南海トラフ地震発生リスクが日々報道等で取り上げられておりますが、最近の想定では、今後40年以内の発生確率が90%程度に引き上げられたとのことであり、まさに、いつ発生してもおかしくない、非常に切迫した状況と言えます。

県においては、国土強靱化対策として取り組まれておりますが、災害発生を未然に防ぐ河川の掘削などの流域治水対策、被災後の復旧復興につながる高速道路をはじめとする高規格道路の整備促進、さらには、インフラ施設の老朽化対策などは、いずれも重要で効果的な事業であり、これらの取組が継続的に行われることが必要だと思っております。

そこで、国土強靱化に必要な予算確保に向けた取組について、知事に伺っておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 様々な災害リスクに直面している本県におきまして、県民の命と暮らしを守るためには、強靱な県土づくりを着実に進めていく必要があります、その予算を確保することが大変重要であると考えております。

このため、宮崎県知事として、さらには全国知事会の地方税財政常任委員会委員長の立場からも、これまであらゆる機会を通じて、国に対し地域の実情を訴えるとともに、必要な予算の確保を要望してきたところであります。

今月4日にも、コロナ第6波の拡大で対面での要望はできませんでしたが、ウェブ会議の形

式によりまして、国土交通省の道路局長や港湾局長に、本県への予算の重点配分を強く要望したところであります。

また、先月、国におきましては、国土強靱化の次期基本計画の策定に向けた議論が始まったところであります、その有識者会議である「ナショナル・レジリエンス懇談会」に、私は地方自治体の代表委員として参画しておるところであります、継続的な事前防災対策の必要性をこの懇談会でも強く訴えたところであります。

今後とも様々な機会を通じまして、県土強靱化に必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。大変な努力をいただいております。さらに知事の人脈、そして副知事を中心とする国土交通省関係の人脈を最大限に生かしていただきますようお願いしておきたいと思っております。

さて、去る1月22日の未明、県北を中心に最大震度5強の強い地震がありました。被害は深刻ではありませんでしたが、改めて地震の恐ろしさが身にしみるとともに、被災地を救う高速道路をはじめとする道路ネットワークの整備に、その重要性を再認識したところでもあります。

しかしながら、本県の高速道路の使用率は、全国平均の87%を大きく下回る75%にとどまっております。また、東九州自動車道南郷-奈留間、九州中央自動車道平底-蔵田間という未事業化区間が存在し、全線開通はいまだ道半ばであります。

言うまでもなく、災害に強い高速道路ネットワークの整備は、県土強靱化の観点から、県政の数ある諸課題の中でも優先順位の高い取組で

あります。一日も早い全線開通を行う必要がありますが、未事業化区間において事業化されない限り予算がつけられないと思っております。

知事には、未事業化区間の早期事業化を含め、両路線の一日も早い全線開通に向け、地域沿線や国会議員の皆さんと協力しながら、高速道路の必要性を強く国に訴えていただきたいと思います。

そこで、高速道路の全線開通に向けた思いを知事に伺っておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、先月22日未明にも、日向灘を震源とする大きな地震がありました。熊本地震を思い出したところではありますが、あのときも九州中央自動車道、それから中九州横断道路は大変大きな役割を果たしたところでもあります。

南海トラフ地震などの大規模災害時ににおいて、人命救助や救援物資の輸送を支え、迅速な復旧・復興を図るためにも、高速道路のミッシングリンクの早期解消は喫緊の課題であるということ、改めて認識したところでもあります。

九州の縦軸と横軸を担う東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期整備につきましては、事業中区間の事業促進とともに、未事業化区間の早期事業化を図る必要がありますことから、両路線の建設促進協議会の会長という立場にありまして、関係各県や市町村、経済団体等と一体となって、コロナ禍の中でも、あらゆる機会を捉え、国へ早期整備の必要性を強く訴えているところでもあります。

今後とも、私が先頭に立って、沿線地域の皆様と心を一つにし、県議会の皆様方をはじめ、本県選出の国会議員の御協力もいただきながら、高速道路の全線開通に向けて全力で取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ぜひ御努力いただきますように、お願いしておきたいと思っております。

国土強靱化の取組は、建設業者の皆さんの協力がなければ成し得ません。建設産業は、インフラの整備や維持管理を通じて、地域の経済や雇用を下支えするとともに、災害時には最前線で安全・安心の確保を担うなど、地域の守り手と言える存在であります。

しかし、近年の少子・高齢化の進行に伴いまして、担い手の確保に大変苦勞されている状況にあり、これまでどおり地域の守り手としての役割を果たし続けていけるのか、非常に心配しているところでもあります。

そのような現状を改善していくには、建設業従事者の処遇改善が不可欠であります。まずは、各企業における賃金の引上げが重要ですが、あわせて、それを後押しする行政の支援の充実が欠かせません。具体的には、働き方改革を促す施策の強化、労務単価のさらなる引上げなどが必要と考えます。

そこで、公共事業における建設業従事者の処遇改善にどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 議員御指摘のとおり、建設産業において、担い手の確保は喫緊の課題であり、建設業従事者の処遇改善は大変重要であると考えております。

このため、公共工事における設計労務単価を9年連続で引き上げるとともに、受注者に対し、適切な賃金水準を確保するよう、文書で要請しております。

また、週休2日制の定着に向けて、休日の取得状況に応じて工事費を増額するほか、昨年10月からは、月に2回の土曜一斉閉所にも取り組んでいるところであります。

さらに、業務の効率化や省力化を図るため、デジタル技術を活用した「建設ICT活用工事」に取り組むとともに、技能者の処遇改善のため、国の進める建設キャリアアップシステムの普及を図っているところでもあります。

今後とも、関係団体等とも連携し、建設業従事者の処遇改善に、積極的に取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。よろしく願いいたしておきます。

次に、消防力の広域化について伺ってまいります。

近年の災害は、大規模化、激甚化の傾向にあり、地域における安定した消防力の確保は重要な課題であります。

本県の消防の歴史に目を向けますと、まず昭和23年に、宮崎市をはじめとする都市部に消防本部が設置されました。

しかし、中・小規模の市町村では、単一の市町村のみで消防体制を整備することが困難であったことから、昭和45年の東児湯消防組合の設立を皮切りに、複数市町村における一部事務組合や、消防の事務委託による消防の常備化・広域化が進み、平成の市町村合併を経て、現在は22市町村において、10の消防本部が消防業務を行っているところでもあります。

一方、国は、災害の大規模化や事故の多様化、少子高齢化社会の到来等を見据えて、消防事務の一部について、柔軟に連携・協力を推進する方針を示しておりますが、全国の消防本部数は、平成18年の811本部に対し、令和3年が724本部と、全国的に広域化が進展しているとは言いがたい状況にあります。

そこで、本県における消防の広域化の課題と取組について、危機管理統括監にお伺いしてお

きたいと思います。

○危機管理統括監(小田光男君) 消防の広域化は、スケールメリットが見いだしにくいことや、市町村間で消防力の差があることなどが全国的に課題となっておりまして、本県も同様であります。

このため、平成29年度には国から、これまでの広域化に加え、市町村における消防の連携・協力を推進することが示されたところでもあります。

これを受け、本県では、平成20年3月に定めました「宮崎縣市町村消防広域化推進計画」を平成31年3月に改定し、現在、将来にわたる消防力確保に向けた連携・協力を実現するため、「県域一の消防指令業務の共同運用」に向けた検討を行っているところです。

また、県といたしまして、市町村が、消防指令業務の共同運用の在り方の検討や参加の是非を判断するために活用いただく基礎資料を作成しているところでもあります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

次に、消防団員の確保について伺ってまいります。

本県の消防団員数は、全国同様、年々減少しておりますが、地域の消防力を将来にわたり維持するために、将来の地域防災を担う若い世代の消防団への加入が求められております。

また、災害時に対応するだけでなく、将来に起こり得る災害への備えとして、平時における防災啓発等も大変重要であります。

このような活動においては、女性消防団員が活躍していると聞いておりますが、女性消防団員による防災啓発活動が広く行われれば、地域防災力の底上げにも大きく寄与するものと思われれます。

そこで、このような若者や女性消防団員の確保に対して県はどのような取組を行っているのか、危機管理統括監にお伺いしておきたいと思えます。

○危機管理統括監（小田光男君） 消防団員の確保につきましては、地域の将来を担う若い世代や、地域に寄り添った活動が期待される女性の加入促進及び定着を図ることが重要であります。

このため県では、消防団長や市町村担当者を対象とした消防庁の「消防団等充実強化アドバイザー」による講演会を開催したほか、若者や女性が加入する上での課題を把握するため、県独自の意見交換会を実施しております。

また、今年度作成した団員募集チラシは、特に若者や女性を主なターゲットとした内容とし、県内全ての高校生等に配布することとしたところであります。

消防団は地域防災の要であることから、県といたしましては、今後とも市町村と連携を密にしながら、消防団員の確保対策を進めてまいります。

○徳重忠夫議員 次に、女性活躍推進についてお伺いしてまいります。

言うまでもなく、女性の活躍が推進され、その能力が生かされることは、単に労働力人口の増加という観点だけでなく、埋もれている優秀な人材の確保や、生活者の視点に立った新たな商品やサービスが生み出され、企業の業績アップにつながるなど、我々の暮らしを豊かにするものであります。

以前私は、県における女性職員の登用について、県が率先して女性登用を積極的に進め、見本となってほしいということも質問してまいりました。もちろん、管理職については育成が必

要で、すぐに管理職にできるわけではありません。ですが、報道によりますと、宮崎県は全国で下から2番目という話であり、私としては、もっと強い思いで頑張ってもらいたいという気持ちを持っておるところであります。

そこで、改めて、県の知事部局職員の女性登用の状況とその取組について、総務部長にお伺いしておきたいと思えます。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局におきましては、現段階では職員の年齢や男女の構成比の関係上、管理職に占める女性の割合が低い状況にありますことから、将来管理職となり得る人材を増やすため、まずは意欲と能力のある職員について、副主幹以上への登用を進めております。

この結果、副主幹以上の職に占める女性職員の割合について、10年前は8.7%でありましたが、今年度は16%となっており、着実に進んでいるものと考えております。

また、将来を見据えた登用をさらに進めるため、今議会をお願いしております第4次男女共同参画プランの中で、副主幹以上の割合について、令和8年度までに20%を目指すこととしております。

今後とも働きやすい職場づくりをはじめ、様々な研修機会の提供や、企画・管理部門を含め幅広い分野への配置などに努めてまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

続いて、学校における女性管理職について伺ってまいります。

学校校種による違いはあるものの、県内公立学校の女性教諭の割合は50%を超える状況にあるようであります。学校現場では、日々、多くの女性教諭がそれぞれの分野で活躍していらっ

しゃいます。

そこで、県内の学校における女性管理職の登用状況と推進について、教育長に伺っておきたいと思えます。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の公立学校におきます女性管理職の割合は、昨年度が8.9%、本年度は10.9%と増加しておりますが、全国的に見ますと低い状況であります。

このため女性教諭等に、管理職の候補となる主任クラスへの積極的な登用を促すなどの取組を進めております。

また、新たな男女共同参画プランの中で、教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合につきましては、本年度は28.4%であり、今後、令和8年度までに40%を目指すこととしております。

さらに昨年度から、教頭などの任用に当たって本人の赴任地希望を考慮する、「エリア昇任制度」を導入し、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した取組を始めたところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、女性が管理職として働きやすい環境づくりを積極的に推進してまいります。

○徳重忠夫議員 それでは、次に移ります。

女性活躍については、第2次安倍内閣において、平成25年の成長戦略の中核に位置づけられ、平成27年には女性活躍推進法が施行され、推進されてまいりました。

私は、女性の活躍ということで、女性に焦点を当てて国を挙げて推進してきたのは、大変意義があったものと考えております。まだまだ格差のある社会に対して、社会全体の意識が高まり、女性自身も声を上げやすくなってきたのではないかと感じております。

しかしながら、女性の就業者数は大幅に増加しましたが、女性の管理職については、行政分野では先ほど答弁いただいた状況であり、経済分野においても、まだまだ低い状況のようであります。

私は、スポーツのような身体的な違いによるものを除いて、男女の能力に差はないと思っております。

そのような中で、河野県政になって11年が経過したわけではありますが、私は本県の女性活躍の状況について、まだまだ十分に進んでいないと感じているところであります。

知事は現状をどのように認識されているのか、また、今後どう取り組んでいこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘のとおり、職場や地域社会など様々な場におきまして、政策や方針決定の過程に女性が参画し活躍することは、豊かで活力ある社会を築いていく上で大変重要であると考えておりまして、様々な取組を進めてまいりました。

県の審議会等での女性登用率は45.9%で全国5位というような状況ではあります。一方で、県、市町村などの行政組織や教育現場、また民間企業におきましても、管理職などの指導的役割を担う女性の割合が低く、その活躍が十分進んでいない状況にあるものと認識しております。

このため県では、市町村や官民一体となって設立しました「みやざき女性の活躍推進会議」などの関係団体とも緊密に連携しながら、県民意識を高める啓発や女性の活躍の場を広げる取組に努めてまいりました。

さらに、今議会で議案として提出しております第4次みやざき男女共同参画プランにおきま

しては、あらゆる分野における女性の参画拡大を施策の柱の一つとしまして、女性がその意欲と能力を生かせる環境の整備を引き続き進めていくこととしておりました、今後とも、男女ともに活躍できる環境づくりに努めてまいります。

○徳重忠夫議員 次に、新型コロナウイルス感染症について伺ってまいります。

これまでの新型コロナ感染拡大期には、県独自の緊急事態宣言の発令や国のまん延防止等重点措置の適用も受けております。

県民への行動要請なども行うことにより、感染の拡大防止が図られ、本県の累積感染者数は、全国と比較しても低く抑えられているものと考えております。

このような中、今年の年明けから、国内でも感染力の極めて強いオミクロン株による第6波の爆発的な感染拡大が続いております。

本県の感染状況は、1日当たりの新規感染者数のピークは1月25日の511人で、これまで最大であった第5波の158人を大きく上回っており、オミクロン株の感染力の強さがうかがえる状況になっております。

このように、県内でも感染が拡大する中、知事は1月18日に、長崎県、熊本県と同じく九州で最初に国に対し、まん延防止等重点措置適用の要請をされました。今回の要請につきまして、全国と比較して、県全体の人口10万人当たりの新規感染者数や病床使用率などがそれほど高くなく、比較的早い段階で要請が行われたのではないかと考えております。

第6波において、どのような考えで、国に早めにまん延防止等重点措置の要請を行ったのか、また、その効果をどのように認識されているのか、知事に伺っておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 県におきましては、ワクチン接種の進展や新たな治療薬の開発などの状況の変化や、国の基本的対処方針の改定を踏まえ、昨年11月、県の対応方針を見直しまして、医療の逼迫が生じない水準に感染を抑えながら、日常生活と社会経済活動の維持を図ることとしたところであります。

この方針を踏まえ、第6波への対応に当たりましては、圏域ごとに感染状況に応じた必要な行動要請を行ってまいりました。

しかしながら、オミクロン株の強い感染力によりまして、まず都城・北諸県圏域において感染が急拡大し、今後、県全体への蔓延が懸念され、脆弱な医療提供体制が逼迫しかねないと強い危機感を抱いたため、同圏域の飲食店等に対する県独自の営業時間の短縮要請に続いて、国へのまん延防止等重点措置の要請を行ったところであります。

私は、感染症対策は「早く、強く、短く」が原則であると考えておりました、早期に重点措置を要請し、飲食店等での酒類提供の停止という強い対策を講じたことによりまして、他県に先駆けて新規感染者が減少傾向に転じるなど、一定の効果が現れているものと認識しております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。知事は、これまで早め早めの新型コロナウイルス対策に取り組み、成果を上げてこられました。

また、知事は、記者会見やテレビのCMなどを通じて、県民に対し、感染拡大に伴う警報の発令や行動要請、感染防止対策などのメッセージを発しておられます。

この知事の呼びかけにより、県民が県内の感染状況を把握し、行動要請の必要性についても理解を深められていると感じており、私は高く

評価しているところでもあります。

しかし、オミクロン株の感染は、これまでの家庭や職場等にとどまらず、学校や教育施設、さらには医療機関や高齢者施設へ広がり、多くのクラスターが発生しております。全体としてはピークアウトの兆しが見られるものの、まだ予断を許さない状況にあると思います。

今後、春休みや年度末など、人の動きが増える時期を迎える前にしっかりと感染を抑え込むことで、通常の世界生活や経済活動が行われ、今後の経済回復につなげていくためにも、第6波をできるだけ早く収束させることが大変重要であると考えております。

そこで、オミクロン株の感染拡大防止に向け、どのように取り組もうとされているのか、知事に伺っておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 議員御指摘のとおり、県民の御理解と御協力によりまして、本県は九州各県と比較しても今、比較的抑えることができている状況にあると考えているところでありますが、感染の高止まりが続く中、感染力が極めて強い、そして感染速度が速いオミクロン株の特性を踏まえた対応が重要であると考えております。

そのため、不特定多数に感染が拡大しかねない飲食の場という感染の急所を押さえつつ、次の3つの点に力を入れた取組を進めているところであります。

まず1点目は、クラスターへの対応強化であります。

学校や教育・保育施設、高齢者施設等におきまして、基本的な感染予防対策を改めて徹底し、感染リスクの高い活動を制限するとともに、感染者が確認された際の初期対応の強化を図っているところであります。

2点目が、医療提供体制の強化であります。

さらなる入院受入れ病床を拡充したことに加えまして、医師・看護師と連携した自宅療養者への健康観察体制の強化を図るとともに、保健所業務への支援を行っているところであります。

最後に、ワクチンの3回目接種の加速化であります。

市町村に対し、接種券の早期の発行や、クラスターが発生しております高齢者施設等の従事者・利用者や教職員等への前倒し接種を働きかけるとともに、県における大規模集団接種におきましても、教職員等への優先枠を設けるなどの取組を進めているところであります。

今後とも、県民の命と健康を守るため、オミクロン株の特性に応じた効果的な対策を打つことによりまして、早期の鎮静化を図るべく努力してまいります。

○徳重忠夫議員 ところで、まん延防止等重点措置に基づきまして、飲食店での酒類提供の自粛を要請していたのは、九州では本県と長崎県だけでありました。

長崎県では、今月の21日から、感染防止対策の認証店に限り酒類提供を認めることとしたとの報道がありました。

そこで、本県における飲食店での酒類提供について、今後どのような対応を考えておられるのか、知事に伺っておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) こうした感染力の強いオミクロン株の影響によりまして、県内の感染状況は厳しい状況が続いておりまして、一度減少傾向が見られたところではありますが、下げ止まりの傾向もあるのではないかと懸念を抱いているところであります。

現在、引き続き酒類提供の停止を含む強い対

策を行ってまいりまして、このことにより、他県と比較して感染のピークは低く抑えられているものと認識しております。

他県においては、例えば感染状況が極めて厳しい状況の中で、まん延防止等重点措置も要請していない県もあれば、今御指摘のように、酒類提供の停止を選択制としている県もあるということで、日々こうした県の感染状況がどのように変化していくのか、そこも注視しているところであります。

本県としましては、九州各県と比べましても、唯一の医師少数県、医療提供体制が脆弱だということがまずございます。現在の高止まりの状況を踏まえると、また、残念ながら今月2日より連日、基礎疾患を有する高齢者の方がお亡くなりになっておられるという状況がございます。

全国的にも今、1日の死者が過去最多になるということで、オミクロン株は若者を中心に多くの方が軽症で終わるということでありますが、基礎疾患を有する高齢者の方にとっては、命にも関わる状況になるということでありますので、今、対策を緩めるべきタイミングではないと認識しております。

引き続き、飲食店や酒類販売事業者、また関係の事業者の皆様には厳しい状況が続くことになると。経済も守らなければならない知事としては、これも重く受け止めているところでありますが、飲食店等への協力金はもちろんのこと、今般措置しました酒類販売事業者等緊急支援金、また、様々な経済対策によりまして必要な支援を行ってまいりますので、まずは第6波の収束を図るべく、引き続き御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

次に、コロナ禍における生活困窮者への支援について伺ってまいります。

新型コロナの影響が様々な分野に及んでおり、経済活動の停滞に伴い、生活に困窮する県民の方々が増えていくことが懸念されております。

実際に、県社会福祉協議会が実施している生活資金を必要とする方々に対する生活福祉資金の特例貸付けの利用者が延べ2万世帯を超え、貸付決定額も約90億円となっております、これだけの方が生活困窮に直面していると言えるものであります。

特例貸付けについては、住民税非課税の世帯は返済が免除されると聞いておりますが、それ以外の世帯にとって今後の返済が負担にならないか、心配をいたしております。

また、本県におけるひとり親世帯は、平成29年度のひとり親世帯実態調査によりますと、約1万7,000世帯となっているところであります。

令和元年の国民生活基礎調査によりますと、ひとり親世帯の48.1%が、OECDの定める貧困の生活水準となっており、不安定な雇用環境の面からも、貧困に陥りやすいと言われているところであります。

このような状況において、多くの県民が今後の生活に不安を抱え、一人一人の状況に応じた支援が求められているものと考えます。

そこで、コロナ禍における生活困窮者や困難を抱えているひとり親世帯に対する支援について、県の取組を福祉保健部長に伺っておきたいと思っております。

○福祉保健部長(重黒木 清君) コロナ禍の中、ひとり親世帯を含む生活困窮者に対しまして、県では、生活福祉資金特例貸付や住居確保給付金などの様々な支援に取り組んでいるとこ

ろでございます。

加えて、生活困窮者の相談窓口の支援員を増員するとともに、支援制度の情報が必要な方々に行き届くよう、きめ細かな広報を行っており、特例貸付けの返済につきましても、償還免除要件の緩和などを国に対して要望をしているところでございます。

また、ひとり親世帯の支援につきましては、低所得者世帯への特別給付金の支給や、民間団体による支援活動への助成を実施しております。

さらに、今議会におきまして、自立に向けた就労促進を図るための家賃の無利子貸付事業をお願いしており、今後とも、市町村等と十分連携をしながら、必要な支援に取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 よろしくお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

ところで、本県の自殺死亡者数は、平成19年をピークに、県・関係団体と一体となった取組の結果、減少傾向にあるようではありますが、自殺死亡率は、依然として全国でも高い状況であります。1人でも多くの方の自殺を防ぐ取組が重要であります。

自殺の原因、動機は様々であろうかと思ひますが、コロナ禍が長引く状況で、生活に不安を感じる人が増加したり、人と人とのつながりが希薄になり、つらい気持ちを独りで抱え込んでしまう方が増えていることも原因の一つではないかと考えられ、今後も自殺者の増加が懸念されるところであります。

河野知事におかれましては、平成17年の総務部長時代から、約17年間にわたって本県の発展のために尽くしてこられたところでありますが、本県の自殺の状況についてどのように受け

止めておられるのか、今後の対策について知事の考え方をお聞きしておきたいと思ひます。

○知事(河野俊嗣君) 本県の人口当たりの自殺者数である自殺死亡率につきましては、全国でもワースト1桁台というところで推移をしてくている状況であります。特に私が副知事に就任しました平成19年の自殺死亡率が全国ワースト2位となり、大きな衝撃を受け、自殺対策を重要施策と位置づけて取り組んできたところであります。

一定の改善傾向を示しているところではあります。今もなお多くの県民が自ら命を絶たれておりますことを、大変重く受け止めております。

これまでも自殺未遂者の支援や相談体制の充実など、総合的な自殺対策に取り組んでまいりましたが、コロナ禍が長期化する中で、支援を必要とする方が増えておられるものと受け止めております。

このため、従来の対策に加えまして、昨年度から、普及啓発の強化や相談体制の拡充などに取り組んでおりますが、依然として生きづらさを抱える方がおられると思われまますので、県民一人一人が、周りの人の変化に気づき、声をかけ、話を聞いていただき、そして相談窓口へとしっかりつなげていただく、そういう取組が重要だと考えております。

今年度からは、「ひなたのキズナ“声かけ”運動」として実施しているところであります。関係機関ともなお一層の連携を図りながら、運動の輪を県内に広げ、貴い命が失われることのないよう、全力で取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

続きまして、高齢化対策について伺ってまい

ります。

令和2年国勢調査結果によりますと、本県の人口は約107万人で、前回調査の平成27年から約3万4,000人減少する一方、65歳以上の人口は34万9,000人で、平成27年から約2万4,000人増加しております。

市町村別では、美郷町で高齢化率が51.6%と、県内市町村で初めて5割を超えたほか、13市町村では5人に1人が75歳以上の後期高齢者となるなど、県内の高齢化はますます進行しているところであります。

今後、後期高齢者の増加に伴いまして、介護サービスの利用者もさらに増加していくことが見込まれ、ますます介護人材の確保が重要になってまいります。

介護サービスを継続して提供していくためには、特に若い世代に介護分野で活躍してもらうことが大事であると考えております。

そこで、今後、介護人材をどのように確保していくのか、福祉保健部長に伺っておきたいと思っております。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の介護職員数につきましては、令和7年度に約2,600人、令和22年度に約9,500人が不足すると推計しております。

このような中、県では、介護人材の確保を介護分野の最重要課題と位置づけまして、介護職を志す福祉系高校生への修学支援や、これから進路を考える中学生に対する介護の魅力発信等の新規就労の促進、また、若手職員の離職防止のための研修会の開催や、国の経済対策に基づく介護職員の賃金引上げ等の労働環境、処遇の改善に取り組んでいるところでございます。

さらに、今議会におきまして、新規事業として、介護福祉士養成施設の学生への実習費支援

等の事業をお願いしているところでありまして、今後とも介護人材の確保に向け、様々な取組を進めてまいります。

○徳重忠夫議員 次に、居宅サービスの充実について伺います。

少し前のデータになりますが、内閣府の平成30年版高齢社会白書に、「自分の介護が必要になった場合に、どこでどのような介護を受けたいか」という調査がありました。

結果は、73.5%の方が自宅で介護を受けたいと回答しています。中でも、「家族に依存せず生活ができるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」と回答した方が37.4%、「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」と回答した方が17.5%となっております。

そこで、今後、要介護者等の増加が見込まれる中、居宅サービスの充実が必要であると考えますが、県の考え方を福祉保健部長にお伺いしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高齢者が、介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続するためには、居宅サービスの充実は大変重要だと考えております。

このため県では、介護職員への技術研修や認知症介護研修など、居宅サービスの質の向上に取り組むとともに、介護職員の介護記録等の事務負担を軽減し、身体介護等により専念できるよう、事業所へのICT導入支援を行っているところであります。

さらに、在宅において医療と介護をつなぐ重要な役割を担う訪問看護の充実を図るために、事業所開設時の初期費用を助成するとともに、既存の事業所の人員確保等への支援も行ってい

るところであります。

今後とも、高齢者が安心して暮らすことができるよう、居宅サービスの充実に努めてまいります。

○徳重忠夫議員 よろしく願いしておきます。

続きまして、少子化対策について伺ってまいります。

令和元年に改定されました宮崎県総合計画では、令和12年に合計特殊出生率1.9程度の目標が掲げられ、その達成に向けたアクションプランでは、令和4年の目標値として合計特殊出生率1.81が掲げられております。

知事はこれまで、人口減少対策を本県の最優先課題に掲げられ、様々な子育て支援策に取り組んでこられたところではありますが、総合計画に掲げた目標を達成するためには、知事の意気込みが県民に伝わり、県内外の若い世代が、「宮崎県は、本当に子供が生まれるということを応援してくれているんだ」という知事の熱い思いを感じ取ってくれるような思い切った施策を、市町村と連携しながら打ち出していくべきだと私は考えております。

そこで、少子化の要因とその対策について、知事の考えをお伺いしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 今御指摘のありました合計特殊出生率で見れば、本県は全国2位ないし3位という状況であります。出生数自体は減少し続けている状況でありまして、社会や経済の成熟化に伴うライフスタイルの変化や価値観の多様化が、未婚率の上昇などにつながり、こうした少子化の要因になっているものと考えております。

これまで県では、子供と子育てを社会全体で応援する「未来みやざき子育て県民運動」を展

開するとともに、ライフステージに応じた切れ目ない支援を実施してきているところでありますが、少子化の進行に歯止めがかからない中、新たな視点でのより一層の取組が必要だと考えております。

このため、今議会におきましては、特に若い世代に結婚への興味・関心を持ってもらうための新たな機運づくりや、それぞれの市町村の実情に応じた少子化に係る課題解決に、県と市町村が連携して取り組んでいく事業をお願いしているところであります。

少子化対策は、今後、本県が持続的に発展していく上で最も重要な課題の一つであると認識しておりまして、引き続き、市町村や関係団体とも十分に連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 よろしく願いいたしておきます。

次に、農業関係について伺ってまいります。

新型コロナの感染拡大に伴い、農業分野においても、産地で生産・出荷活動を停滞させないような感染防止対策を徹底しておりましたが、大消費地における外食産業等の長期にわたる営業自粛等により、出荷調整や取引の中断、取引価格の下落など大きな影響を受けたところであります。

このような中、昨年末に国から、令和2年の農業産出額が公表されました。全国の農業産出額が8兆9,333億円と、対前年比0.4%増となっている一方で、本県の産出額は3,348億円と、前年から1.4%、48億円もの減となっております。全国順位も第5位から第6位に下がっております。

本県は、全国有数の食料供給基地であるとともに、今般のコロナ禍において重要性が再認識

された食料安全保障の一翼を担う産地として、結果を分析し、その対策を講じていく必要があると考えております。

そこで、本県の農業産出額が減少した要因をどのように分析しているのか、また今後の対策について、知事の考えもお聞きしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 令和2年の農業産出額が減少した要因としましては、その6割を占めます畜産の影響が大きいものと考えております。コロナ第1波、第2波に伴います枝肉価格、子牛価格の下落によります肉用牛の産出額72億円の減少が影響しているところであります。

その後について見ますと、これらの価格は、感染拡大の波による変動はありますものの、輸出や電子商取引等の拡大もありまして、比較的堅調に推移しているところであります。

一方、野菜の産出額は、コロナ禍における総菜やミールキットなどの巣ごもり需要の拡大に伴うキュウリ等の単価上昇によりまして、5年ぶりに20億円増加するなど、需要の変化を捉えた明るい材料も見られているところであります。

県としましては、このコロナ禍の中で生じた様々な変化にしっかりと対応できる産地づくりに取り組むとともに、スマート農業の普及や農地の大区画化など、生産性の向上や生産基盤のさらなる強化を図り、食料供給基地の責務として、農畜産物の生産拡大、消費地への安定供給に取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 引き続きまして、農政水産部長にお尋ねしてまいります。

県が昨年3月に策定しました第八次長期計画では、農業のスマート化を「賢く稼げる農業」

の柱と位置づけ、生産部門での技術革新や、効率的な生産環境、分業生産体制の構築による生産性の向上を図ることとなっております。

人が減っていく中で、産地の生産力を維持していくためには、スマート農業技術による作業の省力化や自動化等が不可欠であります。

しかしながら、スマート農業技術には多種多様な技術があり、さらに日々進化・開発が進んでいることから、その技術を農業者が使いこなすためには、農業者に対して、適切な使い方や活用方法を指導できる人材の育成を進めていかなければ、本県農業のスマート化は進まない、このように考えているところであります。

そこで、スマート農業技術の指導人材の育成に向けた県の考え方と具体的な取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） スマート農業技術を普及するためには、農業者個々の経営課題に対応した技術の導入について、的確に助言・指導できる人材の育成が重要であると認識しております。

このため県では、スマート農業の普及に向けた取組をロードマップとして作成し、その中に、指導人材の育成や費用対効果の検証等も位置づけ、関係機関・団体と連携しながら取組を進めているところであります。

また、今議会で令和4年度新規事業としてお願いしております「みやざき農業DXスタートアップ事業」を活用して、国の研究機関や機械メーカー等の外部専門家による指導者研修などを実施することとしております。

引き続き、指導人材をしっかりと育成することで、多くの農業者がスマート農業の効果を実感できるよう取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 国は、平成26年度から農地中

間管理事業による農地の集積・集約を進めております。本県においても、農業振興公社に農地中間管理機構を設置し、担い手への農地の集積・集約に取り組まれていると伺っております。

本県の農地中間管理事業等による農地の集積状況について、農政水産部長にお尋ねしておきたいと思います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 令和2年度末の農地中間管理事業による累計の借入面積は、全耕地面積の12.4%となる8,100ヘクタールであります。

また、担い手への農地の集積率は、本事業開始前の平成25年度末の45.0%から、令和2年度末で53.6%と、この7年間で8.6ポイント増加しております。

地区別には、中部地区で約68%、南那珂地区で約47%、北諸県地区で約54%、西諸県地区で約56%、児湯地区で約65%、東臼杵地区で約20%、西臼杵地区で約27%となっており、中山間地域が多い東臼杵地区、西臼杵地区で集積が進んでいない状況にあります。

○徳重忠夫議員 農地の集積が進んでいない中山間地域においては、農地の荒廃が懸念されているところであります。

農林水産省が昨年11月に公表した本県の令和2年の荒廃農地面積は、2,860ヘクタールとなっております。3年間で243ヘクタールも増加して、毎年81ヘクタールずつ増えております。

可能な限り耕作放棄地が発生しないように対策を進めていただくことはもちろんであります。再生困難な農地については、農地以外の活用も検討する時期に来ているのではないかと考えております。

そこで、中山間地域における荒廃農地の面積の推移及び今後の対策について、農政水産部長

にお尋ねしておきたいと思います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 中山間地域における荒廃農地面積は、令和2年で、県全体の荒廃農地面積の68%となる1,954ヘクタールで、この3年間で69ヘクタール増加しております。

中山間地域は、平地に比べ、総じて農業生産活動や定住等の条件に厳しいものがありますことから、将来の地域の農業の在り方について、地域の合意形成を図っていくことが必要であると考えております。

このため、日本型直接支払制度を活用するなど、荒廃農地の解消や発生防止に取り組みますとともに、守るべき農地の明確化や、その農地の担い手への集積などを定める「人・農地プラン」の作成を支援し、その過程において、再生困難な農地の活用についての合意形成を促してまいります。

○徳重忠夫議員 次に、冒頭でも触れましたが、令和2年度の農業産出額が3,348億円となる中、第八次長期計画においては、10年後の令和12年の農業産出額の目標を3,742億円に設定されております。

内訳を見ますと、畜産部門では、平成30年の2,208億円を、令和12年度までに136億円、6.2%の増となっており、2,344億円とする大きな目標を掲げておられます。

そこで、本県産出額の2割を占める肉用牛の令和12年度の産出額の目標達成に向け、どのような取組を進めていくのか、農政水産部長にお尋ねしておきたいと思います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 現在、今年度策定した第八次農業長計の畜産版アクションプランであります「みやざき畜産共創プラン」により、本県肉用牛の生産力強化に向けた各種施策を進めているところであります。

具体的には、畜産クラスター事業等を活用した担い手の規模拡大に加えて、JA等が主体となった繁殖センターや入植団地等の地域拠点施設の整備支援による分業化などの推進により、生産基盤の強化を図っております。

また、ICTなどのスマート技術を活用した分娩間隔の短縮や、事故率の低減、地域の関係機関が連携した技術指導等に取り組み、さらなる生産性の向上に努めてまいります。

県としましては、今後とも生産者、関係者と十分連携しながら、プランに掲げた施策を総合的に推進し、肉用牛産出額の目標達成を目指してまいります。

○徳重忠夫議員 次に、水産業についてお伺いしてまいります。

本県水産業は、26年連続日本一の近海カツオ一本釣り漁業をはじめ、マグロはえ縄漁業、まき網漁業、ブリやウナギの養殖業の水揚げが全国でも上位を占めるなど、国内の主要な水産県であり、また本県の地域経済を支える重要な産業でもあります。

しかしながら、近年の本県の水産業は、水産資源の減少、魚価の低迷、担い手の減少などの課題を抱えておりますが、追い打ちをかけるように、コロナ禍の影響による水産物の消費減退や、昨今の燃油価格の高騰などにより、厳しい経営を強いられている漁業者が多くなっていると伺っております。

このような状況が続けば、本県の水産業が維持できないことはもとより、様々な水産関連産業の縮小など、地域経済に大きな影響を及ぼすのではないかと危惧しているところであります。

そこで県では、第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画において、水産業の成長産業化を掲

げておりますが、その実現に向けてどのような取組を行っていくのか、農政水産部長にお伺いしておきたいと思っております。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画では、「ひなたイノベーション」で新たな波に乗り成長する水産業」を基本目標に掲げ、本県水産業の成長産業化に向けた取組を推進しております。

具体的には、外国人材を含めた多様な担い手の確保や、スマート化による生産力の強化、加工・流通施設のHACCP取得の促進による輸出拡大などの取組により、漁業者が潤い、漁村に活力が生まれるといった成長のサイクルを形成するとともに、水産資源の回復と、漁港などの生産流通基盤強化の取組などにより、その成長のサイクルを支えてまいります。

計画の推進に当たりましては、主役となる漁業者や関係団体等との連携はもとより、広く県民の皆様の理解も得ながら、しっかりと取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 世界的な人口増加に併せて水産物の需要が増大する中で、県産水産物の販路を世界各地に築くことは、本県水産業の成長産業化にもつながる重要な取組であります。輸出に当たっても、今後はSDGsの取組が評価される傾向にあります。

このような中、国においては、「みどりの食料システム戦略」など、SDGsへの取組を推進する方針が打ち出されたところであります。

本県においても、積極的に対応する必要があらることから、昨年9月、県議会自由民主党といたしましても、知事に取組の推進を提言したところであります。

そこで、本県水産業におけるSDGsの取組について、農政水産部長に伺っておきたいと思

います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） SDGsは、国内外で関心が高まっており、水産業においても、その対応が求められておりますことから、国は「みどりの食料システム戦略」において、漁獲量の回復や環境に優しい養殖業を目指した取組を進めることとしております。

県では、特に養殖業において、天然資源や漁場環境への負荷を軽減する新たな生産方法への見直しが求められておりますことから、「養殖グリーン成長戦略推進事業」を今議会にお願いしているところであります。

本事業では、天然種苗から人工種苗への転換や、二酸化炭素を吸収する海藻養殖の導入などを支援することとしております。

県としましては、SDGsへの対応を本県水産業が成長する機会と捉え、関係団体と連携し、積極的に推進してまいります。

○徳重忠夫議員 ここまで農水産政策について質問してまいりました。

社会情勢が目まぐるしく変化する中で、本県の基幹産業である農水産業が活性化し、産業として続いていくことが本県にとって大変重要であります。

そこで最後に、本県農水産業の歩みと歩調を合わせて、30年以上にわたりその進行に尽力してこられた牛谷農政水産部長に、今後の本県農水産業・農漁村の目指すべき姿をどのように考えておられるのか、伺っておきたいと思っております。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 世界的なSDGsやカーボンニュートラルの取組など、持続可能な社会の実現に向けて、時代の大きな転換点を迎えていると認識しております。本県農水産業は、これらの変化にしっかりと対応し、持続可能な産業として発展していくことが求めら

れております。

このため県では、水田からのメタンガス発生抑制や畜産バイオマスのエネルギーへの活用、養殖における人工種苗への転換など、持続可能な農水産業に向けた取組をまとめた「みやざき農水産業グリーン化推進プラン」の策定を進めますとともに、令和4年度から、農水産業のグリーン化を積極的に推進することとしております。

今後、これらの取組を発展させることにより、本県の農水産業が県民や消費者の共感を得るとともに、次代の若者が誇りを感じ、夢と希望を持って取り組める農水産業が実現することを期待しております。

○徳重忠夫議員 次に、企業局長にお尋ねしてまいります。

企業局は、再生可能エネルギーである水力発電を主として、電気事業、日向市の細島地区に工業用水を供給する工業用水道事業のほか、新富町の一ツ瀬川河川敷ゴルフ場を運営する地域振興事業を運営されております。

電気事業については、これまで安定した経営を維持され、平成28年度から30年度にかけて、県営事業みやざき創生基金に30億円、令和2年度から3年度にかけて、宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金に20億円を財源として繰り出すなど、地域貢献にも努めてこられました。

企業局では現在、渡川発電所と綾第二発電所の大規模改修事業のために多額の投資をしておりますが、電気事業の今後の見通しについてどのように考えているのか、今後の収支に大きな影響のある綾第二発電所の固定価格買取制度、いわゆるFITの認定手続の進捗状況と併せて、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局では、「企業局経営ビジョン」に基づき、長期的視点に立って、老朽化した発電設備を計画的に更新するため、現在、渡川発電所と綾第二発電所の大規模改良事業を実施しております。

これに伴い、発電停止や固定資産除却費の増により一時的に収支が悪化しますが、事業が完了する令和7年度以降は、これまでどおり安定した収益が確保できるものと見込んでおります。

加えて、綾第二発電所のF I Tにつきましては、1月31日付で認定されたところであります。改良後は、20年間にわたり固定した価格での売電が確実となることから、長期的な見通しに立った経営ができるものと考えております。

企業局としましては、今後とも健全経営に努め、積極的な地域貢献に取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 地域振興事業として運営する一ツ瀬川県民ゴルフ場は、平成2年11月に営業を開始し、今年で32年目になっております。

これまでの利用者は延べ120万人を超え、県民の健康づくりに広く貢献されているほか、イベントの賞品やレストランの食材等を地元で購入するなど、地域振興にも取り組まれてまいりました。しかしながら、ゴルフ場の経営状況は、平成30年度から令和2年度までに3年連続で赤字となっていると聞いております。

利用者にとってなくてはならない施設であろうと思いますが、一ツ瀬川県民ゴルフ場の今後の運営について、企業局長にお尋ねしておきたいと思っております。

○企業局長（井手義哉君） 一ツ瀬川県民ゴルフ場は、年々利用者が減少していたことから、コース環境の改善のほか、事業所に対する個別

訪問やダイレクトメール送付など営業活動を強化し、新規利用者の開拓等に取り組んできたところであります。

その結果、昨年度は利用者が増加に転じましたが、豪雨等による冠水やコロナ禍による営業休止の影響などから、3年連続で赤字となったところであります。

今年度につきましては、営業活動の対象をさらに広げてゴルフ場の周知に努めたほか、休日利用者の誘客に積極的に取り組んだところ、1月までの利用者数は、ほぼ目標どおりの実績を上げており、黒字が見込める状況となっております。

今後とも、指定管理者との連携の下、経営の安定化に取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 次に、教育長にお尋ねしてまいります。

小学校高学年における教科担任制について伺います。

中央教育審議会の答申で、令和4年度を目途に、小学校高学年における教科担任制の本格的導入が必要と示されました。

答申を受け文部科学省は、小学校高学年における教科担任制に取り組むための教員を増員し、外国語、算数、理科、体育を優先教科として取り組むなど、次年度より全国で教科担任制を推進されると伺っております。

また、全ての教科を担当が指導する小学校においては、働き方改革の面からも、教科担任制の効果があると聞いております。

そこで、本県での小学校高学年における教科担任制に関する取組について、教育長に伺っておきたいと思っております。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、教科担任制の導入を推進するため、昨年度

よりモデル校を指定し、研究に取り組んでおります。加えまして、小学校教諭の採用試験に英語や体育の区分を設け、採用も進めております。

また、先月末には、県内全ての公立小学校の管理職と教務主任等を対象としましたオンラインによるフォーラムを開催し、教科担任制の成果や課題解決に向けた工夫について意見交換を行ったところであります。

その際、モデル校からは、専門性を生かした授業の質の向上、複数の教員による多面的な児童理解、教員の負担軽減など、多くの成果が報告されたところであります。

今後、県教育委員会といたしましては、研究の成果等を踏まえ、適正な人員配置を進めるとともに、効果的な取組についての情報を提供するなど、小学校高学年における教科担任制の導入を推進してまいります。

○徳重忠夫議員 次に、栄養教諭について伺います。

本県の栄養教諭については、平成18年度から配置されており、平成20年11月の議会において、栄養教諭の配置について私は質問をいたしました。

当時は、平成17年度に栄養教諭制度が始まって間もないことから、県内小中学校における栄養教諭の配置数も少なかったわけですが、栄養教諭の適正な配置がなされるように、積極的に取組を進めていただくよう要望を申し上げたところです。

そこで、現在の県内小中学校における栄養教諭の配置状況について、教育長に伺っておきたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県における小中学校の栄養教諭につきましては、平成18年度以

降、計画的に順次配置を進めておりまして、本年度は、全県下に89名を配置しているところであります。

実際の配置校の選定におきましては、児童生徒の実態などを踏まえた市町村の要望も考慮し、適正な配置となるよう努めておるところであります。

なお、栄養教諭の配置数は、国の法令に基づき、共同調理場の数や単独で給食を実施する学校の数及び児童生徒の数により定められておりまして、国の基準に準じたものとなっております。

○徳重忠夫議員 続いて、栄養教諭が行う食育の授業について伺います。

私は、栄養に関する教育、いわゆる食育は非常に重要なものであると考えております。食は、人が生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、健康な生活を送り、心豊かな暮らしを実現するためには、健全な食生活が重要であると考えています。

しかしながら、全国的には、食塩の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食を食べないなどの食習慣の乱れ、これらに起因する肥満や痩せ傾向などの課題が指摘されておるところであり、このような課題を改善するためには、学校における食育は意義深い教育であると考えております。

そこで、学校で行われている食育について、栄養教諭が関わることが重要であると考えますが、実際に、栄養教諭は食育に関してどのような授業を行っているのか、教育長に伺っておきたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 栄養教諭の食に関する指導は、学級担任や教科担任と連携を図りながら、チームティーチングで行っております。

内容的には、発達の段階に応じて、小学校低学年では食べ物の大切さ、中学年では体をよりよく発育・発達させるための食事、高学年では主食、主菜、副菜などの組合せ方、中学校では一日に必要な食品の種類と量などを取り扱っております。

栄養教諭は、これらの授業におきまして、学校給食や日常の食生活に関連したデータを用いて、必要な栄養の摂取や運動量に応じた食生活などについて、専門的立場から具体的な指導を行っております。

○徳重忠夫議員 次に、教員のICT活用指導力について伺います。

GIGAスクール構想に基づく取組が進められ、生徒用の端末が整備される中、教育委員会が策定しました「教育の情報化」推進プランでも述べられていましたが、今まで以上に、先生方の授業におけるICT活用が必要になっていくと思います。

そこで、教員のICT活用指導力の向上に向けた取組について、教育長に伺っておきます。

○教育長（黒木淳一郎君） 1人1台端末の環境整備に伴いまして、教員には、ICTを活用して効果的に指導するなど、これまで以上の授業力の向上と、それに伴う個々の教員に対する支援体制の充実が必要であると考えております。

そのため県教育委員会では、今年度策定した「教育の情報化」推進プランに基づき、全ての県立学校にICT教育推進リーダーを配置し、教育委員会内の指導主事とともに毎月1回をめぐりに研修会を行うなど、中核となる教員の育成を行ってまいりました。

また、ICT活用に関するモデル校を指定して、デジタル教材の開発や授業公開を行うな

ど、教員の指導力向上に向け、取組を強化してきたところであります。

今後も引き続き、校内推進体制の強化を図りつつ、関係機関と連携した人材育成の取組や、教育研修センター等で行われる研修の充実等により、教員の指導力向上に取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

続いて、警察本部長にお尋ねしてまいります。

次に、交番・駐在所の統廃合についてであります。

交番・駐在所は、地域の安全を守る拠点として、地域で発生する犯罪の未然防止や鎮圧などの活動を行うだけでなく、地域住民の方々とじかに接し活動する中で、住民の絆や信頼関係を構築し、安心感を届ける役割を担っていると考えております。

そのような存在である交番・駐在所が廃止されるとなれば、不安感を募らせる地域住民の方々もおられるわけであり、しっかりと説明を行いながら不安感の解消に努め、理解を得ながら統廃合に踏み切る必要があるのではないかと考えております。

私は、より時間をかけて統廃合に踏み切るべきだと考えておりますが、警察本部長のお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○警察本部長（佐藤隆司君） 交番・駐在所は、地域に根差した活動を行っているため、その廃止に伴って、地域の方々が寂しさや不安を感じておられることは承知しております。

一方、刑法犯認知件数が大幅に減少した反面、ストーカーやDV事案といった、事態が急変し、殺人等の重大事件に発展するおそれのある相談は件数が増加するなど、県内の治安情勢

は刻々と変化しております。

変容する治安情勢に的確に対応するため、交番や駐在所等の地域で活動する警察官の現場執行力や機動力、夜間警戒力を強化することが喫緊の課題であると考えております。

今回の統廃合は、これらの課題を克服するため、県全体の状況を見渡し、警察の治安維持機能に影響しないよう、中期的計画の下、段階的に交番・駐在所の再編整備を行うものでありますので、本年4月から行われる施設が一部あることを御理解いただきたいと思っております。

○徳重忠夫議員 警察行政は、公安委員会管理の下で行われておると思っております。本県でも3名の委員の方々が任命されておるところであります。公安委員会は警察行政に民意を反映させ、警察による独善的な運営を防止するために設置されているものと承知いたしておるところであります。

交番・駐在所の統廃合に関しては、地域住民の方々に対する影響が大変大きいということから、警察から公安委員会に対して報告されていると思っておりますが、公安委員会の考え方をお伺いしておきたいと思っております。

○公安委員長（島津久友君） 交番・駐在所の統廃合につきましては、令和3年の1月と4月に開催されました県下警察署長会議で協議が行われまして、私を含む公安委員3名は、いずれの会議にも出席し、協議状況等を確認しているほか、個別に進捗状況の報告を受けております。

治安情勢が変化する中、地域で活動する交番や駐在所、警察署パトカーの勤務員につきまして、現場執行力や機動力、夜間警戒力の向上を図るためには、交番・駐在所の統廃合は必要不可欠な施策であると考えております。

警察行政を管理いたします私ども公安委員の意見といたしまして、県下警察署長に対しまして、地域住民の方々の御理解を得て進めることが重要であり、丁寧な説明を行うよう指導したところであります。

○徳重忠夫議員 どうもありがとうございます。公安委員会としても、交番・駐在所の統廃合の必要性を理解した上で、地域住民の方々に対する説明は丁寧に行うように指導されているということが分かりました。

しかしながら、今年4月の統廃合に対し、一部の住民の方々が反対を表明され、1,067名もの署名を集めた要望書を警察本部に対して提出したという話をお聞きいたしております。

これまで存在した交番・駐在所がなくなることから、全ての方々の賛成意見を得て統廃合を行うことは困難であることは承知しておりますが、少なくとも、統廃合の趣旨・目的を理解していただき、地域住民の方々が抱える不安感を解消しながら進めることが重要であると、私は考えております。

現在、交番・駐在所の統廃合に理解を示されていない方々がおられるようですが、どのように理解を得ていくのか、警察本部長の考えをお聞きしておきたいと思っております。

○警察本部長（佐藤隆司君） 交番・駐在所の統廃合に当たっては、地域住民の方々に慎重かつ丁寧な説明を行い、その御理解を得た上で進めていく方針に、現在も変わりはありません。

幾つかの施設につきましては、本年4月から統廃合を行う予定で準備を進めているところですが、議員御指摘のとおり、2月10日付で要望書を受領しており、存続を希望されている地域住民の方々がいらっしゃることは把握しており

ます。

現在も、地域住民の方々への説明や情報収集を続けているところでありますが、例えば、施設を残したままでの連絡所型駐在所への移行や、一定期間、統廃合後の運用を試行的に行い、統廃合による効果や影響を検証した上で御理解を得ていきたいと考えております。

警察としましては、引き続き、地域住民の方々への慎重かつ丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 今回の統廃合によりまして、地域住民の方々と警察の間であつれきが生じ、これまでの信頼関係が損なわれることは、お互いにとって大変不幸なことであると私は思っています。

地域住民の方々への説明は慎重に進めていただき、統廃合に踏み切る時期についても細心の注意を払っていただきたいということをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、知事に一言お願いしておきたいと思えます。

壇上で、都城警察署の建て替えについて前向きな御答弁をいただきましたが、都城を中心に開催される国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会が令和8年に予定されております。その年の最大イベントであり、天皇陛下も御臨席されるものと思われれます。全国各地から選手や多くの方々が来られます。これまでにない警備態勢が取られなくてはならないと思えますが、粗相のないよう最善の備えが必要であると、このように考えます。そういう場所が今はないと私は思っております。

そのために、中核となる都城警察署が1日でも早く完成できますように、重ねて強く要望を

申し上げておきたいと思えます。

最後になりますが、今年3月をもって退職される県職員の皆様には、長年にわたって県政発展に御尽力をいただきました。深く敬意と感謝を申し上げますとともに、今後ますますの御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げ、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。

2月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

まず、財政問題について質問します。

御案内のとおり、国においては、新型コロナへの対応で追加の歳出が膨らみ、また、国債残高が1,000兆円を超える見込みとなるなど、大変厳しい財政状況に陥っています。

そのような中、地方に対しましては、引き続きまん延防止等重点措置が全国に広がっている中で、感染症対策を徹底し、大きなダメージを受けている地域経済を全力で支えていかなければなりません。

地方もお金を使わなければならない状況であるため、税財源の確保は大変重要であります。

本県の歳入の大部分は、地方交付税や県税収入などで賄われ、これからは、毎年、国の税制改正、地方財政対策で決定されます。

知事は、全国知事会地方税財政常任委員長を務められており、地方にとって大変重要な国の意思決定に対して、全国を代表して意見を述べる立場にあるわけです。

そこで、地方税財政常任委員長として、今後の地方税財政の課題をどのように認識されているのか、知事にお伺いいたします。

次に、本県の令和4年度当初予算に目を向けますと、予算規模が6,415億円と、平成30年度から5年連続の増額となっております。新型コロナ対策や社会保障関係費、公共施設の老朽化対策など、様々な課題に対応するため、予算規模が大きくなっていることは理解できますが、一方で、その財源は確保されるのか、財政の健全性に問題はないのか危惧していますが、総務部長にお伺いいたします。

次に、危機管理について質問します。

北朝鮮のミサイル発射は、令和4年に入って1月5日から30日まで7回あり、いずれも弾道ミサイルだと見られています。その中でも、30日に発射された弾道ミサイルは、最高高度はおよそ2,000キロメートルに達し、およそ800キロメートル飛翔したことを踏まえれば、射程が中距離以上の弾道ミサイルだった可能性があるという認識が示されています。

このように、我が国への脅威がより高まっている状況ですが、北朝鮮からミサイルが発射された場合、県民にどのように情報を伝え、県はどのように対応するのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

次に、全国和牛能力共進会について質問します。

5年に一度、全国の優秀な和牛を一堂に集めて開催されます全国和牛能力共進会ですが、いよいよ今年、10月6日から10日の日程で第12回鹿児島大会が開催されます。

種牛（雄牛・雌牛）の姿・形の体型のよさなど、改良の成果を月齢別に審査する種牛の部と、肉質を審査する肉牛の部の審査が行われ、特に肉牛の部においては、うまみを表す指標「脂肪の質」が新たに審査基準となるようです。

これまでも、第12回全国和牛能力共進会に向けて様々な取組が進められていますが、今後の取組について農政水産部長にお伺いいたします。

次に、県立病院について2問お伺いいたします。

新宮崎県立病院が1月11日に開院しました。まず、この新県立宮崎病院に対する知事の思い、期待をお伺いします。

県立病院は、大正10年の開設から昨年10月で100周年を迎えています。これまで、高度な医療機器をそろえた地域の中核病院として、県民の信頼を得ながら、安心して安全な質の高い医療を提供し、発展してきたと思います。

私も、新県立病院を開院前に委員会で内覧させていただきました。新型コロナ等の感染症対策として、感染症対応室や専用エレベーターを設け、感染拡大時に、一般病棟の41床を区切って感染患者向けに提供できるようにしてありました。

また、ICU、手術室、救急病棟の病室を増設、手術支援ロボット「ダビンチ」、屋上にはヘリポート等々、大規模自然災害や感染症対策を拡充した最先端の医療提供ができる中核医療機関だと感じました。

中核病院は、このような最先端の医療を提供することも重要ですが、地域と連携した医療・介護サービスの提供と、医師の働き方改革が重要と考えます。

この2点について、新しく策定する県立病院の経営計画ではどのように取り組まれるのか、病院局長にお伺いいたします。

壇上からの最後の質問として、会計事務について質問いたします。

新型コロナ対策に対応している各課においては事業量が増加していると思います。それと同時に、契約や支払いなどの事務量が増加し、日々の会計事務に誤りが生じないかと懸念しております。

そこで、会計管理局では、職員の会計事務能力の向上やチェック機能の強化にどのように取り組んでいるのか、会計管理者にお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、地方税財政の課題についてであります。

地方が、感染症対策や地方の活力の回復に取り組むとともに、社会保障などの行政サービスを持続的に提供していくためには、その前提として、国による税制、予算、地方財政対策において、必要な財源が適切に確保されることが重要であると考えております。

このような中、来年度につきましては、財政面では、引き続き新型コロナ対策財源を確保するとともに、令和5年度に向けては、社会保障関係費が増加する中で地方一般財源総額の確保・充実、さらには、デジタルや脱炭素などを通じた幅広い意味での地方創生のための財源確

保などが求められているものと考えております。

また、税制面では、令和5年度の税制改正に向けて、都道府県の主要税源であります自動車関係諸税の見直しなど、社会経済構造の変化に対応する改正が想定されているところであります。

地方税財政常任委員長としましては、これらの課題に対して、今後とも各県と緊密に連携し、地方税財源の確保・充実に全力を尽くしてまいります。

次に、新県立宮崎病院への思い、期待についてであります。

平成27年10月に基本設計に着手して以降、約6年4か月にわたり整備を進めてまいりました県立宮崎病院を、去る1月11日にオープンさせることができました。これまでの県議会の皆様の御理解と御支援に、改めて感謝を申し上げます。

新病院では、東日本大震災の教訓を踏まえ、屋上へのヘリポート設置や浸水対策により、基幹災害拠点病院としての機能強化を図っております。

また、救命救急センターを病棟一体型として拡充するとともに、ICUや手術室の増設、手術支援ロボットの導入等により、救急医療や高度医療機能の一層の充実を行っております。

さらに、着工後に発生しました新型コロナウイルス感染症等にも適切に対応できるよう設計変更を行い、さらなる機能充実を図ったところであります。

まさに、コロナ禍において、県民の間で地域医療の確保に対する関心が極めて高くなっている状況の中で、本県医療において基幹となる病院を造り上げることができたものと、大変あり

がたく思っております。

また、この人材確保に努める上でも、環境に恵まれた病院の整備というものは極めて大きいものと考えておまして、今後は、さらに医療スタッフの充実を図りながら、新病院の機能を十分発揮させ、高度で良質な医療の提供と、患者サービスの一層の充実に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（吉村久人君）〔登壇〕 お答えします。財政の健全性についてであります。

令和4年度当初予算案の財源につきましては、県税の伸びなどにより、自主財源比率が40.2%と、4年ぶりに4割を超えたものの、本県が自主財源に乏しい脆弱な財政構造であることに変わりはありません。

一方、新型コロナ対策に係る経費につきましては、そのほとんどを国の交付金で対応しており、県土の強靱化対策につきましては、手厚い地方財政措置のある起債を活用するなど、財政の健全性に留意しながら予算編成を行ったところであります。

その結果、令和4年度末の臨時財政対策債を除く県債残高は0.1%の減となり、また、当初予算編成後の財政関係2基金残高も335億円と、一定の規模を確保したところであります。

他方、国におきましては、令和4年度末の国債発行残高が1,000兆円を超える見込みでありますことから、中長期的な国・地方を通じた財政運営の在り方について留意しながら、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（小田光男君）〔登壇〕 お答えします。ミサイルへの対応についてであります。

北朝鮮から発射されたミサイルが、本県に影

響がないと判断された場合は、消防庁から県に対し、ミサイル発射の情報が伝達されます。これを受け、県では、市町村へ伝達するとともに、漁船等の安全確認のため、関係機関から必要な情報の収集を行います。

万が一、ミサイルが九州上空を通過する可能性があるなど、本県にも影響が及ぶおそれがある場合は、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートを通じて、瞬時に市町村防災行政無線、携帯電話等の緊急速報メールなどによりまして、県民に避難を呼びかけることとされております。

さらに、あつてはならない事態ではありますが、県内で被害が発生するなど本県に影響が及んだ場合は、県では、国民保護計画に基づき、県民の生命や財産を守るため、関係機関と連携を取りながら、被害の最小化を図ることとしております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（牛谷良夫君）〔登壇〕 お答えします。第12回全国和牛能力共進会についてであります。

本年10月鹿児島県で開催される第12回全共に向けましては、候補牛の掘り起こしや選抜作業に、コロナ禍で活動が制限される中ではありますが、しっかりと取り組んでいるところであります。

今後、5月から6月にかけて県内7地域で出品候補牛が選定され、8月にはその中から、本県代表牛23頭を決定します。県としましては、これらの出品対策を通じて、県代表牛が全共本番で最高の能力を発揮し、最高の結果が得られるよう、必要な対策を今議会にお願いしているところであります。

全国的にも肉用牛の改良が進み、今大会も非常に厳しい戦いを予想しておりますが、チーム

宮崎一体となって、日本一の努力と準備で県代表牛を磨き上げ、4大会連続の内閣総理大臣賞獲得を目指し、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（横山幸子君）〔登壇〕 お答えします。会計事務についてであります。

会計管理局におきましては、財務会計事務に関する研修や、職員の机上のパソコンに業務マニュアルを整備し、いつでも知識の習得が図られる機会を提供しております。

また、日々の審査業務での指導や、会計事務ヘルプデスクで電話相談等に応じるとともに、出先機関での実地指導検査に併せて、職場OJTを実施するなど、きめ細かな指導・支援を行っております。

さらに今年度は、財務会計システムにおいて、納入期限の自動表示や契約事務におけるエラー表示の追加などミスを起こさないよう、事前にシステム面からも支援を行っております。

今後とも、職員の能力向上や組織的なチェック機能の強化により、適正な会計事務の確保に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○病院局長（桑山秀彦君）〔登壇〕 お答えします。県立病院における地域との連携と、医師の働き方改革についてであります

御質問の2つの点につきましては、大きな課題と認識しておりまして、新しい経営計画において、それぞれ取組の柱として位置づけております。

まず、地域と連携した医療・介護サービスの提供につきましては、各病院に設置している患者支援センターを中心に、患者に切れ目のない医療・介護サービスが提供されるよう、紹介・逆紹介の推進や、入退院時の患者情報の共有など、地域の医療機関や介護福祉サービス事業者

等との連携をさらに進めることとしております。

また、医師の働き方改革につきましては、令和6年4月からの時間外労働上限規制の適用に適切に対応するため、医師の勤務実態に応じた勤務時間の割り振りの見直しなどの検討を進めますとともに、医師事務作業補助者の活用などによる業務の効率化などを図ることとしておりまして、今後、これらの課題にしっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 それぞれ答弁ありがとうございます。それぞれ順次再質問を行います。

まず、危機管理について質問します。

日本時間の1月16日午後1時10分頃、トンガ諸島の海底火山で大規模な噴火が発生し、気象庁は16日深夜午前0時15分、宮崎県を含む太平洋側の広い範囲に津波注意報を発表しました。皆様も深夜の津波注意報の報道、また携帯のアラーム等でびっくりされたと思います。

また、1月22日深夜午前1時頃、日向灘を震源とする地震があり、大分県と宮崎県で震度5強、熊本県と高知県で震度5弱を観測しました。この地震による津波はありませんでしたが、先ほどと同様、深夜の突然の激しい揺れにびっくりされたことと思います。

このように、いつ何どき起こるかもしれない地震や津波ですが、今回のように勤務時間外に発生する災害に対応するため、県はどのような体制で準備をしているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（小田光男君） 県では、危機管理体制の強化を図る観点から、平成18年度より24時間体制で災害監視を行っております。

具体的には、平日の昼間は危機管理局で対応し、夜間や休日の勤務時間外は防災庁舎3階の

災害監視室において、本庁知事部局の職員1名と会計年度任用職員1名の2人体制で、常時、気象情報等の監視を行っているところであります。

さらに監視室では、地震等の気象情報のほか、林野火災等の危機事象に関する情報を入手した場合は、直ちに関係部局や自衛隊等の防災関係機関へ伝達を行っております。

また、伝達を受けた関係部局においては、地域防災計画により、あらかじめ定められている緊急要員が速やかに登庁し、被害情報の把握など、その後の対応に従事することとしております。

○野崎幸士議員 では、今回の津波と地震に対しては、県はどのように対応したのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（小田光男君） 県におきましては、1月16日のトンガ沖海底火山噴火に伴う津波注意報の発表を受け、即時に、災害監視室から沿岸市町等に対し情報を伝達するとともに、県に情報連絡本部を設置いたしました。

当該本部では、津波対策関係課の緊急要員と連携して、被害情報等の収集や報道対応、沿岸市町と情報共有を行いました。

1月22日の日向灘を震源とする地震では、即時に、災害警戒本部を設置し、県のホームページで県民に対して命を守るための行動の呼びかけを行うとともに、関係各課の緊急要員により、被害情報の収集等を行いました。

また、関係機関と連携し、県の防災救急ヘリ等により、最大震度を観測した県北地域を中心に被害の程度を確認するとともに、气象台と連携して、土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを決定するなどの対応を行ったところであります。

○野崎幸士議員 今回の地震においては、県内5町において、震度計等の不具合で、発生時の気象庁が公表する震度情報に反映されなかったとの報道がなされました。今後こういったことが起きないように、またスピーディーで正確な情報が各市町村と共有できるようなシステム構築に取り組まれるよう要望いたします。

次に、全国和牛能力共進会について質問します。

本県は、第9回大会にて、種牛・肉牛の両部門で内閣総理大臣賞と団体賞、第10回大会にて、種牛の部で内閣総理大臣賞と団体賞、前回第11回宮城大会にて、肉牛の部で内閣総理大臣賞と、全共史上初の3大会連続での内閣総理大臣賞を、全国最多の計4回受賞しております。

第12回大会も大きな期待をしていますが、このような和牛能力共進会での実績が、宮崎牛を全国、また海外へ名をとどろかせていると思いますが、第12回全国和牛能力共進会の成果を、宮崎牛のさらなるブランド力強化にどのようにつなげていかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県は、これまでの全共日本一を冠とした取組により、ブランド認知度の向上や輸出量の増加など、宮崎牛の国内外での販路拡大につなげてまいりました。

このため、第12回全共での成果を活用し、さらなるブランド力強化を図るためには、国内外に向けたインパクトあるPR対策にスピード感を持って取り組むことが大変重要であり、今議会をお願いしております「県産牛肉販売促進総合対策事業」により、集中的なプロモーションに取り組むとともに、ウイズコロナも見据え、インターネット販売やSNSを活用した情報発

信等の取組を強化してまいります。

県としましては、今後とも関係機関と連携しながら、全共での成果をしっかりと生産者の経営安定につなげられるよう、宮崎牛のブランド力強化に努めてまいります。

○野崎幸士議員 宮崎牛は本県をアピールする大きな役割を担っていると思いますので、あらゆる媒体を使ってしっかり宣伝していただき、販路拡大につなげていただきたいと思います。

また、新型コロナが落ち着いた後、本県のあらゆる経済復興にも大きな役割を果たすと思いますので、ブランド力強化に尽力されることを要望いたします。

第12回大会では、特別区として「高校及び農業大学の部」があり、牛の評価と取組発表の総合審査が行われます。将来の本県の畜産を担う若者ですので、前回同様、いい結果が出るよう頑張ってもらいたいと思います。

次に、県立病院について質問します。

先ほど病院局長から、地域と連携した医療・介護サービスの提供と、医師の働き方改革について答弁いただきましたが、私は、この地域との連携が、まさしく団塊の世代が75歳を超える2025年問題の受皿となる地域づくり「地域包括ケアシステム」の形だと思っています。

退院される患者やその家族が退院後も安心して暮らせる、高齢者が病院や介護が必要となっても住み慣れた土地で暮らし続けられるよう、住まいを中心に医療や介護、予防・生活支援を一体的に提供していくための地域づくりの一員として、各県立病院が中心的な役割を担っていただくよう要望します。

また、医師の働き方改革については、やはり医師確保・育成にもつながりますので、総体的にしっかり取り組んでいただくことを要望しま

す。

次に、県立病院の経営状況について質問します。

新しく策定される県立病院の経営計画によりますと、ここ数年、収益的収支における収支差、要は入ってきた現金の差額が悪化している状況で、収益的収支における現金の増減と、資本的収支における現金の支出を合計した資本収支のマイナスが続いている状況ですが、県立病院の経営状況と経営健全化に向けた取組について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院における新型コロナ発生前の5年間の経営状況を見ますと、新たな診療報酬加算の取得などによりまして、入院外来収益は年々増加しており、決算の累計は、ほぼ収支均衡しております。

しかしながら、建物の改修や医療機器購入などの設備投資を加味した現金ベースの収支はマイナスが続いておりまして、今後は、こうした資金収支の改善が大きな課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえまして、新たな経営計画では、経営健全化に向けた取組の強化を基本目標の一つとして掲げ、地域の医療機関との連携強化などによる紹介患者や救急患者など新規患者の増加や、診療報酬制度に則した機能の充実により、収益の確保に努めますとともに、医薬品の共同購入等に取り組むなど、費用の節減にも努めていくこととしております。

今後とも、経営の健全性の確保には十分留意してまいります。

○野崎幸士議員 経営計画にあるように、経営の見える化によって、県病院の経営状況を職員に認識してもらうことも重要だと思いますし、延岡病院、日南病院も建設から20年以上経過し

ている状況で、維持管理、修繕等が必要になってくると思いますので、しっかりと経営に取り組んでいただくよう要望します。

先ほど、少し医師確保・育成について触れさせていただきました。その医師確保についてですが、アフターコロナも見据えた危機事象に強い医療提供体制の整備を進めていくことが非常に重要であると思います。

その中でも特に医師の確保は、本県にとって長年の課題になっているところです。令和元年度に国が公表しました医師偏在指標によりますと、本県は、全国下位3分の1に位置する医師少数県となるなど、その絶対数が不足しており、加えて、半数を超える医師が中央に集中し、地域間の偏在も問題となっています。

このような中、県におきましては、宮崎大学や県医師会をはじめとする関係機関と連携し、医師確保に向けた様々な取組を進められておりますが、今回提案されています医師修学資金貸与事業について、その改善内容や事業効果を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医師修学資金貸与事業は、地域医療を担う医師の育成・確保を図るため、卒業後の県内勤務を要件に、医学生へ入学金及び月額10万円を貸与するもので、平成18年度より取り組んでまいりました。

今回、より一層、医師確保を推進するため、新規貸与枠を21名から46名へと大きく拡大し、来年度から拡充されます宮崎大学医学部の地域枠全員に貸与できるよう、本議会において予算をお願いしているところでございます。

さらに、これまで貸与していない地域枠在学生の希望者にも貸与し、近年60名程度で推移しております臨床研修の開始者を、今回拡充された地域枠の学生が卒業する令和10年度までに

は、アクションプランの目標である80名以上に増やします。

また、貸与者全員に、県内で9年間、うち4年間を宮崎東諸県医療圏以外で勤務する、宮崎県キャリア形成プログラムを適用することで、県内定着と地域間の偏在解消を推進し、医師少数県からの脱却を図ってまいります。

○野崎幸士議員 中心部だけでなく、全県均衡的に医師の配置ができるよう、引き続き医師確保に尽力されることを要望いたします。

次に、新型コロナ対策について質問します。

本県に新型コロナが確認されて、約2年がたちました。社会全体が悲しみや不安、また不満といった本当に混乱している生活が続いています。また、新しいオミクロン株の出現により、現在第6波の中、その特性である極めて強い感染力もあり、これまでに経験のない速さで感染拡大が続いています。

さらに、オミクロン株は発症までの期間がこれまでと比べて短いことから、陽性者をいち早く把握することが大変重要です。

検査と一言と言っても、保健所が行う行政検査のほか、国において制度化された感染不安を感じる県民向けの無料検査などがありますが、今般の感染拡大により、検査件数も増加していると聞いています。

そこで、新型コロナの第6波における検査状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナの第6波における検査状況につきましては、1月2日から2月20日までの実績として、保健所が濃厚接触者等に対して実施しました行政検査が4万8,662件、医療機関が有症状者に対して実施した検査が3万5,016件、また感染拡大期に不

安を感じる県民が受検する無料検査が4万2,144件となっております。

特に1週間当たりの感染者数が最も多かった1月24日から30日までについては、1日平均で行政検査が1,631件、医療機関の検査が841件、無料検査が1,224件となっております。

○野崎幸士議員 各保健所においては、陽性者への疫学調査により把握した濃厚接触者に対し行政検査を実施しているようですが、特に先ほどの1月末のピーク時は、最大検査能力に近い規模感に対し、何とか検査を回したと聞いています。昼夜を問わず検査に従事した関係者の方々には、心から敬意を表し、感謝いたします。

一方、感染に不安を感じる県民を対象とした無料検査については、日々増加する県民の検査ニーズに対し、感染が急拡大した地域では速やかに対応できない状況もあったようですが、PCR等の無料検査について、感染拡大期に急増する検査ニーズに対しどのように対応しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 無料検査につきましては、1月8日に、県のPCR検査センター及び薬局の16か所で開始したところであります。

第6波におきましては、新規感染者の急増により、県民の検査ニーズが増加したところであり、ピーク時には予約が2～3日先まで取れない検査所も生じたことから、県としましては、検査事業者に対して、スタッフの増員や検査機器の増設を要請し、検査処理体制の強化を図るとともに、薬局等に働きかけまして、検査所を58か所まで増やし対応してきたところであります。

さらに、検査所が確保できない町村に対して

は、当該町村が、検査事業者の協力の下、巡回型のPCR検査を実施するなど、県内各地で無料検査が受けられるよう取り組んでおります。

県といたしましては、感染拡大期における無料検査について、来年度も国の補助制度を活用し実施するための予算を今議会にお願いしておりますので、感染拡大の兆しが見られる際には、現在の検査体制を生かしまして、県民の感染不安に寄り添い、早期の感染把握に対応できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 感染の拡大を抑えるためには、検査体制の充実、確保も重要と思います。

先日、東京都と神奈川県でBA・2という新しい新型コロナウイルスの市中感染も確認されています。こういうことを鑑みますと、今後いつ感染が急拡大するか懸念されますので、関係事業者等としっかり連携し、必要に応じて強化等を図る体制を構築していただくことを要望いたします。

次に、ワクチン接種について質問します。

新型コロナワクチンの追加接種については、国が当初8か月間隔での接種の方針を示していましたが、オミクロン株が感染の主流になる中、医療従事者や高齢者等の再三にわたる前倒しにより、現場である市町村をはじめ、県民自身が自分のスケジュールはどうなっているのかと混乱しているような状況に感じます。

そこで、現時点での県内における新型コロナワクチン追加接種のスケジュールについて、また、今後接種が開始される5歳から11歳の小児接種のスケジュールについて、併せて福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 追加接種につきましては、医療従事者や高齢者施設などの利用者等は接種間隔を6か月として接種が進め

られているところであり、それ以外の方々につきましても、接種体制が整えば、6か月間隔での接種が可能となったところでもあります。

具体的なスケジュールにつきましては、既に医療従事者や高齢者施設などの利用者等は接種が開始されております。また、2月からはその他の高齢者が始まっており、それ以外の方々は3月から開始される予定であります。

県といたしましては、できるだけ早期に接種が進むよう、市町村と連携し、接種券の前倒し発行や接種体制の強化を促進するとともに、県主催の追加接種センターを設置したところでもあります。

また、5歳から11歳の小児に対するワクチン接種につきましては、国からの指示に基づき、3月から順次、接種が開始されることとなります。

○野崎幸士議員 小児接種については、保護者がワクチンの有効性や安全性について十分理解し判断できる情報提供が必要など、様々な意見があるようですので、しっかり対応していただくよう要望します。

次に、交互接種についてですが、県内においては、初回接種で約9割の方がファイザーを接種しており、追加接種におけるワクチンの本県への配分状況では、半数以上の方が初回接種と異なるワクチンの接種、いわゆる交互接種をすることになります。

しかしながら、報道によると、追加接種があまり進んでいないとのことであり、その要因の一つとして、交互接種に対する不安があるとも聞きます。

追加接種を進めるためには、交互接種に対する不安を解消することが大変重要だと考えますが、本県における交互接種の推進に向けた取組

について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 御指摘のとおり、本県へのワクチン配分量につきましては、武田モデルナ社の割合が半数以上を占めていることから、初回接種におきまして、多くの方々がファイザー社製ワクチンを接種した本県におきましては、交互接種を進めていく必要があると考えております。

交互接種の効果や安全性につきましては、厚生労働省から、同じワクチンの接種と比べ、より抗体価が上昇するとの報告や、接種後の副反応について、同じワクチンの接種と比べ差がなかったことなどが示されております。

このため、県といたしましては、交互接種を安心して希望いただけるよう、こうした情報を含め、その効果や安全性について、テレビCMや新聞等を活用し、積極的な情報発信を行っているところであり、接種を希望する県民の皆様には早い機会での接種を御検討いただくよう、お願いしているところであります。

○野崎幸士議員 知事もこの交互接種の推進のためのCMに出演されて、県民に理解を求められています。厚労省の見解や交互接種の安全性や効果等の周知に力を注いでいただき、3回目のワクチン接種の推進を図っていただくよう要望いたします。

次に、「ジモ・ミヤ・タビ」地元旅行業者の支援について質問します。

新型コロナによって大きな影響を受けている県内の観光事業を早期に回復し、県内経済を活性化するために実施されていた宮崎・隣県在住者向けの旅行代金割引キャンペーン「ジモ・ミヤ・タビ」によって、本県の昨年11月、12月の宿泊稼働指数は全国1位になりました。

私の周りでも利用した県民は非常に多く、身

近な観光地の魅力に気づく、いい機会にもなったのではないのでしょうか。

このキャンペーンは、今年1月31日までとなっておりましたが、1月13日に県から感染拡大緊急警報が発表されたため、県全域で停止となり、1月31日をもって終了となりました。

そこで、好調に推移してきたジモ・ミヤ・タビキャンペーンの今後の展開について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 宮崎県民や隣県の在住者を対象とした県内旅行割引事業、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましましては、多くの方々に御利用いただいた結果、議員からもございましたとおり、九州経済調査協会の調べによると、本県の昨年11月、12月の宿泊稼働指数が全国で1位となるなど、好調に推移してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、1月13日から県下全域で停止し、1月31日をもって終了したところでございます。

そのような中、予算の執行が進んでおります本県に対しまして、国から財源の追加交付があり、今議会での補正予算をお認めいただいたところでございます。

今後、感染状況を見極めながら、この補正予算を最大限に活用し、まずは県内でのキャンペーンを再開した後に、隣県等へ対象範囲を広げ、県内経済の早期回復を図ってまいります。

○野崎幸士議員 新型コロナウイルスによって大変な影響を受けている宿泊業、旅行業にとっては大変効果のある事業ですので、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

また、特に地元旅行者においては大変厳しい経営状況にあるとお聞きしています。地元旅行者に対する支援策が必要であると思えます

が、その所見を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナウイルスの影響によりまして、旅行業者を含む観光産業は大変厳しい状況に置かれております。

このため県では、県内旅行需要の喚起に向けたジモ・ミヤ・タビキャンペーンなどの対策を講じてきたところでございます。

特に地元の旅行業者に対しましては、11月補正予算におきまして、広告・宣伝等の営業活動に係る経費や、消毒液、非接触型体温計など、感染防止対策のための物品購入経費等を支援しているところでございます。

今後は、新型コロナウイルスの収束状況を見極めながら、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンを再開するなど、地元旅行業者をはじめとする観光関連産業の早期回復に向けた取組を進めてまいります。

○野崎幸士議員 大事なのは、ジモ・ミヤ・タビ等のキャンペーンをどのように地元旅行者に反映できる仕組みをつくるかだと思います。もちろん、宿泊業、また利用者の3者の意見の落としどころを踏まえることが重要です。他県も様々な方法を進めていますので、他県の方法も研究していただき、引き続き幅広い支援につながる取組を要望いたします。

次に、医療的ケア児の支援について質問します。

医療の進歩により、人工呼吸器などが日常的に必要な在宅の医療的ケア児が全国的に増加しており、本県の20歳未満の医療的ケア児は、少なくとも106名と伺っております。

こうした中、子供たちや家族の生活を社会全体で支えることなどを理念に、自民党をはじめ超党派による議員立法である「医療的ケア児支

援法」が昨年、公布・施行されました。

お父さんやお母さんたちからよく伺うのは、深夜のたんの吸引などで、まとまった睡眠が取れない、お母さんが体調を崩しても、子供を一人にしたりすることは難しいので、病院にも行けないなどの声です。子供の世話でいっぱいになり、自分の時間もなく、苦しんでいるお父さんやお母さんたちがいます。

医療的ケア児支援法第5条では、地方公共団体は、「自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。」と規定されています。家族会の方々からは、「日頃の日常生活の不自由さを抱える私たちにとって、この法は、未来への一筋の光」と伺っており、我が党としましても、支援の必要性を強く感じます。

医療的ケア児支援法の施行により、医療的ケア児とその家族への支援が求められておりますが、本県における取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医療的ケア児の支援につきましては、現在、こども療育センターにおいて、親子が一緒に入所してケアの方法等を習得する親子支援などを、また民間医療機関におきましては、短期入所事業などを実施しており、さらには受入れ機関への設備整備への助成や、地域の小児科医の育成なども進めているところでございます。

一方で、家族会の方々からは、「在宅での経験の浅い保護者が、どこに相談したらよいか分からず困っている」また、「制度の紹介などを行ってほしい」といった声をいただいているところであります。

このような中、医療的ケア児支援法が施行され、県の役割として、家族への相談対応や情報

提供などを行う医療的ケア児支援センターの設置等が求められております。

このため、来年度、このセンターをこども療育センター内に設置するための予算を今議会にお願いしており、医療的ケア児やその家族への支援を、より一層進めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 情報不足と、周囲に同じような境遇の家族がいない仲間不足が、保護者の気持ちに不安をさせる原因になりますので、答弁にありましたように、しっかりとした情報提供など、家族への支援を要望します。

また、医療的ケアは、看護師や訓練を受けたヘルパーが行う必要がありますが、保育園や預け先を見つけることが困難で、保護者、特に母親が仕事を辞め、子供に付きっきりにならざるを得ないというケースが非常に多くなっていますし、医療的ケアは24時間体制で行う必要があるため、介護をする家族は、慢性的な睡眠不足や疲労感にさいなまれます。

このような状況が軽減され、医療的ケア児がいる家族でも、その家族らしい生活ができるよう、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

次に、健康寿命の取組について質問します。

健康寿命、心身ともに自立しており健康的に生活を送れる状態で、病気や体の衰えによる介護が必要ない期間を示しますが、昨年末に公表された本県の健康寿命は男女とも延びており、全国では前回より、男性が23位から9位、女性が25位から3位と、いずれも上位となりました。九州各県の中で、女性は本県が1位となっており、やはり女性のほうが長生きするんだなと思ったところでございます。

また今回、男性で全国1位となったのが大分

県で、前回の36位から飛躍して全国トップとなりました。大分県は、女性も4位と上位で、減塩に取り組んだ成果だと聞いております。

本県は、「健康寿命男女とも日本一」を掲げておりますが、健康寿命のさらなる延伸に向けた今後の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県におきましては、全国と比べて肥満者の数や食塩の摂取量が多いこと、また歩行数や野菜摂取量が少ないことから、健康みやざき行動計画21を策定いたしまして、「めざせ適正体重」「1日プラス1,000歩」「野菜をプラス100g」「食塩をマイナス2g」など具体的な目標を掲げて、市町村や関係機関と連携しながら取組を進めてきたところであります。

県としましては、今後とも、このような取組を継続して進めていきますとともに、国の健康寿命延伸プランの優先課題である「減塩」について、個人レベルから社会全体に広げていく、食環境づくりの取組を推進してまいります。

また、ライフステージに応じた健康づくりの中で、特に働く世代を対象とした、職場の健康管理を経営的視点から考え実践する「健康経営」につきまして、民間企業等と連携して県下全域に広げていきながら、県民一丸となって「健康寿命男女とも日本一」を目指してまいります。

○野崎幸士議員 私もしょっぱいものが好きで、減塩に努めたいと思いましたが、先ほど、うちの先輩議員から、肥満が一番いかんぞと言われましたので、またダイエットにも努めなきゃいけないなと思ったところです。

本当に、高齢者にはいつまでも生き生きと生活していただきたいと思っておりますし、そのこと

が、平均寿命と健康寿命の差を縮めることになり、医療費や介護費等の社会保障費の削減につながり、将来を担う子や孫たちへの負担を軽減することにつながりますので、「健康寿命男女とも日本一」を目指して、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

次に、ヤングケアラーへの支援について質問します。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子供を指します。

ケアが必要な人は、主に障がいや病気のある親や高齢の祖父母、兄弟、他の親族です。手伝いの域を超える過度なケアが長期間続くと、心身に不調を来したり、遅刻や欠席が多くなったり、学校生活への影響も大変大きいものがあります。進学、就職を断念するなど、子供の将来を左右してしまう事例もあるとされています。

このように、年齢や成長の程度に見合わない責任や負担を負うことで、本人の心身の成長や学びに大きな影響があることが課題とされ、社会的にその問題が顕在化しているところであります。

国が令和3年3月に設置した、「ヤングケアラー支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」の報告書によりますと、令和4年度から6年度までの3年間を集中取組期間として、地方自治体単位での実態調査や、社会的認知度の向上に向けた取組などが求められています。

今議会で、ヤングケアラー等支援体制整備事業が提案されておりますが、県として、ヤングケアラーの支援にどのように取り組んでいくの

か、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がないなど、表面化しにくい問題でありますことから、まずは、本県における実態を把握することが重要であります。

そのため、教育委員会と連携して、小中高校生やスクールソーシャルワーカー等を対象としたアンケート調査を実施し、子供自身の気づきにもつなげていきたいと考えております。

また、周囲の関係者が早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、福祉や介護、教育等の関係機関の職員に対する研修等を実施するとともに、「子ども・若者総合相談センター」に、関係機関とのパイプ役となるコーディネーターを配置し、相談体制の強化を図ることとしております。

このような取組を通じ、ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上も図りながら、関係機関等が連携した支援体制の構築を進めてまいります。

○野崎幸士議員 答弁にもありましたように、例えば、小学校低学年の頃から家事や家族の介護、また世話をしている子供たちにとって、それをすることは当たり前になる。つまり、ケアを担っているという意識はなく、自身がヤングケアラーだと気づいていない子供も多くいると思いますし、悩ましいのは、善意で、優しい気持ちで自ら進んで、その意識を持ってケアを行っている場合もあると思いますので、まずは徹底した調査と、ヤングケアラーの啓発、周知に尽力していただくことを要望します。

次に、カーフェリーについて質問します。

神戸と宮崎を結ぶ宮崎カーフェリーの新船

「フェリーたかちほ」ですが、昨年10月20日に進水式が行われ、先日2月15日に乗船券予約が開始しました。いよいよ4月15日に約25年ぶりに新船が就航します。

新船「フェリーたかちほ」は、車両積載量が、トラック130台が163台に増え、個室が106室と大幅に増え、多様な旅行形態に対応しています。物流や観光振興の一翼を担う本県経済の生命線と位置づけられ、大きな期待がされているところですが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や燃油高騰等の影響によって、長期事業計画の見直しがなされましたが、その所見を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎カーフェリーの長期事業計画につきましては、コロナ禍という未曾有の危機を経験したことを踏まえまして、今後同様の経営リスクが起り得るということを考慮して、見直しが行われたところであります。

このことから、貨物輸送台数や燃油価格につきまして、当初計画よりも厳しく見込んでおりますが、見直し後においても、県や金融機関からの借入金の償還が可能であり、かつ、次の新船建造に必要な資金の確保も見込まれている、妥当性のある計画だと考えております。

会社におきましては、この計画の実現に向け、まずは新船就航という強みを生かしながら、営業強化による荷の確保に取り組むなど、早期の経営回復を図ることとしております。

県としましても、本県経済の生命線であるこの航路を、将来にわたって安定的に維持できるよう、引き続き、オール宮崎の体制でしっかりと支援をしてまいります。

○野崎幸士議員 当初予算においても、新船の建造のための貸付け40億円が提案されています

し、見直された長期計画によって、しっかりとした経営を行っていただきたいと思えます。

先ほど申しましたように、先日2月15日に乗船券予約が開始したようですが、予約状況も好調のようです。

フェリーの利用を安定的に維持するために、新規事業では「船旅の魅力を高めて発信する事業」等が提案されていますし、宮崎では、テレビ・ラジオでのCMをはじめ、新聞広告やイベント等でPRをしているようですが、関西圏ではどのようなPRを行っているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新船就航に向けては、年明け以降、関西圏におきましても、県内と同様に、テレビCMやユーチューブ、インスタグラムなどを活用したプロモーションが展開されておりますほか、県の大阪事務所も連携し、大阪駅前地下街ディアモールや、神戸三宮センター街などにおきまして、PRイベントを実施しているところであります。

また、神戸市の協力によりまして、広報紙への広告の掲載や、三宮センター街の大型ビジョンでのCM動画放映、大型タペストリーの掲示なども行っております。

このような取組の結果、先週15日に新船の予約が開始されたところでありますが、宮崎発、神戸発ともに好調であると伺っております。

○野崎幸士議員 往路・復路とも、旅客も貨物も長期的に安定した航路になるよう、努めていただくことを要望いたします。

次に、地域間幹線バス路線の見直しについて質問します。

人口減少や少子高齢化の進展などにより、路線バスの利用は年々減少してきておりましたが、それに輪をかけるように、新型コロナの影響

により利用者は激減している状況です。特に中山間地を中心に、地域間幹線バス路線は大きな打撃を受け、一部の路線においては、その維持が大変困難な状況となっているようです。

このため、昨年の6月議会において、この地域間幹線バス路線の運行を維持するための緊急的な支援などが補正予算として提案され、可決されたところであります。

これまでの間、テレビや新聞等では、地域間幹線バスの路線の維持をめぐる報道も度々されるなど、今後、地域住民の移動がどう維持されていくのか、大変危惧しているところであります。

県議会においても、9月の代表質問をはじめとして、これまで何度も質問がなされているところでありますが、この地域間幹線バス路線の見直しについて、これまでの取組状況を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域間幹線バス路線の見直しにつきましては、昨年7月に県バス対策協議会を開催し、本協議会の8つの地域分科会に、新たにバス路線対策会議を設置いたしました。

この対策会議におきまして、地域の実情に応じた運行区間の見直しや、コミュニティーバス等、他の運行形態への転換など、あらゆる可能性について、市町村、交通事業者とともに協議を進めているところであります。

また、利用の実態を把握する乗降調査も行ったところでありまして、市町村に対しましては、路線ごとに個々の課題についての協議も進めているところであります。

○野崎幸士議員 今議会で「宮崎県バスネットワーク最適化支援基金」の設置が提案されていますが、この基金を活用してどのように見直し

に取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） バスネットワーク最適化支援基金は、路線の維持が困難となっている地域間幹線バス路線につきまして、今後5年間をかけて持続可能な運行形態への見直しに集中的に取り組むため、造成するものがあります。

見直しの内容としましては、新たな事業者による運行や、広域的コミュニティーバス路線として市町村が運行する形態などへの転換、あるいは、車両の小型化や運行のデマンド化、乗合タクシーの導入など、効率的で利便性を損なわない運行方法の検討も併せて行い、市町村や交通事業者と協議が整った路線から転換を行うこととしております。

このような取組を進めることによりまして、持続可能な地域交通ネットワークの実現に、市町村等と一緒に、しっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 交通弱者と言われる、自家用車を持たない、持てない高齢者、障がい者等、また、地域で言えば中山間地域、先ほど5年をかけて集中的に取り組む旨の答弁もありました。全県的に県民の足をしっかり確保するよう、成果を上げていただきたいと思えます。

次に、国スポ・障スポについて質問します。

令和9年に本県で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会については、平成27年3月に県議会において、開催招致に関する決議を全会一致で議決し、7月には、本県が「開催申請書提出順序了解県」、いわゆる「内々定県」として承認されたところ です。

その後、大会開催に向けて県準備委員会が設

置され、競技会場の選定や中央競技団体の視察受入れ、令和7年の供用開始に向けた県有主要3施設の整備などの準備が進められておりますが、新型コロナがもたらした影響を考えますと、その進捗状況が懸念されます。

県準備委員会におけるこれまでの取組や、主要3施設の整備などといった、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 本県における国スポ・障スポの開催に向けましては、平成29年10月に県準備委員会を立ち上げ、開催準備総合計画に基づきまして、競技会場の選定をはじめ、各種基本方針等の策定や広報活動、競技役員養成や市町村の施設整備に対する支援などに取り組んできたところであります。

このうち、競技会場につきましては、現在までに、会場地となる市町村がおおむね固まり、中央競技団体による国スポの会場地視察は、今年度までに全体の8割を終えることとなっておりますほか、デモンストレーションスポーツまで含めると、県内全ての市町村で競技が実施されることとなりました。

また、県有主要3施設につきましては、今年度、陸上競技場及び体育館は建設工事に着工、プールはPFI事業者が決定し、設計業務に着手するなど、それぞれ地元自治体と連携しながら、予定どおり整備を進めているところであります。

○野崎幸士議員 予定どおり準備が進んでいるということで、安心しました。

今年が開催内定をいただく年ということなので、だんだんと開催に向けて実践的な準備が進められると思いますが、令和4年度以降、どのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長

にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 大会の開催5年前となります今年、本県が開催内定を得る節目の年でありまして、今後、大会の会期や開・閉会式の検討をはじめ、競技施設や役員編成などの競技会運営体制の整備、輸送・交通、宿泊、医療救護などの体制づくりといった開催準備が本格化してまいります。

そのため4月からは、現在の国民スポーツ大会準備課を国スポ・障スポ準備課とし、会場施設整備や輸送・宿泊業務等を担う「施設調整担当」を新設するなど、体制の強化を図ることとしております。

今後は、市町村や競技団体はもとより、各分野の関係団体との連携を一層強化するとともに、本県の国スポ・障スポが県民総参加の大会となるよう、しっかりとPRを図り、開催に向けて県民の機運を高め、大会の盛り上げにつなげてまいります。

○野崎幸士議員 本大会の成功が本県のスポーツランドみやぎのさらなる発展につながると思いますので、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

次に、屋外型トレーニングセンターについて質問します。

2月補正予算において、屋外型トレーニングセンター整備事業、18億5,100万円が計上してありますが、これは旧オーシャンドーム跡地に県がフェニックスリゾートから約6ヘクタールの敷地を無償で借り受け、天然芝のラグビー・サッカーグラウンドや400メートルトラックを備えた多目的グラウンド、トレーニングジム等を設け、トップアスリート向けの練習拠点として整備する旨の説明をいただいているところで

合宿誘致については、2023年秋にワールドカップフランス大会を控えるラグビー日本代表チームをはじめ、サッカーや陸上など国内外のトップチームの受入れに力を入れるとのことでしたが、先日、日本ラグビーフットボール協会が福岡市に強化拠点を整備するという報道がなされました。本県の屋外型トレーニングセンターへのラグビー日本代表チームの誘致には影響がないのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 先日、議員御指摘の報道がなされたところでございますが、報道直後に日本ラグビーフットボール協会の幹部が来県されまして、経緯等について説明を受けたところでございます。

その中で、福岡市に協会の強化拠点を整備する方向で検討していることは事実だが、詳細が固まったものではないこと、代表チームには7人制や15人制をはじめとする様々なカテゴリーがあり、1か所で全ての合宿を賄えるものではなく、宮崎での合宿も必要であること、今後も宮崎県との関係を強化していきたいといったことなどのお話があったところでございます。

日本ラグビーフットボール協会も、本県の屋外型トレーニングセンターには大きな期待を寄せておりますので、日本代表の合宿誘致には影響はないものと考えているところでございます。

○野崎幸士議員 宮崎県、宮崎市、フェニックスリゾートは、2015年8月25日、当時、五輪選手などの強化を目的に国が調査研究を進めていた屋外型ナショナルトレーニングセンターのオーシャンドーム跡地への誘致を目指すと発表され、その後、官民一体となった誘致推進委員会も設立し、誘致に向けた県内の機運醸成を図

るとともに、国に対して提案・要望を行われてきたところでもあります。

しかしながら、国が主体的に整備する意向がないとのことで、県において整備することとされたわけですが、これには、知事のスポーツランドみやぎのさらなる発展にかける強い思いがあったと考えます。

そこで、この屋外型トレーニングセンターの整備に当たっての知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、県では、スポーツランドみやぎのさらなる推進のために、屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致を目指して、国への働きかけを行ってきたところでもあります。

なかなか実現に至らず、また国のほうも方針の見直しがなされるということで、言わば膠着状態にあったところではありますが、何とか物事を動かしながら本県の将来に結びつけたいという思いで、県が主体となって整備を行うことを決断したところでもあります。

整備に当たりましては、ポストコロナも見据え、新たなキャンプ誘致によりまず国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上や、県内各地へのスポーツキャンプの広がりなどによる観光振興、経済の活性化とともに、日本代表やトップチームとの交流による県内アスリートの競技力向上も目指しているところでもあります。

さらに、国内外のトップアスリートやトップチームの受入れ実績を積み重ね、将来的には国の屋外型トレーニングセンターとしての指定を目指し、一段と進化しましたスポーツランドみやぎの新時代を築いてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 まずは、2年後に迫るラグビーワールドカップに向けた日本代表チームの合宿誘致を成功させ、その成果をもって、継続的に国内外トップチームの新たなキャンプ誘致に展開していただくことを要望します。ポストコロナを見据えた大プロジェクトですので、よろしく願いいたします。

次に、DXについて質問します。

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革することの意味です。

なかなか想像できないような、理解できないような気がしますが、日本郵便が取り組んだDXの成功例を挙げてみますと、日本郵便は、ネット通販の拡大による物流量の増加により、従来の輸送方法で発生している人手不足問題を解決したいという運送業界の課題があり、輸送にコストがかかる地域を優先的に、ドローンによる荷物輸送を開始しました。

その結果、配達員の負担軽減につながり、山間部や離島など、輸送にコストと手間のかかる場所から優先的な導入を進めていく方針で、現状では、法律の規制などにより完全自動配送が行える場所は限られていますが、法改正が行われると、物流業界の人手不足の改善にもつながります。

また、山、海、川、湖など陸路では輸送が難しい地域でも、ドローンを活用して空路で輸送すれば直線距離で移動できるため、迅速な配送が可能になり、配達時間の短縮が実現できます。このように、DX推進で一定の成果を得た企業は多々あります。

本県においても、令和4年度当初予算重点施策の中にも、変化を実感できるデジタル化の推

進ということで、幾つかの新規事業が提案されていますが、本県の基幹産業である農業においても、今年度から始まった第八次宮崎県農業・農村振興長期計画の中で、スマート農業の推進を大きな柱として掲げていますが、農業におけるDXの取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農業では、施設野菜において、温度、湿度などの環境測定装置を導入し、データを栽培管理の改善に活用することで、収量が向上している取組や、大規模露地野菜において、GPSを利用した自動操舵付トラクターを導入し、経験の浅い農業者が精度の高い作業を実施しているなどの取組が見られております。

一方、これらの取組において、膨大なデジタルデータの効率的で効果的な活用方法の確立や、経営に見合った適切な技術の導入などの課題も明らかになったところです。

このため、県といたしましては、これらの課題に対応できる指導人材の育成や、費用対効果の検証などを進め、本県に適した農業のDXにしっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 建設産業においても、頻発化・激甚化する自然災害から暮らしと命を守るため、国を挙げて「国家百年の大計」として国土強靱化を進めており、その中でもデジタルを用いた変革、いわゆるDXを積極的に進めていくこととされています。

本県においても、南海トラフ地震や台風などの自然災害リスクに対して、その対策は加速的に進めていく必要がありますが、建設産業の担い手不足は深刻な問題となっております。

このためには、建設産業において、国が進めているようなDXを本県でも積極的に進めてい

くことが大変重要であると考えます。そこで、建設産業におけるDXの取組を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県土整備部においては、公共工事の測量・施工・管理の各段階において、デジタル技術を活用する建設ICT活用工事に取り組んでおり、ICTバックホウによる掘削や盛土工事に加え、本年度からは舗装工事も対象としたところであります。

また、橋梁などの施設点検や災害調査においては、直接確認することが困難な場所にドローンを活用しております。

これに加え、現場確認をビデオ通話で行う遠隔臨場や、工事書類をインターネット上で共有・交換する情報共有システムを導入しているところであります。

さらに、来年度からは、建設ICT研修を充実するほか、総合評価落札方式における入札手続をデジタル化することとしております。

今後とも、生産性向上や業務の効率化を図るため、建設産業におけるDXに積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 農業においても建設産業においても、DXの様々な技術が開発され、実用化されているようです。このことが作業の効率化、簡素化、軽減化等につながり、人手不足をはじめとする様々な問題解決につながっていくと思いますので、引き続きDXの取組を進めていただくよう要望します。

さて、今議会でも、このDX改革については様々な事業が提案されているようですが、産業分野におけるDXの推進に向けてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少によりまして働き手が不足する中、事業者がデジタル技術を

活用し、自社の業務の省力化や生産性向上、ひいては経営改革を図るDXの取組を進めていくことが急務であると認識しております。

県内では、農業などの分野で先行する取組は見られるものの、多くの事業者においてはその意識が十分には浸透していないのが現状であります。私は、これはもったいないなと思って仕方がありません。

人類の歴史を振り返ってみましても、様々な技術革新が社会や文明の発展をもたらしてきたわけでありまして、このデジタル技術に関しましても、特別な知識・技術を持った方だけが恩恵を被るものではなく、社会にあまねくその技術を活用して、利便性、効率性を図っていく、そうあるべきであると考えておりまして、そのための機運醸成を図っていくことが極めて重要であると考えております。

このため、県では今年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけまして、事業者支援に着手したところであります。

今議会で提案しております、「みやざきDXさきがけプロジェクト推進事業」などを通じて、事業者の意識啓発やデジタル人材の育成に取り組むとともに、AIやデータを活用することで、業務の自動化や収益改善を図るといった事例の創出など、各産業での導入を進めていくこととしております。

今後とも、各部局一丸となって、事業者支援を行う経済団体や金融機関等と連携しながら、産業分野のDX推進に努めてまいります。

○野崎幸士議員 答弁にもありましたが、少子高齢化・人口減少がもたらす様々な問題解決には、DXの推進が必要不可欠になってくると思います。県内の各産業分野にできるだけ早くDXが導入されるよう、継続的な取組を要望い

たします。

次に、ゼロカーボン社会づくりについて質問します。

ゼロカーボンの背景は、2015年に決定したパリ協定で、「世界平均気温を産業革命以前と比較して2度より十分低く保ち、1.5度に抑える」という目標が定められ、それを受け日本政府は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ、ゼロカーボンにすることと表明しています。

御存じのとおり、ゼロカーボンとは、企業や家庭から排出されるCO₂などの温室効果ガス、カーボンを削減し、削減し切れない排出量を森林の吸収分と相殺して、実質的に排出量をゼロにすることです。

このように、ゼロカーボン社会づくりにおいては、まずはCO₂を吸収する森林の整備が重要と考えますが、森林による二酸化炭素吸収量を確保するための森林整備の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(河野譲二君) 本県の森林吸収量は、平成30年度で391万トンと、温室効果ガス排出量の4割を相殺できる量となっており、ゼロカーボン社会を実現するための重要な要素であります。

このため本県では、全国に先駆けて利用期を迎えた人工林について、国の森林整備事業や県の森林環境税等を活用し、伐採後の適切な再造林の実施により、二酸化炭素の吸収効果が高い森林への若返り等を積極的に進めております。

また、優良苗木の安定供給にも取り組んでおり、成長に優れたコンテナ苗の供給体制の整備に要する予算を今議会にお願いしているところであります。

今後とも、再造林を着実に推進し、全国のモ

デルとなる循環型林業を展開しながら、二酸化炭素吸収量の確保に貢献する、健全で豊かな森林の造成に努めてまいります。

○野崎幸士議員 調べてみますと、植林後50年間のCO₂の吸収量は、広葉樹より針葉樹の方がはるかに大きいことが報告されていますので、主に針葉樹から構成される人工林がゼロカーボン社会づくりに果たす役割は大変大きいと言えます。

本県も県土面積の約76%を森林が占め、森林蓄積量の約78%を人工林が占めています。また、林齢別に見ますと、11年から40年までの若い木のほうがCO₂をよく吸収することも証明されています。

しかし、全国また本県の人工林の多くは、戦後間もなく、先人たちが生産目的で植えたもので、40年から50年経過している、まさに収穫期を迎え、高齢級化が進んでいる状況です。

本県においては、人工林面積の約72%を占める杉のうち、8歳級以上が約78%を占めています。このまま人工林の高齢級化が進行していけば、長期的にCO₂の森林吸収量が減少していくことが懸念されます。

このような状況を鑑みますと、今後のゼロカーボンの実現に向けて、森林整備は、計画的な伐採と着実な再生林による森林の若返りが不可欠だと思いますし、建築物や家具等に木材を利用することで、炭素を長期間にわたって固定することから、公共施設、店舗、事務所やオフィスなどの民間施設における木材利用を進めることが必要です。

昨年には、宮崎県森林林業活性化研究委員会より、林業の成長産業化に向けた木材利用促進対策をまとめ、報告したところであります。

林業の発展とゼロカーボンに向けての取組は

一体で、全国有数の林業県宮崎ですので、全国モデルとなる森林づくりにさらに尽力されますことを要望します。

次に、農業におけるゼロカーボンの取組について質問します。

本県は、農業産出額全国第6位と、我が国の食料供給基地として、畜産、施設園芸など集約的農業を展開し、多様な農畜産物を生産しています。近年では、今までどおり取り組んできた品質、技術、生産性の向上と、農業が抱える様々な問題の解決策として、AIやIoTを活用した自動化と効率化、省人化が図られるスマート農業が進められています。

本県の農業生産額の約64%を占めるのが畜産です。全国での生産量を見ますと、ブロイラーが1位、豚が2位、肉用牛が3位と、全国トップレベルの生産量を誇っています。しかし、畜産が抱える大きな課題の一つになっているのが、畜産排せつ物の処理です。

調べたところ、全国で発生する畜産排せつ物は年間約8,000万トン、本県では約400万トンと推計され、東京ドームおよそ75個分の容積で、国内で発生するバイオマス資源のおよそ4分の1を占め、食品廃棄物や下水汚泥よりも圧倒的に多い一方、堆肥や液状の肥料になり、再生可能エネルギーのバイオマスガス発電にも使えるため、有効活用が進められていますが、本県では、ゼロカーボン社会の実現に向けて、畜産分野ではどのような取組を行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 畜産が基幹産業であります本県にとりまして、持続可能な畜産経営の確立を目指すためにも、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組は大変重要であると認識しております。

このため、県としましては、「みやぎ畜産共創プラン」の中で、脱炭素社会を目指した取組を重要な柱として位置づけ、畜産バイオマスエネルギーの利活用や資源循環を推進することとしております。

具体的には、今議会をお願いしております「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業」により、牛ふん等の家畜排せつ物を燃焼し、電力等のエネルギーとして活用するための実証調査に新たに取り組めますとともに、良質堆肥を広域的に利用、流通するモデルの構築などを支援することで、化学肥料の低減につなげてまいります。

今後、これらの取組を一層加速し、ゼロカーボン社会の実現に貢献してまいります。

○野崎幸士議員 畜産におけるゼロカーボンの取組が、本県農業全体の健全な土づくりにつながり、環境と調和した農業経営の実現につながると思いますし、今進められているスマート農業の取組もゼロカーボンに寄与すると思いますので、答弁にあった事業を着実に進めていただくことを要望します。

ここまで、全国でも有数な本県の林業、また農業という面で、CO₂を吸収する森づくりと本県の畜産においてのゼロカーボンへの取組についてお伺いしてきましたが、大きなくくりで、ゼロカーボン社会の実現に向け、本県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 気候変動問題は、地球に生きる全ての生き物にとって、避けることのできない喫緊の課題であり、また人類が直面する最大のリスクの一つであると考えておりました。将来世代に対する私たち一人一人の責務として、脱炭素化に積極的に取り組んでいく必要

があると考えております。

このため県では、第四次環境基本計画の重点プロジェクトにおきまして、「省エネ・省資源の推進」「再エネの導入拡大」「森林吸収量の維持」などを柱に施策を推進しております。

令和4年度は、県民の機運醸成に向けた普及啓発や、農林水産業をはじめとする産業のゼロカーボン化の支援などに取り組むこととし、関連する予算を今議会にお願いしているところであります。

また、専門の担当を新設し、全庁的な取組を推進するとともに、市町村との連携を強化したいと考えております。

議員御指摘のように、全国を代表する林業県である本県、その営みというものは、ゼロカーボン社会に大きく貢献するものでありまして、その誇りを胸に、さらにこのゼロカーボンに向けた取組を率先していく、リードしていく、そのような気概を持って取り組んでいく必要があると考えております。

今後とも、県民・事業者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、本県の強みである恵まれた自然環境や、豊かな森林資源を最大限に生かしつつ、2050年ゼロカーボン社会づくりにしっかりと取り組み、安心して暮らせる持続可能な社会を将来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 将来を担う子供たちや孫たちのために、クリーンな宮崎、クリーンな地球を残していくことが大きな目的だと思います。

先ほどありましたが、今議会でも、2050年ゼロカーボン社会づくりを掲げ様々な事業が提案されていますので、着実に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、燃油高騰について質問します。

昨年後半から燃油価格高騰が続いていますが、主な要因は原油の高騰です。

新型コロナウイルスが世界中に感染拡大した影響で、当初、世界経済がしばらくの間停滞し、原油生産が抑制されていましたが、ワクチン接種も増え、経済が少しずつ回復し、需要が拡大する見通しから供給が追いつかず、高騰が続いていると見られています。

この燃油高騰によって、私たちの生活、ガソリンや食品、日用品等の値上げ等、身近なところで負担を余儀なくされています。

また、全国的に全産業に大きな影響が出ているようですが、特に第1次産業においては、中でも、農業において暖房用の燃料を使用する施設園芸等や、水産において漁船の燃料等で大変な影響が出ているようですが、燃油価格の高騰により、本県農水産業にはどのような影響が生じているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県農水産業においては、燃油価格の高騰により生産経費が増加し、厳しい経営を強いられております。

このような中、生産者は経費削減のために燃油消費量の抑制に努めざるを得ない状況にあり、農業では、ピーマンなどの施設園芸において、管理温度を下げることによる生育の遅延など、また水産業では、漁場の探索範囲を縮小することによる水揚げ量の低下や、漁船の航行スピードを減速することによる労働時間の増加など、農水産業ともに、生産性や労働環境の面において影響が生じているところであります。

○野崎幸士議員 農業においても水産業においても、様々な影響が出ているようですが、農水産業における燃油価格高騰対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 県におきましては、農水産業への燃油価格高騰の影響を軽減するため、国に対して、セーフティーネット構築事業の十分な予算の確保や、柔軟な制度運用を要望するとともに、生産者に対して、当事業への加入と補填金発動に備えた十分な積立てなどを促しているところであります。

また、燃油価格の動向に左右されない生産構造へ転換する必要がありますことから、省エネ機器の導入をはじめ、農業では、ハウスの保温性の向上や、温度むらの改善などの指導を行いますとともに、水産業では、効率的な操業につながる漁場情報の分析、提供などに取り組んでいるところであります。

燃油価格は、今後とも不安定な状況が予測されますことから、引き続き生産者に寄り添い、経営への影響が軽減されるよう、きめ細やかに支援してまいります。

○野崎幸士議員 国会では、衆議院予算委員会において岸田総理が、ウクライナ情勢などの影響で高騰が続く原油価格への対策として、ガソリン税等の上乗せ分の課税を停止する、いわゆるトリガー条項の凍結の解除も含めて、あらゆる選択肢を排除せず、さらなる追加の対策を早急に検討する考えを示しております。

農水産業において、毎年ふだんどおりの生産準備、生産予定、また収量予定で進められる中で、世界の様々な要因によって突然起こる原油高騰ですが、その影響は防ぎようがないと思いますので、まずは国に対してしっかりとした対応を求めていただくよう要望するとともに、答弁にありましたように、ふだんの備えとして、セーフティーネット制度事業への加入の促進にも努めていただくよう要望します。

次に、ウッドショックについて質問します。

2021年、世界的に木材価格が急騰している問題、ウッドショックですが、アメリカのコロナ禍対策として、住宅ローン金利引下げや在宅ワークの増加等で住宅需要が高まり、木材の需要に供給が追いつかない状況や、輸入木材が調達しにくくなったことが主な要因とされています。

高騰が続く背景には、森林資源の減少等、様々な問題があるとされています。ウッドショックは、過去には1990年代と2008年にも発生しており、今回の2021年で3度目のウッドショックと考えられているようです。

今回の日本でのウッドショックは、2021年に入ってから本格的な問題となり、じわじわと上がっていた木材、木製品、林産物全体の輸入価格は5月頃から急騰し、その後、価格は高値で推移している状況です。

また、木材供給の大部分を輸入に頼っている我が国では、輸入材の高騰や供給不足の影響で国産材のニーズが高まり、国内市場でも丸太や木材、木製品の国内価格が上昇している状況です。

このように、世界的な木材需要の増大を背景に県内の木材価格が上昇し、昨年7月がピークになったと聞いていますが、その後の価格動向と県の認識について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の木材価格については、県森連の原木市場平均価格によりますと、昨年7月の1立方メートル当たり約1万7,300円をピークに下落傾向で推移し、本年1月には約1万3,600円となっておりますが、前年同月と比べ2,500円高い状況にあります。

県としましては、林業・木材産業に関わる事業者の声も踏まえ、木材価格は大幅に変動する

ことなく安定して推移することが望ましいと認識しており、引き続き、国内外の木材価格や需給動向を注視しつつ、関係団体等と意見交換会を行ってまいります。

○野崎幸士議員 世界の木材自給率を見ると、日本は40%程度にとどまっており、諸外国の木材自給率は、ロシアの100%超、アメリカ86%、中国69%と比較すると低くなっております。

その要因については様々あると思いますが、私は第一に、林業従事者の労働条件、労働環境にあると思います。

林野庁によると、林業従事者の平均年収は300万円。これは、全産業平均の400万円と比較しても低い水準になっております。恐らく、本県の林業従事者も同じような状況だと想像します。また、林業の現場は傾斜地や足場の悪い場所が多いことに加え、夏場の炎天下での下刈りや、重量物を扱う作業もあり、過酷な労働環境に置かれています。

この状況が改善されない限り、担い手の確保等も難しいと考えますが、林業における担い手の確保に向けて、県は就労環境の改善にどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 議員御指摘のとおり、担い手の確保を図るためには、安定的な収入を確保するとともに、作業の軽労化など、就労環境の改善が大変重要であると考えております。

このため県では、事業者に対する指導により、通年雇用や月給制の導入による安定収入の確保や、社会・労働保険等への加入促進を図っているところであります。

また、熱中症対策に有効な空調服など、軽労化につながる資機材の整備支援のほか、福利厚

生施設や、労働安全確保のための安全装備の導入支援などにも取り組んでおります。

今後は、これらの取組に加え、雇用維持の観点からも、習得した技術や実績などを客観的に評価し、給与等の処遇改善に取り組む事業体を支援するなど、就労環境の一層の改善に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 本県の林業従事者の数は、北海道に次いで全国第2位です。林業従事者の減少、また高齢化が進み続ける中で、若い林業従事者の育成の取組も進められておりますが、やりがいや魅力だけでは、長期に林業を続けていくことは難しいと思います。

林業従事者を増やし、林業の活性化を図っていくのであれば、まずは、労働条件や労働環境を整え、魅力的な産業にすることだと思っておりますので、しっかりと取組を着実に進めていくよう要望いたします。

先ほど述べましたウッドショックがもたらす代表が、建設資材価格高騰であります。そのほかにも、円安や原油価格高騰など幾つかの要因で、様々な建設資材が高騰しています。国土交通省がまとめている主要建設資材需給・価格動向調査の推移を見ますと、アスファルト合材、H形鋼、木材、型枠用合板等が上昇傾向にあるようです。

このように建設資材高騰に伴う公共事業への影響とその対応について、公共三部を代表して県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(西田員敏君) 議員御指摘のとおり、公共工事に用いる燃料や鋼材などの資材価格は上昇傾向にあります。

このような中、工事の契約後に取引価格が急激に上昇した場合には、想定していなかった受注者の経済的負担が発生するおそれがあると考

えております。

このため、燃料や鋼材の設計単価については、毎月、取引の実態調査を行い、最新の実勢価格を反映させているところであります。

また、工期内に主要な資材価格が著しく高騰した場合には、受注者の請求により、請負額の1%を超える額を増額する、いわゆる単品スライド制度を適用することとしております。

今後とも、資材価格の動向等を注視し、公共工事の適切な執行に努めてまいります。

○野崎幸士議員 次に、ひなたGAPについて質問します。

新型コロナウイルス感染症が世界中に感染拡大した影響で、2020年に開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックは、昨年開催されました。

当時、2020年の開催に向けて全ての準備が進められていましたが、その中で、約1万人と見込まれているオリンピック選手村の選手・関係者への食材提供だけでも約600万トンが必要という概算データも発表され、さらに選手村などで提供される食材については、食の安全や環境保全などを要件にした食材調達基準が定められました。

農作物については、GAP(農業生産工程管理)を取得した産地のみが提供できることになり、これを受け本県では、農林水産省の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した「ひなたGAP」を制定し、その取得の取組を進めてきましたが、新型コロナウイルスの影響で、昨年開催されました東京オリンピック・パラリンピックは、関係者等が制限されるなど、本県のこの食材に関しての取組はあまり発揮できなかったのが現状だと思っておりますが、県がこれまで取り組んできたひなたGAPの取得状況について、これまでの推移を含

め、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） ひなたGAP認証制度につきましては、平成29年8月に創設し、今年度で5年目を迎えております。

取得状況につきましては、年々増加傾向にあり、現在115の生産者等が取得し、品目別内訳では、マンゴーやピーマンなどの宮崎を代表する青果物が約8割を占めております。

また、認証の方法には、個別認証とグループで取得する団体認証の2つがあり、合計で61件となっております。

内訳としましては、生産者や農業法人などの個別認証が57件、JAこばやしマンゴー部会GAP研究会などの団体認証が4件、58戸であります。

○野崎幸士議員 GAPを取得することで、食品の安全確保、そして環境保全、生産コストの削減、品質の向上、販路拡大等につながります。

また今後、我が国で開催される多くの国際的な大会やMICE、また輸出等の際には、こういった認証基準が必要となる条件が増えてくると思いますし、昨年6月からは、食品を扱う全事業者に対して、HACCPによる衛生管理の完全義務化が開始されています。

こういったことを鑑みますと、本県のひなたGAPの取得の取組は今後も重要だと思いますが、ひなたGAPの今後の取得推進に向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 県では、これまで、農業改良指導員やJAの営農指導員等をGAP指導員として育成するとともに、生産者に対しては、研修会や県・JA等の広報誌などでの普及啓発により、ひなたGAPの認証取得

を進めてまいりました。

生産者からは、ひなたGAPの取得により、安全な農産物の生産につながったとの声がある一方で、産地全体でGAPに取り組むグループが少なく、取引先の要望に応え切れていない状況も見受けられております。

このため、県としましては、生産者に対する普及啓発に力を入れていきますとともに、産地全体で取り組む団体認証の取得を推進することで、安全・安心な農産物を届ける産地として、さらなる信頼性の向上と安定取引の拡大につなげてまいります。

○野崎幸士議員 国は2030年には、全国に国際水準のGAPを普及させる方向ですので、これを機会に、農業従事者の意識向上をさらに図り、本県農業において、今後、国際水準に準ずるGAPの取得を進め、国際的に大きな信頼を得ることで、本県農業が国際的な発展へとつながっていき、農業が抱えている様々な問題解決にもつながっていくと思っています。

GAPの取得は、農業が持続的に発展していくためにも重要だと思いますので、今後もしっかりと取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、文化振興について質問します。

「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」をキャッチフレーズに、昨年7月3日から本県で初めて開催された「国文祭・芸文祭みやざき2020」「記紀・神話・神楽」「宮崎国際音楽祭」「若山牧水」「宮崎の食文化」それぞれに焦点を当てたプログラムや、障がいのある方が主役のプログラム、全26市町村でそれぞれの地域の特色を生かしたプログラムなど、約140の様々なプログラムが実施され、10月17日までの107日間の幕を閉じました。

コロナ禍の中で大変難しい開催となりましたが、知事は、「国文祭・芸文祭みやざき2020」を振り返り、その成果をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭につきましては、コロナ禍での開催となりましたので、当初掲げておりました100万人の参加目標には達しませんでした。約56万人の皆様に参加いただき、無事に終えることができました。

私自身、延岡の第九演奏会には合唱団の一員として出演したところでありますし、時間の許す限り、県内各地の文化イベントに足を運んだところでありますが、来場者、出演者の双方の皆様から、文化に触れることのできた喜びの声を伺っております。

コロナ禍という厳しい状況にあったからこそ、文化の価値や魅力というものが、より輝きを増して実感できたものと考えております。

文化が人々に安らぎや元気を与え、私たちの心を一つにする力があることを、改めて実感したところであります。

開催の成果としましては、多くの県民の皆様が、宮崎の文化資源を再発見できたことや、障がい者芸術の魅力に気づき、触れるきっかけとなったことに加え、困難な状況の中であったからこそ、地域や各種団体の連携がより一層強化され、また、オンライン配信等の活用が進むなど、コロナ禍で生み出された成果があったものと考えているところであります。

これらの成果を踏まえ、文化を起点とした本県の魅力ある地域づくりや、共生社会の実現等につなげてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 私も、本当にふるさと宮崎の文化の力を改めて強く感じました。

今回の国文祭・芸文祭により、県民の文化に

対する関心の高まりや文化活動の盛り上がり、一過性のものではなく、今後もさらに文化の振興を図っていくために、今議会において文化振興条例が提案されていますが、今後どのように文化振興に取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今後の文化振興に当たりましては、国文祭・芸文祭の成果をしっかりと将来へとつなげていくことが大変重要であると考えております。

今議会に提案しております宮崎県文化振興条例は、今後の取組の土台となるものでありまして、国文祭・芸文祭の開催を契機として、県民誰もが文化に触れ親しむことができる地域社会を目指すとともに、文化の力を人づくりや地域づくりなどにも生かしていくこととしております。

来年度は、条例に基づく基本計画を策定することとしております。あわせて、文化振興の具体的な取組としまして、宮崎国際音楽祭などの既存事業に加えまして、まずは、地域文化の継承や国文祭・芸文祭事業の再実施への支援を行うほか、気軽に文化に親しむ機会の提供や障がい者芸術の普及、文化と他分野との連携の推進など、市町村や関係団体等と連携を強化しながら積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 本当に、今後の本県の文化振興に勢いをつけた国文祭・芸文祭だったなと思いますが、新型コロナの影響でプログラムが中止になったり、参加を取りやめた方々もいました。

また、今までできていた各地区でのお祭りやイベント、行事等々がことごとく中止になり、文化活動の継続や継承にも大きな影響が出ています。何よりも、人と人とのコミュニティーが

希薄となっているのが大きな問題です。

このような現状の中、来年度の事業では、新型コロナウイルスの影響を受けた地域文化の継承や、県内外への情報発信にどのように取り組んでいられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 長引くコロナ禍の影響を受けまして、地域に根づいた伝統行事等が相次いで中止、縮小となるなど、その継承が危ぶまれる状況にあります。

このため、来年度事業では、中止、縮小を余儀なくされた祭り等の催しの活動再開や、国文祭・芸文祭で中止となった市町村事業の再実施を支援し、地域文化の継承やコミュニティの回復につなげてまいります。

また、情報発信につきましては、国立能楽堂での神楽公演や若山牧水賞などを継続して実施いたしますほか、新たに、地域で大切に継承されている文化を取り上げた動画を作成し、SNS等で県内外に発信することにより、地域文化の継承に向けた機運醸成はもとより、関係人口の増加や観光需要の回復にもつなげてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県の文化を守り、また伝えて発展させていくことが、本県のあらゆる場面で必ず力になると思いますので、しっかりと取り組んでいただくことを要望します。

次に、高校入試について質問します。

新型コロナ・オミクロン株の感染拡大が本県にも広がっていますが、子供たちが通う学校でもクラスターが度々起きている状況です。

学校においては、感染予防対策として、衛生管理マニュアルに基づいて、教育活動における生徒たちの身体的距離の確保や分散登校、時差登校、適切なマスクの着用や給食の黙食等が行われているようですが、高校受検、大学受験へ

の影響が懸念されます。

そこで、県立高校入試における新型コロナウイルス感染症への対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 先日行われました推薦入学者選抜におきましては、検査当日、新型コロナウイルス感染症により欠席せざるを得なかった受検生に対しましては、書類による選考を行ったところであります。

また、今後行われます一般入学者選抜におきましては、罹患者等につきましては、2週間を経過した後に追検査を実施いたします。

なお、生徒が濃厚接触者となった場合には、検査当日のチェックリスト等による体調確認の後に別室受検を可能とするよう、十分な配慮を行っております。今後とも、受検機会の確保を第一に適切に対応してまいります。

○野崎幸士議員 今までの勉強の努力を発揮する受検ですので、全ての受検生に平等に受検の機会を提供できるよう取り組んでいただくことを要望します。

さて、今回の県立高校入試より、昨年までの中学校長が推薦する学校推薦から、生徒自らが推薦書を書いて提出する自己推薦方式が初めて導入されましたが、自己推薦方式を導入した目的と結果について、その所見を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 自己実現や将来の夢に向かって努力する受検生が、自ら学校を選べるようにすること、また、これまで身につけてきた能力や技術など、個性を十分に生かした受検の機会となること、さらには、各高校の特色や魅力づくりが一層推進できることなどを目的といたしまして、今年度、新たに自己推薦方式を導入いたしました。

その結果としましては、全日制と定時制を合計した受検者数が、昨年度の2.15倍に当たる4,881名となりました。

県教育委員会といたしましては、今後も、オープンスクールの充実や、高校紹介動画の配信を支援し、中学生に選ばれる学校づくりを一層推進するとともに、本制度の定着を進めてまいります。

○野崎幸士議員 来月行われる県立高校全日制の一般入試の志願倍率は、これまで最も低かった昨年と同じ0.82倍となったとの報道もなされていますが、推薦入試については、全日制と定時制を合計した受検者数が昨年度の2.15倍に増えたということは、受検生が自ら意欲を持って、その志望校に行きたいという表れだと思います。

が、一方で、その推薦入試で不合格だった生徒は、後日一般入試を受検することになりますので、その精神的なショックや動揺をサポートすることが大変重要だと思います。推薦入試で不合格だった生徒が、再びやる気を持って再挑戦できるよう、寄り添った支援を要望します。

県立高校の一般入試は、3月8日、9日に行われます。受検生の皆さんには全力で頑張ってもらいたいと思います。エールを送ります。

次に、コロナ禍における県立高校生の大学受験への影響について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） コロナ禍におきましては、オープンキャンパスの中止など、大学受験に向けまして、少なからず影響が見受けられたところであります。

しかしながら、こうした状況の中でも、特に該当学年におきましては、受験生の進路実現に向け、学校を挙げて様々な手段を尽くしながら

ら、学習機会の確保に取り組んでおります。

また、やむを得ず生徒が自宅待機となった場合でも、オンラインを活用した学習や個別の指導を行い、一人一人の生徒に寄り添いながら、学びを止めない最大限の工夫を行っております。

大学受験がいよいよ大詰めですが、各高校では、コロナ禍受験過去2年の知見を生かし、大学受験への影響が最小限となるよう、最後まで対応に努めているところであります。

○野崎幸士議員 大学受験においても、高校受験同様、生徒たちの今までの勉強の努力を發揮する受験ですし、将来の夢の実現に向かった受験ですので、生徒の学びを止めない取組は大変評価します。受験生の皆様には、先ほどの高校受験と同様に、全力で頑張ってもらいたいと思います。エールを送ります。

次に、キャリア教育について質問します。

キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」です。

本県もこのキャリア教育の推進を、平成23年7月に、第二次宮崎県教育振興基本計画で策定し、今年でちょうど10年目を迎えます。

本県のキャリア教育の基本方針は、「小中学校等の縦の連携を図りながら、発達の段階に応じたキャリア教育を進める」「学校と家庭・地域社会・企業等との幅広い横の連携を図りながらキャリア教育を進める」「宮崎県の産業、地域性に配慮し、宮崎県独自の課題やニーズに対応したキャリア教育を進める」となっていますが、本県におけるこれまでのキャリア教育の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会

は、平成25年1月に、「宮崎県キャリア教育ガイドライン」を策定し、小学校から高校までの12年間を見通したキャリア教育の推進を行ってまいりました。

また、小・中・高の学びをつなぐため、平成28年5月に宮崎県キャリア教育支援センターを設置し、併せてコーディネーターを配置しております。

現在、6市町におきましても、県と同じ仕組みを持つセンターが設置され、キャリア教育の充実が図られております。

各学校では、教育活動全体を通して、自らの生き方を考え、主体的に社会に関わろうとする力を育む教育に取り組んでおりますが、特に「総合的な学習の時間」や「総合的な探求の時間」などの学習では、地元自治体や産業界と連携した教育活動も行われております。

○野崎幸士議員 全ての子供がそうではありませんが、今の子供たちは、スマホやパソコン等のインターネット環境で育っているため、簡単に知りたい情報を入手できたり、人と触れることなく一人でゲームや相手とのメール交換等、一日何時間もそのことに時間を費やしています。

要は、実体験や生活体験が著しく失われている状況です。この実体験や生活体験こそが、子供たちにとってかけがえのない経験になり、生きていく知恵や力になると思います。

我々が子供の頃は、ふるさとの文化や産業、そこに住む方々と触れ合うことで、多様な生き方に気づき、その価値観に触れ、また実際体験することで、様々な学びや感想を持つことが自然にできていました。こういったことが、子供たちが自分で考え行動することを自然と身につけ、自ら生きる力を発見していくことにつな

がっていくと思います。

現代の社会環境の中では、なかなかこういった目に見えない精神的な教育は難しいと思いますが、本県のキャリア教育について、今後どのように進めていかれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 現在、県教育委員会では、これまでの取組をより発展させるため、「宮崎県キャリア教育ガイドライン」の改定を進めているところであります。

その中では、ふるさとを思い、多様な人々と関わり合いながら、主体的に社会参画をし、自己実現に向けて学び続ける人づくりを、宮崎のキャリア教育で目指すものとして、新たに位置づけることとしております。

今後は、そのガイドラインを周知するとともに、これまで以上に、今議員から御指摘のあった様々な体験を大切にし、地域を学びのフィールドとして、小・中・高等学校での学びをしっかりとつなぎながら、キャリア教育の一層の充実に努めてまいります。

○野崎幸士議員 本県のキャリア教育が行われて10年、その成果を数値化して見える化することは大変難しいことだと思いますが、例えば、若者の県外流出が減少したとか、Uターンの数が増えたとか、各選挙での投票率が上がったとか、こういった現象がキャリア教育の一つの効果、成果じゃないかなということが、キャリア教育の重要性と理解につながっていくと思いますので、引き続き研究していただき、将来を担う子や孫たちにすばらしいキャリア教育を行っていただくことを要望いたします。

最後に、3月をもちまして退職される全職員の皆様方に、心から感謝と敬意を申し上げ、私の全ての質問を終わります。ありがとうございます

令和4年2月24日(木)

ました。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時58分散会

2月25日（金）

令和 4 年 2 月 25 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	横 田 照 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	右 松 隆 央 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	二 見 康 之 (同)
26番	日 高 陽 一 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	野 崎 幸 士 (同)
34番	徳 重 忠 夫 (同)
35番	日 高 博 之 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	濱 砂 守 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	渡 辺 善 敬
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	小 田 光 男
福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	牛 谷 良 夫
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	横 山 幸 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 清 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	酒 匂 重 久
事 務 局 次 長	日 高 民 一
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 藤 祥 太
議 事 課 主 事	山 本 聡

◎ 代表質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、立憲民主党の満行でございます。

昨日、ロシアがウクライナに侵攻しました。国連憲章を持ち出すまでもなく、国際秩序を乱す暴挙だと思います。即刻撤退をすべきだと思いますし、日本国政府には、毅然とした態度で平和解決に向けた外交努力を続けていただきたい、心から期待をしております。

それでは、代表質問を始めさせていただきます。

まずは、新年度当初予算についてであります。

新年度当初予算は、知事就任以来、平成23年度から数えて12回目の当初予算となりますが、特に今回は、3期目の仕上げの年であることを意識して予算編成を行われたのではないかと思います。定例会開会冒頭の知事の提案理由説明は、力強かった、迫力があつたと感じました。

「安心の土台をつくる」「コロナ禍のくらしにより添う」「みやぎきの未来をはじめ」の3点を基本とする視点に立って、県政を推進していくと述べられました。

予算規模は約6,415億円ということで、平成27年度の口蹄疫対策転貸債の償還で規模が大きくなった予算を除けば、河野知事就任後、実質的に最大規模となっているようですが、知事は、令和4年度に向けて、どのような思いで当初予

算を編成したのか伺います。

今年度は、コロナ感染症に対応するために専決を含む20回に及ぶ補正予算を編成した年でありました。歴史的な年になりました。財政当局や関係部局は大変な1年だったと思います。

令和4年度地方財政対策についてであります。

国の一般財源総額については、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を200億円上回る62兆円を確保。地方交付税総額については、前年度を600億円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から3.7兆円抑制。抑制理由としては、「折半対象財源不足が解消し、臨時財政対策債の発行を5.5兆円から1.8兆円に減額」となっています。コロナ禍にあって税収が伸びるとの国の見立てで、地方交付税が増え、臨財債が減る。県税も増えるとの見込みですが、増える根拠はどこなのか。税収不足の心配をしましたが、ここは税務課との意見交換で納得はしました。

当初予算編成に当たり、歳入における課題にどう対応しているのか、総務部長に伺います。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

当初予算編成への思いについてであります。

令和4年度当初予算におきましては、議員御指摘のとおり、3つの思いを込めて予算案の編成を行ったところであります。

第1に、「安心の土台をつくる」であります。

新型コロナの蔓延や頻発化する自然災害は県民に大きな不安を与えております。県民誰もが心穏やかな日常を過ごせるよう、新型コロナ対策や県土の強靱化対策などの安心の土台づくり

にしっかりと取り組んでまいります。

第2に、「コロナ禍の暮らしにより添う」であります。

社会的に弱い立場に置かれている方や、飲食店をはじめとする事業者の方々に寄り添い、県民を支援する取組を通じて、互いに支え合う温かい社会を築いてまいります。

第3に、「みやぎきの未来をはじめ」であります。

デジタル化・ゼロカーボン化に向けた社会づくりや、交通・物流ネットワークの構築など、将来に向けて持続可能な宮崎県づくりを進めてまいります。

また、令和3年度1月補正予算、2月補正予算を合わせて15か月予算として編成し、地域経済の早期回復にしっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（吉村久人君）〔登壇〕 お答えします。令和4年度当初予算の歳入における課題についてであります。

本県は、自主財源に乏しい脆弱な財政基盤ではありますが、企業業績が堅調でありますことから、県税は、対前年度比9.8%の増と、過去最大を見込んでおります。

一方、地方交付税は、令和3年度中の法人関係税収について、令和4年度から3年間かけて減額精算されることなどにより、1.7%の減と見込んでおります。また、臨時財政対策債は大幅に抑制され、70.3%の減と見込んでおります。

このような歳入の状況から、令和4年度当初予算編成における収支不足は、23.7%の増、252億円余となり、その全額について、財政関係2基金からの繰入金を充当しておりますが、当初予算編成後の残高につきましては、335億円と一定の規模を確保しており、災害時の突発的な対

応などに備えてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○満行潤一議員 ありがとうございます。

コロナ感染症の現状と対策について伺います。

なかなか収束が見通せません。これまでに県内で1万7,000人を超える感染者が確認され、今年に入ってから昨日までに、1万1,508人です。第6波の主流であるオミクロン株は、特に若年層に広がりを見せています。

県立、市町村立学校の集団感染も頻繁に発生している状況にあります。突然、明日から学年閉鎖、学校閉鎖と連絡があり、対応に窮する家庭も数多くあると思います。生徒の教育水準の保障、全国大会につながる地方大会参加のための部活動の保障も必要。学校現場も大変だろうと察します。

さて、接種時期、対象者が二転三転した3回目のワクチン接種が始まりました。市町村、県直営の接種のスケジュールについて、部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 追加接種につきましては、医療従事者や高齢者施設などの利用者等は接種間隔を6か月として接種が進められているところであり、それ以外の方々につきましても、接種体制を整えば、6か月間隔での接種が可能となったところでもあります。

それぞれの市町村におきまして、既に各医療機関や集団接種等で医療従事者や高齢者施設などの利用者等の接種が開始されており、2月からはその他の高齢者も始まっております。また、それ以外の方々は3月から開始される予定となっております。

県におきましても、1月から追加接種センターを設置いたしまして、6か月を経過した方

を対象に接種を進めているところであり、引き続き市町村と連携して、必要な取組を着実に進めてまいります。

○満行潤一議員 抗原検査キットなどの配布と処分についてです。

文科省は、幼稚園から大学まで約125万回分の抗原検査キットを配布していると聞きます。学校での使用については限定的のようですが、文科省からの配布数は、本県は、県立学校が1,510回分、市町村立学校が合計約5,270回分となっています。

宮崎市、延岡市、串間市には、幹線道路沿いに「検査キット」の自動販売機もあるようです。検査キットはネット上でも売られていますが、個人で合法的に買えるのか疑問に思うところですが、検査キットには決められた処分方法があると思います。薬局なら対面で薬剤師が使用方法から処分方法まで指導できますが、各家庭で正しく処分されているのか不安です。

家庭での検査キット処分について、どのような啓発を行っているのか、部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、自宅で抗原検査キットを使用する方が増えているものと認識しております。

抗原検査キットについては、一般の家庭ごみとして廃棄することとなっておりますが、様々な種類がありますことから、廃棄に当たっては、キットの取扱説明書等に記載されております注意事項に従っていただく必要があります。

また、感染防止の観点から、御家庭で使用したキットを廃棄する際には、ごみに直接接触することがないように袋に入れ、口をしっかり縛って封をするなどの注意も必要であります。

県といたしましては、これらの点につきまして、県のホームページで周知を図っているところでございます。

○満行潤一議員 そう説明を受けますけれども、実際は、そのごみが猫とかカラスとかに食い荒らされて、中から検査キットが出てくると、公民館の役員とか住民の人たちが、こんなものを入れていいのかと、そう思うわけですね。部長が、ホームページとかで啓発しているとおっしゃっているんですけど、さらなる啓発が必要じゃないかなと思っていますので、ぜひ今後とも御留意いただきたいと思っています。

あと、療養者のいる家庭ごみの出し方についてであります。このことについては、9月議会で岩切議員が関連質問をしています。法令上は、医療機関と宿泊療養施設から発生する廃棄物は感染症廃棄物として扱い、その他の発生物は、感染症廃棄物との認定ではないが、処理に当たっては、感染症廃棄物処理方法を準用しなさいとなっているはずですが。

療養者のいる家庭の正しいごみの出し方の啓発が弱いのではないかと考えますが、啓発の実態を教えてください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 自宅療養となる方には、管轄保健所から電話連絡をいたしまして、療養中の健康観察や感染対策について説明する際に、感染者が使用したマスクやティッシュなどのごみの捨て方についても説明しております。

具体的な内容といたしましては、ごみを新聞紙などで包み、直接触れない、ごみ袋はしっかり縛って封をする、ごみを捨てた後は、石けんと流水でしっかりと手を洗う、ごみ袋が破れている場合などは、ごみ袋を二重にさせていただくということでございます。

県では、これらの内容を県庁ホームページに掲載して広く周知を図るとともに、食料の支援を受けられる方には、資料を同封いたしまして、改めて説明を行っているところでございます。

○満行潤一議員 やっぱり、廃棄物を収集する人たちの危険性もありますので、ぜひしっかり啓発していただきたいと思います。

次に移りたいと思います。コロナ禍からの復興です。

1月16日から新型コロナウイルス感染症が急増している都城市・三股町において、飲食店等を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮、酒類の提供自粛要請が行われ、21日には、まん延防止等重点措置の適用地域となり、25日からは県下全域に広がります。

いまだ先行きが見えない状況ではありますが、コロナ収束後は、県民の評価が高いジモ・ミヤ・タビの再開などの復興策が期待されています。コロナ収束後の観光誘致など、今後の展開についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、コロナ禍における観光産業の厳しい状況に対処するため、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの実施や、安全・安心な受入れ環境の強化、SNS等を活用した情報発信などに取り組んでいるところでございます。

今後は、新型コロナの収束状況を見極めながら、まずは、県内でのジモ・ミヤ・タビキャンペーンの再開や、教育旅行の支援など、県内旅行需要の喚起に向けた対策を講じることとしております。

その後、誘客の対象を隣県、国内、国外へと広げ、食や自然、神話といった本県の強みを生

かした観光誘客はもとより、ゴルフ、サーフィン、サイクリングなどのスポーツツーリズムにも取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次に、ひなた認証店の優遇措置についてです。

感染拡大を防ぐ対策として、多くの飲食店にひなた認証を取得してほしいと思うわけですが、取得を誘導するためには、非認証店に勝る魅力が必要だと考えます。充実した衛生管理設備導入費の補助とか、熊本県などがやっている、認証店には酒類提供を認めるとか、優遇措置が必要だと思います。

認証取得状況や認証取得の条件、認証取得促進策、また、今後の認証店へのインセンティブ策についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ひなた飲食店認証制度につきましては、県の定める55項目の基準を満たすため、認証取得に必要なアクリル板等の資機材の支給や換気設備設置等の支援を行うほか、県庁ホームページ等で認証店のPRを行っておりまして、現在、約4,700店舗が認証を取得しております。

一方で、今回のまん延防止等重点措置適用に当たりましては、感染力の極めて強いオミクロン株の特性を踏まえて、認証店を含む全ての飲食店に、終日、酒類の提供停止等をお願いしているところでございます。

県といたしましては、飲食店での感染防止対策は引き続き重要と考えておりますことから、現在、認証店へのさらなるインセンティブとしまして、第6波の収束後に、認証店において使用できる総額約13億円のプレミアム付電子食事券を発行する準備を進めているところでございます。

○満行潤一議員 報道によれば、昨年1年間の

休業業・解散した件数は274件、倒産件数は27件で、前年より少なくなっています。コロナ禍による融資や返済猶予、補助金支給によってどうか踏みとどまっていると見るのが正しいのでしょうか。これ以上、外出自粛、時短営業などが続けば、今後どうなるのか不安です。

また、飲食業や旅行宿泊業などに目が行きがちですが、その影響は限りなく多くの業種に押し寄せています。

先週、県内産を中心とした野菜を扱う宮崎市内の八百屋に行ってきました。若い経営者は、「飲食店向けとネット販売が半分、半分」「飲食店向けがほとんどなくなった」「経営は厳しいが、この時間を使って新たな商品開発を仲間と試行錯誤している」と話していました。

支援策が飲食店向けに手厚く、他の業種には手薄ではないかとも感じます。あらゆる業種の経営基盤強化が急がれると思います。

そこで、商工会組織の強化についてお伺いいたします。

全ての商工会に事務局長の設置を要望するものです。地方においては、行政機関や金融機関、JA等が統廃合される中、商工会組織は地域にとって唯一不可欠な存在になっており、地域活性化に対する期待も大きくなっています。平成26年からの経営発達支援事業や近年のコロナ対策で業務量が増大する中で、反対に商工会の職員数はここ10年で1割以上も減少しています。職員の設置基準の見直しや人件費補助金の拡充、マンパワーの充実強化をするべきではないかと考えます。特に事務局長については、35商工会のうち設置されているのは17商工会であり、半数に満たない状況にあります。

組織体制の強化のため、全ての商工会に事務局長を設置すべきではないかと考えますが、知

事の見解を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 地域経済を支える中小企業、小規模事業者の振興を図る上で、事業者にとりまして身近な支援機関である商工会の役割は大変重要であると考えております。

県としましては、これまでも県内の商工会に対して、人件費や事業費の補助を行っておりますが、事務局長の設置経費につきましては、地区内の商工業者数の組織率など、一定の要件を満たす必要があるところです。

一方で、平成の市町村合併以降、商工会は地域における市町村のカウンターパートとして、地域振興の担い手としての役割も、これまで以上に求められているところであります。このため、事務局長が設置されていない商工会においては、地域振興の担い手としての体制が必ずしも十分ではない状況にあったことから、今年度から市町村と連携して、商工会に対する地域振興コーディネーター設置の支援を行っているところであります。

今後、商工会の組織体制の強化に必要な支援の在り方につきましては、市町村等とも連携しながら検討してまいります。

○満行潤一議員 地域振興コーディネーターの設置について、県に頑張ってもらっているんですけども、対象外の商工会が4か所あります。何と地元都城市の中郷、荘内、宮崎市生目、西都市三財と4か所あるわけですが、この対象外の理由は、昭和に合併した地域だからということで、理解に苦しむわけですが。地域振興に果たす役割は同じであり、補助対象とすべきだと考えますが、部長の見解を求めます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 事務局長の設置基準を満たさない商工会に、地域振興コーディネーターを設置します「商工会事務局

体制強化事業」では、平成の市町村合併以降、特に旧町村部において、地域振興の担い手としての商工会の存在が非常に大きいとの共通認識の下、市町村と連携して、令和4年度までの2年間で、当面必要な体制を整備することとしております。

商工会に対する支援の在り方につきましては、現在、商工会の役割や業務量等につきまして、商工会や市町村と意見交換を行っているところであり、今後、地域振興コーディネーター事業の在り方等も含めまして、中長期的な観点から検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 その地域振興コーディネーターの事業期間が、来年度までの2か年事業となっています。コーディネーターが設置された商工会においては、市町村との連携強化により地域活性化が図られたなど、事業効果も大きいと聞きます。

今後の商工会の体制強化、また優秀な人材確保のためにも事業の継続をすべきじゃないかと思いますが、再度、部長にお願いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） コロナで疲弊した地域経済の復興、事業承継の推進、さらには、まちづくりや地域振興等、商工会の果たす役割は、地域の事業者への支援だけではなく、地域振興の担い手としても幅広く、商工会の体制強化が大変重要であると認識しております。

地域振興コーディネーターが設置された商工会からは、市町村をはじめとした関係機関との連携が強化されたことや、事業者に対して、より細やかな支援ができるようになったことなどを伺っております。

このような実績等も踏まえながら、今後も、商工会の体制強化に向けて、市町村とも連携し

ながら、事業の在り方について検討してまいります。

○満行潤一議員 商工会への加入促進に係る働きかけについてです。

会員増強は喫緊の課題であります。事業者数の減少等もあり、会員数も減少の一途をたどっていますが、このコロナ禍で増加に転じていません。様々な給付金、補助金、融資等の手続など支援を受けられるという点でも、商工会員になるメリットは大変大きいと思われれます。

コロナ禍で売上げが減少した事業者への支援策も、国の事業復活支援金、県の酒類販売事業者等緊急支援金や県内事業者緊急支援金など、多様化して複雑です。申請の窓口となる商工会には、会員でない地域の事業者も相談窓口に来訪されて、丁寧な説明を受けておられます。

各種の支援策に事業者が的確に申請するためにも、県としても積極的に加入促進を図る広報・啓発活動に力を入れるべきではないかと思っております。

また、立地企業の商工会加入が少ないとの声も聞きます。立地した地域と円滑な関係を保つためにも、加入を強く働きかけてほしいと思います。再度、部長にお願いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 商工会には、コロナ関連の様々な支援金の申請窓口等になっていただいております。相談をきっかけに商工会に加入された事業者も含め、令和3年度は前年度より会員数が277増加しております。

また、コロナ禍において事業者に新たな事業展開が求められている中、商工会の経営指導員が伴走支援を行い、継続的に事業者の課題解決を行うなどにより、これまで以上に商工会の存在意義が認められてきているところでございます。

県といたしましては、立地企業も含めた事業者の加入促進に向けて、商工会が、事業者にとって最も身近な相談機関であることを周知いたしますとともに、商工会の機能が効果的に発揮できるよう、引き続き支援を行ってまいります。

○満行潤一議員 商工会青年部、女性部の活動は、次代の担い手の育成や地域の活性化等につながることから、青年部や女性部が行う取組についても、積極的に支援すべきと考えております。要望にしておきたいと思っております。

次に、持続可能な宮崎のための土台づくりについてであります。

まず、2023年G7サミット関係閣僚会合誘致について伺います。

前回、本県で開催された外相会合は、大きなインパクトがありました。来年開催の関係閣僚会合もぜひ誘致していただきたいと、多くの県民が期待していると思っております。

主要国首脳会議（G7サミット）開催地には、名古屋市や広島県広島市、福岡県福岡市が誘致に向けて立候補を表明しています。複数の自治体で行われる関係閣僚会合の誘致表明も相次いでいます。開催地は宿泊施設や会議場、交通アクセス、警備態勢などの観点から、政府が選定することになっています。

本県のこれまでの誘致に向けた活動状況、開催地決定の時期などを伺います。知事、お願いします。

○知事（河野俊嗣君） 来年、我が国で開催予定のG7サミットにつきましては、昨年12月、宮崎市と共同で閣僚会合の誘致計画書を提出いたしました。先般、東京事務所を通じまして、外務省に要望書を提出したところであります。

本県としましては、国際レベルのMICE受

入れ環境や、農業、環境などの本県の特性を強くアピールするとともに、2000年の九州・沖縄サミットにおける実績を踏まえ、外相会合のほか、農業、環境、教育の4分野について、閣僚会合を要望しているところであります。

報道によりますと、全国で約20の都市が閣僚会合の誘致を表明しておりまして、今年6月にドイツで開催されるG7サミットまでに首脳会議の開催地を決定するとされておりますことから、閣僚会合についても、同じ頃に明らかになるものと考えております。

現在のウクライナ情勢も含めて、この先、不透明な状況がございますが、本県での開催が実現すれば、豊かな自然や食、文化などの魅力を国内外に発信するよい機会となるほか、MICE受入れノウハウの蓄積にもつながりますので、引き続き関係機関と連携し、国への要望活動など、開催誘致に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次に、陸海空交通網の整備についてです。

「みやぎきの未来をはじめ——持続可能な地域交通・物流ネットワークづくり」に、新規事業「バスネットワーク最適化支援基金」の創設があります。

人口減少やコロナ禍でバス利用が減少する中ではありますが、通学や通院といった県民生活に欠かせない移動手段、住民の足であるバス路線の維持は、地域公共交通の視点として大変重要な取組です。

今回創設する「バスネットワーク最適化支援基金」に、当初予算でおよそ13億円を確保し、主要なバス路線の維持に長期的に取り組むために、5年分の予算を確保しています。

知事は会見で、「5年間腰を据えて、集中的に本県のバスネットワークの最適な姿を構築し

ていきたい」と語っておられます。

基金創設の目的と支援事業の概要について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 路線バスは、通学、通勤、通院など県民生活に欠かせない移動手段として、大きな役割を果たしているところでありますが、少子高齢化や人口減少などによりまして、利用者の減少が続いております。

こうした中で、新型コロナの影響を受け、地域間幹線バス路線については、路線の維持が困難となっておりますことから、基金を設置し、今後5年間をかけて持続可能な運行形態への見直しに集中的に取り組むこととしたところであります。

この基金によりまして、新たな事業者による運行や広域的コミュニティーバス路線として、市町村による運行などへの転換、あるいは、車両の小型化や運行のデマンド化、乗合タクシーの導入など、効率的で利便性を損なわない運行方法の検討も併せて行いまして、市町村や交通事業者と協議が整った路線から転換を行うこととしております。

このような取組を市町村や交通事業者と一緒に進め、持続可能な地域交通ネットワークの実現に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

駅体制の見直しについてです。

JR九州は、本年3月12日から駅係員の配置や窓口サービスの見直しを行うと公表しました。新たに29の駅において駅係員を終日不在とするほか、48の駅において切符販売窓口を廃止し、その他の駅も切符販売窓口営業時間の短縮などを実施します。

本県では、駅員のいない無人駅化や切符の窓口販売廃止などはありませんでした。しかし、

多くの駅で営業時間が短縮され、販売窓口の営業時間が、宮崎駅が7時～21時、他の主な駅が7時30分営業開始になり、終了時間が都城、延岡、日向市が19時まで、西都城や南宮崎では15時までとなります。定期券が買えない学生が発生するとか、県内でも影響があります。

今後、無人化される駅も増えるのではないかと心配されます。交通系ICカードの対応も、平成27年11月開始時の田野一佐土原エリアから広がっていません。「乗って残そうローカル線」運動存続のためにも、利用者や沿線自治体からの丁寧な意見集約が大事だろうと思います。

現状と課題について、部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 今回の駅体制の見直しに対し、沿線の自治体によっては、JR九州から駅の業務委託を引き受けることにより、利用者への影響が最小限となるよう、一定の対応がなされているところであります。

また、営業時間の短縮により、利便性の低下などが懸念されますことから、県では、沿線自治体の意見を集約し、例えば、学生の定期券購入のため、学校での出張販売を行うなど、利用者への影響を最小限とする対応をJR九州に求めたところでありまして、現在、地元市町村等との調整が進められております。

引き続き、JR九州に対しましては、沿線自治体や地域住民の声を届け、必要な改善を求めてまいります。

○満行潤一議員 次に、長距離フェリー新船就航についてであります。

都城志布志道路が開通間近ということで、宮崎港利用についても目が行くところであります。

4月15日、神戸―宮崎に新船「フェリーたかほ」が就航します。トラック積載台数163台、乗用車積載台数と旅客定数の収容キャパは現状より若干少なくなっていますが、その分、バリアフリーやキッズスペース、個室を増やし、多彩な客室を備えており、新船就航後の利用拡大に期待が持てます。予約も始まったようですが、好評のようです。

カーフェリー新船就航に合わせた利用促進の取組について、部長にお尋ねします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新船就航を間近に控えまして、現在、県内外において利用促進のためのプロモーションなどが展開されているところであります。

旅客につきましては、カーフェリーが単なる移動手段ではなく、旅の目的の一つとしても選ばれるよう、来年度は、「船旅の新たな魅力開発・発信支援事業」によりまして、船旅の魅力を高める船上イベントの企画や情報発信などに対し、支援することとしています。

また、貨物につきましては、会社において、大型化による輸送能力の強化やドライバー室の完全個室化など、新船の強みを最大限生かした営業を強化することとされており、「公共交通・物流需要回復プロジェクト事業」や「長距離フェリー下り荷確保支援事業」などによりまして、こうした取組を支援してまいります。

○満行潤一議員 次に、「安全・安心で魅力ある地域づくり」です。

まず、人口減少対策についてであります。本県の合計特殊出生率は、令和元年は全国第2位、一方、生産年齢人口割合は全国最下位グループです。出生数もこの5年間で約1,500人減少しています。つまり、結婚した家庭では子供

の数は多いが、生産行動の中核をなす若い世代が県外流出している、少ないということです。若い世代が増えないと、本県の人口減少に歯止めがかからない。高校卒業後、また大学や専門学校で県外に進学した若者に県内の企業等に就職してもらえるか。一旦、県外に流出した若者をどうやって県内に呼び戻すか。また、県外の若者にどう宮崎の魅力を伝え、移住してもらえるか。人口減少対策の課題として大きく分けると、こういう分類になると思います。

まずは、何といたっても高校生の県内就職率の向上が重要です。一時期全国最下位だった県内就職率も、アップしてきたようではあります。都市部の企業に負けない雇用労働条件や行き届いた福利厚生、高校生に魅力的な企業が増えなければ、県内企業等への就職率は向上しません。日機装や宮崎キヤノン、GMOインターネットグループなどに立地いただいて、優秀な人材を引き止めて、多くの雇用を生み出しています。引き続き、魅力的な企業に立地いただき、県内の企業も大手に負けじと、若者の雇用拡大に頑張ってもらいたいと思います。コロナ禍で、地元企業への就職を希望する生徒や保護者も増えていると伺います。今、追い風だと思います。

教育長に、県立高校・中等教育学校卒業者の、ここ数年の就職内定状況と県内就職率の推移をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 過去3か年の就職内定状況を年度ごとの確定値で見ますと、内定率は、平成30年度が99.5%、令和元年度は99.7%、令和2年度は99.3%でありまして、コロナ禍前と変わらず、希望者のほとんどが内定している状況であります。

また、県内就職率は、関係機関との継続した

取組により、平成30年度が57.9%、令和元年度が59.2%、令和2年度が61.6%となっております。年々上昇してきております。

引き続き、関係機関と連携した企業見学会の実施等、県内企業と学校をつなぐ取組を推進してまいります。

○満行潤一議員 よく分かりました。

次に、商工観光労働部です。

本県への立地目的が低賃金の労働力確保では、補助金を交付する意味はなくなります。企業立地促進補助金交付要綱では、雇用に関する支援の要件はどううたっておられるのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 企業立地促進補助金は、一定の要件を満たす立地企業に対し、新規県内雇用者数や設備投資額の実績に応じて交付しております。

このうち、雇用者に関する補助金につきましては、対象となる方が、健康保険法に規定する標準報酬月額等級が第12等級、月額にいたしますと15万円程度でございますけれども、その12等級以上であることなどを交付要件としております。

さらに、労働条件の向上を図るため、雇用者のうち一定割合以上の方に、全国平均給与額以上の給与を支給している場合は加算措置を設けております。

○満行潤一議員 次に、U I J 移住対策について伺います。

「宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター」で、移住や就職に関する情報発信や相談などを行っていますが、その成果はいかがでしょうか。

また、3年ぶりに東京国際フォーラムで「ふるさと回帰フェア2021」も開催されています。

コロナ禍で都会脱出、U I J ターンを試みる人も多く、今、全国で移住希望者の綱引きが激化しています。フェアの手応え等も併せて、その成果を伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 昨年10月に開催されました「ふるさと回帰フェア」におきましては、より具体的な本県への移住相談が13件あり、コロナ前に比べ、これまで以上に手応えを感じたところであります。

また、県内外4か所のひなた暮らしU I J ターンセンターにおける令和3年度の相談件数は、1月末現在で2,114件と、前年度比で約2割増のペースとなっております。

さらに、情報発信では、移住のホームページの延べ閲覧者数が、令和3年4月から12月までの期間で約16万5,000人となり、コロナ前の令和元年度と比べて3割以上の増となっております。

県といたしましては、こうしたコロナ禍での地方回帰への関心の高まりをしっかりと捉えて、本県への移住促進に努めてまいります。

○満行潤一議員 N T T は、リモートワークを行う社員の居住地制限を撤廃しました。地方に住みながら本社業務が可能になる制度を2022年度から導入するため、整備を進めることを明らかにしました。遠隔地からの入社費用に関しては、新幹線を使う場合は何回まで負担するかなど、仕組みを設計中ということです。

ソフトバンクグループ傘下のヤフーは、8,000人いる社員の居住地制限を4月から撤廃し、国内であれば自由に選択できるようにすると発表しています。従来は認めていなかった飛行機での通勤も認める。社員の居住地制限撤廃、世の流れは加速度的です。新幹線通勤、飛行機通勤も認められる。こういった大手企業の社員をい

かに宮崎に呼び込み定住させるか。今後の課題だと思います。

このコロナ禍で、このように在宅勤務などのテレワークやリモートワークに取り組む企業が増えています。本県でもワーケーションを活用した取組を行っていますが、ワーケーション受入れの取組状況、今後の展望についてお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 企業における働き方の変化など、今後の新たな人の流れを取り込む手法の一つとして、ワーケーションの受入れには今後の広がり期待しているところであります。

このため、昨年10月に民間事業者や市町村などと「みやざきワーケーション推進協議会」を設置いたしますとともに、来月には、関連情報を一元化したホームページを立ち上げることとしております。また、来年度の事業では、都市部の企業と市町村とをマッチングさせ、本県でのワーケーションの受入れを進めることとしております。

これらの取組を通じまして、県外企業との継続的な関係構築につなげるなど、関係人口の創出・拡大を図ってまいります。

○満行潤一議員 移住者が定住するための支援も重要です。移住者は転出も早いとの指摘があります。コロナによって、地方回帰の動きで転出が抑えられたり、移住実績が伸びるのは喜ばしいことです。しかし、移住者の定着のためには、仕事や地域になじむための丁寧な支援も必要です。

昨年度、県内への移住が過去最多の1,326人です。移住施策だけを推進しても、人口減少を止めることも減少を緩やかにすることも難しい現実があります。移住の目的も様々です。 balan

スよい施策が必要だろうと考えます。

次に、暴力団追放センターの活動状況について伺います。

暴力団対策法によって、暴力団員による不当な行為の防止と、これによる被害の救済に寄与することを目的として、都道府県公安委員会が暴力団追放運動推進センターを指定しています。暴力団被害者の皆さんの言わば駆け込み寺であり、市民の皆さんの暴力団排除活動を支援する組織です。

本県の暴力団追放センターでは、事業所等を暴力団から守るための対策の一環として、弁護士、保護司、少年補導委員、警察OB等専門的な知識や経験を豊富に有する暴力団追放相談委員を配置して、事業所への無料の不当要求防止講習会や、暴力団による被害の防止、回復に向けたきめ細やかなアドバイスなどを行っております。暴力団追放センターの活動状況をお伺いします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 宮崎県暴力団追放センターが行っている不当要求防止責任者講習事業につきましては、同センターでは、県内13地区において、年間30回の講習を開催しております。

この講習は、各事業所における不当要求防止責任者に対しまして、暴力団等反社会的勢力の現状の説明や、不当要求の実例と具体的対応要領などについて講習を行っており、令和2年度の受講者数は918人でありました。

次に、同センターの相談事業についてですが、暴力団など反社会的勢力に関する相談に対し、専門的知識を有する相談委員2名が対応しております。令和2年度の暴力相談受理件数は435件であり、最も多い相談内容は、各団体からの暴力団該当性の照会が401件となっております。

す。

また、相談内容によりましては、外部委嘱相談委員であります弁護士や保護司、少年補導委員、さらには警察に引継ぎをして対応しております。

○満行潤一議員 次に、H A C C P対応についてです。

H A C C Pは国際的な食品の衛生管理の基準です。もともとは、絶対に食中毒を起こしてはならない宇宙食の高度な衛生管理方法として、N A S A（アメリカ航空宇宙局）が考案したものが始まりと記憶しています。

食品衛生法の改正により、2020年6月から、飲食店など食品を扱う全ての事業者に対して、H A C C P基準による衛生管理制度が開始されました。1年間は猶予期間が設けられましたが、2021年6月からは、H A C C Pに沿った衛生管理が制度化されました。特段の認証取得は必要ないとのことですが、その対応は、零細な飲食店、事業所には大きな負担になっているのではないかと拝察します。H A C C Pによる衛生管理の制度化に対して、県としてどのような支援を行っているのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） H A C C Pに沿った衛生管理につきましては、大規模事業者では法改正前から既に導入されており、県では、特に小規模事業者を対象に、関係団体と連携して、保健所での講習会を行うほか、各食品団体が作成し、厚生労働省が確認しました手引書によりまして、H A C C Pの導入について計画的に周知・啓発を行ってきたところでございます。

しかしながら、国においては、H A C C Pに沿った衛生管理の定着には一定の期間が必要とされているところでありまして、不安を抱える

事業者の方もおられることから、今議会におきまして、小規模事業者等を対象に、H A C C P定着のための実践動画を利用した対面形式や、オンライン配信の講習会の開催、専門員による実地指導等に取り組む予算をお願いしているところであります。

○満行潤一議員 次に、農業・水産業の振興について、農政水産部長にお伺いします。

農畜水産物の輸出拡大についてです。我が国の農林水産物・食品の輸出が年間1兆円を突破したようです。世界的な巣ごもり需要やインターネット販売が好調のようです。品目別に見ると、日本酒、牛肉、ホタテガイが伸びており、輸出先では断トツに中国、続いて香港、米国となっています。

本県の農畜水産物の輸出額は約73億円。そのうち牛肉が約49億円の67%を占め、鶏卵、水産物も増加しているようであります。輸出先は、香港、台湾、米国の順です。年々、輸出実績は順調に推移してきていますが、輸出品目の拡大、輸出先の拡大など課題があります。具体的な取組状況と今後の展開について、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 令和2年度の本県農畜水産物の輸出額は、議員御指摘のとおり72億9,000万円と、コロナ禍の中でも過去最高を更新したところであります。これは、巣ごもり需要によるインターネット販売が好調だったことや、経済活動再開による需要回復が主な要因であり、輸出に取り組む県内事業者が、消費行動の変化を的確に捉え、販売拡大に取り組まれた成果であると考えております。

県としましては、引き続き、国やジェトロなど関係機関と連携しながら、優良事例をはじめ、ポストコロナを見据えた需要動向、輸出促

進に向けた法制度改正等の情報を、研修会等を通じて周知するとともに、輸出先国のニーズや規制等に対応した商品・産地づくりを支援し、さらなる輸出拡大を図ってまいります。

○満行潤一議員 農林水産分野の活性化も、本県にとって大きな課題です。人口減少対策にも大きく関与します。

まず、県内の農家戸数、農業法人数、新規就農者数、農業後継者数などの推移をお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 2020年農林業センサスによりますと、令和2年2月1日時点で、本県の総農家戸数は3万940戸となっており、5年前の平成27年と比較して、7,488戸減少しております。

一方、県の調査によりますと、本県の農業法人数は、令和3年1月1日時点で874法人となっており、5年前と比較して、119法人増加しております。

また、本県の新規就農者数は、平成29年から令和2年まで、4年連続で400名を超えており、うち農業後継者数は平均で110名程度となっております。

○満行潤一議員 地方暮らしに関心が集まる今日、就農を希望する移住希望者の相談も多かろうと思いますが、その相談窓口はどこなのか。また、具体的な移住就農へのプロセス等をお聞かせください。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県では、新規就農者を幅広く確保するため、県農業振興公社のほか、市町村やJA等に新規就農相談センターを設置し、就農に向けた計画づくりから農業経営開始まで、切れ目ない支援を行っております。

具体的には、県内外での就農相談会の開催、

県内13か所のトレーニング施設等における技術習得に向けた研修などを実施するとともに、国の「農業次世代人材投資事業」等を活用し、就農準備段階及び農業経営開始に必要な資金を交付しております。

今後とも、「宮崎ひなた暮らしUIJターンスンター」など関係機関・団体と連携を図り、各種移住支援対策も活用しながら、本県農業の将来を担う多様な担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 素材での出荷ではなく、さらなる高付加価値化を目指して、フードビジネスの振興が急がれます。コロナ禍での巣ごもり需要や国産回帰を追い風に、カット野菜、冷凍野菜、機能性食品などの販売が順調のようです。農試、食品開発センターの活用が求められていると思います。

本県では、「ローカルフードプロジェクトを推進するためのプラットフォーム」を、昨年7月に設立しています。農林水産業にとどまらず、他業種との連携により、多様化する消費ニーズに対応する新たな取組だと思っております。現状と今後の展開について、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 県では、多様な食と農の関係者が連携し、それぞれの強みを出し合いながら新ビジネスの創出に挑戦するローカルフードプロジェクト——略してLFPと言っていますが——を推進しております。

LFPの推進母体でありますプラットフォームに、1月末現在で109の事業者が参画しており、具体的には、お湯で戻すだけで簡単に調理できる乾燥有機野菜や、果実に含まれるカロテノイド等の機能性成分を含んだ飲料の開発など、様々なプロジェクトを支援しているところです。

今後も、本議会をお願いしております、企業版ふるさと納税等を活用した新規事業「みやざきローカルフードプロジェクト強化事業」により、新商品・サービス開発への支援を一層強化してまいります。

○満行潤一議員 水田転作についてお伺いします。

水田活用の直接支払交付金制度は、国土が狭く、農地面積も限られている我が国にとって、国民の主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図ることを目的に、消費が落ち込む主食用米から、麦や大豆などに作付を転換する農家を支援するのが狙いだっただと思います。

本年度当初予算には3,050億円を計上し、主に10アール当たり2万～10万5,000円を農家に支払っています。農林水産省は来年度から、農家に支払ってきたこの交付金の条件を見直すと報じられています。今後5年間で稲作のため一度も水張りを行っていない農地は、交付対象から除外する。つまり、米を今後5年間作らない農地について、新たな作物の生産が定着したと判断し、交付金の対象から外すと。ただ、多くの農家がこの交付金を経営の支えにしてきたのに加え、一度転作した農家が水田を復活させるのは難しいとされ、生産農家に戸惑いが広がっています。今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 交付対象水田の見直しにつきましては、国から、「畑作物の生産が固定化している農地は畑地化を促す一方、水稲と転換作物とのブロックローテーションを促す観点から、今後5年間に一度も水張りが行われない場合には交付対象としない方針である」と伺っております。

本県では、飼料作物の作付が定着している水田も見られますことから、見直しの一律の適用は影響が大きいものと考えております。

県としましては、今後、農業者や農業団体から直接意見を伺うなど、課題の把握に努めるとともに、具体的な制度の運用に当たっては、本県水田農業の持続的発展を損なうことがないように、国に対し必要な要望を行ってまいります。

○満行潤一議員 大きな改革というか、これは大変なことだと思っています。ずっと作りたいのに作るなど、転作しなさいと言われてやってきて、また戻せと言われても、この長い期間、この調子でやってきて戻れるかというのがありますよね。

また、水張りできない水田は現行も対象外、これは現行もそうなんですけれども、今後、運用の厳格化を徹底する方針とも伺います。土手のない水田、これも今後の課題になるのではないかと思います。

次に、林業の振興について環境森林部長に伺います。

まず、国の森林環境譲与税について伺います。

森林環境譲与税が創設され、2019年度（令和元年度）から、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分されて譲与されているところです。県内の多くの自治体の活用が譲与額の半分と聞きます。本県の活用状況をお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、市町村が実施する森林整備等に対する支援や、人材の育成・確保、木材の利用促進に関する施策等を推進するため、森林環境譲与税を活用してお

ります。

具体的には、ICTを活用した森林情報デジタル化の推進や林地台帳の精度向上、みやざき森林経営管理支援センターの設置・運営等により、市町村の取組を支援しております。

また、みやざき林業大学のカリキュラムの充実や研修環境の整備のほか、県産材の販路拡大対策などにも活用しております。

また、市町村では、森林経営管理に関する意向調査や航空レーザー測量による森林資源情報の調査、林業従事者の就労環境改善に向けた取組・支援など、地域の特性を生かしながら、森林整備の促進や担い手の育成・確保対策などに取り組まれております。

○満行潤一議員 今、部長の答弁にありました、譲与税を活用されているみやざき森林経営管理支援センター、これが昨年4月に県森林連内に設置、開設されています。所有者が管理できなくなった森林を自治体で管理する国の制度「森林経営管理制度」が始まり、私有林管理業務を担う市町村からの相談、技術指導などの支援拠点となるものと期待されています。専門職の確保が困難な市町村にとって、心強い組織の発足だと思えます。みやざき森林経営管理支援センターの活動実績について、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林経営管理支援センターは、林業の専門知識を有する3名のアドバイザーを配置し、市町村職員のための業務マニュアル等の作成を行うとともに、戸別訪問等による各種相談へのきめ細かな対応や、市町村職員を対象とした研修会を県内各地で9回開催するなど、森林経営管理制度の中心的役割を担う市町村の支援に精力的に取り組んでおります。

このような取組により、制度が創設されました令和元年度以降、森林所有者への意向調査が、17市町村、約8,000ヘクタールの森林で実施され、そのうち森林所有者から申出のあった6市町の約80ヘクタールの森林において、市町村に経営管理を委託するための経営管理権集積計画が策定されております。

○満行潤一議員 適切な経営管理が行われていない森林で、林業経営に適していれば、経営管理を林業経営者に集積・集約化する（再委託）とともに、それができない森林（林業経営に適さない森林）の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしています。

林業経営に適さない森林について、市町村はどのような経営管理を行っていくのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 市町村が、効率的かつ安定的な経営管理が見込めないと判断した林業経営に適さない森林につきましては、森林経営管理法では、「市町村が森林の状況を踏まえて、複層林化、その他の方法により経営管理を行うものとする」とされております。

具体的には、適切な間伐を繰り返すことにより、管理コストの低い、針葉樹や広葉樹が混じり合った針広混交林へ誘導していくなど、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させる経営管理を、森林組合等へ委託して行うこととなります。

県としましては、今後とも、支援センターと連携しながら、市町村を支援してまいります。

○満行潤一議員 次に、県の森林環境税の活用状況についてです。

県民の共有の財産である森林を、県民みんな

で守り育てていくために「宮崎県水と緑の森林（もり）づくり条例」を制定し、この条例の理念を実現していくために、「宮崎県森林環境税」を導入しました。

この宮崎県森林環境税を活用して、令和3年度からは、新たに「県民の理解と参画による森林（もり）づくり」「多面的機能を発揮する豊かな森林（もり）づくり」「森林を守り育む次代の人づくり」を柱として、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成や、健全で多様な森林づくり・森林環境教育に取り組んでいますが、具体的な県森林環境税を活用した取組状況をお聞きいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林環境税の活用状況については、「県民の理解と参画による森林（もり）づくり」として、森林ボランティア団体等に対する活動支援や苗木の配布、企業による森づくりの推進や県民ボランティアの集いの開催などに取り組んでおります。

また、「多面的機能を発揮する豊かな森林（もり）づくり」として、災害により発生した流れ木などの撤去や、成長に優れたコンテナ苗の生産支援などに取り組んでおります。

さらに、「森林を守り育む次代の人づくり」として、川南遊学の森における体験教室の開催や、ひなもり台県民ふれあいの森におけるタブレットを活用した森林学習の実施、子供たちを対象に地域や学校で行う森林環境教育実践活動の支援などに取り組んでおります。

○満行潤一議員 林業経営基盤強化についてです。

平成27年の国勢調査では、本県の林業就業者は2,222人。長年、減少傾向が続いていましたが、平成17年以降、下げ止まりの状況にあります。人口減少で林業従事者の確保も、やはり厳

しい状況です。林業経営体も急激に減少しており、直近の農林業センサスによれば、この5年間で4割超減少しています。高齢化や後継者難を背景としています。

ただ、株式会社をはじめとする会社組織等のいわゆる林業事業体は、ほぼ横ばいで推移しています。林業もまた農業と同じように、会社などの法人経営を進め、経営基盤を強化することが求められていると思いますが、林業事業体の経営基盤強化の取組について、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 循環型林業を確立していく上では、伐採後の速やかな再生林の実施が必要であり、その中心的な担い手となる株式会社など、林業事業体の経営基盤を強化していくことが重要であると考えております。

このため県では、伐採と再生林の一体的な取組等を目指す「ひなたのチカラ林業経営者」を育成しており、作業の効率化につながる高性能林業機械や、苗木運搬ドローン等の導入を支援するとともに、施業の集約化や、路網整備と林業機械の組合せによる生産性の向上、中小企業診断士の派遣による経営支援など、効率的な経営に向けた取組を促進しております。

今後とも、持続可能な森林・林業の確立を目指し、林業事業体の経営基盤強化に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 鳥獣被害対策——猿被害も増えているということです。近年の野生鳥獣による農林作物の被害額は4億円前後とされています。「正しい知識を持って対処する」、これは基本だと思います。

鹿の生息数は減少傾向にあるものの、生息地が拡大しています。被害状況の共有や被害対策の啓発・研修はどのような状況でしょうか。ま

た、市町村、猟友会などとの情報共有、連携強化が必要だと思います。ここは、農政水産部長にお願いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 野生鳥獣による農林作物等への令和2年度の被害額は、約4億2,300万円で、依然として深刻な状況にあります。

このため県では、関係部局で構成する「鳥獣被害対策特命チーム」において、県内の被害状況や対策の情報を共有するとともに、各地域では、関係機関・団体等で構成する「地域特命チーム」が、効果的な対策の実証や被害防止活動を先導する集落リーダーの育成などに取り組んでおります。

また、総合農業試験場に設置した「鳥獣被害対策支援センター」において、技術指導や研修、情報発信など、きめ細かな支援を行っております。

今後とも、引き続き、関係機関・団体等と連携し、効果的な被害防止対策を進めてまいります。

○満行潤一議員 ぜひ、よろしくをお願いいたします。

次に、新県立宮崎病院開院についてお伺いいたします。

1月11日に開院を迎えました。屋上のヘリポート整備や手術支援ロボット導入など、新たな機能も備え、より一層、県立病院として県民へのサービス向上を果たすものと期待をしております。改築により、例えば救急病棟は、23床から30床に広がるなど充実されています。

ただ、3月いっぱい看護師等の定数は現定数のままですから、病棟現場は大変な状況だと察します。改築により、どのようなサービス向上が図られたのか、アピールしていただけない

でしょうか。

また、グランドオープン時期は令和5年秋と伺っていますが、計画どおりでしょうか。病院局長にお願いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 新病院では、医療機能の向上はもとより、患者など利用者へのサービス向上にも努めているところでございます。

具体的には、一般病棟では個室を増やし、1ベッド当たりの床面積を広くするなど、入院患者の療養環境の向上を図っております。また、患者などからの様々な相談に応じる患者支援センターでは、相談員や相談室を増やして対応するなど、入院前から退院後までの支援を拡充しております。

さらに、外来部門では、診察順番を表示するシステムを導入しまして、売店など診察エリア以外へも表示板を設置いたしますとともに、病院内にWi-Fiを完備するなど、利用者の利便性の向上にも努めているところであります。

なお、グランドオープン時期につきましては、計画どおりの令和5年秋頃を目指しています。

○満行潤一議員 要望を2つぐらいしておきたいと思います。

今後、解体工事、駐車場整備に移るわけですが、ドクターヘリ運用や利用者の利用しやすい駐車場整備等に御配慮いただきたいと思っております。

もう一つは、完成してみると、どうしてもこんなはずじゃなかったという部分が出てくると思っています。適切な見直し、適切な人員配置など、現場の声をしっかり聞いて、真に必要な事項について改善いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、企業局のイメージ戦略についてであります。

昨年7月、企業局のキャッチコピーに、「ひなたの恵みで 新たな未来」を制定しています。引き続き、キャッチコピーをイメージしたロゴマークを一般公募し、12月に選定しています。ゼロカーボン社会づくりに貢献しているというメッセージ発信が目的でしょうか。制定の目的と今後の展開について、お伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局では、水力発電によるクリーンエネルギーの安定供給に努めておりますが、こうした取組が十分に理解されているとはいえない状況にあります。

ゼロカーボン社会づくりが強く求められる中、その果たす役割はますます高まってきておりますので、これを好機と捉え、認知度向上を目的として、キャッチコピー「ひなたの恵みで新たな未来」と、それをイメージしたロゴマークを制定したところであります。ロゴマーク制定後の今年1月からは、テレビCMや街頭ビジョン、SNS等においてロゴマークを活用した映像を流すなど、広く情報発信に努めております。

今後ともPR活動を継続し、県民の企業局への理解を深めるとともに、ゼロカーボン社会づくりへの機運を高めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 局長はされていないようですが、私は今日、もらった缶バッジをつけています。ぜひ、企業局のPR、これだけ本県に対して財政的な支援や技術的支援をいっぱい行っていただいているわけで、もっともっとPRを展開してほしいなと思っています。

もう一つ、企業局のキャラクターであります

「けんでんくん」「こうすいくん」「ひとつせちゃん」について、私自身認識していませんでした。県民の認知度はどれほどなのかなと思います。

このキャラクターはどのように活用されているのか、お伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） ありがとうございます。

企業局では、今般、局全体のシンボルとなるロゴマークを制定したところでありますが、企業局が実施しております電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の3事業には、それぞれ「けんでんくん」「こうすいくん」「ひとつせちゃん」というイメージキャラクターがあります。これらのキャラクターであります。事業内容を紹介する動画に発電や工業用水の仕組み・役割を分かりやすく伝える説明役として登場するほか、配布するグッズにも活用しております。施設の見学に来た子供たちに大変好評いただいております。

今後とも、キャラクターを活用しながら、企業局の各事業の取組を広く県民に伝えてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 よく分かりました。

次に、教育を取り巻く環境についてお尋ねいたします。

教員採用試験（追加選考試験）が行われております。他県の現職、元教員、障がいのある人が受験対象となっております。

まず、公立小中学校における教員の欠員状況と、年度当初から欠員が生じている理由について、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 近年、小中学校におきましては、採用者数を大幅に増やしておりますが、教員定数に占める欠員割合は、今年度

も昨年度と同じく11.8%でありました。

国から配当される教員定数には、学級数に応じて配当される定数と、年度ごとに様々な教育課題への対応として加配される定数がございませぬ。後者につきましては、年度末に数が確定することから、臨時的任用講師で対応してきております。加えまして、児童生徒数が減少する中、当初の想定よりも学級数が増加していることなどが、欠員割合が高い理由であると考えております。

県教育委員会といたしましては、長期的な学級数等の推移を見通しながら、欠員割合が低下するよう、計画的な教員採用に努めてまいります。

○満行潤一議員 その教員採用追加選考試験の目的、試験内容及び追加選考試験を始めた時期等をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 欠員割合の減少を図るため、令和2年度から、1月に本県と東京で追加選考試験を実施しております。

具体的には、一般選考試験の合格者数が採用予定者数を満たさなかった受験区分につきましては、現職の教員や元教員を対象に募集しております。あわせまして、障がい者の雇用促進のため、障がいのある方も対象として募集しているところでございます。

試験内容は、模擬授業及び個人面接であります。導入した令和2年度の応募者は6名でしたが、今年度は21名と大幅に増加いたしました。

県教育委員会といたしましては、追加選考試験が、優秀な人材の確保とともに、本県へのUIJターンを促すことにもつながると考えておりますので、今後もさらなる周知に努めてまいります。

○満行潤一議員 ぜひ、その拡大をお願いした

いと思ひます。

次に、制服のジェンダーレスに触れたいと思ひます。このことについては、11月議会で岩切議員も質問してあります。

スラックスやスカートの着用を男女別指定から選択制にする「ジェンダーレス制服」を採用する動きが、全国的に広がっているようです。ある調査によると、女子が「スラックス制服」を選べる高校は、都道府県立高校の44.4%。本県では20%で、全国36位。こんなに高い数字とは知りませんでした。ここ数年で急増しているようです。もともと冬場の防寒対策、自転車通学時の利便性など、スカートの着用で不自由をしていた点はありました。

私の地元、都城西高校では、新年度入学生から新制服になるようです。冬服は男女ともブレザーとスラックスも選択でき、男女ともネクタイも選べる。夏服は男女兼用のポロシャツとセーラーを選べたりなど、組合せも多様です。

個々の人権に配慮した取組が広がるといいと思ひます。本県の状況についてお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会が本年1月に実施いたしました調査によりますと、スラックス、スカートの選択制を取り入れている学校の割合は、県立高等学校では、制服を導入している34校中18校、率にしますと52.9%、公立中学校では125校中39校、率にしますと31.2%となっております。

現在、制服選択制の導入の検討が行われている学校もあることから、今後も、選択制を取り入れる学校は増加する傾向にあると考えております。

○満行潤一議員 次に、生理用品の配備についてです。

一昔前の駅のトイレや公衆トイレには、トイレットペーパーはなく、自分で用意するか自動販売機で購入する、そういう時代でした。宮崎大学キャンパス女子トイレに生理用品を配備との報道に接し、生理の貧困とは次元の違う展開になってきたと感じています。近い将来、公衆トイレに子供や大人用の紙おむつも普通に置いてある、そういう世の中になればいいなと思います。

県内の県立学校や公立小中学校における生理用品の配備の状況について、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、8月下旬から7校で試行的に生理用品の配備を行い、実施効果や課題等を整理した上で、生徒が安心かつ健康的な学校生活を送るための環境づくりの一環として取り組むこととしたところであります。

現在、特別支援学校を含めたほとんどの県立学校におきまして、女子トイレの個室を中心に、生徒が自由に使用できる生理用品を配備しております。

また、市町村立の小中学校につきましては、それぞれの実態に応じて取り組まれている教育委員会や学校があると伺っております。

県教育委員会といたしましては、今後とも適宜、県立学校での配備に関する情報を市町村にも提供してまいります。

○満行潤一議員 次に、不法無線局対策について、3問お伺いいたします。

日本は、法治国家でありながら電波の世界は無法地帯です。警察、消防などの無線インフラにも、電波妨害など大きな悪影響を与えています。

電波法には、「無線局を開設しようとする者

は、総務大臣の免許を受けなければならない。」「総務大臣の免許がないのに、無線局を開設した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と規定があります。

国家資格である無線従事者の専門知識もないまま、無線機の改造や高出力での運用。電波の人体に与える影響について無視できない状況にもあります。

総務省の電波防護指針によれば、「これまで50年以上の研究により、人体が強い電波にさらされると体温が上昇する作用や、周波数が低い場合には体内に起こされた電流が神経を刺激する作用がある」として、健康被害のおそれを指摘しています。

目に見えない電波だからこそ、無線機の操作、運用に厳格な基準が定めてあります。電波法は一義的には国の所管です。しかし、平穏な市民生活を脅かす法律違反に対しては、県でもやれる対策があります。

まず、警察本部です。警察本部に不法無線局開設の取締り状況をお伺いします。

九州総合通信局との合同取締りも行っております。日南警察署は文書で地区トラック協会に要請されたともお聞きします。警察本部長に状況をお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 不法無線局の開設や運用は、電波法違反に当たり、消防、防災、放送、携帯電話等の無線通信を妨害するなど、国民の日常生活の安全・安心を脅かす犯罪であります。

警察におきましては、総務省九州総合通信局と連携した取締りを実施しており、近年では、令和2年に4件を検挙しております。

不法無線局に係る電波法違反については、引き続き関係機関と連携した取締りを行うとともに

に、正しい電波利用に関する周知・啓発活動に努めてまいります。

○満行潤一議員 狩猟者による不法無線使用の実態も深刻です。

今年も猟期に入りました。我が物顔でアマチュア無線機を利用しています。猟友会を通した法令遵守の啓発などが有効だと思われま

す。狩猟者に対する無線の適正な利用について、啓発状況を環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（河野譲二君） 複数人のグループによって行われる狩猟では、お互いに連絡を取り合う手段として、一般的に無線が使用されていることから、狩猟者に対する電波法令等の遵守の啓発は重要であると認識しております。

このため県では、無線使用に関する注意事項について、毎年、狩猟者登録の際にチラシを配布し啓発するとともに、狩猟免許更新時には、総務省九州総合通信局による講義の場を設けております。

また、鳥獣行政担当者会議において、市町村に有害鳥獣捕獲班への啓発を依頼するとともに、宮崎県猟友会と連携した会報による会員への周知を図っております。

今後とも、市町村や関係機関・団体と連携し、無線の適正使用の啓発に努めてまいります。

○満行潤一議員 公共事業現場に関わるトラックも、多くが違法C B無線局だと思われま

す。市民バンドの出力は、最高0.5ワット、外部アンテナは使用禁止なのですが、遠くまで飛びません。その100倍、200倍、1,000倍などと違法に大出力の無線機とアンテナの改造を行い、現場の移動時などに仲間同士で会話を交わす状況で

す。本県の法令遵守の周知・啓発など取組状況をお伺いします。公共三部を代表して、県土整備部長にお願いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 不法無線局は、テレビなどの受信といった日常生活や防災行政無線などの重要な通信に悪影響を及ぼすことから、公共工事におきましても、その撲滅に向けた周知・啓発に取り組んでいるところであります。

具体的には、土木工事共通仕様書に電波法の遵守を明記し、受注者の責任において、適切に運用することを求めています。

また、総務省の周知・啓発活動に併せて、庁舎内における「ストップ・ザ・不法電波」の啓発ポスターの掲示や、公共工事現場における不法無線局撲滅の「のぼり旗」の設置により、電波の適正利用を呼びかけております。

今後とも、関係機関と連携し、不法無線局対策の周知・啓発に取り組むとともに、公共工事における法令の遵守を徹底してまいります。

○満行潤一議員 それをお聞きしましたが、実態はすごいものなんですよ。ぜひ、引き続き啓発の強化をお願いしたいと思います。

次に、都農町のふるさと納税取消しに係る関係事業者への支援策について伺います。

ふるさと納税の返礼品をめぐる問題で、総務省は、都農町の対象団体としての指定を取り消しました。同町は、取消しから2年間、指定は受けられなくなります。町長は、「心より深くおわび申し上げる」と謝罪し、指定取消しで打撃を受ける町内の返礼品取扱事業者への支援策を検討するため、「ふるさと納税支援対策室」を設置しておられます。増え続ける注文に対応するために、巨額の設備更新や生産能力の増強、従業員の増員など先行投資をしている事業

者も数多くあると思います。重要な販路を突然失った関係事業者への支援策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） ふるさと納税制度における都農町の昨年度の寄附受入額は、約83億円となるなど、ここ数年にわたり、全国でも上位であったことから、今回の指定取消しに伴い、町内で返礼品を取り扱っている事業者には、様々な影響が生じているものと考えております。

都農町では、全事業者から聞き取りを行った上で、支援方針を取りまとめており、今後、販売促進や販路開拓、事業の再構築など、事業者への支援に取り組まれるとのことでございます。

このため、県としましては、町の支援策や事業者の状況などを注視し、必要に応じて、資金繰りや雇用の維持、販路開拓などの支援を行いたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、よろしくお伺いいたします。

最後になりますが、テニスコートのハード仕様についてであります。

県総合運動公園庭球場をハードコートに整備するよう求める要望書を、日本テニス協会と県テニス協会が、12月末に河野知事に提出されました。2027年開催予定の国スポに併せ、現在の砂入り人工芝から、国際大会や国内トップレベルの大会が誘致できるよう、ハード仕様への変更を要望する内容です。あの伊達公子さんも同席されていました。

県内の競技者優先で現状でいくか、全国のトップ選手、大会誘致のためハードに変更するか。二者択一ではないかと思っております。国スポに向けた整備方針、方向性は出ているのでしょうか。

か。知事をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国民スポーツ大会に向けまして、県総合運動公園庭球場のコート面の仕様を検討することとなりますが、日本テニス協会及び県テニス協会からは、ハードコート化への要望をいただいているところであります。私も直接、日本テニス協会の土橋常務理事、伊達理事などから、ハードコート化することによる本県選手の競技力向上や大会・合宿誘致の可能性等について説明を受けたところであります。

一方で、現在の砂入り人工芝コートは、足腰への負担が軽く、全ての世代で活用が図れることや、雨に強く円滑な大会運営に資することなどから国内で最も普及をしている仕様でありまして、テニス競技者の多くに慣れ親しまれているものと認識しております。

県としましては、これからの在り方を考えるに当たりまして、施設利用者のニーズ、県内外の公営コートの状況、建設・維持管理コスト等を検証するとともに、本県のスポーツ振興を図る観点から、県総合運動公園庭球場が果たすべき役割を総合的に検討した上で、整備の方向性を定めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 我が会派で、かつてインターハイに出た太田清海議員が、ハード仕様で仕方がないんじゃないのかなとおっしゃっておいりました。今回のハード仕様コートの整備は、屋外型トレーニングセンターと併せ、スポーツランドみやぎのさらなるブランド力の向上に寄与するとともに、国内外のトップアスリートの招致に有利に働くと私は思います。中央の競技団体から本県に整備要請があったことは、重く受け止めるべきだと思います。

今回、要望に同席されていました日本テニス

協会理事の伊達公子さん。伊達さんのネームバリューは、日本だけではなく、海外でも通用するビッグネームです。伊達さんに協力をお願いし、伊達さんの名を施設名に冠することや、テニス大会の誘致などにより、本県のPRにつながるなど、様々な展開も期待できます。

ハード仕様コート整備に向け、今後、御検討いただきたいと思います。要望しておきます。

最後に、要望をもう一つしておきます。

日本最古の都城警察署、昨日、徳重議員の代表質問で触れていただきました。また、蓬原先輩にも、一般質問で触れていただくようです。

2000年6月から本会議場で訴えてきました。もう22年間になります。ようやく調査費がつかれました。財政当局をはじめ、関係各課に本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。地域のニーズに合った早期の整備計画策定と、建て替えまで現施設での対応、またよろしく願い申し上げたいと思います。

ただ、徳重議員からぜひ発言してくれと言われていたのですが、2028年完成予定となっておりません。前年2027年の国スポに間に合いません。西都警察署は、2004年の全国植樹祭に間に合わせるという理由で前倒しで改築した経緯もあります。国スポに間に合うような整備方針ができるとありがたいと考えておりますので、ぜひ、すばらしい警察署ができることを期待しております。

最後になりましたが、議場にもおられます、3月で退職を迎えられる県職員の皆さん、長い間御苦労さまでした。今後とも県政発展に御支援いただきますよう、また、ますますの御健勝を祈念申し上げます。

以上で、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で、午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時27分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。通告に従いまして代表質問をさせていただきます。

質問項目は主に、令和4年度当初予算の概要で、「コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出」など3つの重点政策の中から特出して行いますので、知事をはじめ関係部長、病院局長、教育長の明快な御答弁をお願いいたします。

初めに、新型コロナウイルスに感染され、療養中の皆様の回復をお祈りするとともに、お亡くなりになった方々と御家族に、心からお悔やみを申し上げます。また、医療従事者をはじめ、現場で御尽力いただいている全ての関係者の皆様に感謝いたし、深く敬意を表します。

質問に入ります前に2点、我が党の立場を表明させていただきます。

1点目は、ウクライナ情勢についてです。

ロシア軍は昨日、ウクライナへの本格侵攻を開始しました。このことについて我が党の山口代表は、次のように見解を述べられました。

「ロシアの行為は国際法上、決して許されるものではない。特定の地域を一方的に独立国家として承認することは許されないし、ロシアも当事者である、ウクライナ東部の紛争解決を目指すミンスク合意を破棄するような対応も言語

道断だ。(中略)国際社会の秩序を混乱に陥れていく。それもひとえにロシアが招いたことと言わざるを得ない。日本として国際社会と連携し、結束してルールを示し、それに反すれば制裁を受けるということをしっかり示すべきだ。これはウクライナという局地的な問題ではない。国際社会で力を使った国が優位になり、国際法が意味をなさないものになってはならないことを国際社会の結束によって示す必要がある」

これ以上、悲惨な結果にならないことを願うものです。

2点目は、第208通常国会についてです。

今国会に政府が提出する法案58本のうち、特に公明党が重視するのが、子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」の創設に向けた関連法案です。同庁は、首相直属の機関として内閣府に設置され、同府の少子化対策、子どもの貧困対策、児童手当や、厚生労働省の保育所、児童虐待、ひとり親家庭支援などの関係部局を移管し、幼稚園、いじめ対策などを担う文部科学省とも連携しながら、子ども政策を一元的に推進するものです。

政府は、2023年のできるだけ早い時期に創設したい方針です。「教育の党」を自認する我が公明党にとって、子育て・教育支援は結党時から変わりなく、草創期に実現しました教科書無償配布や児童手当制度をはじめ、2006年には党独自に「少子社会トータルプラン」を策定し、妊娠・出産への支援や教育費の負担軽減、働き方改革などの政策を具現化してまいりました。

また、2019年10月からは幼児教育・保育の無償化、2020年からは私立高校授業料の実質無償化、大学など高等教育の無償化という3つの無償化もスタートさせ、さらに昨年は、公立小学

校の35人学級を進めるための法改正や、児童生徒にわいせつ行為をした教員の復帰を防ぐための議員立法を実現してまいりました。

ではなぜ、公明党は子育て・教育にこだわるのか。それは、「子どもは未来の宝」「教育は子どもの幸福のためにある」という確たる理念があり、その下で、子育てを社会全体で応援する「チャイルドファースト」社会の構築というビジョンを党全体で共有しているからであります。

6月15日の会期まで、2022年度補正予算や税制改正関連法案など、国民に寄り添い、ポストコロナを見据えて、生活の質の向上と、経済の好循環をさらに進めていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

令和4年度当初予算について、重複するかと思いますが、公明党県議団の代表として質問させていただきます。

令和4年度当初予算編成の考え方と主な事業について、知事に伺います。

以上を壇上での質問とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。令和4年度当初予算編成の考え方についてであります。

第1に、令和3年度1月補正、そして2月補正予算と一体的な15か月予算として編成し、新型コロナ対策や防災・減災、強靱化対策などを切れ目なく講じること、第2に、県民の「安全・安心」を確保するため、新型コロナ対策に万全を期すこと、第3に、持続可能な地域づくりのため、人口減少対策を強化するとともに、デジタル化・ゼロカーボン化など、将来に向けた取組を推進することとしております。

このほか、主な事業といたしましては、広域

的なバスネットワークについて、13億円の基金を設置し、県・市町村・交通事業者が一体となって最適化を図る取組や、治安・防災上の重要拠点であります都城警察署・高岡警察署の建て替えに向けた調査、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備や競技力向上の取組などを計上しております。

令和4年度におきましても、新型コロナをはじめとする本県の課題にしっかりと向き合うとともに、未来に向かって、持続可能な宮崎県づくりを進めてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

国の経済対策に基づき、1つ目は、令和3年度1月・2月補正予算と一体的な15か月予算として、新型コロナ対策や防災・減災、強靱化対策を切れ目なく、2つ目は、県民の「安心・安全」を確保し、これらも新型コロナ対策等を連投する、3つ目は、持続可能な地域づくりのために、人口減少対策やデジタル化・ゼロカーボン社会の取組を柱に取り組みまれるという考え方を理解いたしました。

執行部より予算案の概要を伺いましたが、予算額6,414億7,000万円余の大きな予算編成となっていることや、そのうち歳入予算を見ますと、自主財源が40.2%を占め、前年より6.4%増えて154億円余の増額になっていることを説明いただきました。

それでは詳しく、当初予算における歳入予算の特徴について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 当初予算における歳入予算の特徴としまして、まず自主財源につきまして、コロナ禍においても業績が堅調な企業も見られることなどから、法人事業税や個人

県民税などの伸びが見込まれ、県税全体としましては、対前年度比9.8%の増、1,048億円余と過去最高を見込んでおります。

次に、依存財源につきましては、国全体の企業業績が堅調であることなどにより、地方譲与税が55.4%の増、202億円余を見込む一方、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は、11.0%の減、1,938億円余を見込んでおります。

また、県債発行額につきましては、臨時財政対策債が大幅な減となりますことから、20.8%の減、538億円余となっております。

この結果、自主財源比率は40.2%と、平成30年度以来、4年ぶりの40%台となっております。

○重松幸次郎議員 特に、県税である個人県民税や法人事業税の伸びが9.8%増と顕著に表れているということですが、その要因をまた分析されて、お示しいただきたいと思っております。

当初予算の基本的な考え方は承知いたしました。では、具体的な政策についてお伺いいたします。

初めに、県民のいのちを守る対策についてです。

新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」が猛威を振るい、各地で感染者や濃厚接触者が急増し、社会機能の維持に深刻な影響を及ぼしています。本県でも、累計で1万7,600名を超える感染者が確認され、病院や保健所など医療現場の対応は多忙を極め、深刻な状況であるとお聞きしました。改めて、関係機関の皆様に感謝を申し上げます。

そこで知事に、新型コロナの感染拡大について、第6波の特徴及び感染の実態をどのように分析し、どのような感染拡大防止の取組を行っ

ているのかをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の第6波の特徴は、感染力が極めて強く、また感染拡大の速度も非常に速いオミクロン株の影響によりまして、年明け以降、過去に経験したことのないスピードで感染が爆発的に拡大した点にあります。

また、県内の感染の実態としましては、年末年始に県外から持ち込まれたウイルスが、まずは成人式前後の会食等の場で若い世代に広がり、その後、家庭を經由し、職場や学校、そして高齢者施設や医療機関までに広がっているものと分析しております。

オミクロン株の特徴を踏まえ、これまで早め早めに対策を講じてきたところでありまして、特に感染拡大の一つの急所である飲食店におきましては、事業者や県民の皆様の御協力をいただきながら、営業時間の短縮や酒類の提供停止等の強い対策によって感染は抑えられており、全体の新規感染者数も、大きな傾向としては減少傾向にあるところでありますが、現在は、学校や教育保育施設、高齢者施設においてクラスターが多く発生し、その減少傾向も緩やかになりつつある状況でございます。そして、残念ながら、その多くは無症状ないし軽症で済むオミクロン株ではありますが、基礎疾患を有する高齢の方には命にも関わる事態になっているということで、今月2日より続けて毎日のようにお亡くなりになる方が出ております。

このため、こういった様々なクラスターが発生しているような施設に対しましては、改めて感染防止対策の周知・徹底を図るとともに、教職員や施設従事者・利用者等に対する優先接種枠を設定して、3回目のワクチン接種を加速化させているところでありまして、これらの取組

を通じ、また県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、第6波の早期の鎮静化を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 答弁にありましてとおり、感染の急増について感染症の専門の医師は、「これまでのアルファ株やデルタ株に比べて、オミクロン株はウイルスの増殖スピードが格段に速いことが関係している。このため感染してから発症するまでの潜伏期間も短くなっている」と分析されています。

一方で、感染力は強まっている反面で、病原性（病気を発症させる性質）はかなり低くなっている点も指摘されておりますが、油断はできません。

そこで、重症者は少ないが、死亡者数が増えていることについて、県はどのように受け止め、県民にはどのような取組を求めているのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、医療機関や訪問看護ステーション等と連携し、入院治療や自宅療養者の健康管理を行うなど、全力を尽くしておりますが、基礎疾患を有する高齢の患者の方々がお亡くなりになる状況が続いておりまして、重く受け止めているところでございます。

オミクロン株は比較的重症化しにくいと言われておりますけれども、高齢者施設でのクラスターの続発等により、高齢者の感染者数が大きく増加し、感染を契機に持病や体調が悪化・急変し、命に関わるケースが多く生じております。

県民の皆様には、高齢者が感染した場合、重症化や死亡のリスクが高いことを改めて御認識いただき、基本的な感染防止対策を徹底いただくとともに、可能な限り接触機会を減らすな

ど、引き続き、必要な取組に御協力をお願いしているところであります。

○重松幸次郎議員 オミクロン株だからといって特別な感染対策を行うより、基本的な感染対策を徹底することが重要であるということであります。

先ほどの専門の医師は、「まずはうつさない対策が重要であり、病原性の弱まり方次第では波を数えることに意味がなくなる時期も来るかもしれない。その際には、きちんと社会を正常化させていく取組が政府には強く求められる」と述べられています。そのような時期が来ることを願いながら、次の質問に入ります。

次は、新型コロナのワクチン接種ではなく、風疹や水ぼうそうなど子供の頃に受けた定期接種のワクチンの再接種についてであります。

子供ががんの治療で骨髄移植を受けたり、化学療法などを受けると、定期接種のワクチンで得た効果が低下したり抗体を消失したりして、再接種が必要となります。その場合、任意接種扱いとなり、費用は自己負担になり、約20万円かかるそうです。「感染症から子供を守りたい」「高額な医療費や入院費に加え、再接種の自己負担は経済的に厳しい」という切実な声が、全国各地で我が党の議員に寄せられています。

そこで、骨髄移植等により予防接種で獲得した免疫を失った方に対する、県内における再接種費用助成の状況と、今後、県として取り組む考えはないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 麻疹や風疹などの伝染のおそれがある疾病につきましては、蔓延防止や重症化予防を目的に、定期予防接種として行われている一方、骨髄移植等により免疫を失った方に対する再接種につきまして

は、御質問にありましたとおり、公費負担のない任意の接種となるため、接種費用は全額自己負担となっております。

そのような中、県内では9市町村で、小児がんにより骨髄移植等を受けた方を対象に、再接種に対する助成が行われております。

再接種の助成につきましては、まずは市町村におきまして検討していただくものでありますが、現在、国において、定期予防接種化の検討が行われておりますので、県といたしましては、国の動向を注視しながら、今後の対応を検討してまいります。

○重松幸次郎議員 県内9市町村が取り組んでいるらっしゃるということです。参考でありますけど、日本造血細胞移植学会は、平成30年7月18日に調査をし、全1,741自治体、全部から回答を得ております。骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対し再接種に対する何らかの助成事業を行っている自治体は89あり、全体の5.1%、うち27自治体（助成事業を行っている自治体の30.3%）では、費用の全額を補助しております。

また、現在実施していない1,652自治体のうち、今後何らかの助成事業を実施予定としたのは83自治体であり、実施を検討している自治体は238であったとのことでした。

この支援の輪は全国で広がっております。私も、骨髄移植コーディネーターの方を通じて、ある病院のドクターの話を伺いましたが、まだ助成制度がない市町村にぜひとも自己負担をなくすよう要望されました。県からの補助支援の検討、よろしく願いいたします。

県民の命を守る拠点として、約2年8か月の整備・準備期間を経て、新県立宮崎病院が本年1月11日に開院いたしました。多くの関係者の

皆様の御尽力に感謝申し上げます。引き続き、令和5年秋頃のグランドオープンまで作業の安全を祈ります。

施設見学をさせていただきましたが、明るくモダンなエントランスと、病室と一体化した共有部分に余裕を持たせ、入院患者はもとより、医療スタッフへの配慮を感じた次第です。屋上のヘリポートや最新鋭の医療機器も充実させており、診療機能を効果的に発揮できるものと期待しております。

そこで、県立宮崎病院の新たな施設整備を生かして、どのように人材確保や人材育成を図っていくのか。また、地域医療の充実にどのようにつなげていくのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 新県立宮崎病院では、救急・総合診療センターやICU、手術室の拡充、手術支援ロボットの導入などにより、救急医療、高度・急性期医療の充実が図られますとともに、病棟などの機能も一新されましたので、働く場、あるいは研さんの場としての魅力も大きく向上するものと考えております。

今後、こうした新病院の魅力を就職説明会などでPRしながら人材確保に努めますとともに、研修プログラムや指導体制の充実を図りながら、人材育成にも努めてまいります。

また、宮崎病院は、令和2年11月に地域医療支援病院の承認を受けたところではありますが、充実された医療機能を生かして、地域の医療機関との連携をさらに推進することで、引き続き地域医療の充実に貢献してまいります。

○重松幸次郎議員 宮崎県全体の高度・急性期医療を担い、県民へ一歩先行く医療サービス提供をお願いいたします。

次は、県民の暮らしを守る対策について伺い

ます。

長期化するコロナ禍の影響で、全ての業種に経済活動と経営の停滞・低迷が及んでおりますが、特に人の流れが止まると途端に落ち込んでいくのが観光業や運輸業です。ポストコロナを見据えて、本県経済の柱である観光・運輸の利用促進は重要な施策と考えます。

そこで、公共交通・物流需要回復プロジェクト事業について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 公共交通・物流需要回復プロジェクト事業につきましては、新型コロナの影響により大きく落ち込んでおります公共交通や物流の需要回復を図るため、事業者による利用促進の取組を支援するものであります。

昨年度から、「みやざき、のってん！プロジェクト」として、格安旅行商品や企画乗車券の造成、運賃割引など、事業者ごとの取組を支援してまいりましたが、長期化する感染拡大の影響により、中断を余儀なくされたことなどから、来年度も引き続き支援を行うこととしたところでございます。

今後も、感染状況を踏まえながら利用促進に取り組み、公共交通・物流の需要回復をしっかりと図ってまいります。

○重松幸次郎議員 国のGo Toキャンペーンや、ジモ・ミヤ・タビなど県独自の取組と連携し、効率的な取組をお願いいたします。

関連して、新船カーフェリーの旅客確保について伺います。

いよいよ本年4月、また10月に新船が就航いたしますが、「フェリーたかちほ」は旅客定員576人で、様々なニーズに対応できるよう、今の船に比べて個室を大幅に増やしていると、ニュースで知りました。あわせて、4月15日初日

の予約が、今月15日始まり、ホームページでの受付も含め、多くの予約があったということです。

そこで、カーフェリーについて、「船旅の新たな魅力開発・発信支援事業」により、どのようにして旅客を確保していくのか、同じく総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） カーフェリーの新船就航に向けましては、現在、県内外でプロモーションが行われておりますが、航路を将来にわたって安定的に維持していくためには、カーフェリーが、単なる移動手段ではなくて、旅の目的の一つとしても選ばれるよう、船旅の魅力を高めていくことが重要であります。

そこで、「船旅の新たな魅力開発・発信支援事業」によりまして、宮崎カーフェリーが行う船上でのコンサートやグルメフェアなど、船旅の魅力を高めるイベントの企画やSNSなどによる情報発信に対して支援することとしております。

また、市町村や観光協会などの関係機関とも連携し、フェリーが地域の魅力を発信する場としても活用されるよう、取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 本県物流の要であり、かつ快適な船旅を満喫できる新船カーフェリーの就航を大いに期待しております。

新型コロナウイルス感染拡大とともに、最も影響を受けている方々の中に、文化・芸術関係者の皆様もいらっしゃいます。

私自身も市内のダンススクールの先生から直接お話を伺いましたが、コンサートや舞台が全てキャンセルとなり、今後の開催も見送りとなっている現状です。

また、「文化・芸術は、日頃の鍛錬があって

こそ芸の完成に至るだけに、練習も公演もできない中では、芸のレベルを維持することが非常に厳しい」ということも教えていただきました。

文化・芸術の灯を絶やさないことは重要です。財政的な支援は国の政策ですが、まず文化に親しむ人を育て、他分野とも連携し広めていくことが大切です。

そこで、県民誰もが身近に文化を感じ、楽しめるようになることが大事ですが、文化の裾野を広げていくためにはどのように取り組んでいくのか、再度、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 議員御指摘のとおり、県民誰もが文化に触れ、親しむことができる地域社会を目指していくことが大変重要であります。

このため、今議会に提案しております宮崎県文化振興条例では、文化振興等に当たっての基本理念や方向性を定めることとしておりまして、あわせて、必要な取組を積極的に展開してまいります。

具体的には、宮崎国際音楽祭など従来の事業に加えまして、来年度は、町なかで気軽に音楽やアート作品などに触れていただくようなアートイベントを実施いたしますほか、地域における文化団体の活動や、文化と福祉やまちづくりなど、他の分野が連携する取組を支援いたします。

さらに、SNSを通じて、文化に関する様々な情報を県民の皆様を提供していくこととしております。

○重松幸次郎議員 文化は人の心を癒やし、豊かにし、人と人を結ぶ力がありますので、文化活動の推進をお願いいたします。

ここでお知らせです。答弁にもありましたよ

うに、今年も宮崎国際音楽祭が4月30日からございますが、今回も県議会文化芸術振興会で、メインプログラム・スペシャルプログラムのコンサート参加にチケット補助を行うことになりました。先の見えないコロナとの闘いを乗り越える機運を高めながら、県民の皆さんと一緒に楽しみたいと思います。

厳しい経営環境にあります中小企業・商工業の支援について、単刀直入に、商工観光労働部長に3点伺います。

まず、ポストコロナに向けた県内中小企業の取組に対して、どのような支援を行っていくのかをお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県内中小企業におきましては、コロナの影響による市場ニーズなどの経済活動を取り巻く環境の変化に直面しており、ポストコロナに向け、このような変化に対応し、新たな事業展開を図っていくことが大変重要であると考えております。

このため、今議会をお願いしております「地域中小企業等新事業展開支援事業」によりまして、県内企業の新たな分野への進出等の取組を、また「ものづくり企業等コロナ対策総合支援事業」によりまして、生産性向上のための設備改修やデジタル技術の導入を支援してまいりたいと考えております。

これらの事業により、ポストコロナに向けた企業の取組を、産業振興機構などの関係機関とも連携しながら、積極的に後押しをしてまいります。

○重松幸次郎議員 様々に中小・小規模事業者への支援がございますが、しっかり情報が行き渡り、活用が進むように取り組んでいただきませう、お願いいたします。

次に、企業立地についてです。

先日の宮日新聞で、「都城インター工業団地桜木地区」は企業の注目度が高く、8月末の完成を前に全12区画の優先交渉者12社が決定したとありました。

さらに市は、新たな工業団地を整備する方針であり、その要因は、都城インターチェンジからのアクセスのよさと、志布志港を約40分で結ぶ都城志布志道路の整備も進み、さらなる海上輸送との連携、向上が見込まれている強みと考えます。

そこで、県内にある市町村の工業団地整備に関する支援と、市町村と連携した企業立地について、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 企業立地の受皿となる工業団地につきましては、市町村が地域の実情に応じて整備を行っており、県といたしましては、これらに必要な調査事業や基盤整備に対する補助、市町村担当者を対象とした、工業団地整備に関する研修会などにより支援を行っております。

また、市町村と連携した取組といたしまして、企業情報の共有はもとより、企業訪問や現地の視察対応に加え、市町村等と「企業立地促進協議会」を組織し、展示会への出展や情報発信、企業の人材確保への支援などに取り組んでおります。

引き続き、市町村と連携しながら企業立地を進めることで、県内への新たな投資や雇用の創出につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 人を集め、産業の振興に寄与する企業立地の展開に期待したいと思います。

次は、海外販売拡大回復支援について伺います。

県農畜産物は、香港やシンガポールを中心に

輸出されており、今後はアジア以外にも、北米・EUなど新たな市場の販路開拓や輸出に対応していくとのことですが、今現在はコロナ禍により停滞している状況とお聞きしました。

県産食品の輸出の現状と、ポストコロナに向けて海外との経済交流を回復する取組を伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県産食品の輸出につきましては、農畜水産物が令和2年度に約73億円と、前年に比べ約13億円増加しておりますが、焼酎や調味料などの加工食品は、令和2年の速報値で約9.6億円と、前年に比べ約2億円減少しております。

このため県では、コロナ禍により海外との往来が制限される中、オンラインでの商談機会の提供や、東アジアや北米、EUに配置しておりますコーディネーターの活用による販路開拓に取り組んでいるところでございます。

今後、ポストコロナに向けて、今議会でお願ひしております「オールみやぎ海外販路回復支援事業」によりまして、香港や台湾、シンガポールの百貨店や飲食店でのフェアなどの販売プロモーションと併せ、現地インフルエンサーの招聘などによりますインバウンド対策にも取り組み、海外との経済交流の回復を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 庁内全体で、農畜産品、加工品、そしてインバウンド、観光交流を併せて展開されることと理解いたしました。しっかり準備していただきたいと思ひます。

次は、コロナ禍における影響と、また回復する農水産業の取組について、農政水産部長に3点伺ひます。

初めに、米価下落の影響を受けた生産者への営農継続を支援することは、大事だと考えま

す。そこで、新規事業「稲作経営基盤強化対策事業」の目的と内容についてお伺ひします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） コロナ禍での外食需要の急激な減少により、米の民間在庫量が増加し、米価の下落につながっております。

本県においても、小規模な水稲生産者の減少に伴い、農地を多く預かる大規模稲作農家ほど米価下落の影響が大きく、営農継続に対する不安の声を伺っております。

このため、規模拡大意向のある担い手や農作業受託組織に対し、事業の継続を促すため、田植機やコンバイン、乾燥機などの農業機械の導入を支援する「稲作経営基盤強化対策事業」を今議会にお願いしているところであります。

本事業により、担い手を核とした地域農業の生産基盤の強化が図られ、水田農業の持続的発展につながるものと考えております。

○重松幸次郎議員 水田は、国土の保全、水源の涵養のためにも大切に守ることが重要です。水田農業の持続的発展、担い手確保への支援をお願いいたします。

次に、合同政策研究会にて「みやぎの優良種苗供給体制構築事業」の説明をいただき、特に地域性が高く、対応が必要な品目が4つあることを伺ひました。その中で、本県露地野菜の重要品目の一つである里芋については、病害の影響を受けて生産量が低下し、全国1位から3位に下がっております。

そこで、本事業により、里芋の産地再生に向けて、具体的にどのように取り組んでいくのか、再度お伺ひいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 里芋の生産量は、平成26年以降、病害の拡大により大きく減少しましたが、生産者と関係機関が一体となって防疫対策に取り組んだ結果、近年は増加傾向

にあります。

一方、生産を拡大するためには、優良な種芋を確保する必要がありますが、生産者の高齢化や労働力不足等により、県内需要に対応できず、産地再生を図る上で大きな課題となっております。

このため、今議会をお願いしております「みやぎの優良種苗供給体制構築事業」を活用して、関係者によるネットワーク会議を設置し、種芋の生産、供給に関する課題分析と方針策定を行いますとともに、生産に必要な機械等の導入を支援してまいります。

県としましては、これらの取組を通じて優良種芋の安定供給を図り、日本一の里芋産地復活を目指してまいります。

○重松幸次郎議員 里芋の生産日本一奪還に向けて、また、それ以外の品目の安定した種苗供給体制の構築に向けた取組についても、よろしくをお願いいたします。

前回、水産業を取り巻く厳しい状況、またその支援策も伺いましたが、現在、宮崎キャビアも、コロナ禍の影響で消費が低迷しているとお聞きしました。長い年月と幾つもの製造工程を経て、手間暇かけた極上の宮崎キャビアを大切に守り、販路を広げていただきたい。

そこで、宮崎キャビアの販売拡大に向けた取組について、再度お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 宮崎キャビアは、国内唯一の本格熟成キャビアとして、平成25年から販売が開始され、伊勢志摩サミットで提供されるなど、「日本一のキャビア」の地位を確立し、国内での販売を拡大してきました。

また、一層の販売拡大には、海外を視野に入れる必要がありますことから、平成28年に国産

第1号の輸出を開始し、これまでにアメリカなど6つの国、地域に向けて輸出が行われているところであります。

加えて、現在、世界的に大きな市場でありますEUへの輸出に向け、EU-HACCPの認証取得や、販路調査などに取り組んでおります。

県としましては、本県キャビア産業のさらなる成長を目指し、今後とも、販路拡大の支援を行いますとともに、県内でチョウザメ養殖を行っている方々の経営安定に向けた取組を支援してまいります。

○重松幸次郎議員 日本一の生産を誇る宮崎キャビア。アメリカに次いで、EUへのHACCPを取得して、販売拡大を進められるとのこと。生産者と一致団結して取り組んでいただきたいと思います。

次の項目は、「変化を実感できるデジタル化の推進」について、総合政策部長に3点伺います。

デジタルトランスフォーメーション、略してDXという言葉が頻繁に使われるようになりました。そもそもDXとは、DXが最初に提唱されたのは2004年のこと。もともとスウェーデンのウメオ大学教授、エリック・ストルターマン氏が主張した、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させる」という概念のことを指します。

近年では、一般的に「最新のデジタル技術を駆使した、デジタル化時代に対応するための企業の変革」という意味合いのビジネス用語として使われているようです。

県内のDXの創出を促進し、ポストコロナの産業成長につながる「みやぎDXさきがけプロジェクト」について、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県内の産業が、労働力不足など直面する課題に対処し、さらなる成長を図るためには、デジタル技術を活用しながら業務を変革していくDXの取組が不可欠と考えております。

このため、「みやざきDXさきがけプロジェクト」では、AIや産業ロボットなど、デジタル技術に直接触れる展示会の開催や、各産業のデジタル化の好事例となる取組を支援するなど、事業者の関心や理解を深め、取組を促す環境づくりを図ってまいります。

また、学生向けのプログラミング講座やインターンシップに取り組みまして、需要が高まるデジタル人材の育成・確保にも努めることとしております。

本事業を通じまして、関係機関との連携の下、県内の各産業へのDXの普及・拡大につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 各産業分野でのデジタル化を推進し、成長産業となる後押しをお願いします。

関連して、食品業界においても、デジタル化に対応したマーケティングやデータの活用が重要です。「デジタル社会に対応した食のビジネスモデル構築事業」についてお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） ネット通販などのEC市場の拡大や、消費者ニーズの多様化、グローバル化の進展など、ビジネスを取り巻く環境が大きく変化していく中、食の分野におきましても、時代に合ったビジネスモデルの構築を促していく必要があると考えております。

このため、「デジタル社会に対応した食のビジネスモデル構築事業」では、オンライン物産

展を開催し、県産品の購買状況や売上動向、人の流れなどのデータを収集・分析し、EC市場における最適な販売方法の検証などに取り組むこととしております。

また、クラウドファンディングによる資金調達や、海外向けオンラインショップへの出店など、新たなビジネスモデルへのチャレンジについても支援することとしております。

○重松幸次郎議員 食に関する新たなビジネスモデルの構築をお願いします。

この項目の最後に、自治体へのデジタル化を通して、IT人材の確保と育成が重要と考えます。そこで、新規事業「自治体DXサポート事業」の内容について、再度お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） デジタル化の動きをさらに進めていくためには、県や市町村がスピード感を持って取り組んでいくことが求められております。

その一方で、デジタル化が必要な分野は、行政内部だけではなく、医療や福祉、産業振興など多岐にわたっておりまして、これを職員だけで対応するのは限界があると考えております。

そこで、専門的なデジタル知識や経験を有する外部人材の活用が大変重要となりますが、このような人材は都市部に集中しておりまして、市町村によっては、独自に確保することが難しいとの意見も伺っております。

そのため、本事業におきまして、専門人材を登録し派遣するなど、県はもとより、市町村における課題への確に対応できる体制を確保してまいります。

○重松幸次郎議員 大変重要なことだと思います。外部人材の活用が重要です。自治体職員のデジタル技術の積極的な活用事例が進みますよう、それを進めてください。

D Xについて質問してまいりましたが、ここで、「リスクリング」という概念がD Xの鍵を握るとされていることを紹介いたします。

リスクリングとは、企業のD X戦略において、社内で新たに必要となる業務に人材が順応できるようにする再教育という意味であります。よく似た言葉に、「リカレント」という言葉がありますが、両者の違いはというと、リカレント教育のほうは、大学や教育機関で学び直すことに対し、リスクリングは、企業が社員に対して実施する再開発、再教育という点です。技術進捗によって衰退する産業がある一方、新たに生み出され、必要性が高まる業種、職種もあります。

一方で、多くの企業が「人材不足」という課題に頭を悩ませています。人材不足といっても、単純に人手が足りないということではなく、D Xのために必要な、高い専門性を持った人材が不足しているということです。企業には、D Xに必要な人材を新たに採用することに加えて、自社内で育てることが求められています。ひいては従業員の雇用を守る役割でもある、とありました。

デジタル人材を育成し、事業環境変化に対応する取組を、県から関係機関へ情報発信とサポートをお願いいたします。

次は、ゼロカーボン社会づくりの推進について、環境森林部長に何点かお伺いします。

昨年、公明党は、加藤官房長官に対し、「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた提言」を手渡ししました。

2030年度のCO₂排出量を2013年度比で46%削減する脱炭素化目標の達成に向け、水素の利用拡大、また太陽光などの再生可能エネルギーの大量導入の取組が不可欠であると提言していま

す。激甚化・頻発化する自然災害の脅威を抑えるには、国同士や社会全体で取り組むことが不可欠です。

そこでまず、2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業の目的と内容及びその効果について、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） ゼロカーボン社会の実現に当たっては、県民や事業者一人一人の積極的な取組が不可欠であることから、この事業は、ゼロカーボン社会づくりに向けた機運醸成や行動変容を促すことを目的に実施するものであります。

事業内容としましては、ゼロカーボン化の取組を身近に感じてもらうためのロゴマークやキャッチコピー、具体的な行動を分かりやすくまとめたパンフレットの作成など、訴求効果の高い普及啓発を実施する予定としております。

この事業によって、県民、事業者の意識が高まり、それぞれが自分自身の問題として、省エネ、省資源や再エネの導入に取り組んでいただくことを期待しており、県民総ぐるみでゼロカーボン社会を実現してまいります。

○重松幸次郎議員 事業者や県民一人一人の機運の醸成や行動変容を促すこと、また事業者の再生可能エネルギー導入の取組の支援を加速してください。

関連してお尋ねします。

「企業の災害対応力強化・ゼロカーボン化促進事業」の目的と内容及びその効果について、再度お伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） この事業は、企業の事業継続計画、いわゆるBCPの策定を促し、非常用電源の確保にも資する太陽光発電設備の導入を支援することによって、企業の災害対応力の強化とゼロカーボン化の同時実現を

図ることを目的としております。

事業内容としましては、BCPを策定済み、または策定する見込みのある県内企業を対象に、自家消費を目的とした太陽光発電設備の導入について、費用の3分の1以内を、200万円を上限として補助するものであります。

この事業により、ゼロカーボン化に積極的な県内企業の取組を後押しすることで、災害対応力を強化するとともに、再生可能エネルギーの導入による温室効果ガス排出量削減を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 猛威を振るう自然災害の要因も地球温暖化にあります。そこで、企業の災害対応力の強化と併せて、再生可能エネルギーの導入促進は理にかなっていると確信します。ぜひとも進めていただきたいと思います。

ここからは、森林産業についてお伺いします。

脱炭素社会づくりに向けては、持続可能な森林産業を推進していくことが重要です。そこで、新規事業「森林産業イノベーション人材創出モデル事業」の事業内容について、再度お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） この事業は、本県の森林産業を持続可能な資源循環型の地域産業に変革させていくため、立場や視点の異なる産学官の関係者を集め、地域の核となるイノベーション人材創出に向けた取組として実施するものであります。

具体的には、県内の林業・木材産業関係者を対象に、県内外の異業種人材や大学生等と交え、森林産業についての学習会や現地訪問を行い、その地域の歴史や文化を体感し、ワークショップなどで議論することで、課題の本質を捉え直し、行動力を高める一連の研修を実施す

るものであります。

このような取組を通じて、森林産業の変革に必要な人材の創出を進め、イノベーションを推進する土壌づくりを進めてまいります。

○重松幸次郎議員 地域の核となる人材づくりや、都市との連携を構築する事業と理解いたしました。あわせて、森林の保全は大切ですが、伐採後の適切な再生林を進めることが求められています。

私も先日、都城市の林業従事者から、再生林の補助金の在り方について要望をいただき、その件を当局と北諸県農林振興局に伝えさせていただきました。

水源の涵養、森林吸収量の確保など、森林の多面的機能を維持するための再生林の取組を発揮する「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」の目的、その内容について、再度お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） この事業は、水源の涵養や山地災害防止機能の高い公益上重要な森林を対象に、伐採後の速やかな再生林や広葉樹造林等を進めることにより、県土の保全や二酸化炭素吸収量の増加などの多面的機能を発揮する、豊かな森林づくりを推進するものであります。

事業内容としましては、県の森林環境税等を活用し、水土保持機能の低下を防止するため、伐採後、おおむね1年以内に行う再生林に対して、造林補助金のかさ上げ補助を行うこととしております。

また、荒廃林地における広葉樹の植栽等に対し、造林補助金の残額補助を行うとともに、新たに、効果的な広葉樹造林を推進するためのマニュアルを作成することとしております。

○重松幸次郎議員 この項目の最後になります

が、切り出された県産材を有効に使っていただくためには、優良材の供給と、その使い手である建築士の育成などの取組も大切です。

そこで、「みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業の事業」の内容について、再度お伺いいたします。

○環境森林部長（河野謙二君） 人口減少等により、今後、住宅分野における木材需要の減少が見込まれる中、新たな需要先として、また、ゼロカーボン社会の実現に向けても、木造率の低い非住宅分野での木材利用を進めていく必要があります。

このため本事業では、木材製品が、非住宅分野の中で特に設計時に構造計算が求められる中大規模建築物の部材としての品質、性能に応えられるよう、製材工場等を対象に、木材強度等を表示したJAS認証材等を普及する研修を実施するとともに、新規の認証取得に要する経費を支援することとしております。

また、木造設計の技術を有する建築士のスキルアップを図るセミナーを実施するとともに、県産材を活用した中・大規模木造施設の設計に要する経費を支援することとしております。

○重松幸次郎議員 県産材のさらなる利用促進につながる取組をお願いいたします。

次の項目は、宮崎ならではの魅力向上と情報発信について伺います。

新型コロナの感染防止対策における情報発信は、感染状況をはじめ、PCR検査方法やワクチン接種方法、また健康・副反応相談などなど多岐にわたり、それらを速やかに、分かりやすく、そして多様化する伝達手段にて情報発信を行わなければなりません。ましてや、24時間態勢であり、いざ情報発信となると、慎重の上にも慎重を期すこととなり、また効果を高める

ための専門的人材が必要と考えます。

そこで、広報についての事業として、戦略的広報強化推進事業の内容について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 近年、情報を取得する手段として、特に若者は、SNSなどインターネットの利用が中心となり、テレビ離れ、活字離れが進むなど、数多くの情報があふれている中で、広く情報を届けることが難しくなってきております。

このような中、県民へ適時、的確に情報を届けるためには、対象の方々の特性に応じた広報媒体の選定や、伝わる表現内容を工夫することが重要であります。

戦略的広報強化推進事業におきましては、専門知識や豊富な経験を有する外部人材を活用することにより、適切な広報媒体の選定や表現方法などに関して助言等を得ながら情報発信を行うことで、より戦略的な広報の強化につなげていくこととしております。

○重松幸次郎議員 感染防止や経済対策においても、的確で効果的な広報活動をお願いいたします。

新型コロナの感染防止対策の情報発信は当然ですが、今後は、本年4月に新船カーフェリーの就航に始まり、令和5年度には屋外型トレーニングセンターの供用開始及び山之口町に建設中の陸上競技場の完成、令和6年度には都城志布志道路の全線開通、そして令和9年度の国スポ・障スポの開催などなど、幾重にも本県の話題が広がっていきます。それら宮崎の魅力を発信していくことが求められます。

そこで、知事が先頭に立って、自ら情報発信を行うことが重要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、県としての取組、また知事としての思いを伝えていく、自ら発信していくことは大変重要だと考えておりました。現在のコロナ禍におきましては、県民の命と安全・安心な暮らしを守りたいという思いで、私が先頭に立ちまして、自ら記者会見を行っているところであります。

それぞれの感染の波ごとに10数回に及ぶ記者会見になっております。また、テレビの報道番組やCMへの出演、SNSなど様々な媒体も活用しながら、県民の皆様へしっかりと情報発信に取り組んでいるところであります。

また、県立宮崎病院の開院やカーフェリーの新船就航など、今後に向けた持続可能な本県の土台づくりの取組を着々と進めており、コロナ後の経済回復に向けまして、こうした取組、さらには本県の魅力というもののアピールを、様々な機会を通じて県内外へ発信していくことが大変重要であろうかと考えております。

現在、様々な総会などが開催できない中で、オンラインでの開催ということになっております。そのような折に、ビデオメッセージなどを収録して、県外の皆様にも、宮崎の様々な魅力発信に努めているところであります。

今後とも、優先度、緊急性を適時判断しながら、いかに的確に分かりやすく伝えるかということにも十分注意しながら、県内外への効果的な情報発信に、私が先頭に立って取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 答弁にありましたとおり、連日知事から、新型コロナの感染防止対策を呼びかけ続けられることは効果があると感じております。これからも、どしどしメディアに登場して、本県の魅力を発信してください。

先ほども述べましたが、県内の様々なスポー

ツ施設が完成し、スポーツランドみやぎのさらなる充実が期待できます。

そこで、スポーツツーリズムやスポーツ合宿・キャンプやスポーツ大会の誘致、それに観光・環境・文化などの地域資源を掛け合わせたまちづくり、地域活性化のための活動を推進する、それをスポーツ庁が所管している「地域スポーツコミッション」を活用すべきと考えます。改めて、好機到来の意義を込めてお尋ねいたします。

地域スポーツコミッションを活用し、スポーツランドみやぎの取組の充実を図ってはどうかと思いますが、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の地域スポーツコミッションは、官民一体で、スポーツ合宿や大会の誘致、スポーツツーリズムの推進など、スポーツを通じた地域活性化を目指すものでありまして、本県では、宮崎県観光協会など5つの組織が活動しているところであります。

本県は、スポーツキャンプ合宿の受入れ環境やノウハウなどにおいて優位性が高く、サーフィンやゴルフ、サイクリングなどに適した環境に恵まれております。コロナ禍におきまして、その価値というものはますます高まっているものと考えておりました。スポーツを活用した交流人口の拡大、経済の活性化を図る取組を、今後さらに進めてまいりたいと考えております。

県としましては、今後とも、県観光協会をはじめとする地域スポーツコミッションと連携しながら、スポーツ合宿・大会の全県化、通年化、多種目化を推進するとともに、スポーツ観戦等を目的に来県される方々を観光地に誘導する仕組みづくりや、本県ならではの快適な環境を生かしたスポーツツーリズムの推進など、ス

ポーツランドみやぎきの取組の充実を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 スポーツ庁の第2期スポーツ基本計画では、2021年度末までに全国の地域スポーツコミッションの設置数を170にまで拡大することを目標として掲げており、スポーツ庁の調査では、2021年10月段階で、全国に177の地域スポーツコミッションが設置され、目標を達成しています。

スポーツ庁も、必ずしも「スポーツコミッション」という名称は使用しなくてよいとしており、本県では宮崎県観光協会をはじめ、5団体がしっかり担っておられますことは、先ほどの答弁でありましたとおりです。これらの団体の今後の活動の充実を期待しております。

最後の項目となりますが、人材育成と教育政策についてお伺いします。

まず、建設業における担い手確保についてです。これまでも、私を含めて多くの議員から質問がありましたが、改めて、建設業の担い手の現状と、新規事業である「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業」の取組内容について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県内建設業の就業者の現状は、30歳未満の割合が約1割であるのに対し、50歳以上が5割強となっており、また、有効求人倍率も高止まりするなど、議員御指摘のとおり、若年者を中心に、担い手の確保・育成が喫緊の課題となっております。

このため、今議会でお願ひしております令和4年度新規事業では、建設企業と学校をつなぐ担い手コーディネーターを新設するとともに、高校生向けの現場見学会やインターンシップなどの取組も、引き続き実施してまいります。

また、新たに、建設産業の魅力や企業情報な

どを携帯端末でも閲覧できるポータルサイトの構築に加え、各企業の採用力向上に資するセミナーを開催するほか、建設ICT研修会なども行ってまいります。

今後とも、教育機関などとの一層の連携を図りながら、これらの取組を進め、さらなる担い手の確保・育成につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 インフラ整備には欠かせない建設産業の担い手をしっかり確保し、スキルアップの支援をお願いいたします。

関連して、建設産業のキャリアアップシステム、CCUS（コンストラクション・キャリア・アップ・システム）の取組については、昨日、徳重議員の代表質問でもございましたので割愛いたしますが、私は、以前に質問しておりました登録基幹技能者の活用について、地元の建設業の方から要望をいただいておりますので、再度お尋ねいたします。

この登録基幹技能者について、ホームページから引用いたしますと、「建設工事で生産性の向上を図り、品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには、現場で直接生産活動に従事する技能労働者、とりわけその中核をなす職長等の果たす役割が重要です。現場では、いわゆる上級職長などとして、元請の計画・管理業務に参画し、補佐することが期待されます」ということですが、前回までの答弁では、各種専門工事において、まだ登録基幹技能者の人数そのものが足りていないとのことでした。まずは、技能者の養成を急ぐべきと考えます。

そこで、公共工事における登録基幹技能者への育成につながる取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 登録基幹技能

者は、熟練した作業能力と豊富な知識を備え、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を有する資格認定を受けた技能者であります。

県におきましては、登録基幹技能者を経営事項審査の評価対象とするほか、専門工事の入札において、主任技術者の要件を満たすものとして位置づけているところであります。

また、国において導入を推進している建設キャリアアップシステムでは、技能者の能力評価において最高レベルに位置づけ、技能労働者の目標像となっております。

今後、これまでの取組を続けますとともに、建設キャリアアップシステムの普及・拡大を進めることで、登録基幹技能者の地位向上、処遇改善を図り、育成につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 繰り返しになりますが、建設工事で生産性の向上を図り、品質、コスト、安全面での質の高い施工を確保するために、技能者のキャリアアップ並びに登録基幹技能者の養成に御尽力いただき、その上で、登録基幹技能者を入札配置予定に加えていただきますようお願いいたします。

この項目の最後に、教育政策について教育長に3点お伺いいたします。

初めに、部活動指導員配置事業についてです。

本県では、平成31年から任用が始まったと伺いました。文部科学省の資料では、この事業の背景は、運動部活動については、顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない者が、中学校で約46%、高等学校では約41%となっていて、一方、日本の中学校教員の勤務時間は、OECD参加国・地域中、最長となっているとのこと。教員の負担軽減のためには有効な事業だと考えますし、ここ

最近の教員不足など、いろんな話につながるかと思います。

部活動指導員について、これまでの配置状況と効果を伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 部活動指導員につきましては、教員の負担軽減を目的に、公立中学校には令和元年度より、県立高校には本年度より配置しているところであります。

配置状況といたしましては、地域の指導者や退職教員などを公立中学校に、令和元年度が34名、令和2年度が51名、本年度が60名、また県立高校に、本年度6名配置しております。

配置の効果といたしましては、教員の時間外業務時間の削減や休日の確保、専門的な指導が困難な教員の心理的負担の軽減などが報告されております。

○重松幸次郎議員 運動部だけでなく、文化部(吹奏楽部)などにも配置されているとのこと伺いました。もっと配置人員を増やせるように、国からの補助を拡充させ、また教員の働き方改革に資する取組を、県からも私たち議員からも、国へ届けていきたいと思っております。

次に、中高生を対象にSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を活用した教育相談窓口が全国で開設されています。生徒が抱える様々な悩みを、気楽に、誰にも知られずに相談できるよう、生徒にとって身近なSNSを活用した相談窓口です。既に本県でも実施されたようですが、今年度取り組んでいる、SNSを活用した教育相談の実績についてお伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) SNSを活用した教育相談につきましては、昨年8月から実施しておりまして、今年1月末現在で、1,106件の相談が寄せられているところであります。

校種別では、中学生の利用が最も多く、全体の約4割を占め、次いで高校生、小学生の順となっております。

相談内容といたしましては、自身の容姿についての悩みや身体の不調など、心身の健康に関する相談が最も多く、友人関係や学業・進路に関する相談がそれに次ぐなど、その内容は多岐にわたっているところであります。

○重松幸次郎議員 いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談と感じます。

では、今年度の実績を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、再度、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今後の取組についてであります。今年度実施しているSNSを活用した教育相談につきまして、その実施期間や時間帯及び相談体制の規模などを整理、分析した上で、現在行っております電話・来訪相談やインターネット上の投稿サイトを活用した相談との、より好ましい組合せを含めた検討を行ってまいります。

これらの検討結果を基に、児童生徒にとって、より効果的で相談しやすい相談窓口の設置を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 こうした相談体制の活用を広げていただきたいと思います。

壇上で申し上げましたとおり、「子どもは未来の宝」「教育は子どもの幸福のためにある」という理念の下で、子育てを社会全体で応援していく「チャイルドファースト」の社会を願うものです。

少々時間が余りましたけれども、最後に、本年3月で県庁を退職されます全ての皆様へ、長年にわたり県政発展のために御尽力いただき、本当にお疲れさまでございました。これから

も、県や地域の発展に御貢献されますことをお願いして、質問の全てを終了いたします。御答弁いただき、誠にありがとうございました。

(拍手)

○中野一則議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、2月28日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時4分散会

2月28日（月）

令和 4 年 2 月 28 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひびか)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	横 田 照 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	右 松 隆 央 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	二 見 康 之 (同)
26番	日 高 陽 一 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	野 崎 幸 士 (同)
34番	徳 重 忠 夫 (同)
35番	日 高 博 之 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	濱 砂 守 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	渡 辺 善 敬
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	小 田 光 男
福 祉 保 健 部 長	重黒木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	牛 谷 良 夫
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	横 山 幸 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	黒 木 淳一郎
公 安 委 員 長	島 津 久 友
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
選 挙 管 理 委 員 長	茂 雄 二
監 査 事 務 局 長	阪 本 典 弘
人 事 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 清 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	酒 匂 重 久
事 務 局 次 長	日 高 民 一
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党串間市選出の武田浩一です。

本日も朝7時に串間市から自宅を出発しまして、真っ青な晴天の下、日本のひなた宮崎県から出てまいりました。

「やまない雨はない」がんばろう宮崎、がんばろう日本、がんばろう人類。「変える勇気と、変えない勇気」が今問われています。私は、昭和から平成が変わるとき、時代が、価値観や意識が変わると確信しておりました。日本は変わらなかったと感じています。

この世は時間の流れの中で、「常識は非常識となり、非常識が常識となる」、それは歴史が証明しています。最近やっと、地方創生やSDGsが叫ばれ、時代が動き出した感がありますが、まだまだ先行きを見通せない状況であると感じています。

まず、知事の政治姿勢について。

今私たちは、コロナ禍によって変わらざるを得ないところまで追い詰められています。だからこそ、新しい未来をつくる絶好のチャンスが来ていると考えます。

家族において大切なことは何か。コミュニティーにおいて大切なことは何か。働き方にお

いて、教育において、福祉において大切なことは何か。何を変え、何を変えないか。

2022年以降の未来は、コロナ後の世界において、日本において、そして私たちの宮崎において、本当に大切なものは何かを県民の皆様と議論し、私たちの手で令和の宮崎をつくっていくときであると考えます。

知事は、次世代の宮崎を創造するに当たって、何を変化させ、何を守っていかれるのか、新型コロナによって起こった社会の変化について、どのように認識し、今後の県づくりを進めていかれるのか伺います。

次に、昨年2月定例県議会提案理由説明の中で知事は、「県政運営の基本姿勢」令和3年度の本県の目指すべき姿として、1つ目に、「安心の基盤づくり」。感染症に強い社会づくりと災害に強い県土づくり。県民の命と健康、暮らしを脅かす新型コロナとそれに伴う社会不安、また、地震や風水害など激甚化・頻発化する自然災害に対し、県民の安心を確保する基盤づくりを推進する。

2つ目に、「つながりの再構築」。暮らしと雇用を守り、地域の絆を深め、人々の「みやぎ回帰」を促す取組。コロナ禍により社会的影響を受けている方々に寄り添うとともに、集うことが難しい今こそ、県民の心のつながりを深め、ふるさと宮崎に関わる人々や、地域との結びつきを強くするなど、つながりの再構築に取り組む。

3つ目に、「ポストコロナへの挑戦」。デジタル化の推進をはじめ、人と自然が共生する社会づくりや、本県の未来を担う子供たちの育成を図る取組。コロナ禍により顕在化した様々な課題にしっかりと向き合い、これからの社会を見据え、特色ある本県の風土や資源を生かした

がら、宮崎の新たな成長につなげる取組を推進すると、3つの柱を掲げられました。

それぞれの柱ごとにどのように取り組まれ、どのような成果を得られたのか、同じく知事に伺います。

以上、壇上での質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、今後の県づくりについてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大は、接触を避けるリモートワークやキャッシュレスの普及など、社会全体のデジタル化を促すとともに、効率性・利便性の追求から生じてきた東京一極集中の社会構造を見直す動きなど、様々な社会変化を加速させているものと感じております。

人口減少下にある本県にとっては、AIやロボットなど新たな技術の活用は、地域課題を解決する大きな鍵になるものと考えておりました。これから先、地域交通をはじめ、教育や医療、行政など、あらゆる分野への積極的な導入が必要不可欠であると考えております。

また、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の普及や、物消費から事消費への転換など、多様化する価値観や行動の変化に乗じて、歴史や文化、自然環境などを生かした個性ある地域づくりを進めることも重要であります。

先日、AIデータ分析の専門家を東京から招いて意見交換をしたんですが、自然豊かな都井岬を大変高く評価しておられました。

現在、検討を進めております次期長期ビジョンにおきましても、これらの社会変化をしっかりと反映するとともに、誰もが幸せを実感できる希望ある県づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、今年度の施策と成果についてであります。

今年度も、コロナ禍で疲弊した県民の暮らしや地域経済を立て直すため、議員から御指摘のありました3つの視点から県政を推進しているところであります。

まず、「安心の基盤づくり」として、県境を往来する方や県民向けのPCR検査体制を整備したほか、早期のワクチン接種の促進、さらには、宮崎県重症化予防センターを開設するなど、感染症に強い社会づくりに取り組んでいるところであります。

次に、「つながりの再構築」といたしまして、生活に困窮されている方々に対する支援や、自殺防止のための電話相談体制の拡充など、県民の命と暮らしを守る取組を推進しているところであります。

3つ目の「ポストコロナへの挑戦」として、先端ICT人材の育成やスマート農業を推進するなど、県内のデジタル化も徐々に進んでいるものと実感しております。

また、企業現場での体験活動動画を発信するなど、高校生に県内企業を知ってもらう取組を強化したこともあり、県内就職内定率の向上にもつながっているところであります。

このように、それぞれにおいて一定の成果が得られているものと考えておりますが、コロナ対策や人口減少対策など、山積する課題への対応はいまだ道半ばでありますので、本県の未来に道筋をつけられるよう、来年度も誠心誠意取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○武田浩一議員 ありがとうございました。本年度も本県行政のトップとして、コロナ禍の中、ぎりぎりの決断の連続であったのではと推察いたします。大量生産、大量消費の昭和の時

代から変化し切れず、平成からのデフレ脱却も見いだせず、国や県、市町村も地域の存続をかけ、活性化のために様々な施策に多くの予算を投入してまいりましたが、地方創生もまだまだ道半ばであります。

知事のおっしゃるように、社会のデジタル化、東京一極集中の是正、AIやロボットなどの新技術の活用によるあらゆる地域課題解決への積極的導入、柔軟な働き方や物消費から事消費への転換など、個性ある宮崎づくり、誰もが幸せを実感できる希望ある県づくりにリーダーシップを発揮していただくよう、期待しております。

また、コロナ対策や人口減少対策など、本県の課題は、おっしゃるように山積しております。終わりのない課題ではありますが、知事3期目の集大成としてしっかり取り組んでいただくことを期待いたします。

では、地域経済循環について。

本年の1月13日に、地域経営政策研究会が開催されました。

第二部では、「コロナ時代に求められる地域経済循環」と題して、宮崎大学地域資源創成学部教授、杉山智行氏の講演がありました。

私は、地方が生き残っていくには地域の経済循環が重要だと考えていましたので、とても興味深い講演でありました。

「各産業施策に取り組む上で、最も優先すべき事項は交易収支（県際収支）の改善であり、経済循環を意識した経済活動の展開にある。特に、移輸入率の改善は効果が大きく、これまで経済合理性を優先し、調達等の低価格志向と効率化を優先した結果、県内の産業間取引が失われ、穴の開いたバケツのように、マネーが県外に漏出していたことに気づかされたと言える」

と説明いただきました。

企業立地の例として、「誘致企業は、果たして県内に何をもたらすのかを考えると、雇用効果がメインであり、産業間連携が薄いものも多い。現在、多くの誘致企業は、親会社から委託された製品を賃加工し、そのまま親会社へ出荷するだけの企業である可能性が高い。地元には波及するよりも、低廉な労働力を求めて立地した企業が多く、地元のITイノベーションに資する活動をしているかは疑問である」という説明もありました。

本県では、長く県外への人口流失が続いており、その意味においては、雇用効果中心の誘致も大変有効な人口減少対策であり、同じく地域活性化に資すると理解しております。

企業立地には、地域産業への波及効果を高めるという視点も必要だと考えますが、どのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 企業立地の推進は、雇用の創出や地域経済の活性化に有効な取組であると考えております。

このため、本県の強みである農林水産資源を生かしたフードビジネス関連産業や、今後、県内でも成長が期待できる医療機器関連産業、自動車関連産業などを重点産業分野として、企業立地を進めております。

このような企業立地の効果を県内企業に波及させるため、県では、県内企業と立地企業が一堂に会する商談会や展示会、業種ごとの研究会などを通じ、県内企業の人材育成や技術力向上、立地企業との取引拡大など、県内企業の振興に取り組んでおります。

今後とも、地域産業への波及効果が高められるような企業立地を推進してまいります。

○武田浩一議員 企業立地の効果を県内企業に波及させるために、商談会や展示会、各業種ごとの研究会等を通じ、人材育成や技術力向上、立地企業との取引拡大など、県内企業の振興に取り組んでこられたことは十分理解できました。

しかしながら、現在も本県の移輸入率は高く、県外へのマネー流出が県内経済の成長を妨げている要因の一つでもあると考えます。いろいろな見方や考え方もあるとは存じますが、今まで以上に地域産業への波及効果が高められるよう、今後の企業立地展開に期待をいたします。

同じく講演の「県内の地域産業関連表作成状況」項目(2)で、串間市産業関連表として、「串間市は観光・地元物産販売においては、昨年4月にオープンした道の駅が核となり活気が戻りつつあり、観光を中心に地産地商、地産外商の考えが広がりつつある。今後のまちづくりの根底に、産業関連表をベースとした経済循環の考えが根づいており、今年度までに市職員のうち120人以上が、経済波及効果計算をマスター。現在は事業評価に、経済波及効果計算を取り入れて検証するなど、産業関連表の活用において、全国でもかなり先進的である。観光施設のオープンが相次ぐ中、経済循環を意識した取組が加速している」と説明いただきました。

そこで、県の政策立案に当たっても、経済波及効果の視点が重要であると考えますが、県の考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(松浦直康君) 政策立案に当たりますには、既存の取組の評価や取り巻く環境の変化を踏まえ、解決すべき課題を明確にするとともに、原因分析や対応策の費用対効果など、様々な角度から検討することが重要であり

ます。

こうした考えの下、県では、個別の事業につきましては、予算編成過程において成果等を整理しながら、必要性や取組内容を検討するとともに、政策レベルにおきましては、数値目標の達成状況や外部有識者の意見を基に評価を行うことによりまして、効果的な政策立案に努めているところであります。

人口減少が進む中で、持続可能な県づくりを進めるためには、外貨の獲得や経済循環により、地域経済を維持・活性化させる必要がありますので、政策形成やその評価における視点の一つとして、経済波及効果は重要であると考えております。

○武田浩一議員 我々が住み慣れた地域で、地方の豊かさを感じ、利便性と魅力を備えた持続可能な経済社会を創造するに当たり、地域内の経済循環を促すことが重要だと考えます。

宮崎県内の産業関連表による産業構造分析を見ると、県際収支マイナス幅の大きさに驚かされます。農林水産業を除くと、外貨獲得が厳しい現状であります。

答弁でも、「人口減少の進む本県において、持続可能な県づくりを進める上で、外貨の獲得や経済循環による地域経済の維持・活性化は必要であります」とありました。

今後とも、経済波及効果を意識しながら、政策立案や予算編成過程、事業評価等の検証に取り組んでいただくことを期待いたします。

次に、県内経済動向について。

2月25日の日本農業新聞によりますと、「都道府県の2022年度一般会計当初予算案が、22日にほぼ出そろった。時事通信の集計によると、企業業績の改善による法人関係税の増収などで、未公表の長崎を除く46都道府県全てが税収

増を見込んだ。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、税収減を見込んだ前年度当初予算編成時から一転」とありました。

本県の令和4年度の当初予算案でも、一般会計で6,414億7,700万円、前年度比159億7,200万円、2.6%増、自主財源比率は40.2%で、前年比1.4ポイント増。県税は、個人県民税や法人事業税の増等により1,048億4,000万円、対前年度比93億6,000万円、9.8%増となっています。

令和4年度当初における県税収入が、前年度当初比で大幅な増となっています。その要因についてどのように分析しているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 令和3年度の県税収入につきましては、当初予算において新型コロナウイルスによる深刻な影響を懸念し、慎重に見込みを行いました。法人事業税について、金融・保険業、卸売・小売業を中心に、前年度よりも増収となるなど、これまでのところ堅調に推移してきており、補正予算案に計上しましたとおり、2年連続で1,000億円を超える見通しであります。

令和4年度につきましても、国の見込み等を踏まえますと、今年度の補正後と同水準を確保できるものと考えており、結果的に、当初予算間で比較しますと、9.8%増となっております。

コロナ禍にあって増収となっておりますが、税収には、全法人の約6割を占める赤字法人の状況は表れないことなどから、経済全体の状況を反映したものではない場合もあると認識しております。

○武田浩一議員 令和4年度当初予算案の大幅増の要因については理解ができました。自民党の代表質問に対して、「コロナにより、大きな打撃を受けた県内経済」とあったように、私た

ちの肌感覚では、県内資本、特に中小企業・小規模企業者においては、新型コロナの長引く影響を大きく受けていると考えますが、県内の商工観光業の動向をどのように考えているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナの流行が始まって約2年が経過し、社会・経済が大きく変化する中、本県の商工観光業におきましても、事業者の業種や業態に応じて、様々な影響が生じております。

具体的には、人の移動や対人サービスを伴う宿泊・飲食、交通関連業等が大きな打撃を受ける一方、製造業では比較的堅調に推移しております。

また、同じ小売業でも、いわゆる「巣ごもり需要」を追い風に売上げを伸ばしている事業者がある一方で、外出自粛等の影響により、売上げが落ち込んでいる事業者も見受けられるところでございます。

県といたしましては、新型コロナが商工観光業の各分野にもたらす影響につきましても、引き続き注視しますとともに、感染状況にも留意しながら、事業者の新事業展開等の支援や消費需要の喚起策など、必要な経済対策を行ってまいります。

○武田浩一議員 総務部長の答弁でも、「税収には、法人税全体の約6割を占める赤字法人の状況は表れてないことから、経済全体の状況を反映したものではない場合もある。県内の商工観光業においても、事業者の業種や業態に応じて様々な影響がある」ということでもあります。

法人税の数字だけを見ると、県内事業者が好調にも見えますが、実際には厳しい現実があります。コロナ禍での外出自粛の影響を大きく受けている県内の事業者に対して、今後とも引き

続き、臨機応変に必要な経済対策を行っていただくよう期待いたします。

次に、総合交通対策についてであります。

全国的にJR赤字路線「存廃議論」が出ています。新型コロナの影響でこの2年、利用者数の減少等により赤字が拡大していれば、今後路線が維持されるのか、JR九州の動向が心配されております。

これまで本県では、日南線と吉都線の路線維持のため、沿線自治体とともに様々な利用促進に取り組んでこられました。2016年に株式上場され、JR会社法の対象外となられたJR九州に対して失礼かとも思いますが、1987年のJR発足時には、3,877億円もの経営安定基金が交付されておりますし、基幹的輸送機関、地域の公共交通機関として鉄道が担ってきた責務もあると考えます。JR九州の経営状況と県の取組について伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 今年度の4月から12月までのJR九州の鉄道収入は、コロナ前の令和元年度と比較しまして、約54%と大変厳しい状況であります。

県では、日南線や吉都線の路線維持のため、沿線自治体とともに様々な利用促進の取組を進めているところであり、来年度は、小中学校の修学旅行や遠足など学校行事での利用や、高齢者クラブ等の活動といった団体利用に対する運賃補助を強化するとともに、沿線自治体には、地域住民へのさらなる周知や広報の強化など、日常利用につながる取組をお願いしているところでもあります。

今後とも、沿線自治体等と連携しまして、利用促進に取り組みますとともに、JR九州に対しましては、地域の公共交通機関としての責務を着実に果たしていくよう求めてまいります。

○武田浩一議員 今年度の4月から12月までのJR九州の鉄道収入は、令和元年度比で約54%とお聞きし、鉄道収入ではさらに厳しい経営状況であると理解できました。

このような状況をお聞きすると、日南線と吉都線の路線維持にも影響が出るのではと、大変心配しております。

県として、沿線自治体と利用促進に努めていただくとともに、JR、バス、タクシー、コミュニティバス等々、全体的な県内交通網維持に、県のリーダーシップを期待いたします。

次に、地域交通ネットワークの最適化に向け、市町村とも議論しているとお聞きしておりますが、今回の地域間幹線バス路線の見直しと併せて、地域内の交通見直しも進めるべきだと考えますが、県の考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域間幹線バス路線につきましては、バスネットワーク最適化支援基金を活用しまして、今後5年間をかけて、持続可能な運行形態への見直しに集中的に取り組むこととしております。

見直しに当たりましては、車両の小型化や運行のデマンド化、乗合タクシーの導入など、効率的で利便性を損なわない運行方法の検討も行うこととしております。

議員御指摘の地域内交通につきましては、地域間幹線と一体となって交通ネットワークを形成するものでありますので、市町村が運行するコミュニティバス等についても、必要に応じて交通需要に見合ったデマンド化など、最適化に向けた提案を市町村に対して行ってまいります。

○武田浩一議員 今回、県職員の皆様と意見交換の中で、県内の地域交通網の最適化と、効

率的で利便性を損なわない運行方法も検討されているとお聞きして、大変期待しておりますが、地域内交通と地域間幹線が一体となった交通ネットワーク形成は、大変難しい課題であると理解しております。

車がないと生活ができない上、高齢化が進んでいる中山間地域においては喫緊の課題であります。JR、バス、タクシー、コミュニティーバス等々、総合的な県内交通網維持に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

次に、県民の安心に対する取組について。

今回の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった全ての方、御家族に対してお悔やみを申し上げますとともに、医療従事者をはじめ全ての関係者の皆様の献身的な働きに、感謝と敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症関連については、知事の提案理由説明でもあったように、自宅療養者が2,000人を超える状況のようであります。家族が濃厚接触者や陽性者（無症状）になった場合、自宅待機、自宅療養になる可能性が高いと考えます。

私の家庭内でも、どのように隔離するか、そもそも隔離できるのかを話し合いましたが、結局、どんな問題が発生するのか、なってみないと分からないという結論でした。

生活様式や家族構成等が違う中、自宅療養に対して、県民の皆様から不安の声をお聞きいたします。

今回の第6波で急増している自宅療養者の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 自宅療養者は、2月4日に最大の2,536人となりましたが、先週の24日現在で1,408人となっております。

県では、感染が急増する中でも、入院が必要

な方については速やかに入院していただき、直ちに入院が必要でない方につきましては、宿泊施設や自宅での療養をお願いしております。

自宅療養につきましては、管轄の保健所が、症状や家庭の事情等を考慮しながら決定しており、具体的には、隔離の必要がなく、家族全員が陽性である場合や、幼い子供の世話のために自宅での療養を希望される場合などがございます。

なお、自宅療養者は、療養期間中は外出しないことや、定期的な部屋の換気などの注意事項を守りながら療養していただいているところでございます。

○武田浩一議員 一例ですが、先日、高校時代の同級生に会いました。「どこに行くの」と聞くと、「宮崎市内に住む孫の保育園がコロナで休みになったので、孫の面倒を見に行く」との答えでした。串間から宮崎まで大変だとも思いました。

このように、県民の皆様がコロナに翻弄され疲弊している中、家庭での療養となると、家族構成や陽性者の人数、幼い子供がいる、高齢者がいるなど様々なパターンが考えられますが、自宅療養者に対する支援体制について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 自宅療養者につきましては、訪問看護ステーションの看護師や、感染が急拡大し、特に自宅療養者が多くなっている地域におきましては、医療機関の看護師の協力もいただきながら、毎日、電話による健康観察を行い、体温や酸素濃度、症状等を確認し、必要に応じて、医師による電話での相談や診療を行っているところであります。

このような健康観察を通して気になる症状が見られた場合には、保健所が医療機関と連携し

て、外来の受診や入院の調整を行っているところでもあります。

また、食料品等の生活の支援が必要な方に対しては、希望に応じて、おおむね10日分の食料や衛生用品を自宅に配送しており、第6波では、これまでに5,000個以上を配送しているところでございます。

県としましては、自宅療養者が安心して療養できるよう、引き続き、健康観察や日常生活の支援をしっかりと行ってまいります。

○武田浩一議員 自宅療養者は、2月4日に最大の2,536人から、24日現在1,408人と減少傾向のようですが、まだまだ予断を許さない状況であります。

このような中、自宅療養者に対する支援として、訪問看護ステーションや医療関係の看護師の皆様の日々の健康観察、体温や酸素濃度、症状の確認等、また、保健所と医療機関が連携しての外来の診察や入院調整の支援、特に第6波では、食料品・衛生用品等を自宅へ、これまでに5,000個以上配送されていますし、自宅療養者の8割以上の方が利用されているとお聞きしました。

関係者の皆様は、体調管理に気をつけて、引き続きの対策をよろしく願いいたします。

次に、昨年末からのトカラ列島群発地震が大変心配な状況であります。本年に入り、1月16日未明、トンガ諸島付近の火山の大規模噴火に伴い、気象庁は津波注意報と津波警報を発表。このような中、1月22日、1時8分頃、日向灘で地震が発生しました。

津波の心配はありませんでしたが、南海トラフ地震、日向灘沖地震がいつ起こるか分からない中、県民の皆様は不安が広がっております。特に津波では、多くの人命が失われることが予

想されます。N-netは、津波については最大20分程度早く検知でき、多くの人命を救うことができるのではと期待されております。

そこで、令和元年度より事業実施されている「南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)」整備事業の進捗状況について伺います。

○危機管理統括監(小田光男君) 南海トラフ海底地震津波観測網、いわゆるN-netは、南海トラフ地震の想定震源域のうち、観測網の空白域である高知県沖から日向灘に、ケーブル式海底地震・津波観測システムを整備するもので、従来よりも、地震発生を最大で20秒程度、津波については最大20分程度早く検知できるとされております。

国は、令和元年度から5か年計画で整備を開始し、これまでに、対象地域の海洋調査や海底ケーブルの敷設工事を進めるとともに、宮崎県側では、串間市市木地区において、陸上の局舎建設に着手したところであり、令和5年度に全ての整備が完了する予定と伺っております。

県としましては、県民の安全確保、早期避難に有用なシステムと期待しておりますことから、N-netの早期整備に向けて、引き続き国に強く要望してまいります。

○武田浩一議員 南海トラフ地震に対する新たな地震津波観測網を構築するとして、N-net事業が令和元年度から始まりました。

2011年の東日本大震災では、海域における観測が不十分であったことから、津波警報や緊急地震速報が過少となり、多くの人命が失われる一因になったと言われております。

1995年の阪神・淡路大震災や、2011年の東日本大震災を契機に、日本における地震や津波の観測体制は劇的に変革してまいりましたが、太平洋沿岸において、高知県沖から宮崎県までの

海域に空白域がありました。N-netは、高知県の室戸と宮崎県の串間に陸上局を持ち、高知沖から日向灘にかけての海域の36点において、地震及び津波のリアルタイム観測を可能とする観測網であります。より震源に近い場所で観測を行うことにより、将来的に防災につながる研究成果が期待されるとともに、今に比べて津波を最大で20分、地震を20秒早く検知します。

しかしながら、昨今、国内で地震が多発している状況を考えますと、令和5年度と言わず、一日も早い整備完了を願うものであります。N-netの早期整備に対して、国への強い要望をお願いいたします。

次に、本年1月21日、NHK九州エリア番組「ザ・ライフ」で2, 4, 5-T系除草剤の埋設問題が取り上げられました。

1970年前後に国有地で植林を進めた際に、雑草処理に使用した除草剤が、その後、有害性が分かり、1971年に使用が中止されました。

林野庁の管轄ではありますが、県民の安心に対する取組の観点から、宮崎県内の国有林に埋設されている「2, 4, 5-T系除草剤」の現状と、今後どのように対応していくのか、県の考えを環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 国によりますと、県内の国有林には、合計8か所に固形状粒剤1,813キログラム、液体状乳剤20リットルの2, 4, 5-T系除草剤が、コンクリートの塊などにして埋設されているとのことであります。

また、管轄する森林管理署において、年2回の定期点検のほか、大雨や地震などの後には臨時点検を行っており、これまで異常は確認されていないとの報告を受けております。

現在、国では、将来の掘削処理の可能性について、技術的な調査・検討を始めたところであり、年度内にまとめる調査結果を基に、撤去の可否を判断すると聞いております。

県としましては、こうした国の動向を注視するとともに、関係する市町村への適時適切な情報提供について、国に要請してまいります。

○武田浩一議員 林野庁は、地域の安全に問題はないとしていますが、近年は、豪雨などで土砂崩れが相次いでおり、岩手県や福岡市が撤去を求めているようです。

林野庁は「安全な無害化方法が確立されず、掘り出す際に飛散も懸念される」、専門家委員会は「地域住民の生活に及ぼす影響はない」と説明していますが、2月17日の国会では、「昨年11月に、環境保全などを手がけるコンサルタント会社に委託、岐阜、高知、佐賀、熊本の各県の埋設地で撤去に向けた方策を調べている。調査結果を踏まえて撤去の可否を検討する」とのことです。

本県としては、国の動向を注視するということですが、現在あるものが明日消えてしまうものではないので、県民が安心して生活できるよう、県の責任において、埋設地の点検方法（周辺の土壌、水質調査等）の在り方も含め、年2回の点検結果を、県や市町村に対して文書で報告すること、また、除草剤の無害化や安全な撤去方法を早急に研究し実施されることを、国に対して強く要請していただきたいと思っております。

また、NHKは先日、「太陽光パネル大廃棄時代がやって来る」という特集番組を放映し、「需要を終えた太陽光パネルが大量の産業廃棄物となる事態に備え、制度の見直しが必要」と伝えましたが、本県では、太陽光パネルについて現在どのように処理されているのか。また今

後、太陽光パネルの大量廃棄が見込まれる中、どのように対応していくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 太陽光パネルの処理については、国において、リユース・リサイクルを前提にした、最終処分までのガイドラインが示されております。

現在、このガイドラインに沿って、太陽光パネルの処理が行われているところではありますが、保護ガラスと発電面が樹脂で密着しており、その分離が難しいことなどから、ほとんどは破碎した後、焼却または埋立処分されております。

このような状況を踏まえ、資源としての有効活用を図るため、県では今年度から、再資源化施設整備に対する支援内容を見直し、新たに太陽光パネルのリサイクル施設を対象に加え、その促進を図ることとしたところがあります。

今後とも、国や関係機関などと連携しながら、大量廃棄に備え、適正な処理が確保されるよう努めてまいります。

○武田浩一議員 現状では、県内で焼却または埋設処理されているということですが、SDGs、持続可能な循環型の社会づくりを標榜する時代においては、いささかお粗末であります。

今後、太陽光パネルの大量廃棄に備え、早急に太陽光パネルのリサイクル施設を対象に加え、リユース・リサイクルを確立して、大量廃棄時代に備え、適正な処理が確保されることを期待いたします。

次に、ゼロカーボン社会づくりについて。

今回、環境施策の推進体制を強化するため、「温暖化・新エネルギー対策担当」を、環境施策の総合調整機能を担う「環境計画担当」と、ゼロカーボン社会の実現に向けて、市町村との

連携や全庁的な取組をリードする「ゼロカーボン社会づくり担当」が新設されますが、「ゼロカーボン社会づくり担当」ではどのようなことに取り組まれるのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 今回の組織改正は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、国の施策と連動しながら全庁的な取組を推進するため、ゼロカーボン関連業務に特化した新たな担当を設置するものであります。

これまでも、省エネ、再エネに関するセミナーの開催や、アドバイザーの派遣などを実施するとともに、脱炭素に関する国の交付金申請に向けて、市町村の取組を支援してまいりました。

これらに加え、「ゼロカーボン社会づくり担当」では、新たに、県民の意識改革、行動変容を促すための普及啓発や、事業者の再エネ設備導入支援などに取り組むたいと考えており、これまで以上に、関係部局や市町村との連携を強化し、ゼロカーボン社会づくりの実現に向けて、取組を加速してまいります。

○武田浩一議員 市町村との連携や全庁的な取組をリードするという大変重要な担当ですが、県民への普及啓発にどのように取り組んでいくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 昨年10月に実施した県民意識調査によりますと、ゼロカーボンについてはあまり認知されていなかったことから、さらなる県民への普及啓発が必要と認識したところがあります。

このため、今議会に新規事業としてお願いしております、「2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業」において、県民に親しみを持ってもらうためのロゴマークやキャッチコ

ピー、具体的な行動を分かりやすくまとめたパンフレットの作成に加え、県民から幅広く取組についてのアイデアを募集するコンテストなど、効果的なプロモーションを戦略的に実施することとしております。

この事業により、訴求効果の高い普及啓発を行い、県民のゼロカーボン社会づくりに向けた機運醸成や行動変容を促してまいります。

○武田浩一議員 2050年までにカーボンニュートラルを達成することは、大変野心的な取組であると考えます。

脱炭素社会実現のための新技術開発はもとより、再生エネルギーの利用促進等々も必要です。また、全ての企業・組織の協力、そして県民一丸となつての取組が大切であると考えます。

カーボンニュートラルを達成することイコール、地球・人類の未来が託されていると言っても過言ではありません。ゼロカーボン社会づくり担当の挑戦に期待いたします。

次に、サツマイモ基腐病対策について。

本年度の取組状況と、来年度の取組について伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） サツマイモ基腐病は、発生から4年目となり、国の農研機構等と連携しながら、様々な防除対策を進めているところですが、依然として厳しい状況が続いております。

このため今年度は、ウイルスフリー苗など、無病苗の利用拡大に加え、土壌処理剤等の実証や、抵抗性を有する品種の比較試験、ドローンによる一斉防除、植付けの早進化などに取り組み、一定の成果が得られたものと考えております。

来年度は、これらの成果を踏まえて改正した

マニュアルについて、生産者への周知・徹底をさらに図りますとともに、効果的な防除方法の実証や、抵抗性の確認された品種「べにまさり」の大規模導入、他の作物を組み合わせた栽培体系の確立などの総合的な対策を、農研機構、関係機関・団体と産地が一体となって実施してまいります。

○武田浩一議員 ここ数年、サツマイモ基腐病大量発生により、産地は大きくダメージを受けてまいりました。

そのような中でも、精力的に頑張っている農家がありますし、JA串間市大東と株式会社くしまアオイファームも協力体制を構築し、不退転の決意で「カンショ産地」の再生を目指しております。サツマイモ基腐病の総合的な対策により、一日も早い産地再生を期待いたしております。

次に、海岸漂着物の対策について。

先日も串間市内の住民の方から、「海岸線に漂着ごみがすごい。年々ひどくなっている。大変深刻な問題です」とお話がありました。早速、串間土木事務所に対応していただき、地元の方と海岸線を4キロほど歩いて調査していただいたようです。

県内での海岸漂着物の現状と対応について、農政水産部長と県土整備部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 海岸漂着物については、日常的なプラスチックごみのほか、約8割が流木となっており、台風や大雨などによる出水後、海岸に漂着する状況が見られます。

漂着した流木等は、放置すると、再流出による漁業活動への支障が懸念されるため、農政水産部では、日常的な清掃に取り組む地元自治会や、漁協などへの作業物資の支援のほか、大量

の漂着があった場合は、県が主体となって回収・処分を行っております。

直近では、昨年9月に、台風等による大量の流木等が青島海岸に漂着した際に、地元美化活動団体等や宮崎市と連携・協力して回収・処分を行ったところであります。

海岸漂着物の処理につきましては、今後とも、適切な役割分担の下、必要な措置を講じてまいります。

○県土整備部長（西田員敏君） 海岸漂着物の現状につきましては、農政水産部所管の海岸と同様の状況であります。

県土整備部が所管する海岸の対応状況につきましては、大規模な漂着により、水門等の開閉などに影響が生じる場合や、再流出により船舶の航行に支障が生じるおそれがある場合には、災害復旧制度や国の補助金などを活用し、県が主体となり、関係市町と連携して回収・処分を行っております。

また、比較的小規模な漂着の場合には、県の委託事業に加え、ボランティア団体などの協力を得ながら処理しております。

今後とも、関係市町や地域の皆様の協力もいただきながら、必要な措置を行ってまいります。

○武田浩一議員 本県の美しい海岸線は、「日本のひなた宮崎県」の宝であります。県民の皆様の尊いボランティア精神が頼りのようですが、太陽の降り注ぐ宮崎のため、常に美しい海岸線を保っていただきますよう期待いたします。

次に、教育行政について。

民法改正により、本年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わることに、様々な問題が不安視されております。

20歳にならないとできないことは、飲酒をする、喫煙をする、競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権、馬券などを買う、養子を迎える、大型・中型自動車免許の取得などで、それらが現在と変わらないものです。

18歳になったらできることは、10年有効のパスポートを取得する、公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る、結婚——女性の婚姻年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に、そして、親の同意がなくても契約できるとして、携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、一人暮らしの部屋を借りるなどです。

そこで、18歳成年年齢引下げに伴う高校教育における課題について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 改正民法の施行により、在学中に18歳の誕生日を迎えた生徒が、順次成年に達することとなります。

今回の改正は、若年者の自己決定権を尊重するものであり、若者の積極的な社会参加を促し、それによって社会を活力あるものにすることに意義があります。

このことから、高校教育におきましては、生徒に社会との関わりを自覚させ、自立した個人としての自己の確立を促し、他者とともに次の社会を担うことのできる資質や能力を身につけさせることが課題であると考えております。

特に、金銭的なトラブルを含め、自分の意思で契約を行うための権利と責任について、生徒が理解を深めていくことも重要であると考えております。

○武田浩一議員 今後、この課題に対してどのように対応していくのか、現在の取組も含めて伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校では、契

約における権利と責任について、生徒や保護者の理解も重要なことから、入学後の早い時期から丁寧な説明を行っております。

さらに、「総合的な探究の時間」や「課題研究」を中心に、地域の課題などを自分ごととして捉え、考え、議論する中で、自ら判断し、行動していくような学びを推進してきたところであります。

また、成年を迎えることによって生じる金銭などをめぐる契約の権利と責任については、家庭科や公民科で学習するとともに、弁護士会や金融機関とも連携した取組を行っております。

○武田浩一議員 私は、18歳成年年齢引下げに伴う一番の問題は、「親の同意がなくても契約できる」ことだと思います。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。18歳で成年に達すると、未成年者取消権は行使できなくなり、その契約に対して自分自身で責任を負うこととなります。また、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれたり、社会経験の乏しい18歳成年を狙い撃ちにしている悪質な業者もいます。

そうした消費者トラブルに遭わないために、高校教育において、契約に関する知識や様々なルールを学び、その契約が必要かよく検討する力を身につけられるよう期待いたします。

次に、コロナウイルス感染症のオミクロン株の出現により、児童生徒にも感染が広がり、学級閉鎖や自宅待機等、この2年の間にも、学校行事等を含め、児童生徒のメンタルヘルスが大変心配されております。

このような中、本県の公立小中高校等におけるいじめ・不登校の現状について、教育長に伺

います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度の調査における、本県の公立小中高等学校のいじめの認知件数につきましては、本県の「積極的な認知」の方針もありまして、1万740件となっており、1,000人当たりの件数は、全国と比べて高い割合にあります。

次に、不登校につきましては、1,785名であり、同じく1,000人当たりの人数は、全国と比べますと低い割合にはあるものの、小学校における増加が顕著であります。

コロナ禍での生活が長期化し、あらゆる行動が自粛を強いられている中、子供たちを取り巻く生活環境は大きく変化し、生活のリズムの乱れも見受けられるなど、これらの課題にも影響を及ぼしている面もあるのではないかと考えております。

○武田浩一議員 このような現状の中、どのような対応をされているのか伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） いじめや不登校をはじめ、様々な課題が見られる中、これらの課題にきめ細かに対応するため、県教育委員会といたしましては、これまでも、専門家の活用などを通して、教育相談体制の整備や未然防止に向けた取組の充実に努めてまいりました。

今回、それぞれの取組を一元化し、総合的な生徒指導体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の増員や、ネットトラブルの未然防止に向けた、IT専門家の学校への派遣回数増加などを柱とした、「みやざきの子どもを守る総合支援事業」を、今議会にお願いしているところであります。

今後とも、子供たちの命を守ることを第一に、事業を推進してまいります。

○武田浩一議員 日本中で目を覆いたくなるようないろいろな事件・事故等のニュースが連日流れ、やるせなさや自身の無力さを感じております。

教育の現場では、私たちが思っている以上に大変であろうと推察いたします。一人一人の児童生徒に寄り添った、命の大切さを感じる心を育てる教育の重要性について、教育長の所感を伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 全国各地で、児童生徒の貴い命に関わる様々な事件や事故が起きるたび、私も胸が締めつけられるような思いをいたしております。

このような子供を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、「いのちを大切に教育」につきましては、県教育委員会の重点取組に掲げて取り組んでおります。

その一環としまして、7月1日から7日を「宮崎県いのちの教育週間」に設定し、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって、命の大切さについて重点的に学ぶ取組を行っております。

また、児童生徒が不安や悩みを抱えたときに、助けを求めることが大変重要でありますので、SOSの出し方に関する教職員向け資料を新たに作成し、授業等での積極的な活用を進めているところであります。

今後とも引き続き、命を大切に教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 いじめ・不登校の現状について、小学校における不登校の増加が顕著であるとの答弁がありました。小中高へ引きずらないか、大変心配です。早めの原因究明と、一人一人に寄り添った対応をお願いいたします。

私の小中高時代、50年前を思い出しますと、

勉強が大好きで、部活が大好きで、大好きな友人たちとも楽しくてたまらないバラ色の日々だった。いや、勉強は好きではなかったし、部活はきつかった。友人たちとは楽しかったけれど、よくけんかもした。今思えば取るに足りない悩みだったとも思えるが、当時は結構真剣な悩みだったように思います。しかし、家族や友人、先生方のおかげで、どちらかという楽しい学生時代を過ごせたと思います。

来年度も、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの増員予算も提案されておりますが、年々増えるいじめや不登校に対応し切れていません。簡単に解決できない問題だとは理解しておりますが、1件でもいじめ・不登校が減ることを期待いたします。

子供たちの現状は、我々大人社会の縮図であると考えます。学校だけではなく、社会全体の問題として取り組んでいくべき問題です。全ての命を大切に教育を伝えていただきたいと思っております。

最後に、本年3月をもって県職を去られる全ての皆様、自分と家族に対してありがとう、お疲れさまとお伝えください。ありがとうございました、お疲れさまでした。（拍手）

○中野一則議長 次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問をいたします。

NHKで昨年、「貧困の連鎖を絶て！西成高校の挑戦」という番組が放送されました。舞台は大阪府立西成高校。

学校がある大阪市西成区は貧しい家庭が多い地域で、親から子へと続く「貧困の連鎖」が問題になっていました。

番組に登場する山田勝治先生が教頭として赴

任した2006年当時、西成高校では、生徒の非行や問題行動が日常的になっており、先生が注意をしても生徒は完全無視を決め込んで、授業の体裁を取ることすら困難な、荒れに荒れた状態にありました。

「子供たちを救うためにはどうしたらいいのか」、学校立て直しのためのプロジェクトチームが発足しました。先生たちはまず、学校を休みがちな生徒の家を一軒ずつ訪問するところから始めます。

年間訪問件数600件、地道な家庭訪問の中で実情が見えてきました。生徒の親の多くは、非正規労働者やシングルマザーであること。生活の苦しさから親が逃げ出して、育児放棄されてしまっていたり、親の代わりに子供が全ての家事をしていることも少なくないこと。そんな環境の中で、子供たちは夢を失い、学校の授業なんて聞いても無駄だと考えるようになってしまったことなど、今深刻化している子供の貧困の問題が、西成高校でいち早く顕在化した状態にありました。

想像を超えた厳しい現実を目の当たりにしながら、それでも先生たちは子供に向き合っていきます。「よりどころのない子供たちにとって、私たちが最後のとりで、ここで負けたら終わってしまう」と、当時の心境を山田先生は振り返ります。

何度も話を重ねる中で、必要なのは、子供たち自身に貧困状態を理解させ、貧困から抜け出すすべを具体的に教えていくしかないことに、先生たちの思いが至ります。

西成高校の学校改革の切り札として、従来の教育課程から一步踏み込んだ「反貧困学習」の授業が始まりました。

授業では、実際に卒業生が体験した不当解雇

の事例などを挙げ、貧困家庭の子供が陥りやすい問題への対処の仕方を、法律や社会制度の仕組みを通して教えます。貧困の現実と向き合うことで、そこから抜け出す力を育むことが狙いです。

また、生徒自身の可能性を切り開く意欲を引き出すために、将来就きたい仕事、築きたい家庭を思い描かせ、そのために何をすればいいのか、一年ごとの計画を立てさせる「人生の設計図」をつくる取組も行われます。「幸せに生きるためにはどうするか」、生徒に考えさせるのです。この「反貧困学習」によって、次第に生徒たちの意識が変わっていきました。

さらに、生徒の生活支援にも先生は寄り添います。経済的な事情で通学が困難な生徒を連れて生活保護の申請に役所へ出かけ、朝起きられなければ、毎朝起こしにその生徒のところへ通ったという一人の先生は、「自分で生きる力をつける、そのための高校生活です」と、きっぱりと言い切ります。

西成高校では、就職支援においても異例の取組がなされました。その年の就職希望者「内定100%」を目標に掲げ、教員総出で地域の企業330社へ求人開拓に、安心して働ける職場環境かどうか確認しながら生徒を売り込みに歩きました。

番組では、先生と一緒に会社訪問をする一人の女子生徒の当時の様子を映し出します。17歳で出産し、シングルマザーになった彼女は、就職を諦めかけていましたが、先生に連れられていろいろな会社を訪問し、そこで働く人たちから話を聞くうちに、「もしかしたら私が活躍できる場所があるかもしれない」と考えるようになります。

働く母親をサポートする様々な施設にも足を

運び、教え子の就職した後のことにまで気を配る先生の姿に、彼女はいつしか「絶対に先生に内定の報告をしたいと思うようになりました」と、当時を振り返ります。

西成高校は、こうした取組により、目標の就職希望者全員が内定を決め、その後10年連続で就職内定率100%を達成。かつての極めて厳しい教育困難校から、学校満足度アンケートで9割の生徒が「この学校に来てよかった」と答える「希望の学校」へと生まれ変わりました。

この「西成高校の挑戦」には、放送直後から大変大きな反響があったようであります。「子供の貧困」や「貧困の連鎖」という本来学校教育の範疇に収まらない深刻な社会問題に手をつけ、一つの解決の道を示してみせていることに、私も大変感銘を受けた次第です。

このコロナ禍が、子供のいる家庭の経済に大変大きな打撃を与えていることは、本県の生活福祉資金特例貸付けの申請状況などを見ても明らかであります。平成28年の調査で、「子供の7人に1人が貧困」という、子供の貧困状態がますます深刻になっているのではないかと、危惧をしています。

本県の子供の貧困の現状についてどのように御認識か、知事にお伺いします。

次に、本県の学校において、子供の貧困状態をどのように把握し、どう対応されているのか、現状を教育長にお伺いします。

県民の暮らしに寄り添うためには、その前提として、県民の生活の実態をできるだけ早く、正確に把握しておく必要があります。

子供の貧困の問題においても、コロナ禍の影響は大変大きいと見込まれますので、県で把握できる最新のデータに基づいた対策の実施を要望します。これについて、福祉保健部長に御見

解をお伺いします。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。子供の貧困に対する認識についてであります。

令和2年度に内閣府が全国で実施した「子供の生活状況調査」におきましては、収入の水準が低い世帯や、ひとり親世帯では、新型コロナウイルスの影響を受け、生活状況がさらに厳しくなっている可能性があるかと、分析が行われているところであります。

都道府県別の分析は行われておりませんが、本県におきましても、同様な状況にあるものと考えております。

このような中、県では、子どもの貧困対策推進計画を策定し、子供への教育の支援や保護者への支援などの対策を実施しております。コロナ禍の中で、特に保護者に対する経済的支援や就労支援が重要であることから、低所得の子育て世帯への特別給付金の支給や、生活福祉資金の特例貸付けを行うとともに、新たに生活困窮者の相談窓口を拡充し、就労等の支援の充実に取り組んでいるところであります。

今後とも、貧困の連鎖を断ち切るため、市町村や関係団体等と一層の連携を図りながら、子供の貧困対策を推進してまいります。以上であります。 [降壇]

○福祉保健部長(重黒木 清君) [登壇] お答えします。最新のデータに基づく子供の貧困対策についてであります。

本県の子どもの貧困対策推進計画では、子供の貧困状況を把握し、計画の実効性を担保するために、生活保護世帯の子供の高校や大学への進学率など24の指標を設置するとともに、これ

らの指標に基づき、毎年度、施策の効果を評価・検証しながら、関係部局と連携して、必要な対策を推進しているところであります。

コロナ禍におきましても、これらの指標の動向を注視しながら、住民税非課税世帯に対する給付金の支給や子供の学習・生活支援などに取り組んでいるところであり、来年度につきましても、今議会で、就労による自立に取り組むひとり親世帯への住宅家賃の無利子貸付事業をお願いしているところであります。

引き続き、計画に掲げる最新の指標の動きを見極めながら、コロナ禍における子供の貧困対策にしっかりと取り組んでまいります。〔降壇〕

○教育長（黒木淳一郎君）〔登壇〕 お答えします。学校の対応についてであります。

子供の貧困の状況は様々でありますことから、各学校では、児童生徒の小さなサインを見逃さないよう、日頃から、きめ細かな観察を行っております。

さらに、気になる子供に対しましては、面談や早期の家庭訪問を行うなど、子供を取り巻く環境の把握に努めております。

その後の対応や課題解決に当たりましては、子供に寄り添いながら、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、関係機関と連携した取組を行っているところであります。

今後とも、学校教育におきましては、全ての子供たちが、家庭環境に左右されることなく学びが継続するよう、きめ細かな対応に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 令和2年に策定されました「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」におきましては、子供の貧困の現状を分析するため、御答弁にありましたように、一般世帯と生活保護世帯の子供の進学率の比較が用いられて

いますが、生活保護を受けていない一般世帯の中にも、生活に困窮し、進学しない、できない子供や家庭が、現実には相当数いるものと思われれます。

できる限り、住民税非課税世帯や、特に就学援助の認定を受けている世帯の状況にまで配慮した、実態の把握と対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

御紹介しました「西成高校の挑戦」は、子供の貧困を、支援だけでなく、どう教育・指導していくかという視点で取り組み、子供たちを立派に育てようと正面から向き合っているところに、見る者が共感し、心を打つのだろうと私は思います。

「貧乏」と「貧困」は違います。「貧乏」は、純粋にお金がない状態で、そのための支援が必要です。「貧困」は、貧乏状態から抜け出す気持ちも、すべもなくしている状態です。誰かが導いてあげなければ、自分ではそこから抜け出せなくなってしまっています。それが親から子へ、またその子から子へと世襲されています。

子供の貧困問題の根本的な解決のために、子供に将来を思い描かせ、生きるために必要な知恵や知識を教えていく。そこには大変な労力を伴う場合もあるかもしれませんが、スクールソーシャルワーカーの役割とは違う、学校の先生方に託すしかない大変重要な仕事ではないかと考えます。

一方で、教員数の不足や働き方改革の課題もあり、教育委員会も大変苦慮されているものと察しますが、これからもずっと、子供本位の教育が見失われないよう、一層の取組と現場への御配慮を改めてお願いいたします。

この4月から、高校では金融教育の充実が図

られるようではありますが、子供の進路形成により影響が与えられることを大変期待しております。取組について教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高等学校におきましては、全ての生徒が、家庭科の消費生活の分野におきまして、生活における経済の計画や、消費行動の在り方について学習をしております。

具体的には、収支のバランスの重要性とともに、事故や病気、失業などに対応するリスク管理等についても学び、生涯を見通した生活設計を考えることを通して、将来、経済的に自立した生活を送ることができる生徒の育成に取り組んでおります。

このほか、専門的な内容を学習するために、消費生活センターの出前講座や、生命保険会社等によるライフプランニングに関する講座等、関係機関と連携した取組も実施しているところであります。

○坂本康郎議員 次に、感染第6波への県の対応について質問いたします。

変異ウイルス「オミクロン株」について、感染が始まった当初は、「感染力は強いものの重症化はしにくい」とか、「感染が急激に拡大した後は、急激に下がっていく」などの観測もありましたが、2月以降は、死亡者も重症者も、第5波のデルタ株の感染拡大の時期を上回り、毎日発表される感染者の数も、依然一定の下げ止まりの状態、いまだ予断を許さない状況が続いています。

県内におけるオミクロン株感染の急拡大に対して、県は1月13日に感染拡大緊急警報を発令し、その後、本県へのまん延防止等重点措置の適用に伴い、19日に都城市と三股町を、21日に宮崎市と延岡市、25日には全市町村を対象に重

点措置の区域指定がなされました。

他県と比較して早め早めの対応や、特に飲食店における酒類の提供の終日停止については、「東京や福岡でもやっていないのに」「厳し過ぎるのではないか」との声も聞かれましたが、その後の感染状況や連日お亡くなりになる方が続いている状況を考えると、今回の県の対応もやむを得ないものと理解をしています。

いまだ感染の収束が見通せない中で、一方では経済活動との両立も図っていかねばならず、大変難しい判断が続くわけですが、その判断に当たり、第6波において、知事はどのようなお考えで県独自の強めの対策を決断されたのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、第5波の検証に基づきまして、ワクチン接種や飲食店の認証制度が進んだことを踏まえ、医療の逼迫が生じない水準に感染を抑えつつ、日常生活と社会経済活動の維持を図っていくことを基本方針としていたところであります。

しかしながら、今回の第6波では、感染力の極めて強いオミクロン株によりまして、すさまじい勢いで感染者が急増しております。また、免疫をすり抜ける力も強いと言われておりまして、ワクチンを2回接種しても感染する、「ブレイクスルー感染」も多く発生したところであります。

このため、九州でも唯一の医師少数県であるなど、医療提供体制が脆弱な本県におきましては、最大限の感染防止対策を早めに講じることが必要と判断いたしまして、国が定めたワクチン・検査パッケージによる行動制限の緩和を見送るとともに、認証店も含め、飲食店等に対しまして、一律に酒類提供の停止を求めるなど、強い対策を打ってきたところであります。

私は、感染症対策で重要なことは、これまでに積み上げてきた知見を踏まえつつ、ウイルスの特性や新たな治療法などの対策の進展に応じまして、臨機応変かつ迅速に対応していくことだと考えております。

今後とも、本県の実情を踏まえ、その時々での感染状況に応じまして、適時的確に必要な対策を講じてまいります。

○坂本康郎議員 第6波の感染拡大に伴い、県内でも、小中学校の臨時休校や幼稚園・保育園の休園が相次いでいます。子供への影響はもちろんです。保護者への影響も懸念されます。感染拡大による臨時休校などで仕事を休まざるを得ない保護者を支援する「小学校休業等対応助成金」について、申請状況と活用を促進するための県の取組を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 国によりますと、全国の令和3年8月1日以降の休暇に係る助成金の申請状況は、2月10日現在で、申請件数は約1万3,700件、そのうち支給決定件数は約9,900件で、支給決定額は約9億8,000万円となっておりますが、都道府県ごとの申請状況等につきましては、現段階では公表されておられません。

本助成金の活用促進を図るため、国では、労働者向けの特別相談窓口を設置しており、県におきましても、制度に関する情報を小学校や保育所等の保護者に届けるため、市町村等を通じて周知を図りますとともに、専門家による相談対応や、県のホームページなどでも紹介を行っているところでございます。

県といたしましては、今後とも、労働局等の関係機関とも連携しながら、制度の一層の周知に努めてまいります。

○坂本康郎議員 御答弁にありました全国の申請件数から推測しますと、県内でもあまり活用されていないように思われます。

先日、常任委員会でも話題になりましたが、支援を必要としている人に支援が行き届いていないことがまだ見受けられるため、依然として、情報提供や周知の方法が課題のようであります。

ここで取り上げました「小学校休業等対応助成金」などは、休校や休園を知らせる際に、お知らせのプリントとセットにして保護者に届けるなど、少しの工夫でその効果が見込まれると思います。部局間で情報の整理をして、今後の感染拡大の際に影響が想定される対象については、あらかじめ用意しておくなど、市町村との連携も含めて、対策に努めていただきますようお願いいたします。

次に、感染拡大による今年度の修学旅行への影響について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむなく今年度中の修学旅行の実施を中止した学校が、県立学校では14校、中学校では24校となっております。なお、中止した多くの学校では、次年度での実施を計画しております。

一方、小学校につきましては、現時点で中止した学校はございません。

また、実施した学校におきましても、感染状況を踏まえ、感染症対策を確実に実施するとともに、日程の短縮や、より安全な行き先にするなど、十分配慮をしながら実施しているところであります。

○坂本康郎議員 この第6波の影響で、計画されていた修学旅行が、出発の数日前に急遽中止せざるを得なくなった県立高校もありました。

旅行の中止に伴うキャンセル料の負担について、学校と保護者の間で少し混乱が生じていたようではありますが、修学旅行の中止または延期に伴うキャンセル料の取扱いについて、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高等学校及び中等教育学校におきましては、第6波の影響で中止及び延期となり、キャンセル料等が発生した学校が15校ございます。

県教育委員会といたしましては、オミクロン株の急激な拡大による判断であることから、保護者の負担を軽減するため、修学旅行のキャンセル料等支援事業に係る補正予算を、今議会にお願いしたところであります。

○坂本康郎議員 各市町村におきましても、修学旅行のキャンセル料につきましては、各自治体の判断で、地方創生臨時交付金の活用が可能となっていますので、保護者の負担軽減のために、市町村の教育委員会への周知確認をぜひお願いいたします。

引き続き、教育長に質問いたします。

県立高校における中途退学者数の現状をお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の県立高等学校における中途退学者数は、平成30年度332人、令和元年度203人、令和2年度204人となっております。

令和2年度の中途退学者数につきまして、全国の状況と比較しますと、生徒1,000人当たりの数値になりますが、全国は10.6人、本県は9.4人となっております。

○坂本康郎議員 2年前になりますが、令和元年度の2月議会で、県立高校の特別指導の在り方について質問いたしました。

今御答弁をいただきました中途退学者の中に

は、本人の意思で進路変更をしたり、中には健康上の問題で学校を辞めざるを得なかった場合も含まれるものと察しますが、2年前に私が取り上げましたのは、当事者である生徒及びその保護者が納得しないまま、半ば強制的と受け取られる形で自主退学した、させられたケースであります。

行き過ぎた指導行為のないよう、県でガイドラインの策定を行うなど、特別指導の在り方について見直しを求めました。その後の進捗状況を、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校で行われる特別指導とは、問題行動を起こした生徒が、自らの行動を反省し、将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるよう、特別に指導や支援を行う教育活動でありまして、校長の判断で実施しております。

県教育委員会では、前回の議員からの御指摘などを踏まえ、特別指導に関する基本的な考え方や指導の手順などを示した「特別指導の在り方」を作成し、県立学校の校長会に対し、適切に対応するよう指導を行ったところであります。

今後も、学校からの個別の相談に丁寧に対応するなどして、当該生徒の学校生活の充実につながるよう、支援に努めてまいります。

○坂本康郎議員 この4月から改正少年法が施行されます。ここで詳しくは触れませんが、高校の生徒指導の在り方も含め、私たち大人の子供たちへの関わり方が、今まで以上に問われることになるのではないかと思います。

生徒自身の意思を尊重して、できる限り、一人も漏れなく学校を続けていかせる方向で、指導に努めていただきますよう要望いたします。

次に、2027年の国スポ・障スポに向けた県総

合運動公園の整備計画について、計画の内容を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県総合運動公園が国民スポーツ大会の会場として予定されております競技は、テニス、ラグビー、自転車、空手の4競技、また、障がい者スポーツ大会では、フライングディスクの1競技でありまして、このうちテニス、ラグビー、自転車の3つの競技会場につきまして、改修等を行うこととしております。

具体的な工事内容としましては、庭球場は、耐用年数が到来するコート面の更新、ラグビー場は、老朽化している得点板の更新、自転車競技場は、競技施設基準に沿った施設の改修等を予定しているところであります。

○坂本康郎議員 同じく、国スポ・障スポに向けて整備される陸上競技場やプール、体育館の主要3施設では、その整備に当たっての基本的な考え方として、未来みやざき創造プランにうたう、「スポーツの聖地としてのスポーツランドみやざきの構築」や、県観光振興計画にある「全県的なスポーツキャンプ・合宿受入れ体制の整備」など、上位関連計画との整合性や、スポーツランドみやざきの全県展開に向けた拠点づくりが示されています。

県総合運動公園内の国スポ・障スポで使用されるスポーツ施設においても、将来性について同様の考え方で整備されるのでしょうか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 御質問のように、陸上競技場、体育館、プールの主要3施設につきましては、本大会後も、生涯スポーツの振興や大会・合宿の誘致など、スポーツランドみやざきの全県展開に向けた新たな拠点として利活用が図られるよう、整備を進めているとこ

ろであります。

そして、県総合運動公園は、スポーツランドみやざきの中核としての役割を担うものであり、施設等の改修に当たりましては、引き続き、その役割を十分発揮できるよう検討を進めてまいります。

○坂本康郎議員 昨年12月に、日本テニス協会と宮崎県テニス協会から県に対して、総合運動公園内の庭球場を現在の砂入り人工芝の仕様からハード仕様のコートへ整備を求める要望書が提出されています。せっかく整備するのであればこうしてもらいたいという、専門家からの貴重な御意見であります。

私も後日、県テニス協会の秋田義久会長にお会いして、お話をお伺いしました。現状の砂入り人工芝のコートは、国内では普及しているものの、世界基準では既にガラパゴスと化してしまっていること。競技力の向上と、世界で活躍できる有望な選手の育成に、ハードコートが絶対不可欠であること。障がい者の車椅子テニスにおいても、ハードコートのほうが望ましいこと。これが実現すれば、全24面のハードコートを備える国内でも有数のテニス競技場となり、国際大会まで視野に入れた大きな大会や合宿の誘致が見込めることなど、「スポーツの聖地としてのスポーツランドみやざき」を掲げる本県にとっては、大変具体性のある希望の持てる提案ではないかと受け止めました。

ちなみに、伊達公子日本テニス協会理事から御提案があった屋根の設置については、メインで使われる4面ないし6面のコートがカバーできればよいとのこととあります。

県の決断が待たれるわけですが、要望書提出の際に同席された日隈副知事に、今後の見通しなど御見解をお伺いします。

○副知事(日隈俊郎君) 国民スポーツ大会に向けた県総合運動公園庭球場のコート改修に当たっては、テニス競技の少年の部において、ハードコートが推奨されていることを念頭に置きながら、また、大会後の利活用にも十分に配慮しなければならないと考えておりまして、私自身、競技団体との協議をはじめ、現地に足を運ぶなどして、様々な角度から検討しているところであります。

なお、ハードコートとした場合は、大会後も県内トップ選手の育成など、本県の競技力向上に寄与できるとともに、全国レベルの大会や合宿誘致にもつなげられるのではないかと考えております。

日本テニス協会からも、ハードコートの整備がなされた場合には、日本代表チームの合宿や、全国規模の大会の開催について検討したいとお話もいただいているところであります。

今後、県全体のテニスコートの状況や、整備に伴うコストなどを総合的に検討した上で、さらに関係団体や市町村などとも調整しながら、整備の方向を定めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 次に、本県の津波対策について質問いたします。

最大震度7と想定される南海トラフ巨大地震において、最大17メートルの高さの津波が、最短到達時間14分で本県を襲うことが予想されています。

津波からの避難について、県の計画では、周辺に高層ビルや高台など逃げる場所がない地域には、津波避難タワーの整備などの対策をすることで、津波避難困難地域の解消を図っていくとしていますが、現在、県内の津波避難困難地域は解消されているのかどうか、現状と取組を

危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監(小田光男君) 県では、津波避難場所の確保のため、「新・宮崎県地震減災計画」によりまして、沿岸市町が、民間ビルや公共施設、高台等を避難場所に指定することを促進しております。

特に、津波浸水想定区域内にあり、避難場所が確保できない津波避難困難地域については、避難タワーや盛土高台などの津波避難施設を、県や沿岸市町が整備しておりまして、県内で現在計画している26基が今年度中に完成する予定であります。

今後は、県の総合防災訓練や市町が実施する避難訓練の中で、当該施設を利用した避難経路の確認等を行うことにより、その有効性を検証してまいります。

○坂本康郎議員 このコロナ禍で、避難訓練や意識啓発のための防災イベントが影響を受けているものと思われます。私どもも昨年、公明党の防災フォーラムを宮崎市内で予定していましたが、感染拡大により、2度にわたって開催の中止を余儀なくされました。

南海トラフ巨大地震で想定される被害の規模について、県は令和元年の想定で、人的被害(死者数)1万5,000人、建物被害(全壊棟数)8万棟と発表しています。

この大規模な被害想定に対して、県は、減災対策をすることで、その減災効果によって1万5,000人の死者数を限りなくゼロにしていくという計画を立てていますが、建物の耐震化率の向上を除けば、主な減災対策には、早期避難率の向上や避難場所の確保、避難訓練の実施などが挙げられており、県民の防災意識の向上と迅速な避難行動があつて、初めて死者数がゼロに近づくという計算が成り立つ計画になっていま

す。

コロナ禍の影響で、防災の意識啓発や避難訓練が十分になされないまま被災した場合に、死者数は反対に、限りなく1万5,000人に近づいているのではないかという危機感を持ちます。

コロナ禍における啓発イベントや避難訓練等の実施状況と県の取組について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（小田光男君） 住民が避難の重要性を理解し行動するためには、啓発イベントを通して災害を考える機会を持ったり、避難訓練等を通じて自ら体験し、住民同士で確認することは大変重要であると考えております。

本年度、県及び市町村が予定していたイベントや避難訓練の実施状況は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、5割弱となっております。

一方で、11月に県全体で実施いたしましたシェイクアウト訓練では、例年と変わらない7万人以上の参加者があり、一定の成果が得られたものもあります。

今後もコロナが収束するまで、人が集まるイベント等は影響を受けると思いますが、感染状況のタイミングを見ながら、十分な感染対策を取り、可能な限り実施してまいります。

○坂本康郎議員 コロナ禍の影響による県民の防災意識の低下や、避難行動の機能の低下など、マイナスの要素をよく検証していただき、被災死者数を限りなくゼロに近づけるための対策について、減災効果に加えて、いま一度、ハード面の対策についても、津波を防御するための海岸保全施設や港湾・漁港施設などの整備計画が今のままでよいのか、この機会によく検討していただきますよう要望いたします。

1月15日に南太平洋トンガ沖で発生した海底

火山の大規模噴火の影響で、16日未明に、本県沿岸部全域に津波注意報が発令されました。

同日、津波警報が出された鹿児島県奄美市では、真夜中の避難指示の発令に、住民の多くが一斉に車での避難を始めたため、市内では大渋滞が発生する事態になりました。

後日、地元奄美市の市議会議員に当日の状況を伺いましたが、「避難する車同士の事故が発生し、さらに渋滞が重なった」「そのまま津波に襲われていたら大変なことになっていた」と、大変混乱した様子を振り返っておられました。

津波避難時の自動車使用について、本県では「津波から避難する4つのポイント」の中で、「避難の際には車は使わない」と呼びかけていますが、車を使わないと避難できない高齢者など災害弱者のことも配慮しなければならず、「原則として、車で避難するのはやめましょう」という記載もあります。

この「原則として」の許容範囲が曖昧なため、人によって「原則として車は使えないが、今日は真冬だから」とか「真夜中だから」「避難が長時間になるかもしれないから」など、様々な受け止め方になるように思います。

今回の奄美市の事例も踏まえ、「車は使わない」という大原則の上で、避難時にどうしても車が必要な避難行動要支援者の家庭など、避難時にも稼働できる車両には、事前に通行証を発行するなどして、使ってもいい車と、使ってはいけない車を明確に色分けしておくことが必要ではないでしょうか。

地域防災計画にも反映させて、避難時に使える車両が地域でも認識されるよう意識づけをするなど、対策が急務ではないかと考えますが、危機管理統括監に御見解をお伺いします。

○危機管理統括監（小田光男君） 津波の際は、一刻も早く高い場所への避難が必要であるため、市町村では、なるべく居住地に近く、かつ、想定津波高より高い場所を避難場所としております。

県としましては、避難場所までの自動車利用は、道路の破損や渋滞により時間を要することが想定されることから、徒歩による避難を原則としております。

しかしながら、心身の状況等により、自動車での移動が必要な方もおられることから、これらの方については、自動車避難のリスクを十分理解した上で、事前に避難経路等を確認しておく必要があります。

このため、津波被害の想定地域におきましては、避難計画の作成や訓練を通じ、例えば自動車を利用する際のルールなど、全ての住民が安全に避難できる方法を共有しておくことが重要であると考えております。

○坂本康郎議員 次に、杉の花粉について質問いたします。

日本気象協会の発表によりますと、今年の九州地方の杉花粉の飛散のピークは2月下旬、宮崎は昨シーズンより少なめとの予想であります。花粉症の人には大変過ごしづらい時期に既に入っているものと想像します。

最近、「花粉症回避ツアー」という旅行のジャンルが存在することを知りました。予約サイトを見てみますと、避暑地ならぬ「避粉地」として、杉やヒノキが植生していない沖縄県や北海道、標高が高く花粉の飛散が少ないとされる群馬県草津温泉などが人気を集めているようであります。

寒がりの人に聞くと、好きこのんでわざわざ寒い北海道や東北に住む気にはならないそうで

す。2人に1人とも言われる花粉症の症状を持つ人が、旅行先や移住先に杉やヒノキの多いところを避ける傾向があるとすれば、杉の生産量全国1位を誇る本県にとっては、まんざら無視できない問題であります。

本県における、花粉が少ない少花粉杉や低花粉杉の生産の取組を、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 社会的・経済的に大きな影響を与えている杉の花粉症に対し、花粉の発生を抑制する上で、花粉の少ない杉苗木の生産を拡大していくことは大変重要であると考えております。

現在、本県の杉苗木の大半は、花粉量が一般的な杉に比べ、おおむね20%以下の少花粉杉や低花粉杉となるオビスギ系統の品種であることから、県では、これらの品種を推奨しており、苗木生産者に対し、生産拡大を図るための技術研修会を開催するとともに、生産施設の整備や採穂園の造成、挿し木用の穂木の確保、新規生産者による試験的生産の取組を支援しているところであります。

今後とも、花粉の少ない杉苗木の安定供給を行うことにより、花粉の発生抑制に努めてまいります。

○坂本康郎議員 御答弁いただきました県の杉花粉を減らす取組が、一般的にはあまり知られていないように思います。

仮に杉花粉が理由で、知らないところで本県の魅力が半減している、2人に1人が宮崎を避けているかもしれないとしたら大変残念な話でありますので、花粉が少ない飢肥杉の特徴や、低花粉杉、少花粉杉の生産の取組について、もっと広報に努めていただくとともに、観光誘客や移住・U I J ターンに関わる花粉症や杉花

粉の影響の有無を、関係部局でも一度検証していただくことを提案いたします。

次に、介護職員の処遇改善について質問いたします。

今年10月以降の介護職員の処遇改善に係る措置として、臨時の報酬改定が行われることになり、それに先立って、2月から9月までの間は「介護職員処遇改善支援補助金」が支給されることになりました。

この措置により、「収入を3%程度、月額平均9,000円相当引き上げられる」としてはいますが、実質的にはどの程度の賃金の引上げになるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 御質問の補助金は、介護職員の処遇改善を図るものであり、介護人材の確保にとって重要な取組と考えております。

今後、今年2月から9月を対象期間といたしまして、介護職員の賃金引上げを行う事業所に補助金を交付することにしており、賃金引上げに充てる経費として、標準的な職員配置の事業所で、介護職員1人当たり月額9,000円程度が補助されますが、事業所の判断によりまして、生活相談員などの介護職員以外の職員の賃金引上げに補助金を充てる、柔軟な運用も認められているところでございます。

このため、介護職員の賃金引上げ幅は事業所によって異なってくると思われませんが、県といたしましては、引き続き、本補助金の周知を図るとともに、介護職員の処遇改善が適切に図られますよう、事業所への指導・助言を行ってまいります。

○坂本康郎議員 宮崎市内の介護事業所に勤める方に話を伺いますと、今御答弁にありましたように、事業所に勤務する生活相談員や事務職

員、調理をする人、送迎の車を運転する人など、補助の対象にならないほかの職員にも配慮しなければならないため、実質的に月額2,000円程度の賃上げにしかならない事業所もあるようです。

一方で、事業所ごとに対応が異なることを抜きにして、「介護職員1人9,000円の処遇改善」という言葉だけが独り歩きをしている面があるため、人によっては過度の期待や、逆にがっかりなど、ともすれば職場の和を乱すことになりかねないと、現場では困惑している声が聞かれました。

介護職員の処遇改善について、対象職種の拡大が望まれますが、介護現場で混乱のないよう、県からも、より丁寧な情報提供、情報発信に努めていただきますようお願いいたします。

次に、認知症などで判断力が不十分な人の財産管理を弁護士などが代行できる成年後見人の制度について、質問いたします。

本県の高齢者のうち、認知症を患っている人がどのくらいいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 平成27年に国が公表した認知症有病率に基づいて推計しますと、令和2年10月末時点におきまして、本県の認知症の高齢者数は約6万人とされております。

また、令和7年には、高齢者数の増加と有病率の上昇に伴いまして、約7万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれております。

○坂本康郎議員 次に、本県の成年後見制度の利用者数をお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県における成年後見制度の利用者は、年々増加してお

り、平成28年には2,083人でしたが、令和3年には2,755人となっております。

今後、認知症の方に加え、独り暮らしの高齢者が増加すると見込まれ、成年後見制度の利用者もさらに増えることが予想されております。

○坂本康郎議員 それでは、県内で成年後見人を引き受けることが可能な、弁護士などの専門職がどのくらいいるのかお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内で成年後見の受任実績がある専門職の団体に調査しましたところ、令和3年4月1日現在で、弁護士77人、司法書士61人、社会福祉士146人、行政書士などその他の専門職24人の合計308人が、成年後見を受任可能との回答をいただいております。

このうち、約半数が宮崎市に集中する一方で、1人もいない市町村が8町村あるなど、地域に偏在する状況となっております。

○坂本康郎議員 一般的に、この制度自体がまだよく知られていないという側面がありますが、県内で6万人いる認知症の高齢者数から考えますと、今後、利用者の増加が見込まれ、ますます制度の果たす役割が大きくなっていくものと思われま。

新年度の国の利用促進基本計画には、過疎地の市町村などで後見人や相談業務に携わる人材の確保に、都道府県が当たることが明記されますが、人材確保に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 近年、家族形態の多様化や財産管理の困難さなどを理由に親族後見が減少する一方で、専門職後見が増加しておりますが、専門職は、その数や地域偏在の問題があり、今後見込まれる成年後見制度の利用者の増加に対応するためには、親族や専門

職以外の担い手の確保が重要でございます。

このようなことから、県としましては、新たな後見の担い手として、市町村社会福祉協議会などの法人が受任できる体制の整備を積極的に推進しております。

具体的には、市町村社会福祉協議会等の職員を対象とした、後見業務に関する研修を開催するとともに、職員の指導を受けながら、金銭管理や見守り等の実務を行う支援員を養成しているところであります。

今後とも、どの地域におきましても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳ある自分らしい生活を継続することができる体制の整備に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 以上で、用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。私は、自由民主党、児湯郡選出の山下寿でございます。

やはり、この壇上に立ちますと、いつも緊張します。皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様へ心より

お悔やみを申し上げます。

また日々、医療の最前線でコロナの治療に当たっていただいている医療関係者の皆様と、各市町村等でワクチン接種の業務に尽力していただいている関係者の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

さて、早いもので、令和4年の年が明けて、今日で2か月が経過いたしました。正月が過ぎ、立春も過ぎ、ようやく春が来るかなと思っていたのですが、なかなか春らしくなりません。それもそのはずです。新型コロナウイルス感染症が中国で確認されてから、既に2年の月日が過ぎ去ったのにもかかわらず、まだ収まる気配が感じられないからであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、いろいろな行事が中止になり、県外への往来自粛を強いられ、仕事や会議も制約を受け、日本経済は大打撃を受けております。

このような状況の中で行われた北京オリンピック。日本選手団は過去最多のメダルを獲得するなど大変活躍をしてくれましたが、無観客では、いま一つ盛り上がりには欠けたのではないのでしょうか。選手たちがかわいそうでたまりません。

それでは、通告に従いまして、まずは、先ほど触れましたが、これだけはどうしても避けて通ることができない、新型コロナウイルス感染症についてであります。

昨年の秋頃には第5波が収束し、コロナが収まってくれるのではと期待しましたが、昨年11月に南アフリカで初めて確認された変異株オミクロンが世界中に広がりました。

日本でも沖縄、広島、神奈川など、いわゆる米軍由来と言われるオミクロン株の感染が、あっという間に日本全国に広がり、現在もなお

その勢いが絶える気配がありません。

本県におきましては、今年1月18日、知事が国に対して、まん延防止等重点措置の適用を申請され、1月21日から適用されました。

その期間は2月13日までの予定でありましたが、2月8日にまん延防止等重点措置の適用期間の延長を国に申請し、3月6日までの延長が決定しました。

まん延防止等重点措置の適用を受け、県内全域において、飲食店の時短営業や酒類の終日提供停止の要請がなされております。

このように、知事も先手、先手で対策を取られておりますが、なかなか出口が見えない。オミクロン株は重症化率が低いと言われる一方、県内では、新型コロナウイルス感染症の影響によりお亡くなりになる方が日増しに増えているのも現実であります。

そこで、知事にお尋ねします。

2月8日にまん延防止等重点措置の適用期間の延長を国に申請されましたが、その判断に至った経緯と、知事の考え方について伺いたします。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

本県では、年明けの3連休以降の感染急拡大を受けて、1月21日から国のまん延防止等重点措置が適用されております。

重点措置区域につきまして、同日より宮崎市、都城市、延岡市及び三股町の4市町を指定し、25日より全市町村に拡大したところであります。

その後、先行して感染が拡大した都城・北諸県圏域や延岡・西臼杵圏域で新規感染者が減少

傾向となり、県全体でも前週の同じ曜日を下回る状況が続くなど、重点措置の一定の効果が見られたところでもあります。

しかしながら、最大の人口を有する宮崎・東諸県圏域で感染が高止まりし、依然としてクラスターも連日発生するなど、県全体としてピークアウトにまでは至らず、高齢者の入院増加や酸素投与が必要な患者の増加など、医療提供体制への負荷が増大する状況にありました。

このため私は、2月13日という重点措置の適用期限が迫る中で、今が第6波の感染を抑え込む重要な局面にあり、現在の強い対策を緩めるタイミングにはないと判断し、2月8日、国に対し、その延長を要請したものであります。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 この後の私たちの生活を大きく改善することが期待される、いわゆるゲームチェンジャーとなるのが、治療薬の開発であろうと考えます。

今年2月14日付の朝日新聞の報道によりますと、アメリカの製薬会社メルクは、軽症患者向けの飲み薬、モルヌピラビルの供給を前倒しするとのことでありました。

一方、2月20日のNHKの日曜討論番組で、新型コロナウイルス感染症の感染症法に基づく分類を、現在の結核などと同じ2類相当から、インフルエンザと同じ5類にする案が出ていました。インフルエンザは予防接種や経口薬など治療薬が整っていますが、新型コロナウイルス感染症は、治療薬が完全でない状況を踏まえ、専門家の先生は、「2類相当から5類への分類変更は慎重に行う必要がある」と述べていらっしゃいました。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。

現在日本で、新型コロナウイルス感染症の治

療薬として承認されている、中和抗体薬と経口治療薬の使用実態と効果についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナウイルスの陽性患者のうち、心疾患、糖尿病、高血圧、肥満、高齢などの重症化リスクのある軽症等患者のための治療薬として、中和抗体薬と経口治療薬があります。

本県でのこれらの治療薬に係る使用実績につきましては、国の公表によりますと、1月31日現在で、中和抗体薬「ゼビュディ」の投与人数が208人、経口治療薬「ラゲブリオ」——これは、議員の御質問にありましたモルヌピラビルの商品名でございますけれども——の投与人数が46人となっております。

また、県が運営し、自宅・宿泊療養者等への中和抗体療法を実施する重症化予防センターにおきましては、1月28日から2月25日までの期間で、155名の方に対し中和抗体薬を投与しております。

これらの治療薬の効果につきましては、臨床試験のデータによりますと、患者の入院や死亡につながるリスクを、中和抗体薬「ゼビュディ」では約80%、経口治療薬「ラゲブリオ」では約30%減少させる効果があるとされております。

○山下 寿議員 今後、日本の製薬会社においても新型コロナウイルス感染症の治療薬が開発され、経口治療薬等の普及が進むと、新型コロナウイルス感染症への対応はどうなっていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 経口治療薬は、投与に人手や時間がかからず、自宅で服用できるメリットがありますことから、新型コロナウイルスの医療体制を大きく変える役割が期待されて

おり、医療提供体制が脆弱な本県におきましては、患者の重症化予防のほか、医療の負担軽減につながるものと考えております。

しかしながら、既に国内で承認されている経口治療薬につきましては、発症日から5日以内の投与や、同時に服用できない薬が多いなど、実際の処方にあたっての課題も見えてきておりますことから、現在、具体的な処方までの手順の見直しなどにつきまして、関係機関と協議を重ねながら進めております。

現在、承認申請をされている新たな経口治療薬は国内メーカー製であり、安定的な供給をはじめ期待も大きいことから、県といたしましては情報収集に努めるとともに、必要とする方への速やかな投与体制の構築に向け、取り組んでまいります。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

次に、交番・駐在所の統廃合について伺います。

私はこの問題について、昨年9月の定例会でも同じ質問をしました。なぜ同じ質問を繰り返すのか、同じ質問を繰り返すのには理由があるからです。その理由とは何か。それは、県民の安全・安心を等しく確保したい、地域によって格差があってはならないと考えているからであります。

事の発端は、昨年7月、私たち議員に対して、交番・駐在所の統廃合に関する説明が県警からなされたことから始まります。それを受けて私たちは、党派を超えて勉強会を立ち上げ、この問題に対する解決策を見いだしておりました。その流れで、昨年9月の定例会では、私は一般質問の中で、「交番・駐在所の廃止については、地域住民との意見交換を十分に行い、合意形成を図った上で、残すべきところは残し、

廃止すべきところは廃止すると、丁寧に進めてほしい」と、強く要望させていただいたところでもあります。

また、令和3年11月定例会一般質問において、佐藤議員の質問に対し、県警本部長は、「交番・駐在所の統廃合については、地域住民の方々へ丁寧かつ慎重な説明を行い、その理解を得た上で進めてまいりたい」と答弁されました。

ところが、今年1月21日付の宮日新聞で、「人口減少などを踏まえ14の交番・駐在所を廃止する」と報道されました。私は、この報道を見たとき、愕然としました。

実は、その前の日の1月20日に、文教警察企業常任委員会で私たちは、交番・駐在所の統廃合に関する質問や資料提出を県警に求めていたのです。ところが、この新聞で、まだ決まっていないことが、あたかも決まったかのように報道されたわけです。

この報道を受け、駐在所の廃止を予定されている地域住民の方々が、「河内駐在所存続を求める会」を立ち上げられました。

私は、「河内駐在所存続を求める会」の対策会議が開催されるとの情報を地元議員からもらって、コロナ対策を十分に行った上で、1月26日に、ほかの県議3名とともにオブザーバーとして会議に参加しました。その会議には、消防団やPTAなどいろいろな組織や団体の代表者20名がおられ、参加者全員が駐在所の廃止に反対でありました。

特に少子高齢化が進む中山間地域ほど、交番・駐在所は地域住民の安全・安心を確保する上で必要な存在であるということを痛感させられた会議でありました。報告によると、宮崎県内の治安情勢は、平成14年から比べると、刑法犯

認知件数は5分の1に減少したとされています。

つまり、この結果は、現体制が宮崎県の治安を維持するのに良好な体制であるということを証明しているようなものであります。なぜ良好な体制を崩してまで統廃合を進める必要があるのか、理解に苦しみます。

先ほどの「河内駐在所存続を求める会」は、1,067名の署名を添え、駐在所の廃止に反対する要望書を県警に提出されました。

そこで、警察本部長にお尋ねします。

令和3年11月定例会で警察本部長が答弁されたとおり、地域住民の方々へ慎重かつ丁寧な説明を行い、その理解を得た上で統廃合が行われるという認識で間違いありませんか、お尋ねします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 議員御指摘のとおり、令和4年2月10日、「河内駐在所存続を求める会」の代表の方々から、地域住民の方々の署名が添えられた要望書の提出を受け、私が受理いたしました。

私自身、その思いを重く受け止めたところであり、交番・駐在所の統廃合に当たっては、議員お尋ねのとおり、住民の方々に慎重かつ丁寧な説明を行い、その御理解を得た上で進めていく方針に、現在も変わりはありません。

また、今回行っている交番・駐在所の統廃合は、警察の治安維持機能を強化する上で必要不可欠な施策であると考えております。

今回、御要望をいただいた地域住民の方々に對しましては、統廃合の必要性や目的等につきまして、引き続き、慎重かつ丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 先ほどの1月21日付宮日新聞の報道によりますと、交番・駐在所の統廃合

は、「公安委員会の規則改正を経て正式に決定する」とされています。本当に不必要な駐在所なのかどうかの議論が十分に行われていないにもかかわらず、なぜ規則改正を急ぐ必要があるのか理解できません。

現在、宮崎県において治安が安定している地域から、警察官を配置転換しなければならないほど治安が悪化している地域があるのですか。宮崎県の治安は不安定なのですか。そもそも交番・駐在所の統廃合の背景にあるのが、交番襲撃事件の増加であったはずなのに、なぜ人口減少に論点がすり替わっているのですか。私は、これまでの県警からの答弁で、納得いくものが何一つありません。

そこで、公安委員長にお尋ねします。

そこまでして急ぐ規則改正について、どのような手続が取られるのかお伺いいたします。

○公安委員長（島津久友君） 公安委員会は、警察行政の政治的中立性の確保や、民主的管理を図るために設置されておりまして、ここでいう「管理」とは、警察事務の大綱方針を定めて、これにより事前事後の監督を行うこととなります。

規則の改正に当たりましては、警察本部から改正の趣旨・目的等の説明を受けた上で、その趣旨等が、公安委員会で定めた大綱方針と乖離するものではなく、また政治的中立性の確保が保たれていれば、公安委員会の議決をもって改正することとなります。

今回の統廃合につきましては、公安委員会といたしましても、治安情勢が変化する中、警察が有する治安維持体制を強化するためには、必要不可欠な施策であると認識しておりまして、関係する規則の改正に当たりましては、適切に行ってまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 今も、「治安維持体制を強化するために必要不可欠」と答弁されたわけですが、治安が悪くなっているのであれば話は分かります。でも、治安はよくなっているのだから、治安維持体制を強化する必要がどこにあるのですか。論理的に破綻していますよ。

時間がないので次に移ります。

次に、ふるさと納税の対象になる地方団体の取消しについてお伺いします。

総務省は、今年1月14日、ふるさと納税の返礼品をめぐる問題で、「1月18日付で都農町の対象自治体の指定を取り消す」と発表しました。

都農町は、過去5年間で360億円を上回るふるさと納税を受けており、全国上位の自治体でありました。

都農町とすれば、毎年当初予算ほどと同額の寄附が寄せられていたのですから、それがなくなることは大変なことだと思います。

また、その恩恵を受けていた町民と返礼品事業者の方々の思いや、じくじたるものがあると思います。

小中学校の給食費無償や、中学校までの医療費無料化など、近隣町村ではできない住民サービスに影響が出ないか、大変心配になります。

今回、この事案が公になったことは、都農町民にとっては大変なことでもあります。県も、市町村を助言する立場である手前、他人事として聞き流していい話ではないと思います。

今回都農町は、返礼基準額を大幅に超過した返礼品を送付していたわけではありますが、その事実は、どこかの時点で誰かが知っていたはずですよ。

この事実を知っていたのはどこの誰なのか、この事実がどのような形で公になったのか、こ

のような事態になる前に是正することはできなかったのか、児湯郡選出の議員として自問自答を繰り返す日々であります。

そこで、総務部長にお尋ねします。

この事案の発覚に至った経緯についてお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 当該事案につきましては、昨年11月に都農町から、一部の返礼品に大量の寄附の申込みがあり、当該返礼品の提供を行うことができなくなったため、代替品を送付することとした旨の申出があったところがあります。

この中で、当該代替品の調達価格が寄附額の3割を超えているとの説明があったことから、地方税法で定める返礼割合3割以下基準に抵触するおそれがあるため、県としては、都農町に詳細な報告を求めるとともに、総務省と連携して、事実関係の把握を進めたところです。

○山下 寿議員 どこかで気づくことはできなかったのですかね。

そこで、総務部長にお伺いします。

県は、市町村のふるさと納税の運用実績について、国にどのような報告を行っているのかお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） ふるさと納税につきましては、全ての自治体の運用状況を把握し検証するため、総務省が、県を経由して毎年6月頃に、前年度の実績を調査しております。

この調査の対象は、寄附金の受入れ及び個人住民税からの控除となっており、このうち、寄附金の受入れについては、ふるさと納税の受入れ件数及び受入額、年間の寄附総額に対する返礼品等の調達費用が3割以下であること、返礼品等の調達費用や送料などを含む寄附金の募集に要する経費が5割以下であることなどが調査

されております。

県では、市町村の調査内容を確認し、取りまとめた上で、総務省へ報告しております。

○山下 寿議員 この事案発覚後、県においては、各市町村の現状調査をなされたようですが、その調査結果はどうだったのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村久人君） 県としましては、当該事案を受けまして、県内全市町村に通知文を発出し、厳正な制度の運用を徹底するよう注意喚起を行うとともに、法定基準の適合性及び返礼品の管理状況の調査を行ったところです。

その結果、法定基準の適合性につきましては、都農町を除く25市町村は、返礼割合3割以下基準などの法定基準を遵守した運用を行っておりました。

また、返礼品の管理状況につきましては、同じく25市町村において、返礼品ごとに受付上限数を設定し、日々の受付件数や発送件数のモニタリングを行うなどして、適正な管理を実施しているところであります。

○山下 寿議員 今回、この事案を受けて都農町は、ふるさと納税の対象となる地方団体の取消しという非常に重い処分を受けたわけであり、この影響は計り知れない。返礼基準額内で真面目にこの事業に取り組んでこられた事業者の方々のお仕事までが、あつという間になくなったわけであり、場合によっては、経営不振に陥ってしまう事業者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

中野県議会議長は、1月21日の定例記者会見の中で、「「ふるさととは遠きにありて思うもの」という言葉がありますが、自分はよその土地にいるけれども、ふるさとを思って納税しようというのが一つと、そして、それを受けるふ

るさとのほうも、納税額の3割以内の返礼品を送ることで、地場産業とか特産品の知名度アップを図ると、大きく2つの狙いがあるわけです。（中略）都農町の件については残念な気持ちでいっぱいです」と述べられております。

そこで、総務部長にお伺いします。

今後、都農町の対応に対して、県としてどのような対応あるいは助言を行っていくのか、お伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 都農町におきましては、当該事案により影響を受けた寄附者への対応として、寄附金の返還、または代替品の送付等を行っております。

また、1月中旬には、ふるさと納税支援対策室を設置し、今回の指定取消しにより影響を受ける返礼品取扱事業者の支援策を検討するとともに、1月下旬に設置した第三者検証委員会において、事案に対する検証を開始し、原因究明や再発防止策の検討などを行っております。

県としましては、都農町におけるこれらの対応を見守るとともに、適切な行財政運営がなされるよう、必要に応じて助言を行ってまいります。

○山下 寿議員 よろしく願いしておきます。

次は、外国人材の受入れについてお伺いします。

少子高齢化社会を迎えた日本は、現在、第1次産業をはじめとして製造業や介護など、体力を伴う職業の人材が不足し、外国人労働者に頼らなければならない状況になっております。

私が住む町でも、農業や食肉処理工場、漁船などで、たくさんの外国人技能実習生が日々、技能習得のため働いています。ところが、新型コロナウイルス感染症のため、入国が制限され

ています。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症が流行する前と現在における外国人技能実習生の受入れ状況について、お伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 外国人の入国につきましては、新型コロナの水際対策強化として、令和3年1月14日から一部の期間を除き、新規入国が原則停止されているところでございます。

宮崎労働局によりますと、令和3年10月末現在の県内の外国人労働者は、在留資格別では、技能実習が前年同月より460人減少し3,419人と、最も人数が減少しております。

一方で、技能実習からの移行が比較的容易な特定技能1号は、前年同月の12人から162人に、技能実習の修了等から移行できる特定活動も、57人から122人と大幅に増加しております。

これらの結果、外国人労働者全体では5,236人と、前年同月比で5.1%、283人の減少となっております。

○山下 寿議員 一方、昨年11月18日の日本経済新聞の1面トップに、このような記事が掲載されました。

「出入国在留管理庁が人手不足の深刻な業種14分野で定めている外国人の在留資格「特定技能」について、2022年度にも事実上、在留期限をなくす方向で調整していることが分かった。熟練した技能があれば在留資格を何度でも更新可能で、家族の帯同も認める。これまで（中略）専門職や技術職に限ってきた永住への道を労働者に幅広く開く外国人受入れの転換点になる。現在、資格認定の前提となる技能試験の在り方などを同庁や関係省庁が検討している。今後、首相官邸や与党と調整し、22年3月

に決定し、省令や告示を改定する流れを想定している」と報道されました。

これが実現されれば、第1次産業などにおける人手不足の解消につながる、画期的な政策の一つになるかと思われまます。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねします。

早ければ、来年度の早い時期に始まることが期待される、「無期限、外国人就労者の分野拡大」なのですが、宮崎県には現在、どこの国の人がどれくらいの人数で就労されているのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 宮崎労働局によりますと、令和3年10月末現在の県内の国籍別の外国人労働者数は、ベトナムが最も多く2,365人、次いで中国676人、インドネシア527人、フィリピン495人、ミャンマー216人などとなっております。

近年の国籍別の傾向としましては、コロナ禍により新規入国が大幅に制限された令和3年を除き、中国がほぼ横ばいで全体に占める割合が年々低下している一方、ベトナムやフィリピン、ミャンマーなどが増加傾向にございます。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

次に、公職選挙の投票率についてお伺いします。

ここ数年来の国政選挙や地方選挙の投票率を見てもみますと、年々投票率が低下している実情を目の当たりにして、心配になっております。

投票は、私たちがよりよい国づくりに参加できるようにするための大切な権利であります。その権利の重要性を認識すればするほど、1票の格差の不合理性に気がつくのは、至極当たり前のことなのですが、しかし一方で、それを放棄する人が多いことにも疑問を感じます。

平成31年4月7日に行われました、第19回宮

崎県議会議員選挙における宮崎市選挙区の投票率は33.62%であったのに対し、西都・西米良村選挙区における西米良村の投票率は90.56%でありました。

また、第18回宮崎県議会議員選挙の東臼杵郡選挙区における諸塚村の投票率は、何と91.73%であったのです。すばらしい投票率だと思います。

選挙区に主眼を置いて投票率を見てみますと、議員定数が少ない選挙区は投票率が高く、議員定数が多い選挙区ほど投票率が低くなる傾向があるように思われます。

個人的には、投票率も加味した選挙区割りにしたほうが、よりよいまちづくりになる。そのほうがいいのではないかと思うぐらいです。

そこで、選挙管理委員長にお尋ねします。

昨年11月14日に行われました、宮崎県議会宮崎市選挙区補欠選挙における投票率は18.34%と、今までの選挙で最も低い投票率でしたが、この投票率について、選挙管理委員長の思いをお聞かせください。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 昨年11月執行の県議会宮崎市選挙区の補欠選挙は、県執行選挙として戦後最低の18.34%という極めて低い投票率となりました。

県選挙管理委員会といたしましては、県民の代表を選ぶ大切な選挙として、宮崎市選挙管理委員会とともに周知啓発に努めましたが、民主主義の危機とも言える結果に大きな衝撃を受けたところであります。

低投票率の要因といたしましては、選挙の時期も含め様々なものがあつたと考えられますが、この結果を重く受け止めますとともに、今後、選挙啓発の取組を強化していく必要があると考えております。

○山下 寿議員 昔の選挙は、たくさんの人たちが選挙運動に参加して、大変にぎやかなものでありました。ところが、ある時期からクリーンな選挙が声高々に叫ばれるようになると、あれは違反だ、これは違反だと選挙自体のイメージが悪くなってしまいました。それが選挙を忌避する要因となり、投票率が低下する結果にもなったのではないかと考えております。

確かに第一義的には、私たち政治家の遵法精神が最も重要であることは重々承知しております。しかし、私たちの遵法精神だけでは説明がつかないほど投票率が下がっているのも確かな現実であります。

過去10年間の知事、県議会議員の地方選挙の状況を見てみますと、宮崎市選挙区、都城市選挙区、いずれも投票率が50%を上回ったことがありません。このままでいいのでしょうか。何かほかの根本的な対策の必要性を感じております。

そこで、選挙管理委員長にお尋ねします。

投票率向上のための啓発活動や取組についてお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 各選挙におきましては、テレビなど各種メディアやSNSを通じて、投票日や投票方法などとともに投票参加を促すメッセージを発信しておりまして、特に昨年の選挙では、コロナ禍においても安心して投票所に足を運んでいただけるよう、感染症対策についての啓発に努めたところです。

また、日頃から学生・生徒が政治により関心を持つことができるよう、大学や教育委員会と連携した選挙啓発ゼミや、選挙の出前授業を実施して、啓発活動に努めますとともに、投票参加につながるよう、実際の選挙を題材にした模擬選挙について、各高等学校等へ実施を呼びか

けているところです。

今後とも、主権者教育と連携した地道な取組を進めますとともに、選挙の際には、若者をはじめ、より多くの選挙人の目に留まり、かつ投票行動に結びつくような効果的な啓発に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 先日、テレビを見ていてびっくりいたしました。それは、選挙の投票に行った人に飲食店の割引クーポン券などを進呈するというものでした。

選挙人の投票行動について、金品等の授受を伴う行為は、公職選挙法に抵触するため絶対に行ってはいけない行為だと思っていたのですが、このシステムは特定の候補者への投票を依頼するものではなく、選挙人の投票行動を促すのが目的だから問題ないということらしいです。

これは「センキョ割」と呼ばれており、特定の候補者や政治的主張を伴わないことが大前提で運用されています。

いろいろ調べてみますと、全国各地で行われているみたいなんです。投票すれば、百貨店やスーパー、レストラン、ラーメン店などの割引クーポン券などがもらえるから、うれしいですね。投票行動につながり、投票率向上が期待されます。

そこで、選挙管理委員長にお尋ねします。

このいわゆる「センキョ割」について、選挙管理委員会の考えをお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 投票所に行くことで、店舗の利用割引などの各種サービスが受けられる、いわゆる「センキョ割」につきましては、商店街など民間事業者等の自発的な取組によるものと認識しております。

これらの取組により、投票率向上につながる

ことが期待される一方で、サービスの利用に際し、投票済証明書を提示することで、投票したことが第三者に知られるおそれがあるほか、サービスによる利益誘導が、選挙人の投票行動に影響を及ぼすことも懸念されます。

なお、民間主導の取組としましては、「センキョ割」のほかにも、若者によるSNSを活用した情報発信や、公開討論会なども実施されておりますが、これらにつきましても、公平性や中立性の確保に十分留意していただきたいと考えております。

○山下 寿議員 ヨーロッパ各国では、政治教育や主権者教育が積極的に行われているため、OECD主要国の18歳から24歳までの投票率は6割を超えているそうです。

ここ日本においては、平成28年7月、選挙年齢が20歳から18歳に引き下げられたことを受け、主権者教育の重要性が急激に高まりました。

しかし、その3年後の令和元年7月に行われた参議院選挙における宮崎県の投票率は惨たるもので、同年9月28日付の宮日新聞によりますと、参議院選挙における18歳、19歳の投票率が20.18%と、全ての年代で最も低かったと報道されました。その後の選挙でも18歳、19歳の投票率は低迷しています。

そこで、教育長にお尋ねします。

県立高校における選挙に関する教育の現状についてお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校では、全ての生徒が、公民科の授業におきまして選挙の意義や制度について学習するとともに、マニフェストや選挙公報を活用した「模擬投票」や、総務省作成の副読本を活用した授業を行うなど、それぞれ工夫した学習活動にも取り組ん

であります。

また、生徒会やホームルーム活動で、校則などの身近な問題を主体的に考えたり、「総合的な探究の時間」で、地域の課題解決に社会の構成員の一人として取り組むなど、生徒の当事者意識を高めるための学習を行っております。

県教育委員会といたしましては、政治に参加することの意義を理解させ、社会の課題を自分事として捉える生徒の育成を目指し、今後とも選挙に関する教育の充実に努めてまいります。

○山下 寿議員 よろしく願いしておきます。

次は、宮崎カーフェリーについてお伺いいたします。

この件につきましては、令和元年、宮崎カーフェリー株式会社が、旅客・貨物のニーズに対応するため新船の建造を計画していたのですが、資金調達が困難になったため行政支援を要請したことから話が始まります。

この要請に対して県当局は、新船建造資金として40億円を貸し付ける旨の議案を令和元年11月定例会に提出しました。

これを受け県議会では、会社収支の見通しをはじめ貸付金額の根拠等について、参考人招致も行うなど、土曜、日曜も関係なく、かんかんがくがくの議論が行われました。

その中で、宮崎県経済の持続的な発展を図っていくためには、宮崎の特産品などを関東、関西へ大量に輸送することが必要で、長期的かつ安定的な大量輸送能力に優れた長距離フェリーへの期待が高まっているという、県当局からの説明があったことで、その議案に賛成した次第であります。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。

宮崎カーフェリー株式会社の直近の経営状況

についてお伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 宮崎カーフェリーの令和3年度上期の経営状況につきましては、新型コロナの第4波及び第5波の影響による輸送量の減に加え、燃油価格の高騰によりまして、経常収益が約3億5,000万円の赤字となっております。

第5波の際の、まん延防止等重点措置が解除になりました昨年10月以降、いち早く県民向けの運賃半額割引など利用促進の取組を実施したことで、旅客輸送量が増加し、また、農産物の出荷増により貨物輸送量も増加し、回復基調にありましたが、年明け以降、新型コロナの第6波に加え、高止まりしている燃料費が大きな負担となっております、引き続き厳しい状況が続いております。

○山下 寿議員 宮崎カーフェリー株式会社は、県の財政支援を受け、新船2隻を造船されるわけですが、自立経営の道を進まれているはずなのですが、今議会では40億円の貸付けに加え、その他の支援事業の予算案が提出されているのですが、これら事業の目的について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 今議会におきましては、カーフェリーが関係する新規事業、40億円の貸付け以外に、3事業をお願いしております。

1つ目は、新型コロナの影響下にあっても毎日運航されている長距離フェリー航路の港湾施設使用料について補助を行う「長距離旅客航路安定維持支援事業」であります。

2つ目は、燃油価格の高騰によりまして、長距離フェリーやローロー船の積荷の運賃が上昇し、トラック事業者の運賃負担も増えていることから、「長距離物流網維持のための海上輸送

安定運航支援事業」によりまして、長距離物流網全体の安定的な維持を図るものであります。

3つ目は、「船旅の新たな魅力開発・発信支援事業」によりまして、新船就航に合わせて、船旅の魅力を高める取組に支援を行うものであります。

○山下 寿議員 コロナ禍にあっては、どの会社も企業も事業者も、みんな苦しんでいます。みんなが生き残るために必死に頑張っているのです。

宮崎カーフェリー株式会社にこのまま支援を続けることで、県民は納得するのでしょうか。私は甚だ疑問です。

そこで、知事にお尋ねします。

今回の予算案は、特定企業への偏った支援という見方もありますが、知事の考え方をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 本県は、大消費地から遠隔地にあるわけでありまして、長距離フェリー航路は、農畜産物等の県産品を安定的に輸送するとともに、スポーツ合宿や教育旅行など県外からの誘客にも重要な役割を担う、まさに「本県経済の生命線」であります。

この航路を将来にわたって安定的に維持していくために、商工団体や物流業界などからの幅広い要請を受けまして、県と地元経済界が結束し、オール宮崎の体制で、新会社への出資及び新船建造に係る貸付けを行うこととし、今議会では、40億円の高度化資金貸付けの予算議案を提出したところであります。

一方、神戸港に就航してからは、旅客、貨物ともに順調に輸送量を伸ばし、安定した運航を続けてきたところでありますが、新型コロナウイルスの感染拡大、長期化に加えまして、燃油価格高騰の影響を強く受けていることから、国の臨時交

付金を活用しまして、長距離物流網全体の負担軽減を図るとともに、県外からの観光誘客に取り組む、長距離フェリー航路の維持に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

最後に、畜産バイオマスの利活用についてお伺いします。

宮崎県はこれまで、BSE、口蹄疫、鳥インフルエンザなど、様々な家畜伝染病の危機を乗り越えてきました。そして、先達のすばらしい教えを受け継いで、日本トップクラスの畜産県になったわけであります。

そこでどうしても問題になるのが、家畜の排せつ物の問題であります。

平成11年11月、畜産農家に家畜ふん尿の適正な管理を義務づけ、地域の環境保全を図る目的で、5年の猶予期間を置いて、家畜排せつ物法が施行されました。そのとき畜産農家は、畜舎の改善やコンポスト、堆肥舎などいろいろな改善、投資をされました。しかし堆肥化だけでは限界があると思います。

そこで、農政水産部長にお伺いします。

現在、宮崎県における牛、豚、それぞれの頭数についてお伺いします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 国が公表しております畜産統計によりますと、令和3年2月1日現在で、牛は、肉用牛が25万頭で全国第3位、乳用牛が1万3,600頭で全国第13位、合計26万3,600頭であります。

次に、豚は、79万6,900頭で全国第2位となっております。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

それでは、今報告をいただいた、牛、豚の排せつ物の量を、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 本県の牛及び

豚の年間の家畜排せつ物の量は、国の関係団体である畜産環境整備機構が示しております排出量の基準値を基に、先ほどお答えしました頭数から推計いたしますと、牛は肉用牛及び乳用牛を合わせて約202万トン、豚が約167万トン、合計約369万トンとなります。また、この量は、鶏を含めた本県家畜全体の排出量の約9割を占めております。

○山下 寿議員 県全体の家畜排せつ物の中から堆肥化処理がされている量について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 牛、豚、鶏を合わせた県全体の家畜排せつ物の量は、年間約402万トンと推計しております、そのうち全体の7割程度に当たる約270万トンが堆肥化処理されていると試算しております。

家畜排せつ物は、農業や家庭菜園用の堆肥や液肥として活用されるほか、燃焼により発生する熱を利用した発電などのバイオマスエネルギーとしても活用されております。

○山下 寿議員 約270万トンが堆肥として利用されているので、残りの一部がバイオマスエネルギーなどの利用価値があるというわけですね。

家畜排せつ物を燃焼して、エネルギーとして活用するときに重要になってくるのが、それ自体が持っている発熱量であります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。

牛ふん、豚ふん、それぞれの発熱量についてお伺いいたします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 畜ふんにおける発熱量は、畜産環境整備機構のデータによりますと、牛ふんでは、1キログラム当たり約4,100キロカロリー、豚ふんでは、同じく約4,300キロカロリーとなっております。

これは、現在燃焼処理しておりますブロイラー鶏ふんの約3,900キロカロリーと比較しても、同等以上の発熱量を有しておりますが、燃焼に際して、鶏ふん以上の水分調整が必要になるなどの課題を抱えております。

このため、今議会をお願いしております「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業」において、その課題解決に向けた検討を行ってまいります。

○山下 寿議員 実は、我が町川南町は、今年1月26日付で、「バイオマス産業都市」に認定されました。

県のゼロカーボン社会づくり事業に合わせるような、絶妙なタイミングでの認定に、みんな大変喜んでおります。

県内の認定は、平成27年の小林市に次いで2例目になっております。バイオマス産業都市は、内閣府や農林水産省など7つの府省が、バイオマス活用推進会議のメンバーとなり、認定するもので、認定された自治体等は、木質バイオマス、家畜排せつ物、食品廃棄物など、地域の特성에応じた形でバイオマスの利活用を図ることで、国からの助成や補助金などを受けやすくなる制度になっています。

先日、野崎議員の代表質問、「ゼロカーボン社会の実現に向けた畜産分野の取組」でも答弁がありましたが、畜産分野における家畜排せつ物の処理は、まず堆肥化処理をしっかりと行い、良質な堆肥の生産と、それを農地に還元し、耕種部門で利用することが基本だと思います。これからの畜産経営の大規模化による家畜排せつ物の増加により、ブロイラー鶏ふんのみならず、牛ふん等の燃焼処理による、電力等の畜産バイオマスエネルギーとしての利活用を図ることは、畜産県の宮崎県としては大変重要な取組

であると考えます。

今後の取組を注視するとともに、ゼロカーボン社会実現への貢献と、宮崎県の基幹産業である畜産の振興がしっかり両立できるよう、大いに期待を寄せるものであります。

以上で質問は終わりますが、今年3月で退職される県職員の皆様方の御労苦に、心から感謝とお礼を申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 次は、窪菌辰也議員。

○窪菌辰也議員〔登壇〕(拍手) 眠い時間帯ですが、しばらくお付き合いいただきたいと思えます。

国では、コロナ患者の入院は10日間を原則としておりましたが、今は酸素投与の必要な患者を除いて、4日間が過ぎて以降、悪化していなければ退院可能とし、高齢者の感染が拡大することに伴い、入院患者の増加が見込まれることから、医療現場での負担を抑えるため、入院期間の見直しを行ったところであります。

これには、デルタ株と違ってオミクロン株は悪化する可能性が少ないという要因が挙げられるとしていますが、高齢者など感染が続いており、全く先の見えない状況が続いております。

京都大学ウイルス・再生医科学研究所の宮沢孝幸氏は、オミクロン株はコロナ禍のゴールであるとも述べられています。呼吸器感染症のウイルスは、最も感染が広がりやすい鼻や喉で増殖するウイルスであって、そのタイプは、せきや鼻水、くしゃみといった状況を引き起こすことから、飛沫や呼気での感染を増やすとしています。

新型コロナウイルスは、上気道、鼻や喉で増殖されるウイルスへと変異し、肺炎を引き起こす強毒なウイルスは淘汰され、弱毒に変異したウイルス

は多くの人に感染することが分かってきたと述べられています。

また、氏は水際強化対策には何も意味がないとも言っておられますが、このような文献を学会に2度提案されたそうですが、2度とも却下されたそうです。

政府は、水際強化措置について、オミクロン株に対する科学的な知見の蓄積、内外の感染状況の変化で、厳格な水際対策の延長は不要と判断。3月以降は、オミクロン株の感染状況を注視しながら、新規入国者を一部認め、段階的に緩和するとしています。

2月中旬から全国の感染者数は、前の週と比べて、少しずつではありますが減少しており、本県でもその傾向にあります。また、世界的にもワクチン接種が進んでいる欧米では、マスクの着用義務や飲食店での接種証明書の提示をなくすなど、段階的に規制を緩めています。

今までどおり、隔離や入院させていくとすれば、医療崩壊はもちろん、社会崩壊を招くことになりかねません。

今後は、日本でも、オミクロン株の特徴を踏まえ、段階的に規制緩和されていくものと思います。とはいっても、本県でも、高齢者施設にとどまらず、幼稚園、小中学校でもクラスターが発生するなど、高齢者が毎日亡くなるとの報告がなされ、自宅療養も増える状況にあります。「今日の陽性者は何人です」に一喜一憂するのではなく、一日も早く普通の日常を取り戻すことを願っております。

そのような中、本県でも2月8日に、「まん延防止等重点措置」の期間延長を国に要請し、3月6日までの期間延長が決定いたしました。県においては、重点措置区域を全市町村として、飲食店の営業時間短縮や、酒類提供を終日

停止するなど、県下全域への要請が継続されています。

市町村外への不要不急の外出自粛が求められ、人と人との交流が希薄化する中で、地域経済ばかりでなく、県民生活にも与える影響は極めて大きいと考えます。

2月9日の知事会見では、「重点措置の強い対策を緩める段階ではない」と強調されました。また、24日の徳重議員の質問にも同様の発言があったところですが、今後は、感染状況の変化、ワクチン接種の向上など、日々変化する状況にあると思います。

現行のまん延防止等重点措置は厳しい内容であると、経済界などからは緩和を求める声がある中、感染防止を優先するばかりでなく、疲弊した経済の立て直しに取り組む時期に来たのではないかと思います。

今後、オミクロン株の特性を踏まえ、感染状況などを見極めながら対応されると思いますが、まん延防止等重点措置の終了については、どのような点を重視して判断していくのか、知事のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まん延防止等重点措置の終了につきましては、最終的には、本県の感染状況等を踏まえ、国が判断、決定するものでありますが、私としましては、新規感染者数の動向に加え、医療提供体制の状況を重視してまいりたいと考えております。

具体的には、新規感染者数が一定程度減少し、クラスターの発生数も減少するなど、リバウンドの懸念が解消されるとともに、入院患者

数も減少し、医療提供体制への負荷が改善されていることが、重点措置を終了するために必要な条件と考えております。

なお、新規感染者数が減少傾向にあることから、重点措置の実施には一定の効果があったと認識しておりますが、一方で、その期間が長引くことにより、県内経済へ多大な影響を与えていることも事実であります。

今後の重点措置の取扱いにつきましては、引き続き県内の感染状況等を適切に見極めながら、県民生活や県内経済への影響も踏まえ、総合的に判断した上で、国と調整を図ってまいります。以上であります。[降壇]

○窪菌辰也議員 今後とも、追加接種率の向上に努めるなど感染対策の徹底を図りながら、人的交流などコロナとの共生に向けた規制緩和も進めてもらいたいと思います。

県では、適用期限を6日としていますが、解除について直前まで状況を見極め、全体で判断していきたいとの見解を示されました。今後とも、経済対策とともに御尽力くださいますよう、お願いいたします。

それでは、検査体制整備状況と検査キットの流通状況についてお伺いいたします。

オミクロン株は、重症化するケースが少ないと言われているものの、感染力が極めて高い特性を持つため、最近では、高齢者施設などでクラスターの発生が増加するなど、県民の中には、日々感染に不安を感じながら過ごしている方も多いと思います。

また今後、感染対策の社会的経済活動の両立を図っていくためには、検査体制の充実は必要となってくると考えます。

第6波では、感染者の急激な増加に伴い、医療機関などにおいては検査キットが不足してい

ると聞いております。第6波における感染ピークは過ぎたとも言われておりますが、まだ一定数の感染者がいる状況がありますので、感染に不安のある方に対する検査体制の整備状況や、検査キットの県内の流通状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 感染に不安を感じる県民を対象とした無料検査につきましては、1月8日に16か所でスタートし、現在58か所まで増やしております。

無料検査にはPCR検査と抗原定性検査の2種類がありますが、抗原定性検査を実施している県内の薬局の一部からは、検査キットの調達が困難な状況にあるとの報告も受けております。

抗原定性検査キットにつきましては、医療機関での検査やエッセンシャルワーカーの早期復帰のための検査等の増加により、全国的に品薄の状態にありますことから、現在国において、検査キットの増産に係るメーカー側への働きかけのほか、医療機関や無料検査を行う薬局等への優先供給の取組も行われております。

県といたしましては、無料検査体制の根幹となります検査キットの安定調達のため、国へ要望を行うとともに、無料検査所を増やすなど体制の充実にも取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。

次に、ワクチン3回目接種についてであります。

第6波のオミクロン株の感染拡大を減少するには、3回目のワクチン接種を早めることが大変重要であると言われております。

今回、全国の接種率は、2月24日時点で17.3%にとどまっているとのことで、3回目接種が低迷しているとのことであります。

沖縄県宮古島市などでは、感染対策でいち早く指標の改善が見られたことや、3回目接種で効果が現れたとして、まん延防止等重点措置が一部解除されました。接種率が進んだ国外でもその傾向にあり、マスクや飲食業など緩和策が図られています。日本でも、ワクチン接種をさらに進め、コロナと共生できる社会づくりが求められています。

ワクチン3回目接種について、本県の現在の接種率はどのような現状なのか、現在の接種状況と今後の接種率向上に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 3回目接種、いわゆる追加接種の本県の接種率は、2月24日現在で、全人口に対しまして18.4%、18歳以上の2回目接種完了者約80万人に対しましては、推計値でありますけれども25.4%となっております。

現在、市町村と連携しながら取組を加速させているところであり、具体的には、市町村に対し、接種券発行の前倒しや、接種機会の拡充をお願いするとともに、職域接種についても推進しているところであります。

また、県の追加接種センターにおきましては、現在のクラスターの発生状況を踏まえ、高齢者施設等従事者や教職員等の優先予約枠を設定し、接種券なしでの接種を可能としているところであります。

加えて、追加接種の必要性や交差接種の効果、安全性について県民に正しく判断していただけるよう、情報提供に努めているところであり、さらなる接種率の向上に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 3回目ワクチン接種は、情報不足で進まないことが要因でもと言われて

います。企業、事業所、自営業など、あらゆる機会を捉えて進めていただくよう要望いたします。

また、ワクチン接種の話だけでなく、検査キットをはじめ、コロナウイルスに係る情報については、県民に対して正しい情報を分かりやすく伝える工夫が必要だと考えます。今後とも御尽力を賜りますよう、お願いいたします。

次に、宮崎カーフェリーについてでございます。

宮崎カーフェリーは、本県経済の生命線で、物流を支える長距離フェリーとして、本県農業や製造業などにはなくてはならない、最も重要な船であります。

遠隔地にある本県から、県産品を安定的に、効率的に消費地に運ぶためには、現在の航路を維持し、長距離物流網全体が安定的に維持されることが大事であります。

しかしながら、長期化するコロナ禍の影響で、貨物・旅客ともに大幅に減少し、さらには原油価格の高騰、SOx規制などの運航コストの増加などにより、令和3年度9月末決算で3億5,000万円の赤字となっていると報告がありました。今後は、海上輸送者の負担軽減を図りながら、貨物対策、旅客対策などの営業強化により、早期の経営安定化を目指すとしています。

航路を維持していくこと、それが会社経営の改善にもつながると思っておりますが、そのためには、県民や県内事業者の理解や協力が必要ではないかと思っております。総合政策部長の考えをお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 議員御指摘のとおり、将来にわたって航路を維持していくためには、県民はもちろん、荷主や物流事業者をはじめとした、県内事業者の理解や協力が不可

欠であります。

このため、荷主や物流事業者、観光団体等で構成します「長距離フェリー航路利用促進協議会」を昨年10月に開催し、航路の利用促進に向けた意見交換を行いますとともに、オール宮崎の体制で、協力して航路の維持に取り組むことを改めて確認したところであります。

このほか、今議会をお願いしております、「公共交通・物流需要回復プロジェクト事業」によりまして、県民向けの運賃割引などを実施し、利用しやすい環境をつくることで、まずは乗ってもらい、身近に感じられる「県民フェリー」となるよう取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。4月15日からの新船の就航に合わせ、「新船の新たな魅力」を発信するための、船上でのコンテンツ開発、情報発信などを行う事業の予算586万4,000円が、今議会に提案されています。

船旅は長時間、船上で過ごさなければなりません。「乗って楽しい、帰って楽しかった」と、船旅の思い出づくりの演出も必要なことですが、何といたっても利用者が満足度を上げるための船上での気持ちの触れ合い、おもてなし、サービスが充実しているか、利用者への接遇などが重要であります。

また、船旅のもう一つの楽しみは、船上での食事です。県産品などを利用した満足のいくメニューなど、おいしく食べてもらう工夫が大事なことであります。

接遇、サービス、食事などは、次のリピーターにつながるものと考えます。利用者の満足度向上に向けて、現場で働く職員の接遇・サービスに関する研修などは、日頃から取り組むことが大事だと考えます。

旅客を確保するためには、利用者の満足度を

上げることが重要と考えますが、その取組について総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 安定した旅客確保に向けましては、御指摘のとおり、利用者の満足度を上げ、リピーターを獲得していくことが大変重要でありますので、宮崎カーフェリーでは、施設の充実に加え、おもてなしやサービスの提供などハード、ソフト両面から、船旅の魅力向上に取り組まれているところであります。

本年就航予定の新船では、個室の大幅な拡充とともに、ペットと一緒に滞在できる部屋やキッズスペース、展望デッキ、イベントステージなど、多様な旅客ニーズに対応し、船旅そのものを満喫してもらうための充実した施設がそろっております。

また、おもてなしやサービスの向上はもちろん、今議会をお願いしております「船旅の新たな魅力開発・発信支援事業」によりまして、船上でのコンサートやグルメフェアなど、船旅の魅力を高めるイベントの企画や情報発信を支援し、さらなる旅客の確保につなげてまいります。

○窪園辰也議員 新船の運航では、荷主、物流事業者をはじめ、一般県民への理解を得ることで、自分たちの船だという意識づくりが大事であろうと思います。

現在は、新船の就航について、本県では、浜野謙太さんがボーカルを務める「パシフィックオレンジバンド」による「ブルーマジック」の曲がテレビ、ラジオで流れたり、トラックのペイントのPRで、意識も高くなっているようであります。神戸市でも同様のPR活動が重要だと思っておりますので、取組をぜひお願いしたいと思います。

新船が、将来にわたって、事故なく安定的な運航ができ、本県の経済発展に大きく寄与することを願っております。

次に、2023年主要7か国首脳会議についてであります。

G7サミット関係閣僚会合の誘致については、12月24日の知事の定例会見において、県と宮崎市の連名で閣僚会合の誘致計画を提出した旨を発表されました。このことについては、満行議員の代表質問でも提出した内容などが示されたところであります。

それに先立ち、私たち3区の選挙区自民党員8名で12月20日に上京し、主な大臣への要望活動を行ったところでありますが、古川法務大臣の表敬訪問を兼ねて、G7の閣僚会合誘致について、口頭ではありましたが、岸田総理大臣、茂木幹事長、高市政調会長、それに本県の江藤元大臣に直接お会いし、2023年のG7誘致についてお願いし、それぞれ話を伺うことができました。

岸田総理をはじめ、それぞれの大臣におかれましては、大変喜ばれ、開催されるようお願いいたしますとのことでありました。話の感触も大変よかったと感じたところでございます。

本県は、素晴らしい自然と神話などの文化があふれる県であり、さらには日本一の農畜産物を生産する県でもあります。また、珍しい食材の宝庫であり、加えて産業活動など本県農業の魅力を示すべきだと考えます。

ドイツでのサミットが行われる6月頃には開催地が決まる見通しということですが、今はG7では、ロシア軍のウクライナへの侵攻、経済制裁などが協議されているようであります。

G7サミットの誘致では、農業分野における本県のアピールポイントをどのように考えてい

るのか。また、今後国に直接要望していくべきだと思いますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県としましては、G7サミット閣僚会合の開催に向けまして、2000年九州・沖縄サミットの実績がある外相会合のほか、農業、環境、教育の4分野を特に要望しているところであります。

その中でも農業分野につきましては、神楽などの伝統文化とともに、焼畑やモザイク林など、世界農業遺産に認定された高千穂郷・椎葉山地域における伝統的な農林業の営みが、本県の強みであると考えております。

また、今や輸出を牽引しております和牛、そのトップブランドである宮崎牛をはじめ、宮崎キャビアやマンゴーなど豊富な農畜水産物、さらには、地域ぐるみでの有機農業の推進や畜産バイオマスの活用など、持続可能な農業に向けた変革の取組といった点をアピールしているところであります。

議員も含めて、議会のほうで国政トップに対する要望をいただいたことに、心から感謝を申し上げます。

国に対しましては、先般、東京事務所を通じて要望書を提出したところでありますが、新型コロナが落ち着いた状況になれば、私自身も直接、要望に伺ってまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ誘致が実現しますように、今後とも御尽力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、震度情報と震度計についてお伺ひします。

最大震度5強を観測した1月22日の地震で

は、機器の不具合などで県内5か所で気象庁が公開する地震情報に反映されなかったという新聞記事がありました。

県が設置する地震計のデータ送信の不具合や、震度計設備の移設時の再設置手続の未完了などが原因で「未入電」となっていたのは、木城、三股、五ヶ瀬、日之影、門川の5つの町で、いずれも町内にある震度計は、県設置の1基のみでありました。近い将来起こり得るとされている南海トラフ巨大地震に備えての課題が残ったとされています。

そこで、県の震度計の設置状況及び1月22日の地震で震度が公表されなかった原因とその後の状況について、危機管理統括監にお伺ひいたします。

○危機管理統括監（小田光男君） 県の震度計につきましては、現在、県内34か所に設置し、運用しております。

先日の地震におきましては、議員御指摘のとおり、5つの町の震度が公表されなかったことから、直ちに点検を行ったところであります。

門川町と日之影町につきましては、役場の庁舎移転に伴い震度計設備の移設を行った後の気象庁の承認待ちであったものですが、現在は承認され、通常の運用状態となっております。

五ヶ瀬町につきましては、役場の庁舎移転に伴い震度計を仮撤去中でありましたが、現在、早期の復旧に向けて再設置作業を進めているところであります。

木城町につきましては、通信状態の不具合により、また三股町につきましては、震度計の故障により震度が公表されなかったものですが、いずれも現在、早期復旧に向けて対応を進めているところであります。

○窪菌辰也議員 また、今回のように震度情報

が出されないことは、その地域の災害対応に遅れを生じさせるおそれがあるため、震度の観測体制に空白を生じさせないことが重要だと考えます。

そこで、県の震度計設備の運用体制の状況について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（小田光男君） 県の震度計設備につきましては、常に職員が設備の通信状態を確認しているほか、専門の保守業者による年2回の定期点検や、今回のように不具合が発生したときの緊急点検も実施しております。

また、今回の補正予算におきまして、老朽化した設備の更新やネットワーク回線の強化を行うための経費として、2億5,875万円をお願いしているところであります。

震度の情報は、その地域における住民の防災行動や自治体の災害対応を決定する上で大変重要であるため、震度の観測や公表に支障を来すことのないよう、引き続き設備の適切な維持管理に努め、震度観測体制の信頼性を高めてまいります。

○窪菌辰也議員 今回の地震は、幸いに大きな被害もなく済みましたが、南海トラフばかりでなく、日向灘地震、直下型の地震など、いつ起こるか分からない不安の中で日常生活を送っています。

いつの時代でも、地震は一番怖いものであります。地震災害を最小限にするためにも万全を期していただきますよう、よろしくお伺いいたします。

次に、輸入牧草高騰対策についてお伺いいたします。

コロナ禍での海上輸送の混乱、中国等での旺盛な需要や、円安などの影響により、畜産経営で使用される粗飼料である輸入乾牧草の価格は、

昨年11月にはトン当たり4万5,343円で、前年同月を21%上回り、配合飼料価格も過去40年間で最高を記録いたしました。

さらに、輸入牧草、配合飼料とも日本への輸送自体も遅れ、確保が難しくなっており、高止まりが続いております。

国でも、当面は需給の逼迫が続く可能性を指摘し、畜産経営への影響は長期化する可能性があるとして、粗飼料給与の技術指導に関する通知を都道府県に発出しました。

特に酪農家においては、輸入牧草に頼ることが多く、牧草の値上がりは経営を直接圧迫しており、肥育牛でも初期の粗飼料は輸入牧草を多給し、牛づくりに欠かせない粗飼料となっております。さらには近年、繁殖農家の子牛の牧草にも多く利用されているなど、輸入牧草の値上げは、いずれの畜産経営においても厳しい状況となっております。

そのことから、海外情勢に左右されない自家生産の粗飼料の割合がどれだけ占めるかが、経営全体での収益性の改善につながると考えます。

国産飼料の利用を進め、安定経営と持続性を続けるために自家飼料の生産を進めることが、今後求められています。

農水省は、対応として、飼料設計の見直し、水田での牧草栽培や稲わらの収集、肉用牛の肥育期間の短縮などを呼びかけたとしていますが、本県では、輸入粗飼料が高騰する中で、生産者に対してどのような指導を行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 輸入粗飼料のみならず、配合飼料価格も高騰する中で、畜産経営の安定を図るためには、自給粗飼料の生産拡大が大変重要であります。

このため、生産者に対し、普及センターや畜産関係団体が連携した子牛競り市等での研修会に加え、新たにコロナ禍に対応したリモート研修会や、ユーチューブを活用したウェブセミナー等を開催しております。

具体的には、収量向上に向けた作付体系のアドバイスや、適正な飼料設計による給与体系の見直しなど、基本を徹底するための技術指導を通じて、自給粗飼料の生産拡大と効率的な給与を推進しているところであります。

県としましては、引き続き、畜産関係団体と連携し、あらゆる機会を活用して、継続的な指導を実施することにより、生産者の経営安定を図ってまいります。

○窪菌辰也議員 新型コロナウイルスの世界的な蔓延で、粗飼料や濃厚飼料ばかりではなく、肥料などの生産資材も急騰するなど、費用負担が増加し、全ての経営に重くのしかかっております。

そのような中、畜産農家の粗飼料確保には、今後、牧草とトウモロコシの栽培、水田の稲わらの収集を進め、輸入飼料に頼らない経営改善が必要であります。自家生産の粗飼料確保にも負担が大きく、委託作業による確保は大きな出費の一つとなっております。

特にコーンハーベスターによる飼料用トウモロコシは、費用が高いなどでなかなか進まないのが実態であります。飼料用トウモロコシの作付を拡大することで、濃厚飼料の給与量が減るなど、牛の負担も軽く、健康な牛づくりとなる一方で、コーンロールは、高くつくなどでオペレーターへの依頼を敬遠するなど、利用が進んでいない状況も見受けられます。

コーンロールは、便利でカロリーも高く、栄養バランスもよい、牛の栄養食品であります。

このように、畜産振興を図る上で自給飼料の確保が重要と考えますが、どのような取組を行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 県では、第八次農業長期計画の中で、輸入飼料に依存しない畜産経営の確立を柱の一つとして掲げ、さらなる自給粗飼料の確保に重点的に取り組むこととしております。

具体的には、効率的な飼料生産を担うコントラクター組織の育成強化による受託面積の拡大や、飼料の広域流通体制の構築に取り組んでおります。加えて、飼料畑や草地の造成と畜舎等の施設整備に一体的に取り組む畜産公共事業の活用や、畜産クラスター事業による飼料生産機械の導入を支援しているところであります。

畜産が基幹産業である本県としましては、構造的な課題である輸入飼料依存からの脱却に向け、これらの取組を総合的に講じながら、飼料自給率の向上を図り、持続可能な畜産経営の実現を目指してまいります。

○窪菌辰也議員 今後とも、生産者への指導徹底が図られますよう、お願い申し上げておきたいと思います。

次に、屋外型トレーニングセンターの整備についてであります。

今議会の2月補正予算で、屋外型トレーニングセンターを整備する予算が提案されたところであります。

現在、コロナで暗い話題が多い状況の中、コロナ後を見据え、こうした施設を整備し、観光誘客を図っていくことは、スポーツを柱に観光振興を図ってきた本県にとって、停滞する県内経済の回復を図る大きな原動力になるものと思います。

新たに整備する屋外型トレーニングセンターには、トップチームのキャンプに対応したグラウンドが2面できるそうですので、ラグビーやサッカーの新規チームの誘致が確実に見込まれております。

現在、春に県内で行われるJリーグキャンプもそうですが、サッカーやラグビーのキャンプも、練習試合を目的にチームが集まると伺っております。

また、日本代表やプロチームの合宿が集積することによって、本県の合宿地としての知名度がさらに向上し、アマチュアスポーツ合宿への呼び込みにもつながります。

今回の屋外型トレーニングセンター整備により、一流の合宿拠点をつくり、そこに日本代表やプロチームを呼び込むということも大事ですが、その効果をいかに県内に広げていくかが重要であります。

そこで、屋外型トレーニングセンターの整備をきっかけに、スポーツキャンプ・合宿の効果をどのように県内に広げていくつもりか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 議員御指摘のとおり、屋外型トレーニングセンターの整備による効果を県内全域に広げていくことは、大変重要でございます。

このため、今議会をお願いしております「スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業」におきまして、市町村が合宿を受け入れるために行う施設整備への支援や、グラウンドの芝管理者に対する技術研修などを行い、県内の受入れ施設のレベルアップを図ることとしております。

また、県内でキャンプ・合宿を行うJリーグやラグビーのトップチームの練習試合のコーディネートや、移動に要する経費の支援のほ

か、市町村等と連携した誘致セールスなどを積極的に行うことにより、屋外型トレーニングセンターの整備によるスポーツキャンプ・合宿の効果を、県内全域に広げてまいります。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。ぜひ、屋外型トレーニングセンターの整備と併せて、新規に取り組む事業により、スポーツキャンプ・合宿の効果が全県に広がるような取組をお願いいたします。

今後、屋外型トレーニングセンター整備などにより、さらに多くのトップアスリートのスポーツキャンプ・合宿が見込まれるわけですが、国内外のトップチームの合宿となれば、ハードな練習メニューを消化しなければならず、しっかりと食べていただくことも大事であります。

現在、プロ野球などのキャンプでは、県や受入れ自治体、JAなどから宮崎牛やブランドポークなどが提供されると伺っていますが、マスコミで大きく取り上げるのはプロ野球キャンプなどで、食材提供を行うことによる県産品のPRは非常に効果が上がると考えています。

そこで、プロ野球キャンプなどへの県産品の提供状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 多くのメディアにより、本県が全国に発信される機会を捉えて、県産品のPRを行うことは大変効果的であると考えております。

このため県では、春にキャンプを行うプロ野球や、Jリーグチームに対し、受入れ自治体やJAなどの関係団体とともに、宮崎牛をはじめ、宮崎ブランドポークやみやざき地頭鶏、イセエビや季節のフルーツ、水産物や焼酎など、様々な県産品の贈呈を行っているところでござ

います。

また、スピードスケートやラグビーの日本代表チームのほか、本県で毎年開催されるダンロップフェニックストーナメントの優勝者などに対しましても県産品の贈呈を行い、PRに努めているところでございます。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。本県は、日本一の宮崎牛をはじめ、全国シェアの高いブロイラー、ピーマン、キュウリ、キンカン、ヘベス、またトロピカルな食材ではマンゴー、ライチなど、豊富な農畜産物の産地で、食の宝庫となっています。

本県の食の魅力をさらに高めるためには、こうしたバラエティーに富む食材も含めたPRも非常に大事だと考えています。ぜひ、商工観光労働部、農政水産部、またJAなどの各種団体とも連携していただき、本県の強みである「スポーツ」と「食」のPRに引き続き力を入れていただきたいと、要望いたします。

次に、看護・介護職員等の処遇改善について伺います。

午前中、坂本議員からも同じ質問がございましたが、昨年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症や少子高齢化対応の最前線で働く看護職員や介護職員などの賃金引上げが実施されることとなり、これに対応するため、1月の臨時議会において、「看護・介護職員等処遇改善事業」が予算化されました。

医療・福祉の分野では、慢性的な人手不足に悩んでいる施設や事業所もあるため、賃金引上げによる職員の処遇改善は、それぞれの分野の人材確保につながる重要な取組と考えておりますし、全国一律であります。業界の関心も非常に高いものとなっております。

また、賃金引上げに充てる経費として、県から対象施設や事業所へ補助金が支払われる仕組みとなっておりますが、その補助金を現場で働く方々の賃金引上げに確実につなげていくことが必要だと思います。

そこで、看護・介護職員等処遇改善事業の概要と今後のスケジュールについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県では、国の方針に基づき、今年2月から9月までを対象として、看護や介護の現場で働く職員の賃金引上げを行う施設等に対して補助金を交付することとしております。

補助金の額としましては、賃金引上げに充てる経費として、看護職員は1人当たり月額4,000円程度、介護職員、障がい福祉職員及び児童養護施設等で働く社会的養護従事者は月額9,000円程度となっております。

また、今後のスケジュールにつきましては、社会的養護従事者は今年3月から、その他の職種につきましては6月から補助金を交付することとしており、補助期間終了後は、実績報告書により当該補助金が賃金に反映されたことを確認することとしております。

なお、10月以降につきましては、介護報酬等の改定により、賃金引上げ措置が継続されることとされております。

○窪菌辰也議員 新型コロナウイルス感染症や、介護の現場で働く人たちの処遇改善が図られ、本県の医療福祉がさらに向上しますようお願いいたします。

次に、森林環境譲与税であります。

新聞報道によれば、気候変動対策の一環として設けられ、森林整備や保全のため国が地方自治体に配る森林環境譲与税に関し、制度が始

まった2019年度と2020年度に市区町村へ配分された資金の54%に当たる約271億円が使われず、基金に積み立てられたとありました。

また、配分された資金を使わず全額基金に積み立てた市区町村の数は、2019年度では666、2020年度では341の自治体となっており、その中でも横浜市は、2年間に受け取った4億4,000万円を全額基金に積み立てたとされる報道がありました。

この制度は、全国の自治体や林業関係者の長年の悲願であり、様々な検討の結果、ようやくかなったものでありますので、有効に活用していくことが求められると考えます。

そこで、県及び市町村に配分された森林環境譲与税の活用状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林環境譲与税は、県には、令和2年度までの2年間で、2億8,835万9,000円が配分されており、そのうち約77%の2億2,238万1,000円を活用し、「みやざき森林経営管理支援センター」や「みやざき林業大学校」の運営、県産材の販路拡大対策など、森林経営管理制度の円滑な推進や、担い手育成、木材の利用促進等に取り組んでおります。

また、県内26市町村には、2年間で合計14億4,180万6,000円が配分され、そのうち約48%の6億9,166万円を活用し、森林経営管理に関する意向調査や航空レーザー測量による森林資源量の調査、林業従事者の就労環境改善に向けた取組支援など、地域の特性を生かしながら、森林整備の促進や、担い手の育成・確保対策などに取り組まれております。

○窪菌辰也議員 県や市町村でも様々な取組に活用されている状況は、分かりました。

令和4年度の県予算でも、新たな森林調査システム検証事業や、流木抑制等バイオマス活用促進事業など、新規・改善・継続事業において、さらなる有効活用が進められるようであります。

このような取組を通じ、植栽等の森林施業を中心として、水源涵養や土砂流出崩壊防止、県土の保全、県産材の需要拡大、サプライチェーンの構築を進めることで、ゼロカーボン社会への実現に寄与し、資源循環型の林業が確立され、本県の森林が持続的に継続できるようお願いいたします。

最後になりますが、岩瀬ダムの再生事業についてお伺いいたします。

国土交通省は、大淀川の洪水対策として、都城・小林にまたがる岩瀬ダムの再生事業を計画し、完成する令和15年度までに総事業費500億円で実施されることとしており、計画では、洪水調整容量を、現在の3,500万立方メートルから5,000万立方メートルに増大する放流設備を増設すると聞いております。

再生事業によって洪水調整容量が増えることに伴い、水位が上昇するなど、ダム上流域にある農地に影響があるのではないかと心配していますが、岩瀬ダムの再生事業の概要と現在の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 岩瀬ダム再生事業につきましては、国が令和元年度から着手している事業であり、既設ダムの洪水調節機能を増強することにより、過去最大の平成17年に発生した台風14号と同規模の洪水に対して、ダム下流域の治水安全度の向上を図ることを目的としております。

事業内容としましては、放流設備を増設し、

ダムの発電容量を洪水調節容量に振り替えることで、議員御指摘のとおり、洪水調節容量を3,500万立方メートルから5,000万立方メートルに増大させるものであります。

現在は、地質調査などを実施するとともに、増設する放流設備の構造について検討中であると伺っております。

県としましては、岩瀬ダム再生事業が円滑に進むよう、引き続き国と連携を図ってまいります。

○窪菌辰也議員 ぜひお願いしたいと思えます。当再生事業では、今後、地質調査などを踏まえ実施される計画ということですので、国土交通省などとの連携も図りながら進めていただきたいと思えます。

以上で終わりますが、今年3月末をもって退職される皆さんは、長年本県の産業発展、社会の発展のために御苦労いただき誠にありがとうございました。今後とも健康に十分留意され、それぞれの地域や新たな職場での活躍をお祈り申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時39分散会

3 月 1 日 (火)

令和 4 年 3 月 1 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	横 田 照 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	右 松 隆 央 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	二 見 康 之 (同)
26番	日 高 陽 一 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	野 崎 幸 士 (同)
34番	徳 重 忠 夫 (同)
35番	日 高 博 之 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	濱 砂 守 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	渡 辺 善 敬
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	小 田 光 男
福 祉 保 健 部 長	重黒木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	牛 谷 良 夫
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	横 山 幸 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	黒 木 淳一郎
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
監 査 事 務 局 長	阪 本 典 弘
人 事 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 清 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	酒 匂 重 久
事 務 局 次 長	日 高 民 一
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 藤 祥 太
議 事 課 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。足元の悪い中、傍聴どうもありがとうございます。

それでは、先般通告しておりました項目について質問をしていく前に、SDGsに関する取組について、一つ御紹介させていただきます。

SDGsは、2015年に国連サミットにおいて全会一致で採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性ある社会実現のため、2030年を年限とする17の国際目標と169の項目で構成されています。その中の12番目の目標では、現在の大量生産・大量消費の社会から持続可能な消費と生産にシフトチェンジするために、まずはつくり過ぎないこと、そして、つくる過程で地球環境負荷を最低限にすること、さらに、今あるものを簡単に捨てないことが求められています。

今や世界共通語となった「もったいない」という言葉を体現し、今あるものを大切に使い続けることが重要です。

今から35年前、私は高校を卒業し、宮城県仙台市の大学に進学いたしました。親類や知人が誰一人いない土地への進学でしたので、入学式にはおやじがついて来てくれました。今でもはっきり覚えています。入学式当日は雪が積もっており、雪道を歩くことに慣れていない私とおやじは2人手を取り、滑らないよう恐る恐

る大学の門をくぐりました。その入学式のために着るスーツを、おふくろと一緒に買いに行きました。今着ているスーツが、そのときのスーツです。35年間大切に着続けています。また、このスーツに袖を通すときに、体型が変わっていないかなとチェックすることができます。

スーツはすっかり色あせてしまいました。黄ばんでいます。でも、このスーツを着ることを許してくれた、遠い大学に行くことを許してくれた両親への感謝の気持ちは今も色あせることなく、私の中にしっかりとともし続けております。

初心を忘れず、一般質問に入らせていただきます。SDGsに関する質問は、後ほど質問者席から行います。

まず初めに、5歳から11歳の子供たちへの新型コロナウイルスワクチン接種について伺います。

今月から始まる5歳から11歳のワクチン接種に関して、厚生労働省は、当面、努力義務とはせず、子供へのワクチン接種のオミクロン株に対する有効性のデータが十分そろった段階で、改めて努力義務とするかどうか議論するとしています。努力義務とするか否かは棚上げとなりましたが、国は、ワクチン接種の有効データが十分にそろっていないにもかかわらず接種を推奨し、市町村を通じて予約票や接種券を配付するなど、今まさに接種が始まろうとしています。

もちろん、重い病気や基礎疾患のある子供たちの保護者からは、ワクチン接種を進めてほしいという声があることは十分理解していますが、オミクロン株に関して、子供は感染しても軽症の場合が多いし、接種後の副反応情報が少なく、リスクがどの程度あるのか分からないとの声も多く聞かれます。

厚生労働省は、子供へのワクチン接種効果や副反応情報などを随時ホームページで紹介しているようですが、その情報が子供を抱える保護者の不安の解消に至っているとは到底言えない状況です。

5歳から11歳へのワクチン接種推奨は、慎重の上にもまた慎重を期すべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

あとの質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

小児へのワクチン接種につきましては、国において、専門家との協議を経て、努力義務とはならなかったものの、市町村において接種を勧奨するものとされたところであります。

国立成育医療研究センターが9月に行った調査では、保護者の約7割が、子供にワクチン接種を受けさせたいとの結果も出ているところであります。基礎疾患があるなど、重症化リスクが高い子供については、ワクチン接種により重症化を防ぐ効果が期待されております。また、身近に高齢の方を抱えられる御家庭においては、子供にも受けさせたいと思われる家庭もあるかと思えます。

このため、県といたしましては、市町村と連携し、希望する方が接種を受けられるよう、接種体制づくりに取り組んでいるところであります。

接種を進めるに当たりましては、子供とその保護者に、ワクチン接種の意義、その効果や安全性について十分理解いただくことが重要であると考えております。これまで、全国知事会のウェブ会議が、度々このコロナに関するテーマで開催されておりますが、私は必ずワクチン接

種について発言し、その際、国として統一的な説明を行うべきであるということをお願いしております。国に対して、丁寧かつ詳細な情報発信を求めつつ、県においても、分かりやすい情報発信に努めてまいります。以上であります。

[降壇]

○凶師博規議員 昨年9月という御答弁、昨年9月、デルタ株のときの調査では、7割の保護者が接種させたいとのことでしたが、そのときでも3割の保護者の方々は否定的であるとも理解できます。

私のもとには、県内で活動する「子どもの未来を考える会」の方々からの声が届いています。この会は、国で子供たちへのワクチン接種努力義務が検討され始めた頃から、不安を抱える保護者や子育てサークル活動をされていた団体が集結され、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報提供と、子供たちへの慎重なワクチン接種を求める活動をされています。

今日現在、会員数はもう450名に迫ろうとしています。主な意見として、「ワクチン接種は、副反応のリスクに加え、中長期的な影響も不明であるため、接種推奨は慎重にしてほしい」「今月からのワクチン接種を開始するのではなく、2～3か月期間を空けて、国の情報提供を精査してからでもよいのではないか」「接種券を対象世帯全戸に配付するのではなく、接種希望世帯が予約接種できるシステムにするほうが経費削減になるのではないか」、また「子供から高齢者や基礎疾患患者への感染予防を重視するのであれば、子供たちへのワクチン接種推奨ではなく、子供と高齢者などの接触機会時の注意喚起に予算や労力を割くべきではないか」など、様々な声が寄せられています。

そこで、5歳から11歳へのワクチン接種に関

して、実施主体は市町村であります。県はどのような取組をしているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 小児のワクチン接種につきましては、市町村において今月から開始されているところがございますけれども、地域によっては小児科医師がいないなどの課題もあることから、県では、県医師会や地域医療機関の協力の下、個別医療機関については住所地に関係なく接種が受けられるよう、広域的な接種体制づくりに取り組んでいるところであります。

なお、学校等を会場として集団接種を行うことについては、地域で個別接種の体制確保が困難である場合などを除き、推奨しない旨、国から通知がなされたところであります。

また、小児へのワクチン接種につきましては、本人やその保護者が、ワクチン接種の意義、効果や副反応について十分理解した上で検討していただくことが重要と考えます。

このため、県といたしましては、全国知事会を通じて、国に対して小児のワクチン接種に関する情報発信を求めるとともに、県においても必要な情報提供を行うこととしております。

○凶師博規議員 情報提供を行っていただけるとのことですが、知事は今も、蔓延防止対策や3回目のワクチン接種の推奨など、テレビコマーシャルや記者会見などを通じて積極的に県民への協力を呼びかけていらっしゃいます。

お伺いいたします。この5歳から11歳へのワクチン接種に関しましても、知事は同様に積極的に県民への協力を求めていく、その姿勢は変わらないと。もしくは、何か変わる点があれば教えてください。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど答弁申し上げた

とおりであります。しっかりと子供とその保護者が、ワクチン接種の意義、この効果や安全性について十分理解していただいた上で判断をしていただくということが重要であろうかと考えておりますし、様々なワクチンの副反応も含めた安全性等について、それを丁寧に個々の県とか個々の市町村ではなしに、丁寧に国から統一的な見解を分かりやすく説明をしていただく。そこは重要であると考えております。

○凶師博規議員 それでは、続きまして、保護者の中で引き合いに出されるのは、2013年に定期接種に追加された子宮頸がんワクチンのことです。

この子宮頸がんワクチンは、接種後、子供たちに体調不良や重篤な副反応が頻発したため、国は僅か2か月で積極的な接種の呼びかけを中止しました。

本県におきましては、子宮頸がんワクチンの接種対象者である小学校6年生から高校1年生相当の女子が毎年2万5,000人ほどいるのですが、ワクチン接種が始まった平成25年度でさえ接種者は1,013人とどまり、4年後の平成29年度には15人にまで激減しています。

ワクチンの対象疾患や目的が違えども、保護者が不安や葛藤を抱くことは、当然至極のことでございます。ゆえに、この子供たちへのワクチン接種推奨に関しては慎重を期していただくこと、そして今、知事が答弁されたように、詳細かつ丁寧な情報提供が求められているのです。

では、ここで少し角度を変えまして、詳細な情報提供に関して県民からよく問合せがあるものとして、既に3回目接種が始まっている接種者に関しても、接種後に救急搬送を含む重篤な副反応がどの程度発生しているのか、最悪死に

至ったケースがあるのではないのかということです。

県は、この重篤な副反応に関して、どの程度把握しているのでしょうか。福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ワクチン接種後の副反応の疑いについては、幅広く評価する必要がありますことから、国が医療機関に対して、積極的な報告を求めているところです。

そのため、広く報告がなされており、令和4年1月23日現在、全国で3万1,221件の報告があり、主なものはアナフィラキシーや気分不良など、また、まれではありますけれども、心筋炎等の報告もあり、現在国において、関連性の有無について評価が行われているところでありませ

す。また、この報告の中には、接種後に死亡された1,450件も含まれておりますが、溺死や熱中症といったものも含まれておりまして、ワクチン接種との因果関係ありと評価されたものは、今のところございません。

なお、本県からは2月24日までに、重篤なものも含め354件の副反応疑い報告が国になされており、うち死亡例につきましては14件となっております。

○凶師博規議員 本県でも354件の副反応が国に報告され、14件の死亡例があったという内容でございました。

私の周りにも、接種後に心肺停止状態となった方がおり、たまたま奥さんが看護師で蘇生術ができたということで一命を取り留められた方や、2回目接種後から重篤な倦怠感が続き、仕事に支障を来されている方などがいらっしゃいます。先ほど答弁にもありましたが、県は接種を推奨するのであれば、同時にリスクの情報提

供も責務と考えます。

再び、5歳から11歳へのワクチン接種に関する質問に戻ります。教育現場において、ワクチン接種の有無により集団圧力や教育活動の制限等が起こらないような配慮が必要かと考えます。学校においてはどうか指導されていくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 児童生徒に対するワクチン接種に関しましては、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症衛生管理マニュアル」や事務連絡等により、留意事項が示されております。

具体的には、ワクチン接種の有無により、「学校の教育活動に差を設けないこと」や「差別やいじめなどが起きることのないよう指導すること」などが記されており、これらの内容を踏まえまして、各学校において適切な対応がなされるよう、県立学校や市町村教育委員会に対しまして通知をしたところでありませ

す。県教育委員会といたしましては、引き続き国の方針等を基に、丁寧な指導・助言に努めてまいります。

○凶師博規議員 くれぐれも学校の現場でいじめ等につながるようなことがないように、きめ細やかな御配慮をお願いいたします。

私には我が子が、9歳の双子がおりますが、この子供にワクチン接種させるかどうか迷っています。先ほどの「子どもの未来を考える会」の方の声にもありましたが、すぐに接種させるのではなく、2～3か月様子を見て、情報収集して判断したいと思っていますので、どうするかは改めて今後、妻としっかり話し合いをして決めたいと思っています。

次に、ふるさと納税事業の管理体制についてお伺いいたします。

ふるさと納税をめぐっては、都農町の1事業者が基準を超える返礼品を送ったとして、総務省は、都農町を2年間、ふるさと納税対象自治体としての指定を取り消しました。

都農町は、昨年度のふるさと納税の寄附額が82億円余りと全国で5番目となっており、地域経済効果も大きかったため、他の返礼取扱事業者等への影響が大変心配されます。

そこで、県は、市町村のふるさと納税事業運営においてどのように関わっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(吉村久人君) ふるさと納税制度につきましては、国において、全ての団体に対して、前年度の実績に関する現況調査が行われております。

また、ふるさと納税の対象となる団体に対しましては、次の指定期間に係る手続の際に、全ての返礼品等に係る返礼割合3割以下基準や地場産品基準の適合性などの確認がなされております。

こうした国の調査や指定手続は、県を經由して行われますため、県では、必要な事項が正確に記載されているかなどの確認を行い、総務省に報告しております。

そのほかにも、随時、市町村からの相談があれば、事実関係等の確認を行った上で総務省に照会するなどして、ふるさと納税制度が適正に運用されるよう、助言等を行っております。

○函師博規議員 それでは、都農町のほかの返礼取扱事業者救済のために、県に何ができるのか。1事業者が引き起こしたこの違反によって、多大なる迷惑を被っている事業者が50余りあります。

期間限定でも、県のふるさと納税返礼取扱事業者として受入れが可能かどうか、商工観光労

働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(横山浩文君) ふるさと納税制度における返礼品につきましては、寄附を頂いた方々に謝意を表するものであるとともに、県産品の認知度向上による地場産業の振興も期待されますので、その選定や品質の保持は大変重要であると考えております。

このため、県の返礼品の選定に当たっては、庁内に委員会を設置し、審査を行っており、寄附額の3割以内などとする総務省の基準や、本県の魅力発信に寄与するかなどの県の基準を満たす物品等を提供することができれば、特別の扱いというものではございませんが、現在取り扱っている事業者と同様に、都農町の事業者が県の返礼品取扱事業者となることは可能であります。

また、県の物産貿易振興センターでは、県産品の店頭やインターネットでの販売、販路開拓に取り組んでおりますので、活用いただけるものと考えております。

○函師博規議員 ただいま都農町のほうでは、県の返礼品取扱事業者に申請する希望を取りまとめていらっしゃるようですので、今の商工観光労働部長の御答弁をそのままお伝えさせていただきます。

次に、生活保護受給者について伺います。

コロナ禍の影響により、近年、全国的に生活保護受給者が増加傾向にあるとの報道がありますが、本県の状況はどうなっているのでしょうか。また、その保護の受給世帯の特徴について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県内の生活保護の申請件数については、平成30年度が1,988件、令和元年度が1,976件、令和2年度が1,891件と年々減少しておりますが、今年度におきま

しては、11月までの時点で、前年同時期と比べますと42件の増となっております。

受給世帯数については、平成30年度が1万4,249世帯、令和元年度が1万4,299世帯、令和2年度が1万4,247世帯となっております、ほぼ横ばいで推移しております。

また、受給世帯の内訳として、高齢者世帯、母子世帯、障がい世帯、傷病世帯及びその他世帯の5つの分類で統計を取っておりますが、その特徴として、年々、高齢者世帯が増加しており、令和2年度には約6割を占めております。

○図師博規議員 全国の例とはまた別に、本県は生活保護受給に関しては横ばいが続いているという御答弁がありました。

では、生活保護の受給者は、傷病や障がい、高齢により就労困難と思われる世帯があります。その傷病や障がい、高齢による世帯を除いては、被保護世帯からの脱却のために就労自立支援が行われているようですが、その内容と実際に就労に至った人数はどれくらいいるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 各福祉事務所においては、被保護者の就労による自立を目指して、ハローワークと連携を図りながら、就労支援を行っているところであります。

具体的には、国の実施要領等に基づき、障がいや傷病等のため就労が困難な者などを除く被保護者を対象として、ハローワークが実施する巡回相談等に同行しまして、対象者の適性に合った求職先の選定などの支援を行うほか、履歴書の書き方や面接での受け答えに関する助言など、きめ細かな支援を実施しております。

令和2年度におきましては、ハローワークとの連携による支援を行った479人のうち、246人が就労につながっております。

○図師博規議員 246人が就労につながったということですが、先ほど答弁にありました被保護世帯のうち、高齢世帯や傷病——病気を抱える世帯ですね——あと、障がいがある世帯を除く、いわゆる一般的に就労が可能な65歳未満の方のいる世帯はどれほどあるのか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活保護世帯のうち、傷病や障がい等により就労が困難な方を除き、一般的に就労可能な65歳未満の方がいる世帯につきましては、令和2年度におきましては、母子世帯の538世帯と、その他世帯の1,931世帯を合わせて2,469世帯となります。

○図師博規議員 2,469世帯、一般的にいうと働ける世代の方がいらっしゃるということが、よく分かりました。まだまだ、この就労、自立支援に関しては、労力を割いて結果を求めていく必要があるかと思われまます。

一方、先月、公営団地に居住される就労可能な世代の生活保護を受けられている世帯から、火災が発生いたしました。煙や消火活動の際の放水により、10世帯ほどの近隣住民が居住できなくなるほどの被害を受けられました。

この生活保護の世帯は、50代の母親と30代の息子2人暮らしで、以前からごみ出しのルールが守られておらず、近隣住民は再三、本人及び行政側に改善を求めていたものの効果なく、ごみ屋敷状態となった部屋からの出火ということでありました。

このように、病気や障がいがなくとも、基本的な生活習慣が身につけていない世帯が、ごみ屋敷状態やひきこもり状態となっているケースが増えている実態があります。

就労指導以前に生活環境改善の指導が必要な世帯に対して、県はどのような支援を行ってい

るのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 健康状態に問題がなく、就労が可能な年代でありながら、就労に至っていない方の中には、長期にわたって社会との関わりがないため、生活リズムが崩れていたり、就労に対して不安を抱えているケースが見受けられます。

そのため県では、昨年11月から新たに「就労準備支援事業」を実施しており、適切な身だしなみや規則正しい起床・就寝など、日常生活の自立に向けた支援を行うとともに、挨拶など基本的なコミュニケーション能力の形成や、地域の事業所での職場体験など、社会へ一歩踏み出すための支援を行い、就労に向けた基礎的な能力向上を図る取組を進めているところであります。

現在、5名の支援を行っているところであります。この取組により、長期間、就労に至っていない方々の支援を一層促進してまいります。

○図師博規議員 昨年11月からそのような支援を始められたということですが、人数がまだまだ少ないと思われまます。さらなる拡充を期待しております。

次に、前回の一般質問でも取り上げました、不登校とフリースクールに関する質問に移ります。

これまで不登校対策は、学校復帰を大前提にしていますが、2017年に施行された教育機会確保法では、無理な通学はかえって状況を悪化させる懸念があるため、児童生徒が通学しやすい適応指導教室やフリースクールなど、学校以外の多様な学びの場や居場所を確保することを自治体の責務とし、必要な財政支援に努めることとしています。

本県におきましては、小・中・高校合わせて1,600名を超える不登校生徒がおり、県立学校の中途退学者を合わせると、約2,000名の児童生徒が登校できず、居場所がないままの状況が続いています。

県は、市町村教育委員会と連携し、適応指導教室の運営を行っていますが、不登校生徒のうち適応指導教室に通えている児童生徒は、1割ほどです。そして、教員やスクールソーシャルワーカーなどの働きかけで不登校状態が改善できた児童生徒は、2割程度にとどまっています。だからこそ今、学校以外の多様な学びの場が必要なのです。

全国的には、不登校児童生徒を受け入れる文部科学省指定の不登校特例校が17校あり、出席扱いとなる民間のフリースクールなどが着実に増えています。県内には、宮崎市に1か所、出席扱いとなるフリースクールがあるだけです。この4月からは、高鍋町のほうでフリースクールを目指す団体が社会福祉協議会と連携し、子供の居場所づくりに取り組むこととなっています。

前回の答弁で教育長から、「学校をプラットフォームにして、その不登校の子たちの居場所づくり、多様な学びの場づくりを確保していきたい」という旨の御答弁をいただいております。

そこでまず、不登校生徒のための特例校設置及びフリースクール整備支援に向けてどのような動きがあるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校をはじめ、様々な事情を抱えている子供たち一人一人に合った多様な学びの提供に向けまして、家庭や地域、フリースクールなど民間団体との連携も含

めながら、教育の機会の確保に総合的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、前回の議員からの御質問も受けまして、市町村教育委員会と連携し、改めて、県内におけるフリースクール等の実態把握を進めているところであります。

今後、先行事例の調査・研究を行うとともに、子供たち一人一人に教育の機会を確保するため、国の動向等も注視しながら、支援の在り方について議論を深めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 前向きな御答弁とは受け取れますが、前回の答弁内容とほぼ同じです。

私は当初予算に、フリースクール等支援予算が組み込まれていることを大いに期待しておりましたが、どこにも見つかりませんでした。

福岡県や鳥取県では、フリースクール運営補助として県単独で予算措置しており、滋賀県や栃木県では、フリースクールの学費や通学費を補助するなど、民間と連携し、積極的に新しい学びの場を提供しています。本県も積極的な予算化を求めます。

また、国が各都道府県及び政令市に最低1校の設置を目指している公立夜間中学も、不登校生徒の受入先になることが期待されています。

全国では既に36校の夜間中学が設置されていますが、本県の取組状況はどうなっていますか、教育長。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、これまで、夜間中学の設置に向け、既に設置している他県の状況についての視察や、県民へのニーズ調査などを進めてまいりました。

また、今年度、夜間中学の設置に係る検討会を開催し、全ての市町村教育委員会と、意見交

換を行っております。その結果、県内のニーズの状況や地理的条件を踏まえ、宮崎市に設置の検討を依頼したところ、宮崎市におかれまして、夜間中学の設置を決定され、現在は、令和6年度の開校を目指して準備を進めておられるところであります。

今後、県教育委員会といたしましては、夜間中学に関する広報や宮崎市以外の市町村からの受入れなどの諸課題につきまして協議する場を設けるなど、適切な支援を行ってまいります。

○図師博規議員 令和6年度の開校を目指されているということでもあります。これも宮崎市に集中することなく、県下全域の方々が利用できるような環境整備をお願いしたいと思います。

先日、郵便局に行った際に同級生に会いました。その同級生から、自分の子供が不登校状態で、家庭内は怒りや悲しみが満ちており、崩壊寸前だと相談を受けたところでした。フリースクールへの期待もさることながら、「保護者の悩みを聞いてくれる、相談できる場所はないものか。できれば、同じ境遇にある親同士で悩みを打ち明ける場所があれば、少しは心が軽くなるかもしれない」と言われました。

不登校生徒の居場所と同時に、保護者の居場所や悩みを打ち明けるピアカウンセリング的な場も必要と考えます。教育長、いかがでしょう。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、児童生徒や保護者が抱える不登校をはじめとする様々な悩みや不安に対応する電話相談窓口として、「ふれあいコール」を設置しております。

昨年度の保護者からの相談実績は225件で、うち不登校に係る相談が約半数を占めている状況にあります。

また、学校における相談体制としましては、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、保護者に寄り添った対応に努めているところがあります。

殊に小中学校におきましては、スクールソーシャルワーカーが主として関わっておりまして、昨年度対応しました774件の多くを不登校の支援が占めております。

○凶師博規議員 「ふれあいコール」やソーシャルワーカーの対応は、ケースワークと言います。もちろん、ケースワークも大事なんですが、ピアカウンセリングなどのグループワーク、これもぜひ場をつくっていただきたいと思えます。

不登校が長期化することにより、社会へ出ていく機会を逸し、ひきこもり状態になることは十分考えられます。8050問題が取り上げられるようになり、中高年のひきこもりが社会問題となっていますが、親が80代、子供が50代になって問題が顕在化するのではなく、7040・6030・5020、そして40代30代の親が今、10代の不登校やひきこもりに悩んでいるのです。ゆえに、早期の介入・改善及び継続的な支援が求められています。

福井県では、若者サポートステーションや県発達障がい支援センターなど15機関が「スクラム福井」という団体を構成し、3か月ごとに会合を開き、不登校からひきこもりの個別ケースの把握や支援の進捗確認、さらには居場所づくりや自立に向けた支援方法の検討など、教育と福祉ががっちり連携し連続した支援を実践しています。

本県の不登校とひきこもりに関する、教育と福祉のスクラムはどうなっているのでしょうか。

か、これは福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では平成30年度に、国と同様、おおむね15歳から65歳までの方々を対象として調査を行いました。不登校をきっかけとしたひきこもりが離職や病気に次いで多く、教育機関と連携した取組は大変重要であると考えております。

このため県では、福祉や教育の担当部局や、ひきこもり地域支援センターなどで構成される連絡会議を年1回程度開催し、事例検討や情報交換などの連携を図っているところであります。

さらに、今議会の令和4年度予算でお願いしております、ひきこもり実態把握・情報発信事業の中で、高等学校と連携しながら、不登校の生徒や保護者の支援ニーズを調査し、教育研修センターやひきこもり地域支援センターなどの相談窓口を情報提供するとともに、調査結果を学校などと共有することとしております。

県では、こうした取組により、引き続き切れ目のない支援を行ってまいります。

○凶師博規議員 連携はされているということですが、年に1回程度の会合では、さらなる検証、検証してからの改善につながることは非常に難しいと思いますので、さらなる密な連携を期待しております。

先日、県精神保健福祉センターに寄せられるひきこもり相談のうち、8050問題に関する相談の割合が全国トップだというような報道がありました。相談件数が多いということは、県民が行政支援へ期待をしている表れだとも理解できますが、だからこそ、その相談に対してどう支援し、成果を上げるかが求められています。その支援内容によっては、県民の期待は失望へと変わってしまいます。

もちろん、県精神保健福祉センターだけの活動で、本県のひきこもり支援が十分に行き渡ることには難しいと思われまので、県はここに来て、ひきこもりサポーターの養成を始めたと言います。

具体的にはどのような養成状況なのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ひきこもり8050問題への対応では、高年齢となっている本人だけではなく、それを支える御家族をしっかりと受け止める地域社会づくりが特に重要であると考えております。

このため、県では今年1月、本県では初めてとなるひきこもりサポーター養成研修を開催しまして、本県の現状や支援のポイントなどを学ぶとともに、経験者の方からの講演もお聞きいただき、77名の方々にサポーターとして登録いただきました。

今後は、このサポーターの方々に、地域の御家庭を訪問し、家族の方の悩みなどを聞いていただくほか、各種相談窓口や家族教室などの情報を御案内いただくことによって、身近な地域でのサポート体制を強化してまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 私も、ひきこもりの御相談を個人的によく受けるわけなんですけど、その本人さんと信頼関係を結ぶのは非常に困難で、また時間、根気が要るものであります。このサポーターの活躍にも期待しております。

次に、教員確保と教育力向上について伺ってまいります。

近年、全国的に教員採用試験の志願倍率が減少傾向で、各自治体がそれぞれの教員確保策に乗り出しています。山梨県では、教員志願の学生が借りた奨学金の返還を支援する制度を新設

したり、一定要件を満たした志願者の1次試験や実技試験を免除するなどの積極的な確保策を展開しています。

そこでまず、本県の教員採用試験の受験者数の推移と教員確保に向けた取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教員採用選考試験の受験者は、5年前の平成29年度の1,535名から、本年度は1,333名へと減少傾向が続いております。

教員の人材確保に向けた取組としましては、平成30年度からの受験年齢制限の撤廃をはじめとしまして、大学からの推薦制度や、県外会場での試験実施などに取り組んでまいりました。

また、令和元年度からは、SNSの活用や県内外での説明会を充実させ、本県教育の魅力を効果的にPRするための情報発信を行うとともに、昨年度からは、1月にも追加選考試験を実施しているところであります。

今後とも、これまでの取組の充実を図りながら、人材の確保にしっかりと取り組んでまいります。

○凶師博規議員 本県は、現在、教員の大量退職期にあるとも聞きます。その実態がどうなっているのか、またその状況にどう対応していくのか。教育長にお願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県教諭等の退職者は、令和元年度が322名、令和2年度が311名、本年度が373名の予定であり、今後もしばらく大量退職が続く傾向にあります。

このため、先ほど答弁いたしました取組に加えまして、宮崎大学教育学部の定員増を要望するとともに、入学試験に「宮崎県教員希望枠」を設けるなど、大学との連携による長期的な取組を進めているところであります。

そのような中、昨年6月の地方公務員法の一部改正により、令和5年度から定年が段階的に引き上げられ、令和13年度には65歳となる予定であります。

県教育委員会といたしましては、定年延長に関する国の動き等にも注視しながら、計画的な教員の人材確保に努めてまいります。

○図師博規議員 教員免許状を持っていない方でも、優れた知識や経験を持つ人を教員に登用することができる特別免許状制度というのが、1988年から動いています。

キャリア教育の重要性が増している中、また本県は、2巡目の国民スポーツ大会及び全国障がい者スポーツ大会が迫る中、専門性の高い特別免許状教員の採用は有効手段であり、教員の確保策としても効果的と考えます。

本県の特別免許状制度の活用状況と今後の方向性について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 特別免許状は、採用予定者本人からの申請を基に、県教育委員会が審査を行い授与するものでありまして、制度を導入した平成19年度以降、私立学校を含む14名に授与しております。

授与した教科は、主に外国語や看護であり、現在8名が勤務しておりますが、うち1名は公立学校教員であります。

なお、本年度の教員免許状を有しない社会人を対象とした特別選考試験におきましては、新たに3名の採用を予定しておりまして、現在、特別免許状の授与に向けた審査を行っているところであります。

○図師博規議員 この特別枠がまた拡大されることを期待しております。

先ほど紹介した山梨県においては、介護や育児を理由に定年退職を前に離職した公立学校の

教員が、ここ5年だけでも83人おられ、現制度では、一度退職した教員が正規での復職を望む場合、一般の教員志願者と同じ試験を受けなければならないというハードルを見直して、教員経験者を対象に、独自の採用制度を導入しています。

この制度は、既に静岡県、茨城県、岐阜県など10府県が導入済みです。本県も、やむなく定年前退職をされた教員経験者の復職制度を導入すべきと考えますが、教育長いかがでしょうか。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県におきましては、定年前の退職者について、議員から御指摘のありました、退職理由を限定した復職制度の導入はしておりません。

しかしながら、様々な理由により退職した本県や他県の元教員を対象に、1次試験を免除した特別選考試験を平成28年度から実施しておりまして、これまでに35名を採用しております。

県教育委員会といたしましては、議員から御紹介のありました復職制度なども参考にしながら、引き続き、特別選考試験制度の周知を図り、優秀で経験豊富な人材の確保に努めてまいります。

○図師博規議員 今、学校現場では、教員の方々の過重勤務、過重労働ということがよく取り上げられます。ぜひぜひ、このような制度を多岐にわたり御利用いただき、その軽減に努めていただければと思います。

次に、SDGsの取組について伺います。

冒頭、壇上で述べたとおり、このSDGsの取組は、人口減少下にある本県にとっても、経済と環境が調和した持続可能な宮崎づくりにおいて不可欠な取組であることは、間違いありません。

そこで、本県においても、「MIYAZAKI SDGs ACTION」という事業や、民間主導で「みやざきSDGsプラットフォーム」という組織が立ち上がり、SDGsを原動力とした地方創生を図ろうと動き出しているようです。

これらの活動に県はどのように関わっているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 「MIYAZAKI SDGs ACTION」は、県内の若者が、ありたい地域の未来について議論し、その実現に向けて具体的な行動につなげることを促す人材育成の取組でありまして、新聞社や大学、経済団体など、民間主導で設立された「みやざきSDGsプラットフォーム」が運営をしております。

昨年度は、高校生・大学生・社会人約150人が15のチームに分かれて、ジェンダー平等の実現や若者が住みたいと思うまちづくり、廃棄物の再利用による資源循環などをテーマに掲げ、ミーティングやフィールドワークを重ね、年度末には成果発表会も行われております。

県としましては、本年度の活動に対し補助も行っているところでありまして、今後とも、その活動内容について注視してまいります。

○図師博規議員 民間主導でSDGsによる地方創生が目指される一方、県では、宮崎県総合長期計画においてSDGsが示す理念と方向性が一致する政策を宮崎への原動力にしようと、アピールされています。

しかし、どう見ても、県の総合長期計画に、SDGsが掲げる17の目標のうち類似するものを後づけしているかのようにも見えてしまいます。

そこで、総合政策部長に伺います。県民へこ

のSDGsを浸透させるために、積極的かつ具体的な取組は何があるのか。いかがでしょう。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、令和元年度に改定いたしました、現在の総合計画アクションプランにおきまして、SDGsの趣旨も踏まえ、持続可能な地域づくりに取り組んでいくことを基本姿勢としているところであります。方向性として、SDGsと同じ方向であるという認識でございます。

例えば、エネルギー分野では、環境負荷の少ない水素エネルギーの実用化支援や、本県の豊富なバイオマス資源の活用などに取り組んでおり、教育の分野では、「みやざきSDGs教育コンソーシアム」を創設し、地域の課題解決に取り組む高校生が学習成果を発表するフォーラムなども行っております。

また、今議会にお願いしております来年度予算においても、太陽光発電設備の導入支援などを盛り込んでいるところでありまして、今後も、SDGsの理念を踏まえた持続可能な県づくりに向け、積極的に事業を展開してまいります。

○図師博規議員 今回、この質問をつくるに当たりまして、改めてSDGsの169項目、全てを見直してみました。どの内容もとても尊いもので、その全てが達成されるとするならば、いや、その半分でも実現できるとするならば、まさに、誰一人取り残されることなく、持続可能で包容力ある世界になるのだと思います。今のそのようなウクライナ情勢もなくなるのだと思います。

しかし、現実には厳しく、国連が求める2030年までに、果たして幾つの目標がクリアされるのでしょうか。その目標を達成するためには、まず一人一人の県民が意識を持ち、行動を変えてい

くことが必要です。

そして、知事は、本県の人口減少という現実をやすやすと受け入れるのではなく、本県だけは人口減少に歯止めをかけるのだという強い気概、そのあらがいを見せていただきたい。経済も暮らしも持続可能な宮崎となる政策という旗を振っていただき、その責務がございます。その一翼となるべく、私も政策提案を続けさせていただきます。

今後の宮崎の未来を創造していく上で、SDGsの考えを積極的に取り入れ、事業化していくべきと考えますが、ここで改めて、知事の御所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、ロシアによるウクライナ侵攻とか、極めて憂慮すべき事態が進行しておりますが、この地球を持続可能なものとしていくための諸課題を整理したSDGsの理念は極めて重要であると考えておまして、一人一人がそれを理解した上で、一人一人ができることから取り組んでいく、その動きを広げることが重要であろうと考えております。

今後の県づくりにおいても重要なテーマでありまして、現在策定中の次期長期ビジョンでも、経済・社会・環境の調和による持続可能性は重要な要素になるものと考えております。

昨年11月には、先ほど御紹介いただきました「MIYAZAKI SDGs ACTION」の枠組みを活用して、若者たちと本県の将来像などについての意見交換を行ったところがあります。

今、人口減少についての御指摘がありました。そういった諸課題も含めて、本県の豊かな食、自然、それから温かい県民性、充実したスポーツ環境など、本県のよさを生かして、本県の魅力の積極的なアピールや企業誘致のさらなる

推進を行い、「Uターンしやすい魅力的な社会」や「若者が就職しやすい社会」などを実現したい、そういった多くの意見をいただいたところでもあります。

今後もこのような取組を通じて、意欲ある若者の意見を積極的に県政に取り込んでいく、そのことによりSDGsを、これからも様々な形で県政の中に取り込んで、積極的に推進してまいります。

○函師博規議員 道のりは長いとは思われますが、まず始めないことには、その改善にはつながらない。そのために何ができるのかを、県民に分かりやすく、知事のほうから発信していただく、そして事業化していただくということは大いに期待しております。

このSDGsの取組は、次世代の若者や子供たちの未来へつながるものであります。子供たちの未来につながる活動といえば、冒頭紹介いたしました「子どもの未来を考える会」の代表者の方々が、昨日県庁を訪れられております。ニュースにも取り上げられました。そして、5歳から11歳へのワクチン接種等に関する知事宛ての要望書を提出されています。まだ知事のお手元には届いていないかもしれませんが、必ずお目通しいただきまして、子供へのワクチン接種に不安を抱く親御さんへも、安心できるような、きめ細やかで丁寧な情報提供をお願いいたしますとともに、執行部の方、特に福祉保健部におきましては、県民に広くその情報が伝わる、そのような取組をしていただくことを求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○濱砂 守副議長 次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

先ほどの凶師議員の冒頭のお話を伺いながら、大変身の引き締まる思いがいたしました。10数年の間、年0.1%程度のインフレ率で推移しております。

しかしながら、今日のこのネクタイは、たまたまですが、妻と付き合い始めた頃に頂いたものでありますので、これだけは大事に大事にしてまいりたいと、強く決意を新たにしたところでございます。

さて、今日は3月1日、県立高校の卒業式の日かと思えます。私も高校を出て、卒業式があっても、大学の合格発表がまだですので、翌日から学校に行くという非常に何か不思議な気持ちで卒業式を迎えたのを、ついこの間に思うに思い返します。この2年間、学校現場においても、コロナ対策の影響から、青春の時期を子供たちも本当に複雑な思いで過ごしてきたかと思えますが、みんなそれぞれ自分の将来に向かって大きく羽ばたけるように、その活躍を心から願うものでございます。

また、その式典に当たりましたは、教育長の祝辞が今ちょうど代読されている頃かなと思えます。どのような内容だったのか非常に興味がありますので、もしよろしければ、後ほど頂けると、読ませていただきたいと思えます。

さて、知事は、「カントリー・ジェントルマン」という言葉を御存じでしょうか。御存じですか。さすが。実は10数年前、この本会議場で外山衛議員が取り上げられておりました。当時、副知事としてそこにいらっしゃったので、覚えていらっしゃると思っておりました。せっかくですから、そのときの議事録から引用します。

「先日、激動の昭和史を駆け抜けた実業家・白洲次郎の生涯を描いたテレビドラマがNHK

で放送されました。御覧になられた方も多かったと思いますが、終戦直後、GHQ支配下の我が国で、吉田茂首相の側近として政治の中核で活躍をし、日本国憲法の成立にも深くかかわったのは、皆様御存じのとおりであります。彼の生き方はカントリー・ジェントルマンと称されておりますが、これは、地方に住みながらも中央に目を光らせる本当の紳士であるという意味や、時流に流されず、みずからの考えを身をもって実行する人のことをあらわすとされております。また、妻である白洲正子は、自身の著書の中で、遠くから中央の政治を眺めているため、渦中にある政治家には見えないことがよくわかる、有事になれば中央に駆けつけて意見をする、といった表現でこの言葉の意味を説明されております。」とありました。

1943年、白洲次郎が41歳のとき、神奈川県鶴川村に移住し、日中は農作業に精を出しながら、日本の行く末、中央の政治に目を光らせていたそうです。

ふと、これを本県のイメージに置き換えたときに、日頃の議員活動の合間においしいお米や野菜を育てておられる蓬原議員は、まさにカントリー・ジェントルマンではないかと思いました。また、県議会ホームページで確認したところ、この都城選挙区でいえば、徳重議員、山下議員、満行議員も職業は農業となっておりますので、実にこの都城北諸地区は、半数以上がカントリー・ジェントルマンでありました。ちなみに星原議員も、平成28年には農業とあったのですが、現在は空欄になっていましたので、元カントリー・ジェントルマンということになるかと思えます。

県都宮崎におられる知事におかれましては、このカントリー・ジェントルマン議員の意見、

また、日頃より共に議論を深めております私も含め、ほかの議員の声にもしっかり耳を傾けていただき、県政発展のために御尽力いただきたいと思います。

さて、先日、知事は提案理由説明の中で、「現場主義をさらに徹底し、県政運営に臨んでいく」というふうにおっしゃってありました。

現場主義に関連して、元アサヒビール会長の福地茂雄氏の話になりますが、氏は現代を「3次元の変化の時代」と考えているそうです。1つ、あらゆる分野で例外なしに変化が起きている。2つ、それぞれの変化の奥行きが極めて深い。3つ、変化のスピードが速い。このような時代には、これまでの常識や経験則も改めて検証しなければならないと言われています。

一つのエピソードに、福地氏がアサヒビールに入社した当時、ビールを冷やす際には6度から8度くらいが適温であるというのが従来の常識だったそうです。しかし、10数年前、アサヒビールが零下2度までに冷やした、いわゆるエクストラコールドを発売した後、このテストショップに並ぶ人たちの列を見たとき、「若者の嗜好は変化している」というふうに気づいたそうです。これまでの常識が非常識になり、これまでの非常識が常識になった瞬間だったとおっしゃっていました。

知事は、この常在危機の意識と現場主義をさらに徹底し、県民との対話と協働の基本姿勢の下、県政運営に臨んでいかれるとおっしゃっていました。現場を正しく知ることは、県政を担う上でも大変重要なことであると思います。実際に知事はどのように行動されてきたのかをお伺いします。

壇上からの質問は以上とし、あとは質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

私は基本姿勢としまして、現場主義の徹底や対話と協働の推進を掲げておりまして、積極的に県内各地に足を運び、現場の実態や地域の様々な御意見、ニーズを把握し、施策に反映させてきたところであります。また、実際に現場に足を運ぶことで、その空気感を肌身で感じることも、これも大変重要であると考えております。

現在のコロナ禍にありましては、直接現場に出向いて、人と会う機会を持つことが困難になっているところでありますが、その中にあっても、現場の状況を把握し、その声を伺うということは大変重要であると考えておりまして、例えば新型コロナ対策におきましても、医療機関や保健所、飲食店、学校等を訪問するとともに、医療福祉関係者や商工関係団体の皆様との意見交換を重ね、現場の実態に即した早め早めの感染防止対策や経済対策に全力で取り組んできたところであります。

また、昨年9月の台風14号による土砂災害で、国道220号、JR日南線が不通になった際には、直接現場の状況を視察し、国やJR九州に要請を行い、早期の復旧に至ったところであります。

また、コロナの状況を見ながらではありますが、可能な限り市町村にも出向いて、「知事とのふれあいフォーラム」や「役場でスクラム談義」、そういった意見交換なども実施してきたところであります。

また、プライベートの中でも、町なかでの状況、例えば時短要請が行われている中での街の様子を見たいという思いで、ニシタチを自転車で走ったりとか、様々な施設に足を運んだりと

いうこともありました。

今後とも、引き続き、新型コロナの感染状況を勘案しながら、現場に赴き、地域の実情を直接肌で感じ、様々な声に真摯に耳を傾けてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○二見康之議員 一般の方も、知事に声をかけられたら、大変喜ばれることと思います。ちょっとした会話でもいいと思います。県民の方々が、知事の表情を見ながら、また県民の方がどんな表情をしながら、どんな声色で、そういったところを察してあげることも、やはり知事として大事なことであるでしょうし、また、声をかけられた県民は大変勇気づけられることだと思います。ぜひ、これからも現場主義を徹底していただきたいなと思います。

また、続けて、先ほどの福地氏の話の続きになります。「3次元の変化の時代には、前回と同じような次回はなく、想定外の事象に次々と直面することになる。前回どおりやろうというサイクルの時代の経験則に頼ることなく、想定外を想定内に取り込む工夫が求められる」ということだそうです。

そのため、氏は「より早く、もっと速く」ということを心がけてこられたそうです。「より早く」は決断。時間の空費をされていては機を逸してしまう。拙速でも早く決断することが求められるということだそうです。

次に、「もっと速く」は、仕事の処理に費やす時間をもっとスピードアップすること。自動車や飛行機の速度ではなく、急速に変化する環境を相手に仕事をするには、いわゆる環境速度が求められるということだそうです。

年明けのコロナ感染拡大状況に対し、まずは「より早く」の部分、すなわち、まん延防止等

重点措置に対する知事の決断は非常に早かったと思います。それにより、他県に比べ、感染拡大を低く抑えることができたのは、大きな成果だと思います。

また、状況に応じて対策を講じ補正予算を組んできたことも評価されるのではないかと思います。では、先日可決されました補正予算について伺いますが、「県内事業者緊急支援金」や「酒類販売事業者等緊急支援金」を創設することとなった経緯について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナの影響を受けた事業者に対しましては、現在、事業収入が30%以上減少した全業種の事業者を対象に、国の「事業復活支援金」において支援が行われているところでございます。

しかしながら、まん延防止等重点措置の適用期間が3月6日まで延長されたことにより、事業者が受ける影響の長期化、深刻化が見込まれましたことから、県においても、特に大きな影響を受ける事業者に対する支援を実施することとし、事業収入が50%以上減少した全業種の事業者を対象とした「県内事業者緊急支援金」を支給しますとともに、飲食店等への酒類提供停止要請の影響を直接受ける酒類販売事業者等に対しては、「酒類販売事業者等緊急支援金」も支給することとしたところでございます。

○二見康之議員 これまでのデルタ株に比べ、オミクロン株の特性でもある感染力の強さから、この収束の見通しは全国的に見ても非常に厳しいものがあるなというふうに、今、感じているところです。

沖縄県、山口県などが先月20日をもって重点措置から解除されましたけれども、再び増加に転ずる可能性というのは払拭できませんし、そ

これはまた本県も同様なんだろうと思います。

また先日は、都市部の10都府県がまん延防止の延長の検討に入ったとのニュースも聞いております。知事は、県内感染状況を分析し、今後の対応を決めていくという考えのようですが、営業時間短縮や外出自粛といった規制や要請も、長期化することによって様々なところで影響が大きくなっております。

さらには、先ほど申し上げた「常識が非常識になり、非常識が常識になる」といった変化についても、今、飲食店においては、認証店と非認証店を同じ基準をもって規制しております。また、酒類の提供も停止して、こういった、ほかの県とは異なる対応をしているのが今の本県でありますから、この効果をしっかり精査して見極め、今後の対応を考えていかなければ、感染対策と経済循環をうまく回していくということは、今後難しくなってくるのではないかなと感じているところです。

また、飲食店についても、営業時間短縮に該当しないところも大きな影響を受けております。しかしながら、もともと夕方5時とか7時とかまでの営業のところは、この協力金の支給から対象外になると思います。「お隣さんは9時までやっていた。うちは7時までだった。この2時間で協力金のこの差は何だ」というようなところが、最初はコロナの感染防止のために一緒になって頑張っていこうと、こういったところは、基準を決めなければいけないから仕方がないというふうに思っている、長期化していくことによって、妬み、ひがみ、何が違うんだというような気持ちに変わっていくと思います。

こういったように、知事も県民一丸となって感染対策を取ることが重要だというふうに、当

初からおっしゃっていましたが、現場ではこのような分断の様相を呈してきておりますので、こういったところもしっかり声を把握しながら、事業者支援に係る施策立案とかは考えていくべきだと思います。知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 現在の新型コロナ対策につきましては、国が様々な制度の大枠を定める中で、それぞれの県において地域の実情に応じて判断を行い進めていくということでありませぬ。度重なる感染拡大の都度、様々な制限をお願いし、感染拡大の鎮静化を図ってまいりました。

今回の第6波におきましても、感染力の強いオミクロン株による爆発的な感染拡大を食い止めるために、感染拡大の流れの上流部、言わば感染の急所にある飲食の場、これを何とかしたいという思いで、飲食店等における営業時間短縮や酒類提供の終日停止をお願いしたところでありまして、飲食店やその関連事業者をはじめ様々な事業者の皆様にも、大変な御負担、御苦勞をおかけして、大きな影響が及んでいることを、改めて重く受け止めているところであります。

これまでも、各種相談窓口を設置するとともに、市町村や事業者、関係団体等の御意見も伺いながら、コロナの影響を受ける県内事業者の実情の把握に努めてきたところであります。私個人としましても、SNS等で寄せられるメッセージ、提案、要望、いろいろいただいております。また、直接電話等で意見交換をする、そのような機会もございました。今回の酒類販売事業者等の支援については、規模に応じた支援ができるよう、そういった声も踏まえて工夫をしたところであります。

コロナの感染状況は、常に変化しております。今後とも、状況に応じた感染対策を講じつつ、影響を受ける事業者の皆様、また県民の暮らしへの影響ということもありますので、丁寧に耳を傾けて、国の対策を踏まえ、よりよい工夫、知恵を出して、事業者の事業継続や雇用を守る支援に取り組んでまいります。

〇二見康之議員 全体的なコロナの対策、支援が非常にうまくいっているんだと思うのは、やはり全体的な影響がある程度抑えられる、影響がないように抑えられているということがあると思います。

ただ、こういう状況が続くことによって、いわゆる世間的な不満は少なくなるんですけども、本当にクリティカルに影響を受けているところは、今度は要望を言いにくくなってくるわけですね。

また、同じ業界の中でも、影響を受けているところと受けていないところ、今の支援で満足しているところと、とても満足できないところ、これをまとめるということ自体が難しくなってきているし、意見も言いにくくなっている。こういったところを踏まえて、今後の対応をしていただきたいと思います。

次に、会食制限など飲食関連対策を度々、全国的にもされております。新型コロナ発生当初、全国的に飲食店の利用が減り、本県の農畜産物の流通が滞り、その消費拡大をはじめとする支援策を取ってきましたが、現在、コロナの影響を受けている本県農畜産物の消費拡大に対する県の支援策について、どのようにやっているのか、農政水産部長にお伺いします。

〇農政水産部長（牛谷良夫君） 県では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けた農畜水産物について、学校給食への食材提供

や、ネット販売における送料助成、企業や飲食店と連携した商品開発やフェア開催など、応援消費の機運醸成を図りながら、消費拡大対策に取り組んでいるところでございます。

その結果、在庫解消などの需給改善効果のほか、ネット販売の取扱金額が1.5倍に伸びた事例や、企業との共同により冷凍総菜が開発された事例など、コロナ禍における販路多様化への対応も進んできております。

今後とも、関係団体と連携し、影響緩和に向けた消費拡大への取組を継続しますとともに、事業者間の連携強化による新商品・サービス開発を促進するなど、ポストコロナの消費形態を見据えた新たな対策についても支援してまいります。

〇二見康之議員 当初の、コロナが発生した頃の影響というものは、突然のことだったので、なかなか対応は厳しかったわけなんですけれども、2年間になってくると、今度は生産調整ですよ。消費量を見込んで生産量を抑えたりとかしてきて、今の状況にきていると思います。これを元の規模に戻すとか、新たな需要を開拓していくということなど、現場のところに目を向けていただいて、今後の対応を引き続きお願いしていきたいなと思うところです。

また次に、今度は新型コロナワクチンについて伺いたいと思います。

昨年からワクチン接種が進められてきておりますが、この短期間に開発されたワクチンですので、県民理解においては不明瞭なところも多く、また様々な情報が飛び交い、不安を感じてこられた方は大勢おられます。

先ほどの凶師議員の質問でもいろいろ勉強させていただきましたが、新型コロナワクチン接種の推進において、県はどのような発信を行っ

てきたのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 接種を推進していくためには、ワクチン接種の効果や副反応を正しく理解していただくとともに、ワクチンに関する根拠のない情報や過剰な不安から接種を控えることがないよう、正確かつ適切な情報提供が大変重要であると考えております。

このため県におきましては、国の情報を活用しつつ、新聞やタウン誌のほか、若い世代からその保護者の年代までをターゲットにした広告を、テレビのみならず、ツイッターやLINEなどのSNSを使って配信するなど、様々な媒体を活用しながら、情報提供に努めてきたところであります。

今後とも、できるだけ多くの方が接種していただけるよう、市町村とも連携しながら、接種率の向上に向けた啓発を積極的に進めてまいります。

○二見康之議員 テレビCMとかは大体15秒ぐらいかなと思うんですけども、そういったところで入れられる情報というのは、本当に限られているものだと思います。そうではない、いろんな紙媒体とか、県でも広報紙を出していたりしますし、市町村も出しています。学校現場を通じて保護者世代に伝えることもありますから、その辺のことについて、お伺いしていきたいと思います。

情報提供については、知事はこれまで、ワクチン接種は正しい情報に基づいて判断してほしいと発言されてきました。

では、県が発信する正しい情報というのはどのようなものなのかなど。初回接種から追加接種へ、今月は12歳未満の小児ワクチン接種も開始されます。子供にワクチン接種をさせるべきかどうかは、親が判断しなければなりません。

我が子の接種について判断するのに必要な、重要な情報等があると思いますし、ゆえに、発信する情報の内容も変えていく必要があると思いますが、その対応についてどのようにしておられるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ワクチン接種に関しては、インターネット等で様々な情報が飛び交う中、科学的に不正確な情報や、根拠のない情報が紛れている場合があります。

このような中で、県民一人一人が接種を受けるかどうかしっかりと判断できる、正しい情報を提供することが重要であると考えております。

このため県では、国が発表する科学的知見に基づく資料やデータを活用しながら、ワクチン接種の効果はもとより、様々な副反応の症状についても、情報提供を行ってきたところであります。

追加接種や小児接種についても、同様の考えの下、情報提供することとしており、追加接種につきましては、オミクロン株へのワクチン接種の効果や交差接種に関する情報について、また、小児の接種については、子供とその保護者が、ワクチン接種の意義、その効果や安全性についてしっかりと判断していただけるよう、情報提供に努めてまいります。

○二見康之議員 接種と、いろんな効果とか副反応とかについての情報収集が同時に進められてきているところがあったりしますので、随時、情報更新というものを行ってこられていると思います。その都度その都度出ている、知見に基づいた判断とか、そういったものについて常時出していく必要もあるんだろうと思いますが、この情報提供について、今度はリスク対応について伺いたいと思います。

まず、もし新型コロナワクチン接種により健康被害が起きた場合の補償対応というものは、今どようになっているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ワクチン接種につきましては、予防接種法において救済制度が設けられており、ワクチン接種により健康被害が生じたと厚生労働大臣が認める場合は、制度上、最も高いレベルの救済給付が行われます。

具体的には、市町村に対し請求がなされましたら、市町村において必要な調査を行った後、国の疾病・障害認定審査会において、認定の可否が判断されることとなります。

なお、2月24日現在で、全国で1,084件の請求に対し、600件について審議され、566件が認定されており、本県でも14件の請求がなされ、現時点で3件が認定されているところであります。

○二見康之議員 こういった救済措置の具体的な内容や手続についての周知も、今後必要じゃないかなと感じるところです。

これまでのワクチン接種に関する新聞広報の一覧を見せていただきました。リスク・副反応についての説明は、疼痛、頭痛、倦怠感、筋肉痛など比較的軽症で、インフルエンザワクチンでも起きるようなものと説明がありました。

先ほどの質問でもありましたが、昨年秋頃には、このワクチン接種によって10代、20代の男性に心筋炎や心膜炎といった重篤な副反応が女性やほかの年代より多く発生したことに關する国の調査情報などは、ほとんど目にすることがありません。10月23日に掲載された広告記事に、「接種後に気をつけるべきことは」ということで、心筋炎関連事象が報告され、「接種後

4日程度の間は動悸、息切れなど症状が見られた場合は速やかに医療機関を受診し、ワクチン接種を受けたことを伝えてください」とありました。これでは、どの程度の頻度で起こり得るのか、その症状が出た場合の治療や対応がどうなっているのかということは全然分かりません。

しかし、その約1週間前ぐらい、10月15日付の厚労省が作成した資料に基づきますと、ワクチン接種による心筋炎等が疑われた事例の頻度と、コロナにかかった場合について、新型コロナに感染した場合は、ワクチン副反応の頻度より数十倍の差がある比較表や、それら症状が見られた場合の対応並びに一般的事例についての説明もあります。

さらに、昨年12月24日更新のウェブサイトQ&Aでは、さらに詳細な説明とデータ、厚労省審議会での見解が提示されております。

このような内容というのは、県民がワクチン接種の判断をする上で重要なポイントになるのではないのでしょうか。しっかり発信すべきだと考えますが、県の見解をお聞きしたいと思います。

さらに、これから5歳から11歳の児童も対象になってまいります。このような子供に判断能力を求めることはできませんし、その同意を求められる親は、非常に神経質に、ナーバスになる問題ですから、きちんと情報を届けていただくようお願いすると同時に、このワクチン接種について同調圧力にならないような広報に努めていただきたいと思います。

先ほど函師議員への答弁にもありましたが、学校現場において、昨年8月20日、ワクチン接種に関する情報提供ということで、厚労省作成の広報紙を配布されております。続いて、偏見

・差別防止指導の通知をされております。9月には、内容が啓発に変わって、当時、小・中・高生を含む若年層の感染者数が増加していることが顕著だと。理由はワクチン接種率低迷にあると、12歳以上の児童生徒の早急な接種を喫緊の課題とした内容であります。

公衆衛生行政を担う県が啓発を行うのは理解するのですが、接種を希望する児童生徒にワクチン接種を強く推進することになったと、9月24日に通知しております。

その後、若者ワクチン接種センターや相談センター開設の案内をされ、10月20日には、接種を希望する者があれば、早期の接種予約をお願いしているので、様々な場面で別紙資料を読み上げるよう協力を依頼されております。それがこれなんです。ちょっと読み上げますが、

県立学校の児童生徒の皆さんへ、宮崎県からのお知らせです。

新型コロナウイルスにつきましては、県民の皆様による様々な感染防止対策やコロナワクチンの接種などにより、県内の感染者数は減少傾向にあります。しかし、これまでの感染拡大の状況を振り返りますと、再び感染が拡大するおそれがありますことから、引き続き感染防止対策の徹底が必要です。特に、コロナワクチンにつきましては、高い発症予防効果と重症化を抑える効果がありますことから、県民の皆様には接種を検討するようお願いしてきました。児童生徒の皆さんにも、コロナワクチンの効果や副反応などを正しく理解していただけるよう、啓発チラシをお配りしたところであります。

コロナワクチンは、保護者や本人の意思や判断に基づいて接種するものでありますが、新型コロナウイルスに感染すると、若い方

も、命に関わる場合や長期の後遺症に悩まされる場合があります。さらに、これからの季節は、受験や就職などで県外を往来する機会も増え、感染するリスクが高まります。

なお、コロナワクチンの接種は、宮崎県が実施する集団接種は10月31日をもって終了します。また、10月以降は各市町村で接種できる集団接種会場や医療機関も減少することが見込まれます。

そこで、繰り返しの御案内になりますが、ワクチン接種を希望される場合は、あなた自身と家族や友人などの大切な人を守るため、早めの予約接種をお願いします。

宮崎県福祉保健部、宮崎県教育委員会
ということで出しております。

ワクチン接種をするかどうかという判断をする材料がこの中にありましたかね。「若い方も、命に関わる場合や長期の後遺症に悩まされる場合があります」というのは、世間一般的に出ている話なんですけど、じゃあ、どの程度のもので出ているのか、どのくらいの頻度なのか。ワクチン接種を受けたときの重篤な副反応と比較した情報とか。実はこれを出す5日前、10月15日に、新型コロナウイルス接種後の心筋炎、心膜炎についてということで、厚労省がチラシを出していました。この中には、10代、20代、ファイザー、モデルナのワクチン接種を受けた場合に心膜炎が疑われた頻度が、大体10代において、ファイザーだったら100万人当たり3.7、モデルナだったら28.8というふうになってます。これに関して、反対に新型コロナウイルスにかかった場合は、国内は15歳から39歳男性ということで、100万人当たり834人。比較対象がちょっとずれているのが大きいかなと思うんですが、海外では12歳から17歳の男性、これ

が450人というようなデータが比較できるように出ています。

また、そのワクチンを打った後に症状が出たときの医療機関の受診の仕方とかも出ています。なので、そういったものを提供した上で判断してくださいと言うんだったら分かるんですけども、「あなた自身やその友人や家族を守るために、早めの接種をお願いします」という言い方は、ちょっと乱暴じゃないのかなど。正しい情報に基づいて判断してほしいというのであれば、どのように判断すればいいのかという情報源や判断材料をきちんと提供することが大事だと思います。

また、その言い方というのが、県民のために受けてくださいねというふうにとられかねないような表現なので、こういった表現をしないように、やはり広報・啓発については慎重を期すべきところがあるかと思います。そのような副反応の情報や治療方法情報などを伝えることも、ワクチン接種の判断には重要な情報なのではないかと思います。

そこで、県の見解をお聞かせいただきたいと思っています。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 副反応に関する情報につきましては、県においてはこれまでも、国が公表した資料やデータを活用しながら、ホームページ等におきまして情報提供を行ってきたところであります。

御指摘のように、接種を検討いただく上で、重篤な副反応についてもしっかりと御理解いただくことが重要でありますことから、県民に対して、こうした情報も含め、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。

また、小児のワクチンにつきましても、これから必要な情報提供を行っていくことになりま

すけれども、御質問にありましたように、同調圧力等につながることはないよう、接種は義務ではなく、あくまでも個人の判断で接種をいただくということにつきまして、広く周知を図ってまいりたいと思います。

○二見康之議員 そのようにつながらない表現というものをしっかり考えることが重要なんだろうと思います。前から申し上げているように、コロナに関する情報発信、広報については非常に難しい。どのように県民が受け取れるのかというようなことを考えなければならないので、当初から申し上げていたんですけど、やっぱり専門家とか専門チームをしっかりとつけて、その効果とかを考えながらやっていくべきなんじゃないかなど、改めて思うところです。

また、学校現場も、福祉のほうからもらった情報、また文科省から来る情報に基づいて対応されています。ワクチンを打ったか、打たないか、もちろん把握してほしいとは思いますが、子供たち同士での会話までは制限することはできません。仲のいい友達で、あなた打った、打っていない、そういった情報の中で、何でみんなで打とうと言っているのに打たないのかという話が、水面下でも起こっているんだと思います。そういったところに関しては、先日のいじめに関する対応の仕方とか、御答弁を聞いていて思ったんですけども、そういったコロナに関してのワクチン接種についても、やはり気配り目配りをしながら、学校現場ではしっかり対応していただけるようお願いしておきたいと思います。

こういう新型コロナワクチン接種に関する広報の在り方についての知事の御所感を、お伺いしておきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） ワクチン接種におきま

しては、県民一人一人が接種を受けるかどうかを適切に判断できるよう、最新の科学的知見に基づく、できるだけ多くの情報を分かりやすく提供することが重要であると考えております。

これまでも答弁しておりますように、県のホームページはもとより、テレビCM、ラジオ、新聞、SNS等のあらゆる広報媒体を活用し、国が公表したデータや資料に基づきまして、ワクチン接種の効果とともに、様々な副反応の症状についても情報提供を行っているところであります。

国に対しては、全国知事会を通じて、繰り返し積極的な情報発信と国民に対する丁寧な説明をお願いしているところであります。その上で、このワクチン接種に関するリスク分析をする上で大変重要なことは、起こっていること以外にも、起こっていないことにも目を向ける。それから、見えていることだけではなく、見えていないことにも目を向ける。そこも非常に重要だと考えております。

例えば、先ほど子宮頸がんについての御議論がありました。あれも、子宮頸がんのワクチン接種後の副反応については、多くの報道がされる、それに目が行く。ただ、ワクチン接種をすることによって救われたものもたくさんある。その期間、ワクチンを受けなかったことによって出てしまった健康障害もある。そういったものを全部見渡して判断していくことが非常に重要だと考えております。

このコロナのワクチンについても、副反応の情報を丁寧に説明するとともに、我々が持ち得ていない情報、これから長期にわたって感染された方にどのような後遺症が出るのかということは見えていないわけであり。ただ、そういうこともあるということ踏まえた上で、全

体的なリスク判断をしていくことが重要だと考えております。

今後、追加接種それから小児接種が進められていくこととなりますが、対象となる方々に、ワクチン接種の効果や副反応等について十分理解し、しっかりと判断いただけるよう、今後とも広報に努めてまいります。

○二見康之議員 本当に難しい対応ですから、今後とも慎重な検討をお願いしたいと思っております。

9月の一般質問でも取り上げました電動キックボードに関して伺いたいと思っております。

今年、法改正がされるというような報道を目にしました。最高速度20キロメートル以下のは運転免許が不要となり、ヘルメット着用が努力義務となるなどの方向で検討されているようですが、実際のところはどうなっているのでしょうか。非常に気になります。

電動キックボード公道使用における法改正の検討状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長(佐藤隆司君) 電動キックボードなどの新たな電動モビリティに係る交通ルールの検討につきましては、警察庁において、多様な交通主体の交通ルールなどの在り方に関する有識者検討会が設置され、昨年12月に、同検討会から報告書が提出されております。

この報告書の中に、議員が述べられたとおり、電動モビリティに関する新たなルールの方向性が示されております。この報告書に基づき、今後、道路交通法の改正案が審議されるものと承知しております。

○二見康之議員 先ほどのコロナの話題とちょっと重さが違って恐縮なんですけれども、前回のこの質問の後、知事は、電動キックボー

ドの利活用について、記者から質問を受けておられたようです。ニュースで見ました。

その内容は、「電動キックボードの導入については、慎重に検討をしていかないといけない」というような後向きな答えだったと感じましたが、知事は様々な角度からお考えの上で答えられたと思います。

実際に、知事は電動キックボードに関してどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） 電動キックボード、海外ではかなりもう普及が進んでいるということでありまして、実は3年前、ブラジル等に出張しました折の自分の体験に基づいて今のようなコメントをしたところでありまして、訪問しましたサンパウロ、それからブエノスアイレス、ロサンゼルス、全てにおいて、市街地において電動キックボードが活用されておりました。

ただ、相当なスピードでヘルメットもつけないで走行しておりましたので、安全性は非常に問題があるのではないかと懸念があったということと、一つは、シェアサイクルというような形で、電動キックボードが既にシェアをする仕組みができておりました。ロサンゼルスなどでは、今、シェアサイクルであれば、サイクルポートがあつて、ここからここを利用するというので、置く場所は決まっているわけですが、電動キックボードはどこに置いてもいい、どこに乗り捨ててもいいということで、景観に対する問題も生じているという御指摘があったところでもあります。

したがいまして、今後、我が国に導入するに当たりまして、その安全性だとか、もしシェアの仕組みをつくるのであれば、景観にも配慮したような仕組みづくりが必要なのではないかと

と、そういう思いで慎重にという表現をしたところでもあります。

現在、都市部を中心に利用が拡大しているところではありますが、交通法規に違反した運転や事故が発生しておりまして、広く社会に受け入れられるためには、利便性や使いやすさ、これももちろん重要ですが、安全性が確保されるということが、まずは重要だと考えております。

現在は、出力に応じて原動機付自転車等の運転免許が必要でありまして、県警本部とも連携の上、交通法規に従った安全使用について、県民に広く注意喚起を図っているところではありますが、今後も利用拡大が進めば、使用に当たってのルールやマナーのさらなる周知が必要になってくると考えております。

国におきましては、電動キックボード等の利用実態に即した新たな交通ルールを定めるために、道路交通法の改正が検討されているところでもあります。

県としましては、こうした動きや県内における活用の状況を注視しながら、その安全で適正な使用について啓発に努めてまいります。

○二見康之議員 私も前回の質問の後に、広報をされているというチラシを見せていただきました。引き続き、電動キックボードに乗る、安全に乗れば大丈夫なんだというようなことで、周知をしていただきたいなと思います。

次に、教育関係についてお伺いします。

まずは、競技力向上について、国スポに向けて取り組んでおられると思いますが、現在の取組状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向けまして、競技力向上対策の4本柱であります「組

織体制の整備・充実」「選手の発掘・育成・強化」「指導体制の充実・強化」「環境条件の整備」に沿った取組を進めております。

コロナ禍で、活動に制約がある中ではありますが、指導者を招聘しての強化練習会や、選手のコンディショニング管理など、関係団体と連携し、工夫しながら競技力向上に取り組んでいるところであります。

また、競技力強化指定校への指導者の配置等、計画的・継続的な取組によりまして、今年度の全国高校総体では、団体・個人の優勝12種目を含め、63種目で入賞という、過去10年間で最高の成績を上げるなど、一定の成果が現れております。

○二見康之議員 今後、楽しみにしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、先日の重松議員の代表質問でもありましたが、部活動指導員についてお伺いしたいと思っております。

本年度、相当数の指導員を配置し、業務の効率化や心理的負担軽減などの効果があるようです。今後の配置についての考えをお伺いしたいと思っております。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動指導員につきましては、教員の負担軽減等を目的に、本年度、公立中学校に60名、県立高校に6名を配置しております。

このことによりまして、「時間外の業務時間が削減された」「仕事と家庭生活の両立が図られた」「これまで経験のない競技を担当している顧問にとっては、心理的な負担が軽減された」など、配置の効果が報告されております。

今後は、全ての県立高校と公立中学校への配置を目指し、令和4年度には、全ての県立高校及び中等教育学校に37名を、公立中学校には、

市町村教育委員会と連携しまして77名を配置する予定としております。

○二見康之議員 かなりの数の配置数だと思います。しっかりとした人選を行えるように、市町村や現場等としっかりと連携して、配置のほうを進めていただきたいと思います。

この指導員配置における先生方の負担軽減に加えて、国のほうでは地域移行についても検討されているようです。平日の負担もさることながら、土日祝日の負担がそもそも大きくのしかかっているのが現状であります。

国が示している休日の部活動の地域移行について、県教育委員会の取組をお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） スポーツ庁は、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と、学校の働き方改革の実現を目指し、令和5年度以降、主に中学校における休日の部活動を、段階的に地域へ移行していくこととしております。

そこで、県教育委員会では、本年度より小林市と連携し、休日の部活動を地域に移行するに当たっての課題等について、実践研究に取り組んでおります。

具体的には、地域の受皿となる団体の選定や、学校と連携した運営に関する基本的な考え方の整理等を行いました。その上で、12月より5つの部で活動がスタートしたところであります。

今後は、小林市の検証結果や他県の取組等を参考に、本県の実情に合った休日の部活動の在り方について検討してまいります。

○二見康之議員 働き方改革としても大事なんですが、一番は、やっぱり生徒にとって望ましい環境を整えることが大事だというふうに思います。

今現在、少子化にもよりまして、部員不足等

によって高体連や中体連が主催する公式大会に出場できないような、そういった部活動もあると思います。こういったことに対して、どのように県教育委員会は取り組んでいるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動の大会参加につきましては、少子化や加入生徒の減少等による部員不足のため、単独の学校では参加できない状況も見受けられております。

そのため、高体連や中体連では、複数校による合同チームでの参加規定を定め、生徒の出場機会の確保に努めております。

具体的には、高体連が主催する大会では、ラグビーやソフトボールなど、一部の団体競技におきまして、競技に必要な人数を満たさない学校同士による複数校での参加を認めております。

また、中体連が主催する大会では、個人戦を実施しない全ての団体競技におきまして、競技に必要な人数を満たさない学校同士、または満たす学校から満たさない学校への補充によりまして、同一地区内で編成された2校での参加を認めているところであります。

○二見康之議員 昨今では、ダンスやeスポーツなど新しいジャンルも出てきております。こういった新しいニーズにも対応していく必要があると思いますので、その検討も今後はよろしくお願ひしたいと思います。

また、これまで働き方改革について、様々な対策が取られていると思いますが、その一つにデジタル化があると思います。

県教育委員会では、教員の事務作業効率化を図るため、校務支援システムを導入し、市町村とも共同し、同様のシステム導入を図られていると思いますが、実際に教員の事務作業の効率

化にどのように寄与しているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のとおり、県教育委員会では、校務のデジタル化を進めております。デジタル化したデータベースを活用することで、各種名簿や成績処理、通知表等の作成にかかる時間が短縮され、事務作業の負担軽減が図られております。

また、校内での情報共有が容易になる利点を生かして、システム上で職員アンケートを実施したり、会議資料等を事前に共有することができ、会議時間の縮減につながるなど、効果が見られております。

県教育委員会といたしましては、校務のデジタル化を積極的に推進するとともに、事務作業そのものを見直すなどして、働き方改革を一層進めてまいります。

○二見康之議員 次に、学力向上についてお伺ひしたいと思います。

学力向上のためには、先生方の指導力、授業力の向上が必要であります。本県の特徴的取組として、スーパーティーチャーという制度を何度かここでも取り上げられておりますけれども、この制度が教員の指導力向上にどのような効果をもたらしているのか、教育長にお伺ひします。

○教育長（黒木淳一郎君） スーパーティーチャー制度は、県内教員の指導力向上のため、平成18年度から導入した本県独自の制度でありまして、現在、指導教諭の中から、実績等を踏まえて20名に委嘱しているところであります。

委嘱されたスーパーティーチャーは、定期的な授業公開はもとより、授業研修会の講師や個人的な授業カウンセリングなどを行っておりまして、主に授業改善の支援に携わっておりま

す。

そのような取組を通して、現在課題となっております、特別支援教育の視点からの授業の工夫やICTを効果的に活用した授業実践など、県内教員の指導力向上に大きな効果をもたらしていると考えております。

○二見康之議員 この制度は、平成18年度から導入されているということですので、もう15年以上たつのかなと思います。

今後、この活用の仕方というものも考えていくべきなのかなと思うのですが、どのように活用していくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） スーパーティーチャーは、本県の教員にとって、教壇に立つ誇りと意欲を喚起してくれる憧れの存在となっております、教員という職の魅力を発信する意味からも、重要な役割があると考えております。

県教育委員会といたしましては、これからの本県教育を担う人材の育成に資するよう、スーパーティーチャーのこれまでの教員人生をロールモデルとして、経験年数ごとの教員研修の在り方を一層工夫するとともに、教員を志望する高校生や大学生に対しましても、スーパーティーチャーの実践に触れる機会を拡充するなど、今後も制度の積極的な活用に努めてまいります。

○二見康之議員 このスーパーティーチャーは、指導教諭の中から委嘱されるということですが、指導教諭になるときは、給与表でいくと2号、特別に上がるというふうに聞きました。その中でさらに頑張るスーパーティーチャーになるんですけれども、そのメリットというのはいないみたいですね。だから、もうちょっと先生方に意欲を出していただけるような、そういう待遇も含めた対応というのが必要なのかなと

感じたところです。

当時の中央教育審議会の答申でも、「高い指導力のある優れた教師を位置づけるもの」として、このスーパーティーチャーという職種をつくられたというふうに伺っております。ほかの教師への指導・助言、研修に当たるといふことと、そのスーパーティーチャーに認定される、いわゆる授業力があるということは、直接的にリンクしないかもしれないと思うわけです。実際は、スーパーティーチャーというのは、先生たちを指導するんじゃなくて、生徒たちへの指導力が認められるわけなので、そういうスーパーティーチャーを育てる制度が必要なのかなと。だから、スーパーティーチャー育成教師みたいな、そういう先生ですか、そこを考えていくべきかなと思いました。

以前、私はここで椿原先生のことを申し上げましたけれども、あの場合は、全国学力テストの国語B問題の点数が低いことについて、どうやったら子供たちの理解度が上がって、点数が上がるかということに特化してやっているわけなんですね。一つの目的とやり方と効果をしっかりリンクさせた取組というものを打ち出す必要があるのかなと、改めて感じました。今後の御検討をお願いしておきたいと思います。

最後になりますが、教育に関する諸課題については、最前線で取り組んでいるのは学校現場であります。その現場を取り仕切る管理職、いわゆる校長や教頭の人事について伺います。

昨今の教職員の募集は非常に倍率が低いということもあつたり、退職者が多いというようなことも関係しているのかもしれませんが、学校管理責任者である校長、教頭が1年で異動になったり、また同時に異動されるという人事が見受けられます。地域や学校ごとに変わるであ

ろう諸課題について、きちんと状況を把握し、腰を据えて対応していただかなければならないのですが、これでは非常に不安を感じます。

県教育委員会としては、管理職の人事異動をどのように行っているのか、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 管理職の人事異動につきましては、他の職と同様に、本県教育水準の維持・向上と学校の活性化、及び地域に根差した教育の推進等を目的としまして、職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮した全県的な適正配置と、職員一人一人の資質向上を目指して実施しております。

一方で、実際の異動につきましては、全ての学校にそれぞれの教育的課題がありますので、その解決に向けた人的配置を考慮しております。特に、管理職の配置につきましては、学校運営の責任者として特段の期待を持って配置しているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後も各学校の実態や課題等を把握した上で、適材適所の管理職配置に努めてまいります。

○二見康之議員 以上で、予定していた質問は終わりましたが、最後に、この3月をもって県を定年退職されます職員の皆様には、長年にわたり県政発展に御尽力いただきましたことに、深く敬意と感謝を申し上げます。特に、横山会計管理者並びに福嶋人事委員会事務局長、昨日は後ろの席まで移動されて、一日一日場所が変わって、大変だったなと思います。皆様のこれまでの御尽力に、心から敬意と感謝を申し上げます。皆様の今後ますますの御活躍を心からお祈り申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。自由民主党の日高利夫であります。

まず、第6波においてお亡くなりになりました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

では、通告に従い、順次質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、新県立宮崎病院開院についてであります。

私は国富町から通勤しておりますので、日々外観からの新病院建設の進捗状況を期待を持って見てまいりました。敷地面積3.6ヘクタール、8階建て、高さは43メートルです。許可病床数502床。中心市街地にインパクトのある色彩と凹凸のデザインの外壁で、ランドマークのような存在感を示す新病院が開院いたしました。

新病院の建設に当たっては、議会においてもいろいろな議論が行われており、知事をはじめとする執行部の皆様だけでなく、先輩議員の皆様方にとっても、感慨もひとしおのものがあると思います。

旧病院は北口に玄関がありましたが、新病院は南口の大きな玄関で、県産材をフルに活用した1階のエントランスホールは、まるで間違っただけで大きなホテルにでも来たような解放感と十分なセラピー効果を感じたところであります。

コロナ禍にあって、現在はもちろんですが、将来にわたって、この新病院への県民の期待は

極めて大きいものがあると感じております。

では、新県立宮崎病院は、全県レベルの中核病院として、どのような医療機能や役割を担い、それらを今後どのように発揮していくのか、知事の思いを、私からも改めてお伺いいたします。

壇上での質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

県立宮崎病院は、本県における基幹病院として、県医療計画などにおいて様々な機能と役割を担うこととされております。

具体的には、多数の診療科の連携による総合性を生かし、第3次救急医療施設や基幹災害拠点病院の指定を受けるなど、高度・急性期医療を担っております。

また、今般の新型コロナ対応でも、感染症指定医療機関として多数の患者を受け入れるなど重要な役割を果たしているほか、医師等の人材確保・育成にも貢献しております。コロナ禍のこのタイミングで新病院が業務をスタートできましたことを、大変心強く感じております。

今回の病院再整備によりまして、救命救急センターの拡充や屋上ヘリポートの整備、ICU、手術室の拡大など、医療機能が格段に向上するとともに、医療スタッフの体制も強化を図ることとしております。

今後、こうした充実した機能を生かし、地域の医療機関などとの連携をさらに強化することで、本県の中核病院として県民の期待に応え、本県の医療を支える中心的な機能・役割を發揮していきたいと考えております。以上であります。[降壇]

○日高利夫議員 ありがとうございます。

本県の医療を支える中核病院としての役割をしっかりと発揮できるような運営を、よろしくお願いたします。

3年目を迎えようとするコロナ禍にあって、医療崩壊や病床逼迫の状況が日々刻々と報道される中、県民の多くが医療体制の強化を願っております。このような時期に、救命救急や先端医療などの最新医療の粋を集めた新病院が開院したことに、運命的なものを感じずにはられません。

では、新病院が担う高度・急性期医療や感染症対策、災害時医療の対策など、施設がどのように強化・拡充されたのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(桑山秀彦君) 新病院での施設機能の具体的な内容ではありますが、まず、救急関連では、これまで別フロアにありました救急外来と病棟を一体化しまして、救急・総合診療センターとして整備し、このセンターと屋上ヘリポート、ICU、手術室を専用エレベーターで直結させるなど、連携の強化、迅速な運用を行うこととしております。

また、高度・急性期医療では、ICUを6床から12床へ、手術室を7室から10室へ増やしたほか、術中・術後の患者の負担軽減につながります手術支援ロボットを導入したところであります。

さらに、感染症対応では、専用エレベーターの整備に加えまして、専用ICUの設置やコロナ患者の急増を踏まえての内科系病棟全体での対応を可能とする区画扉の設置など、感染防止のための追加整備を行ったところであります。

最後に、災害時の医療としましては、ヘリポートの設置のほか、大規模地震や周辺地域の浸水時におきましても継続して医療の提供がで

きるよう、免震装置の設置や地盤かさ上げなど防災機能を高めますとともに、待合や講堂などの診療エリア以外に、医療用酸素、吸引など医療ガス設備などを整備しまして、一度に多数の被災者に対応できるよう工夫を行っているところであります。

○日高利夫議員 機動的な動線、医療機能の向上、病床拡大、災害対策など、随所に最新の技術と機能が駆使されているようでありますが、各種の最先端医療体制であっても、その基本となるものは、やっぱり医療スタッフ、豊富な人員体制の確保等であると思われまます。

そこで、新病院が掲げる「断らない救急医療」のための人材育成・確保対策及び救急患者の受入れ体制の強化について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立宮崎病院は、第3次救急医療施設に位置づけられておりました、1次、2次の救急医療施設との連携・機能分担を図りながら、重症・重篤な患者に的確に対応していく必要があります。

このため、救急・総合診療センターに従事する救急専門医等の確保に努めますとともに、現在、同センターの病棟部門と一体で運用している外来部門について増員を行いまして、専任の看護師を配置することとしております。

また、この外来部門と重篤な患者を受け入れますICUについては、今後、患者動向に応じ、さらに人員体制を充実させる予定としております。

こうした取組により、これまで以上に救急の対応が必要な患者の円滑な受入れを図りまして、今後とも「断らない救急医療」の実現をはじめ、新病院に求められる役割をしっかりと果たしてまいります。

○日高利夫議員 医療従事者確保対策は、本県の医療行政の長年の最重要課題でありますので、万全の体制が構築できるよう、対策の促進をよろしくお願いいたします。

先月、さいたま市で新型コロナウイルスに感染した10代後半の男子学生が死亡したとの発表がありました。緊急搬送したものの、医療機関10か所に断られ、亡くなられました。実はこれは当初5か所とのことでしたが、その後、10か所ということが判明したようです。

10代の死亡例は全国で5人目との報道でした。皆さん、それぞれに全力で対応されたのですが、不幸な偶然が重なり10か所に断られては、悔やんでも悔やみ切れません。全国で、このような事例は過去に幾度も発生しております。決して他人事ではない現実があります。

病院局長からは、緊急搬送困難な事案にも患者の円滑な受入れを図り、「断らない救急医療」の実現を目指すとの答弁もいただきました。整備された施設機能を存分に発揮され、断らない救急医療、安全・安心で災害に強い新県立宮崎病院が、本県の中核病院としての使命をしっかりと果たしていけるよう、お願い申し上げます。次の質問に移ります。

次は、農業産出額向上についてお伺いいたします。

先般発表された農林水産統計によると、本県の令和2年の農業産出額は、令和元年から48億円減少し3,348億円となりましたが、逆にお隣の熊本県は43億円増加し3,407億円となり、6年連続の全国第5位の座を熊本県に譲ったところがあります。ちなみに全国第2位は、こちらもお隣の鹿児島県であります。

もちろん、農業者の豊かさは、農業産出額のみではかられるものではなく、農業所得など

様々な指標がありますが、農業施策推進の主要な指標として、農業産出額は大きな意味を持つ数字だと思いますので、今回の順位の後退は大変残念に思ったところであります。

コロナ禍にあっては、縮小した販路への産地間競争はますます激化し、今後とも厳しい販売環境が続くのではないかと懸念しているところでもあります。

本県としては一刻も早く、宮崎牛をはじめ、本県が誇る宮崎ブランド品目等について、コロナ禍でも安定販売が可能な仕組みを構築し、本県農業の振興を図らなければなりません。

そこで、今回の令和2年農業産出額の公表結果を踏まえ、今後、農業産出額の向上に向けて、どのようなブランド対策に取り組んでいけるのか。これは知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 農業産出額は、本年度スタートした第八次長期計画においても、主要指標として位置づけられております。そういう中で今回、コロナの影響とはいえ、その減少に至ったことを大変残念に思っております。

農業産出額の増加を図るためには、生産量の増加や品質の向上に加え、消費者から選ばれる商品づくりなどのブランド戦略に基づく販売力の強化が重要と考えております。

県では、これまで関係機関と一体となって、みやざきブランドの確立に取り組み、国内外で高く評価されております、宮崎牛や完熟マンゴー「太陽のタマゴ」等のトップブランドを創出してまいりました。

そのような中で、近年のSDGsの広がりや新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、消費者の価値観や行動が大きく変化しておりまして、このような動きを的確に捉えたブランド戦略に再構築していく必要があると考えており

ます。

このため、本年度策定します「みやざきブランド推進方針」におきまして、環境に配慮した農業生産を推進するとともに、健康志向や簡便化志向などの「新たな価値観に対応した商品づくり」、食べる楽しさや知る楽しさを消費者に届ける「心をつかむファンづくり」など、これまで築き上げた信頼や品質をベースとしながら、時代の変化に調和した、新しいみやざきブランドの確立に努めてまいります。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

みやざきブランド推進方針がしっかりと本県農業を後押しできるよう、注視していきたいと思っております。

次に、農業者が減少する中、産地の生産力を維持・拡大していくためには、生産体制の再構築や、生産性向上に資する施設や機器の導入が必要です。

また、経験の浅い農家などでもベテラン並みの生産管理や効率的な作業を行うことができる、スマート農業の実装を加速させることが必要と考えます。

そこで、本県農業の生産力強化に向けて、新年度事業でどのような支援を行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 担い手の高齢化や減少により、産地の縮小が懸念される中、産地の生産力を高めるためには、生産基盤の強化と生産性の向上が重要であります。

このため、今議会でお願しております「土地利用型農業産地再編・強化対策事業」において、規模拡大を目指す経営体の農地の効率的な活用や高収益作物の導入に対する支援、経営の最適化に向けたシミュレーションを行うなど、水田を中心とした大規模経営体の育成により、

土地利用型農業の生産体制を構築してまいります。

また、国の事業などを活用したハウスの整備や農業機械の導入、ハウス環境を制御するスマート農業技術の実装、ピーマン等の周年栽培・団地化などの支援により、本県農業の生産力強化に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 水田を中心とした大規模経営体の育成との答弁もありましたが、農地流動化、圃場整備、コントラクターの育成等も、同時進行型での強化対策が不可欠であると考えます。

一方、ハウス整備との答弁もありましたので、野菜のハウス栽培強化について少し伺います。

令和2年の農業産出額をもう一度、本県と熊本県を比較いたしますと、本県の産出額は3,348億円で、熊本県との差は僅かに59億円でした。その内訳は、畜産部門は965億円、本県が勝っていますが、耕種部門は逆に1,016億円の差をつけられました。耕種部門のその大半は、野菜の産出額の差です。野菜は熊本県1,221億円に対し、本県はその約半分の681億円です。宮崎は、キュウリ生産は全国1位、ピーマン、ズッキーニは第2位。これらの施設野菜は、畜産の鶏、肉用牛、豚に次ぐ本県の主力であります。熊本には、トマトやイチゴなどで産出額を大きくリードされております。本県の農業産出額を押し上げるためには、耕種部門の主力である施設野菜の生産対策が重要なポイントになってくるものと、私は思っております。

ただ、一方で、生産に不可欠なハウスについては、老朽化しているものも多く、中には親子2代、40年、50年以上のものも聞いております。

そこで、施設野菜の産出額向上へ向けて、ハウス整備など生産基盤の強化にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 施設野菜の産出額の増加に向けては、生産基盤の強化が大変重要でありますことから、県では、国の事業を活用し、ハウス整備による担い手の規模拡大を推進するとともに、補強によるハウスの長寿命化の取組を支援しているところです。

また、近年のハウス価格の高騰や気象災害の激甚化に対応するため、県内で普及しているAP2号改良型ハウスと同程度の価格で、より耐候性の高い新たなハウスを、昨年度、地元のハウスメーカーと開発し、普及に着手しますとともに、飛躍的な生産性向上が期待できます高軒高ハウスの低コスト化の取組も進めているところです。

県といたしましては、これらの取組を通して施設野菜の生産基盤の強化に努め、産出額の増加を目指してまいります。

○日高利夫議員 コロナ禍や燃油高騰により、現状では設備投資に余力のない農家がほとんどでしょうが、アフターコロナを見据えた、しっかりとした生産施設整備の支援強化策を講じていただくよう、よろしくお願いたします。

さらに、本年度の国の補正で、産地生産基盤パワーアップ事業の中に、ヒートポンプ等の省エネ機器の導入を推進するとして、施設園芸エネルギー転換枠が新たに創設されたようです。

そこで、本県の施設園芸の化石燃料の削減にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県が、将来にわたり持続可能な施設園芸を目指すために

は、化石燃料を削減する取組を強化していく必要があります。

このため県では、国の事業等を活用し、ヒートポンプや保温資材等の普及を図りますとともに、ICTを活用した省エネルギー技術の導入を進めることとしております。

また、国においても、「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、営農型太陽光発電やバイオマス・小水力発電など、再生可能エネルギーの社会実装に向けた動きが加速していくものと考えております。

県といたしましては、こうした動きに的確に対応しながら、化石燃料削減の取組を進めてまいります。

○日高利夫議員 農家としても、ゼロカーボンの意義は十分認識しておりますので、長期的な支援策をしっかりと国へ要望していただきますよう、よろしくお願いいたします。

少し方向を変えます。

昨年の夏、県総合農業試験場を視察いたしました。防除用ドローン、アシスト機能付トラクター、ラジコン草刈り機など、無人化や少人数作業対応技術等を見学し、近未来の農業の省力化に大きな魅力を感じたところであります。

宮崎市佐土原町の61ヘクタールの敷地に110名程度の職員、令和4年度の予算書案には、試験研究経費として、農事試験費5,559万2,000円が計上されております。昨年度もほぼ同程度の予算額となっておりますが、農業を取り巻く環境が急速に変化する中で、時代を先取りした試験研究が今ほど求められる時代はないと思います。そういう中であって、ハウス農家を含め、水田や畑地営農等の耕種農家の生産振興には、総合農業試験場の果たす役割が大いに期待されるところであります。

では、耕種農業の振興に向けた総合農業試験場の役割と研究方針について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 総合農業試験場は、これまで時代の要請に応じて、多くの新品種や新技術を開発するなど、本県農業の振興を支えてきた技術開発拠点であり、農業を取り巻く環境が急速に変化する中で、その役割はますます重要になると考えております。

このため、農業情勢の変化を踏まえ、昨年6月に策定した試験研究推進構想の「スマート時代の農業を支える技術開発」「農業の魅力を活かし新たな価値を共創する技術開発」「持続的で安全・安心な農業を実現する技術開発」の3つを柱に、試験研究を進めているところであります。

これからも本構想に基づき、技術の高度化や革新的技術の開発で、生産現場の期待に応える試験研究を進めてまいります。

○日高利夫議員 3つの技術開発を答弁いただきましたが、新しい技術の導入は劇的に営農環境を変えてきました。

昭和50年でした。国富町の農協にキュウリの自動選別機が導入されたんです。我が家はハウス農家でしたから、高校時代、土日の午前中は部活、午後は夜の9時頃までハウスでキュウリの選別でした。自動選別機が導入されて、夜間の仕事がなくなったんです。本当に感激しました。

では、近年の総合農業試験場の主な成果について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 総合農業試験場における近年の主な成果としましては、キュウリでは、養液栽培において10アール当たり年間約50トンの超多収栽培を実現したほか、ピー

マンでは、複数の土壌病害と線虫に抵抗性のある「みやざき台木5号」を育成し、台木使用面積の約4割に普及しております。

また、水稻では、焼酎の醸造適性に優れる品種「宮崎52号」及び「み系358」を育成し、この2品種で加工用米作付面積の約6割を占めております。

さらに、茶では、新たな需要が期待される新香味茶を省力かつ安定的に製造できるドラム式萎凋機を民間と共同開発し、西臼杵を中心に普及が進むなど、農家経営において安定生産や所得向上に寄与しているところであります。

○日高利夫議員 十分な成果の状況がよく分かりました。公費によって運営される試験場は、単に試験研究のための試験場であってはならず、その成果が農家の所得向上等につながらなくてはならないと思います。今後とも、農家にとって頼りになる試験研究に取り組んでいただくよう、お願いいたします。

農作業における省力化、軽量化を図る取組は喫緊の課題であると考えますが、近年、総合的な農業技術のイノベーションに対応したスマート農業への取組が加速化されており、農家の皆さんは、スマート農業の実証、導入に大いに期待をしていると思います。

では、総合農業試験場において、今後、スマート農業や、みどりの食料システム戦略の研究課題にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農業のスマート化や、みどりの食料システム戦略の実現に向けては、経営品目や規模に応じた機器の選定、環境負荷低減と生産性確保の両立など、生産現場で活用できる技術をいかに確立し、普及できるかが鍵と考えております。

このため、総合農業試験場では、現場はもとより、国や大学、企業と積極的に連携し、スマート化では、ドローンでの生育診断や防除技術など、現場目線での評価や改良等を行い、また、みどりの食料システム戦略の実現では、脱炭素や化学肥料、化学農薬に頼らない栽培方法など、本県農業の実態に即した技術開発をスピード感を持って進めてまいります。

さらに、今年度から専門技術センターが試験場内に設置されましたことから、普及部門との連携を図り、現地課題の解決と普及に努め、本県農業の発展に貢献してまいります。

○日高利夫議員 私は、スマート農業やみどりの食料システム戦略を通して開発される農業技術は、将来の本県農業の振興を支え、ひいては農業産出額の安定増加につながるキーテクノロジーになるであろうと信じております。

そのためにも、本県では、国の取組と並行して、本県独自の活動を展開するため、他県に先んじて農業技術のイノベーションに関する専門の研究部署を試験場内に整備すべきと考えておりましたところ、今年度から、試験場内に専門技術センターが設置されたとの答弁がありました。スピード感のある技術開発に努めていただきますよう、お願いいたします。

本県の農業産出額の向上、農家所得の向上、そして日本の食料供給基地宮崎の確立を目指し、さらなる総合農業試験場のパワーアップに大いに期待し、次の質問に移ります。

次は、危機管理対策についてお伺いいたします。

まず、避難行動要支援者についてであります。近年の災害では、要介護認定を受けている方、視覚、聴覚、体などに障がいのある方、その他特に配慮を要する方などの、いわゆる要配

慮者の犠牲が多くなっております。

これらの被災者に対しては、その個々の状況に配慮して、災害時の情報提供、避難誘導、避難所への収容など、災害応急対策の実施に当たり、関係機関や消防団、自主防災組織、民生委員やボランティアなどとの連携による、きめ細かな対応が重要となります。

特に、この要配慮者のうち、災害発生時において自ら避難することが困難であり、特に支援を要する方、この避難行動要支援者については、国はハザードの状況等から、優先度の高い方について、おおむね5年程度で個別避難計画を作成することを求めています。なかなか市町村の作成が進まないとの報道がありました。災害時における要配慮者の避難対策は、人命に関わる極めて重要な対策であります。

では、県内の避難行動要支援者数及び個別避難計画作成の現状と課題について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（小田光男君） 県内の避難行動要支援者数は、令和2年10月1日時点で5万5,056人です。

改正災害対策基本法によりまして、この避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成が市町村の努力義務となりましたが、多くの市町村で進んでいない現状にあります。

課題としましては、「制度の趣旨が住民に浸透しておらず、積極的参画が得にくいこと」

「限られた人員で、要支援者ごとの生活状況を把握する必要があること」「実効性のある計画とするため、防災・福祉・自治会等、多種多様な人材の連携体制をつくる必要があること」等です。

県としましては、こうした課題を踏まえ、本年度3回にわたり研修会を開催し、制度の周知

や先進的取組の紹介を行ったところであります。

今後、市町村間の情報共有の場をつくるなど、支援してまいります。

○日高利夫議員 既に3回の研修会が開催されているとのことですが、今後、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の急激な増加が懸念されており、避難行動要支援者数も並行して増加、独居高齢者世帯も増加の一途と考えます。

発災時の行政支援にも限界があります。自治会、消防団、自主防災組織など、自主的な地域の組織力が頼みとなります。その基となる避難計画書です。早期策定に向け、しっかりと市町村への支援をお願いしておきます。

次に、災害時の指定避難所についてお伺いいたします。

指定避難所については、過去の災害において、全国で、避難所が浸水した事例や停電等が発生した事例が見られました。令和2年度の国の調査では、本県の1,279か所の指定避難所のうち、浸水想定区域内に立地する指定避難所数は、15市町村に244か所で、全体の19.1%、土砂災害警戒区域内に立地する指定避難所は、県内22市町村に237か所で、全体の18.5%、津波浸水想定区域内に立地する指定避難所は、県内7市町に106か所で、全体の8.3%であるとの報道等があったところであります。

これらの現状に対し、国は本年1月、指定避難所の指定や平時における準備、災害発生時の開設等に当たっては、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定することが望ましいこと、現に指定している場合は、代替施設を確保するなど

の対策を講じるよう、通知を出したところで
す。土砂災害警戒区域内の設置施設等が特に心
配されるところです。

では、本県の危険区域内に避難所が指定され
ている現状及び対応策について、危機管理統括
監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（小田光男君） 避難所は、
想定される災害の状況等を勘案し、市町村長が
指定しますが、指定後に危険区域となったもの
や、地形的に代替施設を確保することが困難な
現状もございます。

対応策としましては、危険区域外の施設へ見
直しをしている市町村もありますが、風水害の
激甚化により危険区域が広がる中、新たな設置
場所の確保が困難なことや、避難所と居住地が
離れてしまうデメリットもあることから、市町
村では、災害の状況と建物の安全性の確認を
行った上で避難所を開設するといった対応も
行っております。

また、山間部の市町村におきましては、土砂
災害警戒区域等に指定されている地域の住民
に、居住地の危険性を御理解いただき、離れた
安全な地域への早期の避難を呼びかけておりま
す。

○日高利夫議員 土砂災害の危険がある区域で
は、立ち退き避難が原則とされております。答
弁にある離れた安全な地域への早期の避難が、
自らの命を守る重要な避難対策となると思いま
すので、この点は、さらなる啓発の強化をお願
いし、次の質問に移ります。

次は、防災・減災対策についてであります。

先ほど、浸水想定区域の関係について質問し
ましたが、大雨や台風等による住宅浸水の多く
は、河川の増水による堤防決壊等が原因です。

平成30年には、倉敷市の真備町で8か所の堤

防決壊。令和元年は長野市の千曲川、そして令
和2年には、熊本の人吉市球磨川で2か所の堤
防決壊。我が国は国土面積の93%は河川流域か
ら成っており、国土面積の10%の洪水氾濫区域
に、人口の約50%、資産の約75%が存在してい
るとの公表もあります。

浸水被害を最小限に食い止めるには、平時よ
り水害リスクを認識した上で、堤防の危険箇所
などを正確に把握しておくことが重要と考えま
す。

河川法の適用を受ける本県の河川は、令和3
年4月1日現在で、1級河川が5水系で239河
川、2級河川が53水系239河川、準用河川が21水
系104河川であり、大淀川、五ヶ瀬川、小丸川、
えびの市の川内川の直轄管理区間については国
が、その他の河川の河川改修や災害復旧につい
ては、県と市町村が整備促進を図ることとなっ
ているようです。

では、河川事業における堤防の新設や既設堤
防の補強を実施する場合の県の考え方と実施河
川数について、県土整備部長にお伺いいたしま
す。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、甚大
な浸水被害が発生した箇所や堤防が脆弱で家屋
浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高いと
ころから、堤防の新設や補強を計画的に進めて
おります。

堤防の新設については、河川断面が不足する
箇所の流下能力を向上させるため、周辺の地形
や土地利用状況を踏まえて実施しております。

また、既設堤防の補強については、洪水時に
漏水等で堤防決壊のおそれがある箇所におい
て、堤防の幅を広げるなどの対策を行っており
ます。

現在、堤防の新設については20河川、既設堤

防の補強については4河川において、国の防災・安全交付金事業や県単独事業などにより、実施しているところであります。

○日高利夫議員 新設が20河川とは、意外と多いのかなと気になります。整備期間も長期に及ぶと考えますが、1年でも早い整備をよろしくお願いいたします。

河川の堤防は、洪水時の浸水を防ぐ最も重要な河川施設と言えます。本県においても、近年、河道掘削を主体とした積極的な河川災害対策が実施されており、地域住民の喜びの声をいただきます。

では、本県の堤防の新設・補強について、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策及び5か年加速化対策の取組状況を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、県民の安全・安心な暮らしを守るため、従来の防災安全交付金などに加え、国土強靱化対策の予算も活用し、治水事業を進めているところであります。

平成30年度からの3か年緊急対策では、耳川など3河川で堤防の新設を、一ツ瀬川など4河川で堤防補強を実施し、事業費は約26億円となっております。

また、令和2年度からの5か年加速化対策においては、祝子川など3河川で堤防補強に取り組んでおり、これまでの事業費は、令和3年度1月補正予算を含め、約14億円となっております。

○日高利夫議員 ここで、少し私の地元の問題についてお伺いいたします。

綾北川の左岸、小田爪地区には385メートルの堤防のない箇所があります。この地区には47戸の住居があり、さらに、陸上競技場、サッカー

場、テニスコート、スポーツ合宿施設等が整備されており、毎年、Jリーグや実業団駅伝、児童生徒学生等の合宿や各種大会でにぎわう、綾町自慢の総合スポーツ場があります。また、現代の名工、秋山眞和先生の「綾の手紬染織工房」もこの地区の一角にあり、町議会から防災対策としての堤防の新設を県や国にも要望しておりますが、この綾北川における堤防の新設について、今後の見通しを県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） お尋ねの綾北川の小田爪橋付近における堤防新設の地元要望箇所につきましては、国の管理区間となっております。平成30年6月に策定された大淀川水系河川整備計画で、堤防整備が位置づけられております。

国土交通省宮崎河川国道事務所に確認したところ、現在、大淀川水系では、浸水被害の発生状況などを考慮した上で、緊急性の高いところから河川整備を進めており、要望箇所の堤防の新設については、今後の進捗状況などを踏まえ、順次、計画的に推進していく予定と伺っております。

○日高利夫議員 大雨のたびに地域住民の不安は募るばかりです。国管理だからといって国任せにするのではなく、常に進捗状況を把握し、住民の安全・安心を図っていただくよう、早めの整備を何とぞよろしくお願いいたします。

次に、昨年7月、26人の死者を出した静岡県熱海市伊豆山土石流災害は、誠に信じ難い災害でした。しかし、この土石流災害は、不法な盛土による人災であるとの問題があり、このため国は、昨年8月に都道府県に対し、盛土総点検の実施を通知いたしました。最近、その調査結果が出たとのことであります。

では、盛土による災害防止に向けた総点検の結果と今後の対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 盛土による災害防止に向けた総点検は、土砂災害や山地災害をもたらすおそれのある区域として国が指定した重点点検エリアや、大規模盛土造成地などの盛土について、許可・届出等の必要な手続が行われているか、手続内容と現地の状況が一致しているか、災害防止のための必要な措置が取られているか、廃棄物の混入等がないかの4つの観点から、昨年末までに点検を行ったところがあります。

この結果、抽出された174か所の現地や申請書類を、関係法令の許可権者等である県土整備部、環境森林部、農政水産部及び市町村において確認したところ、現時点において、安全対策を講じる必要がある盛土は認められなかったところがあります。

現在、熱海市の災害を受け、国においては、全国一律の基準で規制を行う新たな法制度が検討されておりますので、その動向を注視してまいります。

○日高利夫議員 点検結果は大丈夫とのことですが、激甚化・頻発化する近年の自然災害、不法投棄などによる人災など、現場状況も刻々と変化いたします。

調査対象が174か所もあった盛土点検につきましても、今後とも市町村と連携し、定期的な点検を続け、さらなる防災・減災対策をしっかりとお願いし、次の質問に移ります。

次は、教職員のメンタルヘルス対策についてお伺いいたします。

学校教育は、児童生徒と教職員との、人と人としての人間的な触れ合いの中で行われるもの

であることから、教える側の教職員が、まずは心身ともに健康を維持しながら教育に携わることが重要です。

しかしながら、近年は、学習指導に加え、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など、学校や教職員に対する期待は高まるばかりで、心身に不調を来す精神疾患の教職員の増加が心配されており、教職員のメンタルヘルス対策の充実、推進を図ることが重要な課題となっております。教職員の精神衛生問題は、児童生徒の指導・教育の質にも少なからず影響を及ぼすのではと心配します。

ではまず、公立学校教職員のうち、精神疾患による休職者数について、5年前との比較や年齢別の状況を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度における公立学校教職員全体の休職者数は110名となっておりまして、このうち、精神疾患による休職者数は63名で、5年前の平成28年度の70名と比べて7名減少しております。

年齢別では、昨年度も5年前も50歳代以上の割合が最も多く、平成28年度は36名、令和2年度は31名と、約半数を占めております。

○日高利夫議員 休職者数は110名、このうち精神疾患による休職者数は63名とのことですが、5年前より休職者数が減少したとのことですが、精神疾患で苦しんでおられる先生方が63名もおられます。

また、年代的には50歳代が約半数とのことですが、中堅職員となるこの年代には、校内の仕事が集まりやすくなり、これに対しストレスが多くなるとともに、若手の教職員の人材育成に関わったり支援したりする余裕がなくなっていることなど、これは全国的な傾向のようでもあります。

長年頑張ってきた先生方が、50歳を過ぎて退職前に精神疾患で休職に追い込まれるような状況は、本来の教育現場の姿ではないと思います。

では、こういった方々のケアはどうなっているのでしょうか。教育委員会におけるメンタルヘルス相談体制等の現状と実績について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 教職員に対するメンタルヘルス相談体制につきましては、教職員経験者や臨床心理士による相談室を設置し、電話や面談、オンライン等により、教職員特有の生徒指導や学習指導に関する悩みはもとより、プライベートな悩みにも幅広く対応しております。

また、公立学校共済組合宮崎支部におきまして、県内各地の6つの医療機関による相談事業を実施するなど、職員が利用しやすい相談体制の充実に努めているところであります。

さらに、財務福利課内に看護師等の資格を持つ保健指導員を配置し、教職員の心身両面の相談に応じるほか、管理職等を対象とした研修会を実施し、メンタルヘルスの意識啓発を図っております。

なお、令和2年度におけるこれらメンタルヘルス対策事業の利用人数は、延べ880名となっております。

○日高利夫議員 相談室の設置や管理職の研修など、しっかりとしたケアができていますが、近年はオンラインによる健康相談が成果を上げているとも聞いております。

民間委託等も含め、ICTを活用した、さらなる相談体制等の充実・強化をお願いしておきます。

次に、休職からの復職支援について。公立学

校において、令和2年度に精神疾患による休職から復職した教職員数と、職場復帰までの支援対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度に精神疾患による休職から復職した教職員は30名であり、復職までの平均休職期間は324日となっております。

休職した職員の円滑な職場復帰に当たりましては、職場復帰トレーニングを実施しており、具体的には、校長が職員本人や家族、主治医と協議の上、計画を作成し、医師等で構成する教職員疾病審査委員会の審査を経て、原則4週間の現場でのトレーニングを行い、その結果等を踏まえ、再度、委員会で復職の可否を判断しております。

また、トレーニング期間中は、当該職員が臨床心理士に不安などを相談できる場を設けたり、復職後も保健指導員が電話やメール等でフォローを行うなど、再発防止に努めております。

今後とも、休職中の教職員が安心して職場に復帰できるよう、丁寧に支援してまいります。

○日高利夫議員 復職までの平均休職期間が324日と、約1年とのことですが、これは昨年伺った知事部局の148日と比較しますと、約2倍以上の期間を要していることとなります。

生徒指導や学習指導、保護者との連携など、教職員特有の問題があるようですので、慎重な対応が必要でしょうけれども、ジョギングとかウォーキングとか、水泳とか何でもいから、少しでも健全な身体を取り戻すこと、太陽の下で動き回って少しでも汗をかくこと、そういったスポーツによる復帰支援対策もぜひ検討いただくように要望をしておきたいと思っております。

次に、自己都合退職者や休職に伴う教諭等の

欠員に対する補充は十分に実施されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度に定年以外の自己都合により退職した教諭等は、小学校で40名、中学校で23名、県立学校で28名、合計で91名となっております。

また、年度の途中で自己都合退職や休職等により教諭等に欠員が生じた場合には、各学校において、常勤の講師を臨時的に任用しておりますが、常勤の講師の確保が困難な場合には、非常勤の講師を任用するなどして、授業や部活動などの教育活動に支障が出ないように対応しているところであります。

○日高利夫議員 支障が出ないように対応できるということですので、引き続きよろしくお願いしておきます。

コロナ禍において先生方も、これまでにない感染症防止対策に日々神経をすり減らされていることだと思います。無理をされている先生がおられないか、周りの早めの気づきが重要であると思っています。

教職員の精神疾患による休職は、その多くが業務量の増加や業務の質の困難化等による深刻な長時間労働に起因しているようであります。余裕のない教職員に、どうして子供たちに夢と希望が語れるのでしょうか。休職者や精神疾患者を増やさないためにも、午前中の我が党の二見議員の質問にもありましたように、教育現場における働き方改革を積極的に推進されるよう強く要望し、次の質問に移ります。

最後に、高岡警察署建て替えについてお伺いいたします。

県内の警察署で水害に最も脆弱な高岡警察署の建て替え問題につきましては、これまで有岡議員とともにお願いしてきたところでありま

す。

高岡警察署の整備につきましては、都城警察署の次と思っておりましたので、今回、令和4年度の当初予算において、都城警察署と高岡警察署の警察署建替調査事業費が計上されたことは、大変な感激であります。ありがとうございます。大雨により浸水してしまう現在地からの移転を長年お願いしてきたところであり、今回、建て替えの計画が示されたことから、ようやく念願がかなうと、宮崎西警察署構想に地域住民の期待は大変大きいものとなっております。

警察署建替調査事業につきましては、警察署建設に必要な敷地を確保するため、移転候補地の調査を実施されるものと聞いております。

そこで、高岡警察署の移転候補地の選定条件と決定方法、事業計画について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 移転候補地の選定条件につきましては、警察法施行令第5条第2号において、警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他の事情を参酌して決定することと規定されております。

決定方法につきましては、警察本部において、調査事業の結果や人口動態、犯罪や交通事故の発生件数などの治安情勢及び過去の災害状況などから総合的に判断して、決定することとしております。

事業計画につきましては、令和4年度に土地調査を開始し、令和12年3月に供用開始を予定しておりますが、各業務の効率化と工法の研究などにより、可能な限り短縮できるように努め、早期の整備に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 近年、災害等が激甚化・頻発

化する中で、警察署は治安・防災上の重要拠点となります。候補地の決定については、関係自治体や住民の声を十分反映できるような移転先の選定をしていただき、地域住民の安全・安心を守る高岡警察署を1年でも早く整備していただきますよう、知事、そして警察本部長、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本年度退職される皆様方、大変お疲れさまでした。さらなる今後の御活躍と御健勝を御祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の川添博でございます。13年ぶりの登壇となります。一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。また、この場に送り出してくださいました有権者の皆様の御支援に、心より感謝を申し上げますとともに、県議会議員としての職責の重さに、改めて身の引き締まる思いであります。また、本日は多くの方に傍聴いただきまして、感謝申し上げます。

冒頭、新型コロナにより亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にはお悔やみを申し上げます。そして、多くの病院の医療従事者や保健所職員の方々、また関係する県職員や自治体職員の大変な御労苦に敬意と感謝を申し上げます。

コロナ禍で苦しんでいる人々を支援し、傷んだ産業や地域経済を立て直していきたい。また、人口減少の中で持続可能な地域社会をつくり、誰もが誇りを持って生きていける宮崎を未来の子供たちに継承していきたい。本日はそういった思いで、財政や人口減少問題、また農政や災害対策などの県政の諸課題について、少しでも議論を深められればと思いますので、明快

な御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。

私は、銀行マンとして長年にわたり企業への融資業務に携わってくる中で、地方財政にも大きな関心を持ってきたところであり、県政の諸課題に適時適切に対応しようとしても、ない袖は振れないわけでありまして、何よりも財源の確保が不可欠であります。

まずは、財政問題についてお伺いいたします。

本県の令和4年度一般会計当初予算案は、19年ぶりに6,400億円を上回る規模となっておりますが、社会保障関係費や防災・減災対策、人口減少対策等、今後、必要な予算はさらに増えてくると思います。そのような中、行政サービスを維持していくためには、国が地方の財源をしっかりと確保していくことが重要であります。

そこでまず、予算編成をする上では、財源の確保が大変重要だと考えますが、令和4年度当初予算編成における財源はどのように確保されたのか、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

本県は、自主財源比率が4割程度であり、自主財源に乏しいことから、国からの財源をしっかりと確保することが重要と考えております。

そのため、地方交付税や新型コロナの交付金など、県民へ必要な行政サービスを届けていくための財源確保に向けて、国への要望活動に取り組んでまいりました。

その結果、地方交付税は、令和3年度中の法

人関係税収の減額精算の影響などによりまして、対前年度比1.7%の減となりますが、必要な額は確保できる見込みであります。

また、新型コロナの交付金につきましては、国の令和3年度補正予算で増額され、本県の地方単独事業分として、68億円の限度額が示されたところであります。

これらの財源や地方財政措置の有利な県債などを活用しながら、総合的な新型コロナ対策や国土強靱化対策、ポストコロナに向けた社会づくりなどにしっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○川添 博議員 当初予算案は財源面で工夫されながら編成されたとのことですので、ぜひ、新型コロナ対策をはじめとする県政の諸課題の解決に向けて、しっかりと進めていただきたいと思います。

一方で、今後の中長期の財源確保については、国も巨額の国債を発行し、コロナ対策等を行っていますので、不安も感じています。特に、地方向けの補助金や地方交付税は数十兆円になりますので、財務省も厳しい対応をされてくるのではないのでしょうか。

このようなときこそ、全国知事会の活動が重要になります。知事は、全国知事会地方税財政常任委員長として、自民党本部の高市政調会長をはじめ、多くの国会議員の方に直接会って要望をされています。しかし、こうした活動は、県内で詳しく報道されておりません。この機会に、これまでの活動についてお聞かせください。

また今後、地方の財源確保に向けては、どのような課題があり、都道府県の規模も様々ある中でどう取り組んでいかれるのか、大変関心を持っております。

そこで、地方税財政常任委員長としてのこれまでの活動と今後の地方財源の確保・充実に向けた課題、取組について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 地方税財政に関する要望活動につきましては、全国知事会の会長をはじめ、各知事と緊密に連携しながら、地方の実態を踏まえ、国の理解が得られますよう、適切なタイミングを捉えて、工夫しながら行っているところであります。

今年度につきましては、計10回上京しまして、官房長官をはじめ、財務、総務、地方創生担当の各大臣、さらには、自民党、公明党の幹部に対し、地方財源の確保・充実を要望してきたところであります。

これによりまして、今回最も大きな課題となりましたのは、コロナ対策財源であります。この必要額の確保に努めるとともに、地方一般財源総額を今後3年間、実質的に同水準とする政府方針が延長されるなど、本県を含め、各自治体が安定的に財政運営を行える基盤というものを整えてきたところであります。

今後の課題としましては、コロナの感染状況に応じた対策財源の確保や、社会保障関係費の増加などを見据えた地方一般財源総額の確保・充実等が挙げられます。

また、御指摘がありましたように、国を併せて考えますと、国家財政も国債返済残高が1,000兆円を超えるという大変厳しい状況にありまして、国、地方を通じた財源確保の取組が大きな課題となってまいります。

引き続き、このような財源の確保を通じまして、全国の自治体がコロナ禍を克服し、地方部と都市部が共に輝く未来を創生できるよう、地方の声をしっかりと届けてまいります。

○川添 博議員 人口規模も財政事情も異なる

都道府県を取りまとめて、一枚岩となって行動していくには、想像を絶する御苦労もあるかと思えます。ただ、これから中長期の視点で地方の隅々までお金が回っていくような、税財政の抜本改革と地方における積極的な財源確保に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。財源の確保が何をおいても重要ですので、この地方の声をしっかりと国に届けていただくよう、引き続きの御尽力をお願いいたします。

それでは、県政の諸課題に関する質問に入ります。

まず、人口減少対策について。

本県の人口は、平成8年の約117万7,000人をピークに減少の一途をたどっております。今後、人口減少により消費が落ち込み、地域経済は縮小し、何より経済活動を支える生産年齢人口が減少することで、高齢化率の上昇とも相まって、地域社会を維持・継続していくことが困難となるおそれがあります。

知事は、人口減少対策を一丁目一番地に掲げていらっしゃると思いますが、私も、地方が抱える最大にして最重要の課題であると考えます。

そこでまず、令和2年国勢調査における本県の人口は、10年前の調査と比較してどれくらい減少しているのか。また、全国と比較して人口の増減率はどのような状況か、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 令和2年の国勢調査におきます本県の人口は106万9,576人で、10年前の平成22年国勢調査と比べますと、6万5,657人の減少となっております。

この間の人口の増減率は、本県がマイナス5.8%、全国がマイナス1.5%となっており、全国の順位で言いますと、30番目となっております。

○川添 博議員 全国と比較した人口の増減率

は、全国平均の4倍近く減少率が高く、本県にとって人口減少対策が喫緊の課題であることが、改めてデータからも分かります。

そこで、自然減対策として、出生数の増加を図ることが不可欠ですが、そのためには、結婚を望む人が結婚しやすい社会の実現が求められます。

厚生労働省の調査から本県の婚姻数の推移を見ますと、平成30年は4,637組、令和元年は令和婚の効果もあったのか、4,633組と前年並みとなったものの、令和2年は4,148組と大きく落ち込みました。

また、令和2年の平均初婚年齢についても、男性30.2歳、女性29.1歳と、10年前の平成22年と比べると、男性は0.7歳、女性は0.8歳遅くなっています。このように本県では、未婚化や晩婚化が進んでいる中、人口減少対策を進めるには、結婚支援対策が非常に重要となっております。

そこで、県の結婚支援事業について、これまでの実績と今後の取組を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、結婚を希望する男女に出会いの場を創出するため、平成27年度に「みやざき結婚サポートセンター」を開設し、1対1のマッチング支援等を行っております。

センターでは、開設から今年1月末までの約6年間に4,116件のマッチングを実施し、このうち、交際に進まれた方が1,444組、結婚された方は116組となっております。

さらなる婚姻数の増加を図るためには、特に若い世代をターゲットにした新たな取組が必要でありますことから、今議会で、結婚や家庭についてのポジティブなイメージの醸成を図る動

画の制作や、センターの会費減免により会員登録を促進する事業をお願いしているところであります。

今後とも、これらの取組を通じて、出生数の増につながる結婚支援対策を推進してまいります。

○川添 博議員 ある程度、効果が出てきているようですが、さらなる婚姻数の増加に向けて、民間事業者とのコラボとかも含めて、引き続き結婚支援対策の推進をお願いいたします。

また、人口減少対策には、社会減の抑制に取り組むことも必要であります。15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口につきましても、令和2年国勢調査と10年前の調査を比較すると、本県の生産年齢人口は約10万人の減、増減率はマイナス14.8%と、全国平均のマイナス7.3%の2倍以上の減少率となっております。

若者の県外流出が大きな要因の一つであると考えます。その対策として、県内就職の促進が必要であると考えますが、県立高校生の県内就職率向上のための取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、県立高校生の県内就職率向上のため、平成28年度より、関係部局や労働局などと一体となり、企業見学会やインターンシップ、職業講話などの取組を開始しました。

あわせて、県内6地区に就職支援エリアコーディネーターを配置し、地元企業の求人開拓や、企業と学校をつなぐエリアネットワーク会議などの取組を継続して実施してまいりました。これらの成果としまして、県内就職率は6年連続で上昇してきているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも引き続き、関係機関や地元企業と連携し、県内就

職の促進に向け積極的に取り組んでまいります。

○川添 博議員 県立高校生の県内就職率が平成28年度から6年連続で上昇しているということで、評価に値すると思います。これは、県教育委員会の取組はもとより、県内企業が魅力の向上に取り組んでいただいていることも要因ではないかと考えます。

とはいえ、全国で見ると、まだまだ低い状況ですので、県内就職率の高い都道府県における取組の研究を含めて、引き続き積極的な取組をお願いいたします。

次に、U I Jターンの促進について。私は、せっかく本県で生まれ育った若者が、都会への憧れや給料の高さなどに魅力を感じて県外へ就職や進学し、そのまま県外へ根づいてしまうことを、とても残念に思っています。この流れを少しでも変えていくためには、U I Jターンを希望される方が安心して移住できるよう、就職先を確保していくことも重要と考えます。

そこで、U I Jターン者の中途採用の促進について、県の取組を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） U I Jターン者の中途採用の促進につきましては、これまで、就職希望者と県内企業等をマッチングするサイト「ふるさと宮崎人材バンク」の運営や、直接、県内企業を訪問しての求人開拓などを行っております。

また、県内外に4か所設置しております宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターの移住・就職相談員が、人材バンク登録者からの就職に関する相談に応じるほか、県内企業情報や就職説明会の開催を案内するなど、きめ細かい対応を行っております。

これらの取組の結果、人材バンクの登録者のうち、県内企業等に内定した方は、平成30年度105人、令和元年度133人、令和2年度が167人と年々増加しております。

今後とも、国や市町村と連携し、UIJターナーの中途採用の促進に積極的に取り組んでまいります。

○川添 博議員 引き続き、国や市町村とも連携しながら、積極的で、きめ細かな取組をお願いいたします。

また、新型コロナの影響により、都市部から地方への移住に対する関心がこれまで以上に高まっています。この地方回帰の流れを捉え、本県への移住を促進していくことが、地域の担い手の確保や地域社会の維持にもつながっていくのではないかと思います。

そこで、移住の促進に向けた情報発信や移住者への支援策と、本県への移住の実績について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、県内外4か所のひなた暮らしUIJターナーセンターにおきまして、移住相談への対応や情報提供等を行いますとともに、ホームページやセミナー、専門誌等を通じた情報発信を行っているところであります。

また、本県への移住を後押しするための施策として、一定の要件を満たす移住者の皆様に、市町村を通じて最大100万円を支給する移住支援金制度を実施しております。

このような取組によりまして、県及び市町村が実施している施策を通じて把握した移住世帯数につきましては、平成30年度が471世帯、令和元年度が558世帯、令和2年度が755世帯と、増加傾向となっております。

県といたしましては、人口減少の抑制を図る

上で、移住施策は大変重要と考えておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○川添 博議員 引き続き、この地方回帰の流れをしっかりと生かした積極的な取組をお願いいたします。

さらに、場所を選ばない働き方の一つとして、リモートワークや、都会の喧騒から離れた場所でリモートワークをしながらバケーションを組み合わせて過ごすワーケーションが注目されています。

地方暮らしにも関心が高まる中、本県は豊かな自然や食、そしてホスピタリティあふれる県民性など、高いポテンシャルを持っていると思います。

そこで、県外の方に本県の魅力を体験していただくことも重要と考えますが、将来的な移住者の確保という観点から、リモートワークやワーケーションの取組をどのように進めていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 地方回帰の流れを捉えるためには、移住者に対する支援はもとより、本県に興味・関心を寄せる方をターゲットにした取組も大切であると認識しております。

このため、今議会をお願いしております「みやぎの魅力体感・つながり創出事業」では、本県への移住を検討している方を対象に、リモートワークとサーフィンなどの趣味をセットにした短期滞在型のプログラムを提供することとしております。

また、「ワーケーション受入推進強化事業」では、本県と継続的なつながりを求める都市圏の企業と市町村とをマッチングさせ、ワーケーションを受け入れていくこととしております。

これらの取組を通じまして、関係人口の創出や拡大を図り、将来的な移住者の確保につなげてまいります。

○川添 博議員 以上、人口減少対策について、自然減と社会減対策の観点から質問してまいりました。人は財産であり、県土の持続的な発展の礎は、まさに人ですので、引き続き、あらゆる施策を総動員して、対策のさらなる強化に取り組んでいただきたいと思います。

次に、農林業における担い手対策についてであります。

新型コロナの影響により低迷する経済を回復させるためにも、基幹産業である農業を成長エンジンにして、本県の優位性を生かし、現在、全国第6位の3,348億円となっている農業産出額を倍増させるぐらいの取組が必要ではないかと考えています。その前提として、担い手の確保が必要となるわけですが、本格的な人口減少、少子高齢社会を迎える中で、本県でも農業従事者の減少、高齢化が進んでおります。

農業の担い手対策は、喫緊の課題であると考えます。中でも、新規就農を希望する若者が増加しており、令和2年の本県の新規就農者数は408人となったようですが、今後ますますの増加が期待されるところであります。

しかしながら、新規就農に当たっては、知識や技術が十分でないことや、農業で生計を立てていくことの難しさ、また不安や悩みの声が聞かれるところであり、これらの不安や悩みを解消するための支援が不可欠であると考えます。

そこで、新規就農者の確保に向けた課題とその対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 新規就農者の確保につきましては、技術の習得に加えて、経営が軌道に乗るまでの収入や、経営開始に必要な

な初期投資などの課題があると認識しております。

このため、関係機関・団体と連携して、県内13か所のトレーニング施設等における技術習得に向けた研修や、経営の早期安定に必要な資金の交付を実施しております。

また、今議会でもお願いしております「みやぎ新規就農者育成総合対策事業」において、新たに農業経営を開始する方の農業機械等の導入を支援し、初期投資の負担軽減を図ることとしております。

県としましては、引き続き、就農に向けた計画づくりから就農・定着まで、切れ目ない支援を実施することにより、本県農業の将来を担う担い手の確保に取り組んでまいります。

○川添 博議員 本県での就農に希望を持って取り組めるよう、引き続き切れ目のない支援をお願いいたします。

一方、農業従事者が減少する中、新たな農業の担い手として、企業等の他産業からの農業参入も、地域の雇用の受皿ともなり、農業人口の維持・拡大にもつながる取組として、さらなる推進が必要ではないかと考えます。

しかしながら、参入する地域や生産・販売における近隣の農業者、農業団体との連携などが必要であり、参入には、企業といっても様々な障壁や課題があると思います。行政による参入支援は、不可欠な取組であると考えます。

そこで、他産業からの農業参入に向けた取組状況と参入した法人数について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農業の担い手が不足する中、他産業からの農業参入は、地域農業の新たな担い手や雇用の受皿を確保する上で大変重要であると認識しております。

このため県では、関係機関・団体と連携した参入前後の相談対応に加え、首都圏での展示商談会への共同出展などにより、誘致に意欲的な市町村の取組を支援し、地域と調和した農業参入を推進してきたところです。

この結果、本県農業に参入した法人数は、令和3年1月1日現在で154法人となっており、5年前の平成28年から30法人増加しております。

今後とも、市町村・団体等と連携し、他産業からの農業参入を推進することにより、農業生産を担う多様な人材の確保に努めてまいります。

○川添 博議員 他産業からの農業参入は、地域においては期待が大きい一方で、不安もあると思われますので、きめ細かな対応をお願いいたします。

少し話題を変えまして、キュウリ生産者の方とお話をする中で感じたことを紹介いたします。

この方は、御夫婦で管理が可能な小規模の経営で、スマート農業は省力化に有効で収量アップにもつながるため導入してみたいが、初期投資が大きいこと、温度、湿度等の膨大なデータの活用方法が分からないことなどの理由から導入をためらう農家もいるということでした。

本県の新規就農者は、施設園芸で経営を始める割合が高いと聞きます。施設園芸に取り組む担い手が、生産性を向上することで経営を安定させ、また、さらに発展させることが望まれますが、そのためには、施設園芸におけるスマート農業の普及が重要であると考えます。

そこで、担い手の経営安定に向けて、施設園芸のスマート農業技術の普及にどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県では、施設園芸のスマート農業技術の普及に向け、若手農業者グループ等に対して、温度、湿度などの環境測定データを活用した栽培管理を支援しており、収量の増加等の成果が見られる一方で、膨大なデータの効率的な分析といった課題が明らかとなったところであります。

また、規模の大小にかかわらず、より多くの農業者にスマート農業技術を使いこなしていただくためには、適切に指導できる人材の育成も必要であります。

このため、今議会でもお願いしております「みやざき農業DXスタートアップ事業」により、データ分析ツールの開発や、指導人材育成のための研修会の開催等に取り組み、担い手の経営安定につながる施設園芸のスマート化を進めてまいります。

○川添 博議員 部長も課題を認識されていますように、特に小規模農家では、IT化やスマート農業技術の本格的な導入はあまり進んでいないと思われます。データ分析力よりも、長年の経験則に頼りがちです。目まぐるしく変化する気象条件への対応は、非常に繊細で難しい面があります。また、作業の効率化や軽量化の課題もあります。

とはいえ、本県は全国有数の食料供給基地でもあります。この優位性を生かし、農業産出額の増加を図るには、生産基盤のさらなる強化による生産量の増加や品質の向上に加え、消費者から選ばれる商品を作り出すことによる販売力の強化が大変重要であると考えます。

これに加え、意欲ある担い手の確保・育成にもしっかりと取り組むとともに、本県の農産物が安定的に売れ続けることが重要ですので、国内にとどまらず、海外輸出も視野に入れた取組

が進んでいくことを期待いたします。

関連して、林業分野における人材の確保・育成についてですが、令和4年度予算の重点施策において、2050年ゼロカーボン社会づくりを掲げる中、温室効果ガスの吸収源である天然で豊かな森林づくりが重要であります。

本県では、豊富な森林資源が全国に先駆けて充実し、主伐期を迎えている一方で、林業就業者数が減少しております。

森林を多く有する本県の優位性を維持し、ゼロカーボン社会を実現するための森林づくりの担い手対策が急務と考えます。

そこで、林業における人材の確保・育成について、県はどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林業における人材の確保・育成対策につきましては、県内外での就業相談会の開催や、移住相談会での企業情報の提供に加え、若者向けに、SNSや求人情報サイトを活用した林業の魅力発信に努めるとともに、学生等のインターンシップ受入れ支援など、新規就業者の確保に取り組んでおります。また、働きやすい環境づくりを促進するため、福利厚生や労働安全衛生の充実に対し支援を行っております。

また、「みやざき林業大学校」において、就業に必要な資格の取得や、ICTを活用した最新技術などの研修に加え、林業事業体等が講師となった現場実習など、実践的な技術を備えた即戦力となる人材を育成しております。

今後とも、こうした取組を積極的に推進し、本県林業を牽引する人材の確保・育成に努めてまいります。

○川添 博議員 ゼロカーボン社会づくりに向けて、全国有数の林業県である本県の優位性を

維持するためにも、引き続き積極的な取組をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について。

この第6波の状況を見ますと、感染リスクは誰にでもあり、いつ誰が感染してもおかしくない状況であります。

学校において、児童生徒への偏見や差別による誹謗中傷はないのか、不安を感じている児童生徒がいるのではないかと危惧しております。

そこで、新型コロナウイルス感染症にかかった児童生徒に対する偏見や差別を生まないための教育や、心のケアに係る取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため、児童生徒や教職員向けに資料を配付するなど、各学校において適切な指導がなされるよう、機会を捉えて、全ての公立学校にお願いしてまいりました。

加えて、保護者向けにも資料を配付し、正しい情報に基づき、冷静に行動していただくよう、相談窓口も含め、啓発に努めたところでございます。

また、心のケアに関しましては、罹患した児童生徒が安心して学校生活に戻れるよう、スクールカウンセラーを増員したり、相談体制を強化するなど、必要な対策を講じたところであります。

今後も、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の防止に向けた取組を、継続してしっかりと行ってまいります。

○川添 博議員 令和3年2月には、「STOP! コロナ差別～オールみやざき共同宣言～」も出されています。私たちは、お互いを思いやる心と優しさを忘れず、この状況を県民一丸と

なって乗り越えなければならぬと考えます。

また、最近では、感染を恐れて登校しない生徒も散見されると聞いております。今後さらに、学校現場においては状況をしっかりと把握して取り組んでいただきたいと思います。

次に、学校行事の中で、特に修学旅行は一生の思い出となる非常に重要な行事であります。修学旅行は、いつもとは異なる場所でよりよい人間関係を築くことができる、またとない機会です。

そこで、修学旅行を可能な限り実施できるようにすることが必要と考えますが、小・中・県立学校の昨年度と本年度の実施状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初の計画どおりには修学旅行の実施が難しい状況でありました。そのため、県教育委員会では、各学校が修学旅行を可能な限り実施できるよう、県内の見学先や体験先を開拓したり、商工観光労働部と連携し、県内修学旅行を後押しする事業に取り組んだところであります。その結果、昨年度は、小学校98%、中学校38%、県立学校48%が何とか実施できた状況でありました。

また、本年度は、県の支援策に加え、各学校が感染状況を考慮し、行き先や日程を前もって工夫した結果、現時点までに、小学校99%、中学校78%、県立学校71%が実施できている状況にあります。

○川添 博議員 新型コロナの影響下にありながら、県教育委員会や各学校が実施に向けて工夫されてきたことがよく分かりました。今後とも、修学旅行の意義や教育的効果を踏まえ、可能な限り実施できるよう対応をお願いいたします。

ここまで、教育現場における対応を質問してまいりましたが、最前線で対応に当たっている保健所が、非常に大変な状況であります。保健所職員の時間外勤務も、令和元年度から令和3年度にかけて増加しており、業務負担は増してきております。特に保健師は、疫学調査や自宅療養者への対応、さらには高齢者や障がい者施設における患者発生時の感染対策のアドバイスなど、業務が多岐にわたっております。

全国的に保健所の体制が十分ではないという報道もある中、県の保健所に配置している保健師数の近年の増減と、あわせて保健所における新型コロナ対応の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナ対応などにおきまして、県の保健所の中核を担っております保健師については、令和3年度と10年前の平成23年度の人数を比較しますと、約2割の増となっております。

一方で、新型コロナ対応によって、保健師をはじめとする保健所職員の業務は増大しており、これまで、相談や検体搬送等の業務を外部委託するほか、会計年度任用職員の活用も進めてきたところであります。

このような中、第6波におきましては、新規感染者数が過去最大を記録し、保健所における疫学調査や検体採取などの業務が大幅に増加したことから、庁内各部局のほか、市町村の協力もいただき、1日当たり最大約70名の支援を行うなど、全県的な体制で新型コロナの対応に当たっているところであります。

今後とも、保健所職員の負担軽減を図るとともに、保健所がその機能を十分に果たせるよう、必要な体制整備に努めてまいります。

○川添 博議員 保健所業務の中核を担う保健

師は、10年前と比べて約2割増員されており、新型コロナ対応についても、外部委託や庁内各部局、市町村の協力も得ながら、保健所の負担軽減に努めているとのことであります。少し安心しましたが、引き続き、例えば時差出勤のような柔軟な運用なども含めて、負担軽減の対策をお願いいたします。

次に、防災・減災対策についてであります。

南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が70～80%と言われ、自然災害も地球温暖化等の影響により、頻発化・激甚化する傾向にあるなど、これまで以上に防災・減災対策の重要性が高まっております。

去る1月22日の深夜には、日向灘沖でマグニチュード6.6、延岡市と高千穂町で震度5強を観測する地震もありました。近い将来の南海トラフ地震の発生を危惧するばかりであります。

そこで、南海トラフ地震対策について。県では、令和2年3月に地震・津波による被害想定の見直しを行い、その結果を公表されたようですが、南海トラフ地震による津波等の被害想定はどうなっているのか。また、防災・減災対策の取組により、どの程度被害を軽減できているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（小田光男君） 南海トラフ地震の被害想定におきましては、最新の知見で考えられる最大クラスの地震・津波により、県内で最大17メートルの津波高を予測しており、人的被害は1万5,000人、建物の全壊が約8万棟としております。

これらの被害を軽減していくため、県では、「新・宮崎県地震減災計画」を策定し、建物の耐震化率や早期避難率を高めることや、津波避難場所の確保、避難訓練の実施等により、人的被害を2,700人に軽減できると見込んでおりま

す。

県としましては、今後とも引き続き、河川・海岸施設の整備や地震・津波に強いまちづくりを進めるとともに、要配慮者の支援対策の充実、県民への防災意識の啓発など、ハード、ソフト両面での防災・減災対策を講じることにより、人的被害を限りなくゼロにすることを目指し、しっかりと取り組んでまいります。

○川添 博議員 県内で最大17メートルの津波を想定しているとのことでした。このような巨大な津波が襲ってくるとなると、沿岸部にお住まいの方は、できるだけ早く、高くて安全な場所へ避難しなければなりません。そのために、沿岸部の自治体においては、津波からの避難場所を十分に確保することが大変重要と考えます。

そこで、県も市町村と連携して、津波からの避難場所を確保すべきと考えますが、県の取組状況について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（小田光男君） 南海トラフ地震による巨大な津波から命を守るためには、住民一人一人が迅速に安全な場所に避難することが重要です。

このため、沿岸市町においては、民間ビルや公共施設、高台等の活用による津波避難場所の確保に努めるとともに、近くに安全な避難場所がない地域には、津波避難タワー等を整備するなどの取組を進めております。

県におきましては、大規模災害対策基金を活用し、市町の津波避難タワーや避難経路の整備、避難場所における資機材の購入や避難訓練の実施などに対し補助しているところであります。

県としましては、今後とも県民の防災意識の向上に努めるとともに、引き続き沿岸市町の取

組を支援してまいります。

○川添 博議員 私の地元木花地区は、南海トラフ地震による津波浸水想定区域内にあり、宮崎市の津波ハザードマップを見ますと、地区の多くが2メートル以上5メートル未満の浸水が想定されています。

津波からの避難対策は、県民の生命を守るために大変重要な取組ですので、避難訓練の徹底を含め、引き続き沿岸部の自治体と連携した取組をお願いしておきます。

また、南海トラフ地震では、多くの建物が被害を受けるということですが、被害を受けた住宅に住む方々を支援するためには、応急仮設住宅が必要になります。この建設用地の確保については、どのようにされているのでしょうか。被災者の一刻も早い支援を行うためには、被災後ではなく、事前に準備をしておくことが重要であると考えます。

そこで、被災者支援のために必要となる応急仮設住宅建設用地の確保状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 南海トラフ地震による住宅被害により必要となる応急仮設住宅の戸数は、東日本大震災における応急仮設住宅の建設状況を参考に試算した結果、約4万5,000戸と想定しております。

このため、宮崎県地域防災計画に基づき、県内各市町村において、公園などの公共用地を活用し、令和2年度末時点で、約4万6,000戸分の応急仮設住宅建設用地を確保していただいております。

さらに、被災後に応急仮設住宅を速やかに建設できるよう、関係団体と、災害時における協定を締結しております。

今後とも、市町村や関係団体と連携を図り、

被災者の居住の安定に努めてまいります。

○川添 博議員 応急仮設住宅の建設用地や災害発生後の体制については、十分に確保できていることが分かりました。今後も、災害時にできるだけ速やかに応急仮設住宅を建設し、被災者への支援が十分行えるよう、体制の充実をお願いいたします。

また、一刻も早い被災者支援には、県営住宅などの空き室等の活用も有効ではないかと思っておりますので、検討をお願いしておきます。

また、昨年7月の静岡県熱海市で発生しました豪雨被害に見られるように、近年、気候変動の影響により、自然災害のリスクが高まっております。県内では、昨年9月の台風14号の影響により、平野部を中心に大雨となり、特に宮崎市内海地区では、斜面が崩壊し、国道220号やJR日南線が通行止めや不通になるなど、県民生活に大きな影響を及ぼしました。

この大雨の影響により、宮崎空港の南側を流れる蠣原川で、広範囲な浸水被害が発生しました。この蠣原川では、これまでも台風や集中豪雨による内水氾濫が度々発生し、農地の浸水や国道220号である宮崎南バイパスも一部冠水することがありました。災害時において、救急車両等の通行が遮断されるおそれもあるため、地元では浸水対策を望む声が上がっております。

そこで、蠣原川周辺の浸水対策について、河川管理者の取組を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 蠣原川は、清武川の支川であり、洪水時に清武川本川の水位が上昇した際には、蠣原川の水が排出できずにあふれる、いわゆる内水により、広範囲の浸水被害が発生している状況にあります。

このため、清武川との合流点付近には、農地保全を目的とした排水ポンプ場が整備され、現

在、宮崎市が管理しております。

午後2時39分散会

河川管理者としましては、蠣原川の勾配が非常に緩く、河川改修の効果が期待できないことから、排水ポンプの機能が十分に発揮できるよう、河道内の堆積土砂除去に取り組んでいるところであります。

今後とも、宮崎市や関係機関と連携を図りながら、適切な維持管理に努めてまいります。

○川添 博議員 蠣原川の形状の問題もあって、抜本的な対策は現状では難しい中、河川管理者として、河道内の堆積土砂の除去を毎年実施していただいているようです。

しかしながら、現状の浸水対策では被害を防ぎ切れず、引き続き、あらゆる選択肢の研究・検討をお願いしておきます。

今回の一般質問に向けて、関係部局と意見交換をさせていただく中で、県政の諸課題に対して、県の現状認識や取組状況を伺い、改めて課題解決は一朝一夕にはいかないと痛感いたしました。

しかしながら、それらの課題解決に向けて、一歩ずつでも前進させ、安全・安心な暮らしを確保し、県土の持続的な発展の道筋を示すことが、政治と行政の責務であると考えております。日々、私も精進してまいります。

最後に、3月末で退職される職員の方々の長年の県政への御尽力に感謝申し上げますとともに、これからの御活躍をお祈りいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

3 月 2 日 (水)

令和 4 年 3 月 2 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	冨師博規	(無所属の会 チームひびか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	横田照夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	右松隆央	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	二見康之	(同)
26番	日高陽一	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	野崎幸士	(同)
34番	徳重忠夫	(同)
35番	日高博之	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	濱砂守	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
選挙管理委員長	茂雄二彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。早速、質問に入ります。

新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認された令和2年1月から早2年が経過し、3年目に突入している現時点におきましても、いまだ感染の収束が見通せないコロナ禍であります。

我々も2年間、マスクをして普通に過ごしておりますけれども、時々改めて見ますと、やはりこの光景というのは異常です。そんな感じがしております、もう2年です。

未知なる感染症への対応ということで、日本だけではなくて、世界的にも試行錯誤しながらというのは否めません。2年間で得た知見がある一方、厄介なことにウイルスは変異していくようでありますので、これまで成功してきた対応では十分な効果が得られない場合もあると考えます。国内外の対応状況を十分に参考にしながら、県の対応方針を決めていただきたいと思います。

この2年間、河野知事におかれましては、県独自の緊急事態宣言など、その時点、時々で状況を見極めながら、知事の責任の下に難しい判断を迫られていたと察します。そして、その節目節目で、知事自らが自身の言葉で県民へ情報発信を行う姿に、深く敬意を表します。

さて、現在、県内全域におきましては、3月

6日までを期限として、まん延防止等重点措置に係る重点措置区域として指定されております。県民や事業者に対して、外出、移動、会食等の行動要請を行っているところであります。

そこで、今回のまん延防止等重点措置につきまして、どのような判断でもって国に要請を行われたのか、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

今回の第6波への対応に当たりましては、ワクチン接種の進展や治療薬の開発状況等を踏まえ、圏域ごとの感染状況に応じて、必要な行動要請を行い、医療の逼迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図ることを基本方針としておりました。

しかしながら、感染力の極めて強いオミクロン株の影響で、特に都城・北諸県圏域では、成人式前後の若い世代の会食関係のクラスターを契機として、圏域別の人口10万人当たりの新規感染者数が過去最多を更新するなど、感染が爆発的に拡大し、県全体への蔓延が懸念される状況に至りました。

また、ワクチンを2回接種しても感染するブレイクスルー感染が多く発生する中で、私は今後、高齢者や基礎疾患を有する方に感染が波及した場合、入院患者や重症者が増加し、脆弱な県内の医療提供体制が一気に逼迫し、社会経済活動へも甚大な影響が及びかねない強い危機感を感じたため、国に対し、まん延防止等重点措置の要請を行ったものであります。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 次に、まん延防止等重点措置の効果、あるいは影響等について質問いたしま

す。

コロナの感染拡大が続きますと、脆弱な県内の医療供給体制が逼迫しかねない懸念につきましては、理解できます。感染防止対策が最優先というのは言うまでもありません。それを承知で、あえて一つの意見として申し上げたいのは、県内の経済基盤につきましても、都市圏に比べれば脆弱であります。

例えば、まん延防止等重点措置により一時的に経済を止めたとしても、東京や福岡をはじめとする都市部におきましては、解除と同時に旺盛な消費が回復すると思われませんが、当県におきましては、特に中山間地を多く抱える中において、その回復力がどの程度残っているのか、大いに心配をしております。感染防止対策と社会経済活動の維持のバランスを図る上では、本県経済の回復力も考慮していただきたいと考えております。

そこで、知事は、早めに国へのまん延防止等重点措置の要請を行われたようではありますが、もう少し慎重な対応が必要だったのではないかと考えています。知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） このオミクロン株は、感染力が極めて強く、かつ感染拡大の速度は非常に速いということで、先行して拡大した諸外国の状況もつぶさに注視しておりましたが、それにおきましても、また我が国、そして本県におきましても、過去にないスピードでの感染急拡大に直面したため、私は、早めに強い対策を打つ必要があると判断し、国に対し、早期のまん延防止等重点措置の要請を行ったところであります。

一方で、御指摘のありますように、感染防止対策とのバランスの中で、社会経済活動の維持を図ることも重要でありますことから、飲食店

等の時短営業や酒類提供の停止など、より強い対策を講じる重点措置区域の指定に当たりましては、最初から県全域を対象にせず、市町村ごとの感染状況を踏まえた上で、時期を見極めながら順次拡大したところであります。

これらの対策につきましては、新型コロナウイルス感染症対策協議会の専門家や、市町村長の意見も適宜伺いながら、最終的に県の対策本部で決定したものであります。

○外山 衛議員 続けます。県が対応方針を決定する際には、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定するわけではありますが、その決定までの過程においてどのような議論が行われたのか。新型コロナウイルス感染症対策協議会や市町村ウェブ会議での議論の内容について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の医療関係の専門家等で構成される、新型コロナウイルス感染症対策協議会におきましては、このまま感染拡大が続くと、脆弱な県内の医療提供体制が崩壊する懸念があるため、早めの強い対策が必要という意見で一致したところであります。

その上で、オミクロン株であっても最大限の警戒が必要という県民向けのメッセージ発信の強化や、ワクチンの3回目接種のさらなる推進について、御意見をいただいたところであります。

また、市町村長とのウェブ会議におきましては、現在の感染状況を踏まえると、まん延防止等重点措置の要請については適切な判断であり、今後、感染防止対策を強化していく中で、日常生活や社会経済活動への配慮もお願いしたいという御意見をいただいております。

○外山 衛議員 そもそも、まん延防止等重点

措置は、人流を抑制するために、外出や移動に係る制限を強くお願いするわけでありまして、感染拡大防止のための行動要請と経済への負の影響は表裏一体であるのは、致し方ありません。

そこで、まん延防止等重点措置の効果や影響について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） まん延防止等重点措置が適用されて以降、本県では、新規感染者が他県と比べまして早めに減少傾向に転じ、感染のピークが低く抑えられたことから、その実施には一定の効果があったものと考えております。

一方で、外出や移動に係る一定の制限を要請する中で、さらに飲食店等への営業時間短縮の要請などにより、県民や事業者の皆様に変な御負担、御不便をかけるとともに、県内経済に多大な影響を与えていることも事実でございます。この点については重く受け止めているところであります。

○外山 衛議員 続けます。次に、まん延防止等重点措置に基づく飲食店中心の対策について、質問いたします。

まん延防止等重点措置の対策の柱は、飲食店への営業時間の短縮要請であります。一部報道によりますと、現在流行中のオミクロン株は、感染力も性質もデルタ株と大きく異なるので、第5波までの対策による効果が従来と同じかどうか、疑問が示されております。

また、他県の知事などからは、「重点措置は感染対策というより、飲食店限定の経済対策になっている」といった意見も出ているようです。

そこで、まん延防止等重点措置による飲食店中心の対策は実態に合わないとの意見がありま

すが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） まず、まん延防止等重点措置、飲食店に対する時短要請というものが注目されるところでありますが、この重点措置の実施に伴い、それ以外の様々な対策、行動要請も行っているということをご理解いただくとともに、その中で、このオミクロン株の感染拡大の速度は極めて速いということで、クラスターの主な発生場所が、学校や高齢者施設等に移っており、このような状況から、飲食店等の営業時間短縮や、酒類提供停止の対策の実効性について、様々な御意見が寄せられているところであります。

しかしながら、1次、2次、3次、4次と拡大していく、この感染の流れの言わば川上に当たります、感染の急所と言われる飲食の場への対策の重要性につきましては、これまで積み重ねてこられた様々な知見を踏まえ、専門家から提唱されてきているところでありまして、オミクロン株への対応でも、その点は変わらないものと考えております。

実際に、第6波の感染状況につきまして、九州各県との比較で見ても、本県は早めにまん延防止等重点措置の適用を受け、時短要請等の対策を行ったことにより、他県よりも先に減少傾向に転じ、ピークが抑えられていることから、その対応に一定の効果を感じているところであります。

なお、今後も飲食店等への時短要請——今後、新たな感染の波が生じた場合に、飲食店等への時短要請を行うべきか否かにつきましては、クラスターの発生などの感染状況に加え、ワクチンの追加接種の効果や、認証店制度等によります感染防止対策の強化、そして新たな変異株のリスク等の状況を総合的に分析して判断

すべきものと考えております。

○外山 衛議員 よく理解できたと思います。

続きまして、今回のまん延防止等重点措置につきましては、最終的に、九州では本県だけが、飲食店での酒類提供の終日停止を継続することになっております。

その効果につきましては、知事の答弁にあったとおりでございますが、同様の判断を迫られる場合には、感染拡大防止対策による深刻な影響を社会や経済へもたらすことのないよう、感染拡大防止と事業者の支援に当たっていただくように要請いたします。

最後に、現在のまん延防止等重点措置の適用期限が迫っておりますが、国に対し、どのような要請を行われるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 6日までということまで期限を迎えます、まん延防止等重点措置につきましては、昨日までの感染状況を踏まえ、熟慮を重ねた結果、私は、その期限をもって終了するよう、国に対し、本日要請することを決断したところであります。

県内の1日当たりの新規感染者数は、ピーク時には500人を超えていたものが、直近では200人前後まで減少しております。直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数で見ても、ピーク時には250人程度であったものが、最近では140人前後まで減少しております、全国の順位で見ますと、40番台にまで落ちてきているところであります。

また、病床使用率も、ピーク時の42.4%から減少し、現在は30%台で安定的に推移しております、当初思い描いていた水準にまでは至っておりませんが、県内の感染状況及び医療提供体制の負荷は、一定程度改善しているものと考えております。

まん延防止等重点措置は、飲食店等の営業時間短縮など、強い私権制限を要請する、言わば急ブレーキの対策であります。急ブレーキは、いつまでもかけ続けるようなものではないと考えております。

感染力の極めて強いオミクロン株の影響によりまして、第5波とは異なり、全国的にも、また本県におきましても、新規感染者が一気に減少しない状況ではありますが、県民の日常生活や地域経済に与える影響を踏まえ、この措置を長々と続けることは適切ではなく、ここで一定の区切りをつける必要があると、総合的に判断したものであります。

なお、重点措置の取扱いにつきましては、本県の要請も踏まえつつ、最終的に国において決定されるものであります、県としましては、今後の感染状況も踏まえながら、第6波の鎮静化に向けて、引き続き必要な対策を講じてまいります。

○外山 衛議員 ただいま知事から、再延長しない方針が示されました。私も、強い効果を伴う対策にはめり張りが肝要であると考えます。

重点措置が解除されたからといっても、県内の新規感染や医療供給体制への負荷がなくなるわけではございません。また、全国的には再延長となる地域もあるようでありますから、決して警戒を緩めることなく、感染を抑えながらうまく経済を回す、次の段階へと歩みを進めていただきたいと思います。

次に、県内経済状況の実態について質問いたします。

新型コロナの影響は長期化しており、企業の経営環境は厳しい状況にある一方で、企業の倒産状況は歴史的な低水準となっているとの報道がございます。

まず、この全国と県内の企業倒産状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 民間信用調査会社によりますと、全国における令和3年の負債額1,000万円以上の倒産件数は6,030件で、コロナ禍前の令和元年の8,384件より2,354件少なく、大幅に倒産件数が少ない状況にございます。また、本県における倒産件数は、令和3年が27件で、令和元年の26件と同水準となっております。

このように、コロナ禍においても倒産件数が低い水準にあるのは、各種の資金繰り支援策等が一定の効果を発揮しているためと考えております。

○外山 衛議員 確かに、倒産件数は少ない状況にあるようであります。全国的には、昭和39年（1964年）以来、54年ぶりの低水準となっているとのことであります。

しかしながら、額面どおりに受け止めるのはいかがなものかと考えます。倒産を政策効果で強引に抑え込んでいるようにも見え、このような資金繰り支援の効果は、いつまでも続くものではないと思います。

新聞報道によりますと、今後、実質無利子、無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格的に始まることから、企業倒産が増加に転じる可能性が高く、現状においては、倒産抑制によるひずみが蓄積しているとの見方をしているようであります。今後の見通しは厳しいものがございます。

そこで、県内商工観光業の現状と今後の見通しについて、県の認識を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年1

月に国内初の感染者が確認されて以来、県内でも6度にわたる感染拡大に見舞われております。

このため、新型コロナによる社会・経済への影響が長期化し、本県の商工観光業につきましても、それぞれの業種や業態により、様々な影響が出ているものと認識しております。

具体的には、外出・移動の自粛や、飲食店に対する営業時間短縮など、新型コロナの感染拡大防止を目的にお願いした各種の行動要請などもあり、宿泊・飲食業や交通関連業など、人の移動や対人サービスを伴う業種は大きな影響を受けております。その一方で、製造業につきましては、比較的堅調に推移しております。

このように、業種や業態で影響の度合いには濃淡はあるものの、今回の第6波を含め、これまでの影響が長期化する中で、業績回復の見通しが立たない状況が続けば、経営体力の弱い中小・零細企業の倒産や休廃業の増加が懸念されるところでございます。

○外山 衛議員 第6波の現状におきましても、感染再拡大の警戒が必要であります。収束には程遠い状況にあります。

この「収束」とは、疫病が絶えてなくなる「終息」ではなく、状況や事態などがある一定の状況に落ち着くという意味でございしますが、その収束ですら見通せないのが現状であります。また、まん延防止等重点措置の適用により、人流が途絶え、業種によっては瀕死の状態にあると言っても過言ではありません。

参考までに、タクシー業界の実情を申し上げますれば、信じ難いような厳しい現実があつて、夜勤の乗務員さんなどは、6時から23時ぐらまで勤務して、売上げが2,000円に満たない。ゼロ円の日も何日かあるという状況であります。

通常勤務の乗務員も同様でありまして、一日勤務いたしましても数千円の売上げしか確保できない状況が続いているのも現実でありますから、このような現状につきましても認識していただきたいと思っております。

次に、コロナ関連融資について質問いたします。

中小企業は、新型コロナの影響により、ある意味、やむを得ず借入れを行い、何とか事業を継続できているところも多くあります。

中小企業にとりまして厳しい経営環境が続く中、借入金返済が困難となる事業者が増えてくるものと考えますが、どのように対応していかれるのかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 借入金返済が困難な事業者に対しましては、まずは、元金返済の据置期間の延長や、債務の返済猶予などの条件変更による負担軽減が必要となります。

このため、金融庁と県から金融機関に対し、事業者の実情・要望に沿った対応を要請しているところであり、金融機関や信用保証協会におきましては、事業者からの条件変更について、最大限柔軟に対応していただいているところでございます。

なお、信用保証協会におきましては、新型コロナ関連融資を含め、令和3年4月から本年1月までの10か月間で、1,661件の条件変更に応じているところでございます。

○外山 衛議員 血の通った対応をお願いしたいと思っております。

借入金の返済につきましては、事業者からの条件変更柔軟に応じていただいているとのことですが、コロナ禍での感染拡大防止と経済活動の両立というのは、大変難しい

現状にあります。

そこで、業況が回復していない事業者に対して、さらなる金融支援や経営改善の支援が必要と考えますが、県の取組につきまして商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナの影響により、売上げが回復せず、事業継続が厳しくなっている事業者への支援は大変重要でございます。

このため県では、今議会をお願いしております、来年度の県中小企業融資制度におきまして、事業継続に必要な資金を提供しつつ、取引先の金融機関による継続的な経営改善に向けた伴走支援が受けられる、新たな貸付けメニューを設けることとしております。

また、新規事業「中小企業経営改善計画策定緊急支援事業」では、事業者が中小企業診断士等の専門家を活用して、経営改善に向けたアクションプランや資金調達などの計画を策定する際に要する費用に対して、信用保証協会などと共同して補助を行うこととしております。

こうした取組によりまして、落ち込んだ業績の回復が図られるよう、個々の事業者への経営改善の支援を強化してまいります。

○外山 衛議員 新型コロナの収束が見通せない今、返済開始となれば、倒産の増加は火を見るより明らかであります。

県におきましては、新たに金融機関による伴走支援や、専門家を活用した経営改善への支援を強化することとありますが、スピード感も大切であります。県当局におかれましては、今後の企業の状況について注視していただくとともに、先ほど申し上げました、倒産抑制によるひずみの蓄積をうまく解消するため、事業者の業績が早期に回復するよう、有効な対策や支

援を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

次に、国土強靱化について質問いたします。

昨年12月に改定されました「宮崎県公共施設等総合管理計画」によりますと、建設後50年以上経過する橋梁は、令和元年度末に38%であったものが、10年後には59%、20年後には72%を占めることとなっております。

アメリカでは、1920年代のニューディール政策以降に大規模に整備が進められたインフラの老朽化が1980年代に深刻化し、「荒廃するアメリカ」と呼ばれたようであります。ニューヨーク州のマンハッタン島では、複数の橋梁で損傷事故が起これ、住民の生活にも多大な影響をもたらしたとされております。

これは、1960年代後半から1970年代にかけてハイウェイ予算が削減される中、十分な維持管理、更新がなされなかったことが原因と言われております。

現在、バイデン政権におきましては、1兆ドル、日本円にして110兆円規模のインフラ投資法案が成立し、老朽化した道路や橋の整備、そのほか通信、電力網などのインフラの強化を行うこととしております。

我が国におきましても、高度経済成長期以降に集中的に整備された橋梁などのインフラ施設におきまして、今後一斉に大規模な修繕や更新が必要となってまいります。県民の生活に支障を来すことがないように、しっかりと維持管理や施設の更新を行っていく必要があると考えます。

一方で、県民の暮らしと経済を支えていくために、道路整備は必要不可欠であります。さらには、切迫する南海トラフ地震への備えとして、災害に強い道路ネットワーク機能を構築す

ることは、喫緊の課題と言えます。このように、道路の新設と補修は、車の両輪として同時に進めていかなければならない重要な課題と考えております。

そこで、今回の令和4年度当初予算は、新型コロナウイルス対策や経済対策、県土の強靱化などを、令和3年度補正予算と一体となって15か月予算として編成されておりますが、いわゆる15か月予算における、道路の新設改良事業と維持補修事業の割合について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 議員御指摘のとおり、県民の安全・安心を確保するため、道路事業の新設改良と維持補修を、どちらも切れ目なく着実に進めていくことは大変重要であります。

このため、いわゆる15か月予算において、国道448号石波工区のトンネル整備など、道路新設改良事業として約190億円を計上しております。また、国道222号の橋梁の老朽化対策や、道路のり面の防災・減災対策など、道路維持補修事業として約170億円を計上しております。

事業費の割合としましては、道路新設改良事業が約54%、維持補修事業が約46%となっております。

○外山 衛議員 道路の新設と補修との割合が、ほぼ同じくらいになっているとのことあります。

現状はそのような割合であります。道路に限らず建設後50年が経過するインフラ施設は、今後ますます増加するため、補修に必要な費用はますます増大する懸念があります。

一方で、県民の安全・安心の確保に必要な県土の強靱化を実現するため、道路ネットワーク機能の構築のほかにも、河川の堤防整備、砂防

ダムや急傾斜施設の整備、港湾整備などの新たな社会基盤整備も同様に進めなければなりません。

そこで、インフラの老朽化が進む中、県土の強靱化にどのように取り組んでいくのかを、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 今後、インフラの老朽化が進んでいくことから、県土の強靱化は、限られた予算の中で有利な財源を活用しながら、優先順位をつけて計画的に実施していく必要があります。

このため、老朽化対策については、国土強靱化5か年加速化対策の補助事業などを活用し、長寿命化計画に基づく予防保全に向けて、橋梁・トンネルの補修やダム管理施設の更新などに、集中的かつ計画的に取り組んでおります。

また、激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、新たなインフラ整備についても取り組む必要があります。国土強靱化予算を活用し、災害に強い道路ネットワークの構築や、流域治水対策に基づく河川堤防や砂防ダムの整備など、本県の強靱化に欠かすことのできない、重要なインフラ整備を重点的に実施しているところであります。

今後も、必要な予算を確保し、県土の強靱化に全力で取り組んでまいります。

○外山 衛議員 限られた予算の中で大変だと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、県税収入増の要因分析について質問いたします。

令和3年度の国の税収が過去最高となると報じられております。本県におきましても、令和4年度当初予算における県税収入が、前年度比で93億6,000万円、率にして9.8%と大幅な増加

となっております。コロナ禍において、我々が日々、肌身で感じている経済状況の中で、税収増とは理解し難いものもあります。

このことについては、一昨日の武田浩一議員も質問されました。令和3年度は、当初予算において、新型コロナウイルスの影響を懸念し慎重に見込みを行ったが、実際には1,000億を超える税収であったこと。その結果として、当初予算同士の比較では大きな伸びとなっているが、令和4年度当初予算においては、3年度実績と同水準を計上しているとの答弁でございました。

また、法人事業税につきましては、約6割を占める赤字法人の状況は税収に反映されないとの説明もあり、一定の理解はできたところであります。

武田議員への答弁の中で確認したい点も幾つか残りましたので、順次伺ってまいります。まず、令和3年度当初予算を低く見込み過ぎた結果、大幅な増額補正となっているのではないかと。何を根拠として予算を編成されたのかという点であります。

令和3年度当初予算におきまして、県税収入を同様に見込んでいたのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 県税収入の見込みにつきましては、毎年度、税制改正による影響や社会経済情勢、過去の県税収入状況等を総合的に検討した上で算定しております。

令和3年度当初予算におきましては、新型コロナウイルスが過去に例のないものであり、税収にどの程度の影響があるか不透明であったことから、例年にも増して慎重に見込みを行う必要がありました。

最終的には、地方財政計画における道府県税の収入見込額が前年度比で7.9%減とされていた

こと、全国及び県内企業の景況感、リーマンショック時に県税収入が大きく落ち込んだ実績等を踏まえ、法人や個人の事業税、個人県民税等の減収を想定して、前年度当初比で36億円、3.6%減の954億円余を計上したものであります。

○外山 衛議員 令和3年度当初予算の編成作業は、令和2年の暮れから翌3年1月にかけて行われたもので、第3波の真ただ中、確かに、税収に限らず先行きが不透明な状況下で見込まれたものであろうと思います。

実際は、今年度の県税収入は堅調に推移しているとのことでありますけれども、それは、単に低く見積もっていた当初予算と比較してのことなのか、それとも、決算ベースで見たときに増収となっているのかどうか、税目ごとの説明と併せて、令和3年度県税収入は、前年度決算と比較してどういう状況にあるか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 今年度の補正予算案における県税収入につきましては、編成時点までの実績と、それ以降の見込額を合算したものであり、前年度の決算額1,006億円余と比較しますと、53億円余、5.3%増の1,059億円余となっております。

主な税目の状況としましては、個人県民税につきまして、個人の所得に基づく均等割・所得割はほぼ横ばいとなるものの、個人の投資活動に基づく配当割及び株式等譲渡所得割が増となっていることから、前年度決算比で4億円余、1.6%の増を見込んでおります。

法人事業税につきましては、金融・保険業、卸売・小売業を中心に申告納付額が堅調に推移していることから、35億円余、18.5%の増を見込んでおります。

地方消費税につきましては、消費税率引き上げの影響の平年度化などにより、10億円余、5.1%の増を見込んでおります。

○外山 衛議員 令和3年度の県税収入は、前年度決算と比較して53億円余の増収とのことであります。個人県民税は前年度と同程度、法人事業税は前年度比18.5%増とのことであります。

このことから、総体的に見ますと、コロナ対策による各種助成、補助の効果なのか、個人の所得は減っていない一方で、一部の法人業績がかなり好調なことが推測されます。

ここで、令和4年度当初予算に戻りますが、当初予算比では9.8%の増、過去最大規模の県税収入であります。ほかの議員の方の質問にもございましたが、自主財源比率が大きく増えております。中でも県税収入の確保は、健全な財政運営のためにも特に重要なものと考えます。

そこで、令和4年度当初予算に計上している県税収入の確保の見通しについて、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 令和4年度の県税収入につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度及び3年度における県税収入の堅調な実績や、国の見通し等を踏まえて見込みを行っており、令和3年度補正予算案の見込額と同水準の1,048億円余を確保できるものと考えております。

この金額は、当初予算としては過去最大規模となっておりますが、今後、新型コロナウイルスの感染拡大、高騰している原油等原材料の価格動向、国際情勢の緊張の高まりなど、国内外の様々な事象が税収に大きな影響を及ぼすおそれもありますので、そうした状況の変化、それに伴う県

民生活や県内経済の動きを注視していく必要があると考えております。

○外山 衛議員 コロナだけに限らず、ロシアにおけるウクライナ侵攻など、何が起こるか分からない世の中でございます。健全な財政運営のために、引き続き県税収入の確保に努めていただくよう、お願いいたします。

次に、教育行政について質問いたします。

まず、学校における新型コロナへの対応についてであります。今回の第6波では、10歳未満や10代といった若年層の感染が大変多くなっております。

この中には、一律のマスク着用が難しい、保育所や幼稚園に在籍する幼児などが含まれておりますが、マスク着用の徹底が図られている学校におきましてもクラスターが発生しており、改めて、オミクロン株の感染力の強さに驚かされます。

また、このことは、先般公表されました文部科学省の臨時休校調査にも表れており、調査日の1月26日のみで、全国で約16%もの公立学校が、本県でも約8%の公立学校が、臨時休校や学級・学年閉鎖となっているとのことでありまして、累積しますと相当な数に上るようであります。

現在は、臨時休校等の数も減少傾向にあると伺っておりますが、第6波において児童生徒の感染が多発する中で、学校現場におきましてどのように対応されているのかを、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 第6波における児童生徒の感染増加を受け、各学校では、これまで以上に緊張感を持って感染防止対策に努めているところであります。

まずは、校内で感染を広げないために、国の

衛生管理マニュアルを基に、例えば、体育における接触する場面が多い活動など感染リスクの高い活動は避けることを徹底し、部活動につきましても、大会を控えた部活動を除きまして、個人や少人数の活動に限定するなど、マニュアルのレベルを1段高めた対応を行っております。

また、児童生徒が楽しみにしている給食や弁当の時間につきましても、黙食を励行するなど、これまでの知見を生かした、きめ細かで徹底した対応に取り組んでおります。

さらに、陽性者が判明した場合は、速やかに学級、学年、学校全体を自宅待機とするなど、感染拡大を抑え込む最大限の取組も行っているところであります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、児童生徒の学びを止めないために、学習機会の確保と感染防止対策の両立に全力で取り組んでまいります。

○外山 衛議員 もう一点伺います。新型コロナにつきましては、学校における全国一斉の臨時休業から2年が過ぎました。その間、学校行事や部活動、人間関係等に至るまで、いろいろな面で影響が出てきていると考えます。

特に、この春卒業の高校3年生は、高校生活の3年間のうち2年間、これまで経験したことのない日々を送ってきたのではないのでしょうか。

そこで、コロナ禍における高校生活を経験してきた卒業生に対して、教育長の思いを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 新型コロナウイルス感染拡大により、学校生活に様々な制限が求められる中、生徒の皆さんが楽しみにしてきた学校行事や、目標としてきた部活動の大会が中

止になるなど、私も校長を務めておりましたので、心を痛めてきた2年間でありました。

生徒の皆さんも、先が見通せない不安や、これまでの努力が十分に発揮できないことに対する悔しさなど、様々な思いを持ちながら、この2年間を過ごしてきたことと思います。

しかしながら一方では、コロナ禍の生活の中で、今までは当たり前だと思っていたことの大切さや、普通というものの価値の貴さを改めて学んだのではないのでしょうか。

卒業生の皆さんには、これらの経験を、これからの困難を乗り越える力に変え、それぞれの人生をぜひ力強く歩んでいただきたいと、心より願っております。

○外山 衛議員 卒業生の皆さんにおかれましては、これから進むそれぞれの道において御活躍されることを心より願います。

最後に、ウクライナ情勢について。

残念ながら、私どもは無力でございますが、日本国、日本人は、現在起こっている事象に真摯に向き合い、思いをはせるべきと考えます。

以上で終わります。(拍手)

○濱砂 守副議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 中曽根元総理大臣は、寝入りばなに政治的なひらめきがよく起こっていたそうです。そのひらめきを忘れないために、必ずメモを取っていたそうです。だから、枕元にはメモ帳が置いてあったと聞いています。

私の母は90歳まで生きてくれましたが、70歳になる頃から、漢字が思い出せない、人の名前がすぐ出てこない、よく嘆いておりました。私も母と同じ70歳を超えた今、時計や眼鏡をどこに置いたのか忘れてたり、挙げ句の果ては、何のためにこの部屋に入ってきたのかを忘れた

り、議会質問でも、次の議会ではこんな質問をしようとひらめくのですが、翌朝になると、そのひらめいた質問が何だったか思い出せない。ある人に相談すると、やはり中曽根首相のように、ひらめいたらすぐにメモを取りなさいと教えられました。

以来、私はひらめいたらすぐにメモを取るようになりましたので、議会質問はこれで万全と思っていたのですが、問題は、その書いたメモをどこに置いたのか忘れてしまって、往生いたしました。網の底が抜けていたような感じであります。本日は、幸いにも残されていたメモがありましたので、それに沿って質問いたします。

まず、知事に質問であります。日本の企業の内部留保は、財務省が昨年9月に発表している法人企業統計によると484兆円で、9年連続で過去最高を更新したとあります。

内部留保というものは一般的に、万が一の経営危機に備える、またはその企業の信用を高めるものであると言われております。

この内部留保をもっと経済社会のために活用できないか、具体的に言うと、税制度などで政策誘導し、国民のために使えないか。賃上げはもとより年金、医療、介護、もっと言えば、過疎対策、交通体系の維持、そういったものの原資として使えないか。考えておかなければならないことは、内部留保というものが、万が一の経済危機に備えるというものであれば、それは、私が昨年9月県議会で合成の誤謬というテーマで質問したように、まさに合成の誤謬になりはしないか。

さらに言うならば、日本の賃金は21世紀に入ってほとんど上昇していない。その結果、平均賃金は、G7ではイタリアと最下位を争い、

2015年には韓国にも抜かれてしまうというありさまです。

この問題をまとめて言うと、日本企業の内部留保は、この9年間上がりっ放し。一方、日本の労働者の賃金は、ほとんど上昇していないという図式、この図式はどこかおかしくないか。484兆円の内部留保は、国民1人当たり400万円にもなります。

労働者が働いて得た富が、このように活用されずに滞留している、実にもったいないと思います。知事の内部留保に対する所感を伺います。

次に、地方自治の観点から、市町村長の首長選挙について質問いたします。

まず、地方自治というものに対する私の思いと体験を述べますと、私個人は、市町村合併には反対でした。ですから、県議会でも、これまでそのための質問をし、反対の論陣を張ってきたつもりです。反対の理由は、合併後10年以上を経過し、合併した市町村が現在どのようになっているのかを見れば明らかであります。私の第2のふるさとである美郷町でも、高齢者の方から、「合併して寂しくなったね、合併せんほうがよかったちゃねどかい」という声を直接お聞きしました。

しかし、それら合併しようとする市町村から、合併の申請書が県に正式に提出され、県議会で議決するときには、私は賛成に回りました。それはなぜか。合併の申請書というものは、地方自治の精神を踏まえ、事前協議を重ねながら決定されたものであるからです。地方自治による決定は、私の信念よりも重い。それほど地方自治の精神は尊重されるべきものであると思うからです。

さて、その地方自治の最たるものは、市町村

長選挙であろうと思います。日々の生活にも大きな影響をもたらすであろう我が町のトップを選ぶ市町村長の選挙は、投票参加という形を通して地域住民が思いを実現する、まさに地方自治が体现される大切な機会であります。

今年は既に1月に宮崎市、延岡市の市長選挙が行われたほか、今後も西米良村、門川町、小林市、五ヶ瀬町と、市町村長の選挙が続きます。これらの選挙で、闊達な政策論争の下に、それぞれの住民自らが主体的に地方自治を実現していくことが、大変重要であると思います。

そこで、地方自治の観点から、市町村長選挙に関する知事の所感を伺います。

次に、なぜこのような事件が起こるのだろうか、今、日本社会に目を覆いたくなるような悲惨な事件が次々に起こっています。

その一つに、拡大自殺と言われるものがあります。これまで自殺というものは、自分をはかなんで、孤独のうちに自らの命を絶つというように考えられていましたが、今日の自殺にまつわる様々な事件を見ると、列車での放火で多数の乗客を巻き添えにしたり、人質に取って自殺しようとしたり、関係のない人まで巻き込んで自殺することを「拡大自殺」というそうですが、このような社会現象は、今までにない特異な現象として日本社会に表出しており、県も自殺者を減らそうと様々な努力をしているわけですが、なぜこのような拡大自殺というものが出てきたのか、分析が必要ではないかと思えます。

私自身は、「ゲーム脳」「スマホ脳」と言われる問題や、対面ではなく、しかも瞬時に情報が得られる、そのような人間関係のつながりのなさが、人間の意識や脳の発育に大きな影響を与えてきているのではないかと思えたりしま

す。

また、働く人の4割が非正規で働いている派遣労働制など、働く形が劣化してきているのではないか。そのことで、働くことを通して社会とのつながりが持てない、社会建設の一員であるという自覚が持てないなどの問題があるのではないか。また、死刑を願望しての拡大自殺など、人間存在そのものの意味を問いかけているようにも思えます。

知事の拡大自殺というものに対する所感を伺います。

次に、敵基地攻撃能力についてであります。

国会で岸田首相が、戦後の首相で初めて、この能力を持つことを検討すると明言いたしました。検討結果は、年末をめどに国家安全保障戦略に盛り込むとのことでもあります。世の中の空気は、変われば変わるものだなという感を持ちます。

折しもロシアがウクライナに侵攻し、私たちは、いかなる戦争にも反対し、外交の力で問題解決をと願っていますが、これがまた日本の空気感にどんな影響を与えることになるかと、心配しております。

私が中学生の頃、明治憲法と比較して日本国憲法というものを社会科の時間に習ったとき、大変感動したことを覚えています。日本国憲法が目指す、そんな国をつくろう、そんな国家建設をしようと思ったものです。

私が中学生の頃は、ベトナム戦争が激しかった頃で、そのことが当時、私の人生の最大の疑問とあって、私は作文で、「先生たちは私たちに友達と仲よくしなさいと教えてくださいますが、なぜその大人は戦争をするのですか」と問うたことがあります。

平和憲法から現実がますます遠ざかってい

く。産地偽装ならぬ、憲法が偽装されていくように思えます。

宮崎県は新田原基地を持ち、その基地の使命が今後、変質しないだろうか。騒音だけの問題ではなくなるのではないかと思ったりします。

加えて述べるなら、古川禎久法務大臣は、2020年8月の御自身のホームページに、「敵基地攻撃能力の保有に、私は断固反対である。今ここで攻撃能力を保有してしまえば、戦後日本の努力は水泡に帰す」とまで言われております。

私は、古川禎久氏とは会ったことはありませんし、どんな人かは存じ上げませんが、かつて政権交代のとき、「大政奉還」を述べられた方であり、その潔さに感動し、政権与党の中にもこんな人がいるのかと思うと、かえってこちら側が襟を正さなければという思いになったものです。

度々言っておりますが、1987年に中曽根首相が、アメリカから要請されてペルシャ湾に掃海艇を出そうとしたとき、時の官房長官であった後藤田正晴氏が、「これは戦争になりますよ。国民にその覚悟ができていますか。私はサインをいたしませんから」と言って中曽根首相に迫り、その思いを断念させたというエピソードもあります。自民党という政党の懐の深さを感じさせます。敵基地攻撃能力が取り沙汰される今日、知事の敵基地攻撃能力に対する所感を伺います。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

まず、企業の内部留保についてであります。

企業の内部留保は、一般的に利益剰余金を指

すものでありまして、その役割には、新たな設備投資に向けた準備や、経営危機への備え、信用力の向上などがあるとされております。

この内部留保が増加する要因としましては、経済の先行き不透明感による投資の抑制や、法人減税の影響等が考えられるところでありますが、経済の低成長の下、長期にわたり内部留保が増加している一方で、労働者の賃金水準が実質的に横ばいを続けている状況は、国においても課題として認識されているところであります。

企業が利益をどのように処分するかは経営上の判断ではありますが、私としては、企業の利益が、従業員、取引先、地域社会などへの継続的な還元や、事業拡大に向けた積極的な投資にも使われ、新たな成長へとつながることが望ましいと考えております。

次に、市町村長の選挙についてであります。

「地方自治は民主主義の学校」と言われておりますが、地域を取り巻く様々な身近な課題に際し、地方選挙におきましては、各候補者がこの課題を克服し、目指す地域の姿を実現するための政策を訴え、選挙人である住民が、こうした公約などを基に、自分たちの代表にふさわしいと思える候補者に一票を投じると、こういうプロセスを経て地方自治の精神を涵養し、その基盤を築くということが大変重要であると考えております。

特に、基礎自治体のリーダーである市町村長の選挙は、医療・福祉の充実や地元産業の振興、安全・安心なまちづくりなど、自分たちの生活に直結する施策のかじ取りを担うリーダーを決める最も身近な選挙でありますことから、地方自治の本旨である住民自治の観点からも、大変重要であると考えております。

次に、拡大自殺についてであります。

他人を巻き込んで自殺を図る、いわゆる「拡大自殺」は、最近、電車内での刺傷事件や病院での放火殺人事件等が続く中で、より注目をされた言葉として今、浮かび上がっておりますが、これは古来より確認されている犯罪であります。

最近、こういう言葉が広く注目されるような事態になっていること、そして、このような事件が続いていることを大変憂慮しているところであります。

報道にありますように、いずれも他人を巻き込むという感情の背景には、少子高齢化や核家族化、雇用環境の変化など、社会の変容がもたらした地域での関わり合いの喪失や、離別体験等による孤独・孤立が関係しているのではないかと推測されます。

コロナ禍の中で、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しているとの指摘もあり、こうした状況が、自殺、ひいては拡大自殺というような犯罪に至ることを防ぐためには、社会全体で対応する必要があると考えております。

具体的には、孤独や孤立を感じる方に寄り添ったきめ細かな相談体制の充実等、支援を求める声を上げやすい環境づくりとともに、学校や地域における見守りや居場所の確保など、人とのつながりを実感できる地域づくりに取り組むことにより、誰一人取り残さない社会づくりを進めることが重要ではないかと考えております。

最後に、敵基地攻撃能力についてであります。

世界各地において様々な紛争が生じている中、北朝鮮によるミサイルの発射実験が繰り返されております。日本を取り巻く安全保障環境

が厳しさを増してきております。

そのような中で、ミサイルからの自衛手段として、敵基地攻撃能力の保有の必要性について、国において議論がなされているものと認識をしております。

政府は、国家安全保障戦略の年内の改定に向けた議論の中で、想定される装備などの具体的な内容を検討する方針とのことではありますが、今後、国における慎重かつ十分な議論や、国民に対する丁寧な説明が求められてくるものと考えております。

私は、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す状況の中で、いかに我が国の平和と独立を守っていくのか、その安全保障の達成をしていくのかということ、その議論は非常に重要だと考えておりますが、敵基地攻撃能力という言葉が独り歩きすることによりまして、国内外に誤ったメッセージを及ぼすのではないかと、そのことも懸念しておりますし、敵基地という固定された基地のみに意識を集中させてしまうこの言葉というものが、移動発射台とか潜水艦からのミサイル発射も想定される、さらには、サイバー攻撃など複合的な攻撃等が想定される中で、そこもミスリードしかねないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継いでいくことが、今の私たちに課せられた重要な責務であると考えております。

外交防衛に関することは国の専管事項ではありますが、県民の安全・安心や命に関わる問題でもありますので、私としましても、国における議論の行方を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 4問ほどをありがとうございます

ました。それで、内部留保に関連して、社会福祉法人の場合、内部留保の問題が大分解決したようにも思っております。

福祉保健部長に、社会福祉法人の内部留保の明確化を含む財務規律の強化がなされたと聞いておりますが、その概要についてお伺いしたいと思えます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 社会福祉法人につきましては、公益性・非営利性を確保する観点から、平成28年に社会福祉法人の制度改革が行われることとなり、平成29年4月に関係法令が施行されました。

改革の柱の一つに財務規律の強化が位置づけられ、社会福祉法人が保有する財産から、施設の建て替えや当面の事業継続に必要な費用を控除した残りの財産、いわゆる内部留保を明確化することとなりました。

この内部留保が生じる場合には、当該法人に「社会福祉充実計画」の策定が義務づけられ、サービス向上のための設備整備や職員の処遇改善など、既存事業の充実や新たな取組に有効活用することとなっております。

なお、「社会福祉充実計画」を策定している法人は、令和元年度の93法人から今年度は84法人と、計画の着実な執行により減少してきているところであります。

○太田清海議員 社会福祉法人の内部留保の問題は、かつて社会的な問題もあったやに聞いておりますが、税金を投入している社会福祉法人が、そういった内部留保の問題をできるだけ明確化していこうとしたことについては、私は大したものだなと思えます。

私も、そのフローチャートとかを見せてもらいながら、かなり厳格に、いい意味で厳格になったなと思えます。

ただ、企業の内部留保については、これは私企業ですから、その内部留保について私たちがとやかく言うことは、基本的にはできないとは思いますが、私は、これもいずれ改善されていくべき方向に行くのではないかな、そうしてほしいなと思います。

拡大自殺についてであります、本当にこういった不幸がないようにという思いであります。

私が自殺というものに触れたのは、小学校4年の頃でした。美郷町——北郷村でしたけど、小学校4年のときに学校に行ってみると、みんなが静かにしているんです。どうしたんだろうと思ったけど、分かりませんでした。午後ぐらいになって、——みんな箝口令がしかれていたんでしょう——同級生の他のクラスの男の子でしたが、自殺をしたということが伝わってきました。明確なことは分かりませんでした。当時は子供でしたから、どうもお母さんから厳しく叱られたという話も出てきました。しかし、10日もすると、もうその自殺の話などは私たちの口の端に上ることはありませんで、忘れ去られていきました。

しかし、私も今、70歳になって振り返ってみると、10歳のときに自らの命を絶っていった同級生、一方で私は70歳まで生きることができた。そういう子供を見ると、そういうことを振り返ってみると、かわいそうだったなという思いであります。ぜひとも自殺というものを減らしていく、そういった行政または社会の環境をつくりたいものだなと思います。

あと、敵基地攻撃能力については、ぜひ平和な社会をつくらせていただきたいと思います。このことが安全保障のジレンマとなって、相手もそっちになっちゃう、こっちもこうなっ

ちやうというようなことになってはいかんなど思っております。ぜひ、そういう社会をつくりたいものだなと思います。

次に、質問であります、福祉保健部長に、少し多くなりますが質問いたします。特別児童扶養手当についてであります。

特別児童扶養手当について、全国の自治体間で申請の却下割合に差が生じているとの報道がありましたが、その審査方法についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 特別児童扶養手当は、20歳未満の障がい児のうち、法律で規定する1級または2級に該当する児童の保護者等に手当を支給する制度であり、障がいの状態や養育の状況など国の定める基準に基づき、知事が認定を行うこととなっております。

審査方法は、まず保護者等が認定請求書などに、必要に応じて主治医の診断書を添付し、市町村を經由して提出いたします。

県においては、医師の審査を踏まえ、保護者等の養育状況などの確認を行い、1級または2級、もしくは非該当としております。

○太田清海議員 分かりました。知事のほうで認定するということでもあります。私は東京のほうでやっているのかなと思いましたが、各県で行われているということでもあります。

それでは、自治体間で却下割合に差が生じていることについて、県の考えをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 1級または2級に該当する障がいの状態や、主治医の診断書の様式、さらには医師による審査など、認定に当たっての事務等は、国が定める全国一律の基準で行っております。

国の統計では、令和元年度の本県の却下率

は26.2%と、全国に比べて高い状況であり、その約8割を発達障がい者が占めております。

発達障がいは、他の障がいと異なり独自の手帳制度がなく、この手当と連動する基準がないため、1級であれば、日常生活において常に他人の介助を必要とすること、2級であれば、他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難であること、といった認定基準で判断することとなっております。このため、該当しない申請も多かったものと考えております。

○太田清海議員 曖昧ではないとは思いますが、それぞれ厳格な対応をしていると思いますが、今後どのような改善といたしますか対応を考えていくのか、それについてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国におきましても、自治体間で却下の割合に差が生じていることは認識しており、現在、必要な調査研究がなされているところであります。

この制度は、全国一律の基準に基づき行うため、まずは診断書の評価項目の見直しなど、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

県といたしましては、県民の皆様への制度の周知をはじめ、申請書等の受理を行う市町村職員や、障がいの状態の審査を行う医師への研修などを行いながら、引き続き適正な認定事務を行ってまいります。

○太田清海議員 分かりました。

次に、医療型短期入所についてお伺いいたします。

これは県北の悲願でもあったわけで、日向の議員の方からも、いろいろ質問が出されました。県北に医療型短期入所施設がない中で、今回、延岡共立病院が受け入れてくれたというこ

とであります。私たちも、病院内を視察いたしました。

それで質問ですが、延岡共立病院が医療型短期入所を開設し、1年が経過しようとしているが、医療的ケア児等の利用状況についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医療型短期入所は、御家族に休息などを取っていただくため、医療機関において医療的ケア児等を預かる障害福祉サービスであります。

これまで県北地域にはなく、保護者など多くの皆様から開設を求める声をいただいております。このような中、延岡共立病院に御理解いただき、令和3年4月に空床利用型のサービスを開始したところであります。

心身ともに重度の障がいがあり、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする10歳未満から20代までの契約者5名が週末に利用しております。今年1月末までに延べ44日の利用実績となっております。

保護者の皆様からは、「近隣で利用しやすくなった」「1泊2日で預けることができ、安心して眠れる時間ができた」といった評価をいただいております。

○太田清海議員 本当にありがたいことだったなと思います。今後とも、また利用がどんどん進んでいくように、共立病院のほうにも本当に感謝を申し上げます。

続いて、看護・介護職員等の処遇改善の問題について質問いたします。

これまでも幾人かの方が質問されましたが、県の制度では看護・介護職員等処遇改善事業として、これには保育士が入っておりませんので、ちょっとその辺の理解の仕方が私は足りませんでした。それで、保育士も含めた処遇改

善について、この制度の概要の説明をお願いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 御質問の制度につきましては、国の方針に基づき、今年2月から9月までを対象として、看護や介護、保育の現場で働く職員の賃金上げを行う施設等に対しまして補助金が交付されるものであり、公立病院や公立保育所といった公営の施設等も本補助金の対象とされております。

補助金の額としましては、賃金上げに充てる経費としまして、看護職員は1人当たり月額4,000円程度、介護職員及び保育士等は、標準的な職員配置の事業所で月額9,000円程度となっております。

医療機関及び介護施設等については県から、保育所等については市町村から交付されることになっております。

○太田清海議員 この看護職員及び介護職員についてですが、処遇改善補助金を取得するための要件を確認したいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 看護職員につきましては、診療報酬における「救急医療管理加算」の算定対象となっている61の医療機関のうち、令和2年度の救急搬送受入れ件数が200件以上であることが要件となっておりまして、対象医療機関につきましては、現在確認を進めているところであります。

次に、介護職員につきましては、現行の「介護職員処遇改善加算」を取得していることが要件となっております。

県内には、令和4年1月現在で、当該加算の算定対象となる介護保険サービス事業所は2,088事業所ありますが、このうちの約9割が当該加算を取得しており、この補助金の対象となります。

○太田清海議員 県立病院も、この処遇改善事業の対象となっていることを聞きました。

この事業を活用して、県病院の看護師さん等の処遇改善を図る考えはないかどうか、病院局長にお伺いしたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 看護師をはじめ医療スタッフの確保、定着促進を図る上で、職員の処遇改善は大変重要であると考えております。

一方で、県立病院職員の給与は、地方公営企業として、国や他の地方公共団体、民間企業における同一あるいは類似の職種の職員の給与や経営状況などを考慮して給与決定することが求められておりまして、従来から人事委員会勧告を踏まえた対応をしてきております。

こうした給与決定の考え方との整合性や、他県の類似病院の動向などを総合的に勘案しながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 今後のことについて検討することとありますので、私は、原資は国が用意してくれているんだから、もったいないと思うんです。ぜひ上げる方向でまた検討していただいて、県内の平均賃金を上げて、そのことが高校生の県内就職率の向上につながるということにもなると思うんです。もったいないこととありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

この件では最後になりますが、令和4年10月以降について、看護職員や介護職員、保育士等の処遇改善のためにどのような措置が講じられるのかを伺いたいと思います。福祉保健部長。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 制度の詳細は、現在国において検討中でございますけれど

も、看護職員及び介護職員につきましては、それぞれ診療報酬及び介護報酬の改定を行い、賃金引上げ措置を引き続き講じることとされております。

また、保育士等につきましては、市町村が給付する保育所等の運営費の算定基礎となる公定価格の見直しを行い、看護職員及び介護職員同様、賃金引上げ措置を引き続き講じることとされております。

○太田清海議員 これまでの質問でもありましたように、10月以降は、診療報酬とか、あーいったところで改定しようというような考えも述べられておるようですが、2月から9月まではこの補助金で出すわけですから、その実績報告書は必ず県が確認することができるということですね、補助金だから。

今度は診療報酬になったら、どこが本当に上がったのか、将来下がることがないのかどうかというところの確認とか、そんな問題が出てくるのかなと思います。実績報告書でも、月額賃金改善額の総額を報告すればいいというふうになっています。うちの福祉現場ではこういったお金を、総額出しましたということですが、職員のそれぞれの賃金がどれだけ上がったかというのは、報告する義務はないんですよね。だから、その辺も本当は克明にするべきだろうと思いますけど、事務の軽減を図るためにそういう形を取ったのかなとも思います。今後の検討課題になるかなと思います。

制度設計は、今後国が考えていきますので、恐らくその辺は9月議会あたりで明らかになってくるのではないかなと思いますので、私たちもチェックしていきたいと思っております。

次に、自立援助ホームについてであります。

これも本当にありがたいなと思いましたが、

延岡に「ひらく」という自立援助ホームが開設されました。

私のところにも相談はありましたけれども、これまで、児童相談所が一生懸命になってそういう施設をつくってくださると思っておりませんでしたので、宣伝のためにも、自立援助ホームの役割について伺いたいと思います。福祉保健部長にお願いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 自立援助ホームは、児童養護施設等を退所し、主に就職や大学等に進学した子供の自立に向けた生活を支援する場として、児童福祉法に基づいて設置される入所施設です。

本県には、現在4か所設置されておりました。指導員とともに少人数で共同生活を送りながら、職場や学校での人間関係の相談、金銭管理といった生活指導など、個々の子供に寄り添った支援を行っております。

自立援助ホームは、施設等を退所した後も、経済的・精神的な支援を必要とする子供にとりまして、家庭に近い環境の下、安心して社会生活を営む力を身につける場として重要な役割を担っているものでございます。

○太田清海議員 それでは次に、児童養護施設等を退所した児童の自立支援にどのように取り組んでいくのか、県の考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 児童養護施設等を退所した子供につきましては、先ほど申し上げました自立援助ホームによる支援のほか、養育していた施設等が様々な相談に応じております。

また、県としましては、生活や就職に関する相談を気軽に行うことができる支援センターを県内に1か所設置するとともに、生活や資格取

得等に必要な資金の貸付けや、賃貸住宅の連帯保証に必要な支援など、自立に向けた様々な取組を、子供の状況に応じて行っているところがあります。

今後とも、退所した子供が社会に適応できずに孤立することのないよう、児童養護施設や自立援助ホーム、児童相談所などの関係機関等が連携し、きめ細かな自立支援に取り組んでまいります。

○太田清海議員 普通だったら18歳で卒業して施設を出ていくということになるんですけど、こういう形で、18歳以上の子供たちもある程度の面倒を見ていくという、このサービスといいますか事業は、やはり今の子供たちにとって非常に重要なことだろうと思います。

私自身も、世の中に入って知らないことはいっぱいありましたし、そういう子供たちが、親がいなかったりして社会に出て行って、アパートの保証人をどうつくったらいいのだろうかとか、ハローワークに行ったり、もしくは面接を受けるときにどう受けたらいいんだろうとか、様々な問題があろうかと思いますが、こういったところに支援の手を伸べていただけるということで、大いにこれは活用していただきたいと思います。

中には不幸の連鎖ということで、18歳で卒業して、妊娠して戻ってくるというような事例もあります。こういった不幸をなくしていきたいなと思っておりますし、また、こういう施設をつくっていただいたことに感謝を申し上げます。

次に、福祉保健部長に続きますが、遺留金品の取扱いについて。

これは特に、身寄りのない人たちが施設に入ったときの問題でありますけれども、高齢者

施設に対する県の指導監査において、遺留金品について確認することがあるのか。また、遺留金品の適切な管理についてどのような指導をしているのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、特別養護老人ホーム等の指導監査におきまして、遺留金品等の適切な管理や記録の保管などを確認しております。

一方で、近年増加傾向にある有料老人ホームにつきましては、遺留金品等に係る法令や通知による定めがないことから、これまで指導監査において確認は行っておらず、遺留金品等の現状についても把握していないところでございます。

しかしながら、入所者や御家族の方が安心して利用するためには、施設において適正な金銭管理をすることが大変重要であると認識しており、今後、指導監査等において、適正な遺留金品等の管理について指導ができるよう、他県の事例なども踏まえ、必要な検討を行ってまいります。

○太田清海議員 私の経験では、もう30年、40年前になりますか、そういう施設を担当していたものですから、あの当時は施設が少なく、実は、とある施設の入所者が亡くなられたということで、私が呼ばれました。それで、通帳とか現金なども並べられて、「これがこの方の遺留金品です。幾らになりますね」と私たちも確認を求められて、サインをした思い出があります。それほど、昔は遺留金品、身寄りのない、亡くなった人の財産をどう処理するかということについて、公務員である私たちが監視しながら、的確にやっていたという事実があります。

ところが今、施設がいっぱいになって、恐らく遺留金品のきちんとした対応、確認はできて

いない。いわゆる書類上とか監査上のことだろうなと思いますので、先ほども申しましたが、社会福祉法人の制度改革で内部留保の問題を解決したという、いい動きもあるわけですから、こういった遺留金品についても、将来に不正なことが起こらないように、いろいろな対応をお願いしたいと思います。

続きまして、遺族会の平和関連事業について。

県が宮崎県遺族会連合会に委託している平和関連事業についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、戦争体験を風化させることなく、次世代に継承していくことが重要であると考えており、戦争の悲惨さや平和の尊さについて、県民の方々に考えていただく機会の提供に努めております。

御質問の本事業では、宮崎県平和祈念資料展示室の運営及び展示資料の一部貸出し、また、小中学校、高等学校におきまして、戦争体験語り部の派遣や、戦争を題材とした朗読劇の上演を行っており、実施後のアンケートでは、児童生徒からは、「家で戦争について家族と話をした」「自分たちの次の世代に伝えていきたい」、また学校の先生からは、「命の貴さを改めて考えることができた」などの感想をいただいているところであります。

○太田清海議員 戦後70年を経過して、遺族会の方々はこんな努力をされている中で、今日の社会情勢を見たときに、命の貴さとも言われましたが、みんながそういったところを考えていってほしいなと思います。

次に選挙管理委員長に、選挙権についてお伺いいたします。

知的障がいがある方などの投票に対する県の取組についてお伺いしたいと思います。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 知的障がいも含めた、障がいのある方などの主な投票方法としましては、投票用紙に自ら文字や点字を記載できない方のための、代理投票の制度があります。

この代理投票は、投票事務の従事者が選挙人本人から聞き取りを行い、投票用紙に記載するもので、県選挙管理委員会では、各選挙の説明会等におきまして、投票事務の円滑な実施を依頼しているところです。

また、障がいのある生徒が不安なく投票できるよう、特別支援学校において投票の方法などを説明する出前授業を実施しているほか、実際に投票を体験する模擬投票の取組も行われております。

県選挙管理委員会といたしましては、引き続き関係機関と連携しながら、障がいのある方など誰もが投票参加できるよう、代理投票などの制度の周知と適切な選挙の執行に努めてまいります。

○太田清海議員 これは、知的障がいというふうに特定いたしました。認知症の方々も、投票に来られる方はおられると思いますので、こういった問題。投票に行ったお父さん、お母さんの、子供さんが知的障がいの人たちの話を聞くんですが、やっぱり娘や息子を投票に連れていくというのは、投票することによって、人間として、大人として認められたんだというのがあるんです。例えば、それが窓口のところでできませんとかになっちゃうと、本当になっちゃうんです。

だから、事前にそういう方々との意見交換とか、出前で行って、いい意味で程度を探ってみるとかトラブルのないようにしていただきたいなと思います。スムーズに投票ができるように

お願いしたいと思います。

次に、環境森林部長にお伺いいたします。

県の事業説明の資料の中で、こういう表現がありました。「尾根部等の循環利用に適していない森林は、実のなる木の植栽や、針広混交林への誘導等、自然環境に配慮した森林づくりを推進していく」とありました。

実のなる木の植栽について、いつからどのように位置づけ推進しているのか、伺いたしたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、従来より、実のなる木である広葉樹の造林を推進しておりますが、今年度からスタートしました第八次森林・林業長期計画において、多様で豊かな森林づくりの推進施策の一つに「実のなる木の植栽」を明記しますとともに、広葉樹の造林面積を、現在の年間約300ヘクタールから、令和12年度には400ヘクタールまで増加させる目標値を新たに設定し、推進しているところであります。

○太田清海議員 「実のなる木」というような表現であります。どのような樹種を植栽しているのか、お伺いしたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 実のなる木の樹種につきましては、本県の気候に生育が適している、ドングリを实らせるクヌギやカシ類、シイ類、ヤマグリのほか、センダン、ヤマモモなどの多様な樹種が植栽されております。

○太田清海議員 実のなる木というような表現を聞くたびに、私は桃とか柿とか、いろいろな人間が食べるものを植えるんだろうなと思って。私が本当に小さいとき、山に登ったときに、猿がヤマモモの木にいっぱいぶら下がってヤマモモを取っていました。だから、これはいい意味で、有害鳥獣を山に追いやるための制度なんだ

なという思いもしましたが、ドングリとかいうことでもありました。ぜひ、いろんなパターンを今後研究していただきたいと思います。

最後の質問になりますけど、実のなる木による広葉樹造林など、多様な森林づくりに県はどのように取り組んでいるのか、伺いたしたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林が水源の涵養や生物多様性の保全等の公益的機能を高度に発揮するためには、広葉樹の導入等による多様な森林づくりが重要であると考えております。

このため県では、国の森林整備事業や県の森林環境税などを活用し、水源地等の上流域における広葉樹の植栽や、森林ボランティアや地域住民による植樹活動への実のなる広葉樹の苗木提供などの支援を行っております。また、人工林においては、林内に天然の植生を促す適切な間伐の実施も推進しております。

今後とも、市町村や森林組合等と連携しながら、森林所有者に対して、実のなる広葉樹の植栽を促しますとともに、天然林の保全や県民参加による森林（もり）づくり活動を推進し、野生鳥獣との共生にも配慮するなど、多様で豊かな森林づくりに積極的に取り組んでまいります。

○太田清海議員 有害鳥獣の話も出てきましたので、ぜひいろんなパターンを考えていただきたいなと思います。

次に、JR駅体制の見直しについて、総合政策部長にお聞きいたします。

私は南延岡駅から乗っております。もう20年間通っております。恐らく1,000万ぐらい運賃を投入したんじゃないかなと思います。実は、私が朝6時台の汽車に乗ることはないですけ

ど、乗ったときに、おばあちゃんが右往左往されていたんです。「どうしたんですか」と言ったら、「私は身体障がい者だから割引をもらいたいんだが」と言うんだけど、営業時間の時間帯が短縮されて、駅員さんがおらんわけです。それで、「それはどうしようかね」と言って、一緒に列車に乗って車掌さんに説明して、結局、宮崎駅で降りたときに、そこで割引を取らせる形を取りまして事なきを得たんですが、そういう問題が営業時間短縮の中にあるんです。だから、こういう駅体制の見直しについて、JR九州に対して改善を強く求めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○総合政策部長（松浦直康君） 今回のJR九州の駅体制の見直しによりまして、県内においても、多くの駅で営業時間の短縮が実施されることとなったことから、県では、沿線自治体の意見を集約し、例えば、高齢者や障がい者等の介助が必要な方への対応や、学生の定期券購入における利便性の低下など、懸念される事項をJR九州に伝えたところであります。

その結果、学校での定期券の出張販売など、利用者への影響を最小限とする対応について、現在、市町村等との調整が進められているところであります。

県としましては、県内鉄道の利用促進を図る上でも、駅の利便性は重要でありますので、引き続きJR九州に対して、沿線自治体や地域住民の声を届けて、必要な改善を求めてまいります。

○太田清海議員 頑張ってくださいと思います。南延岡駅は特急の止まる場所なんです。そこがだんだん無人化されるような感じが何か寂しいなと思いますし、結局、物言う株主とのつばぜり合いでもあるかなというような感

じもいたしまして、ぜひ、こういった問題をJRのほうに伝えていただきたいと思います。

次に、最後の質問になりますが、長浜・方財海岸の浸食問題について、県土整備部長にお伺いいたします。

長浜・方財海岸の現状について、県はどのように認識しているのか伺いたいと思います。

○県土整備部長（西田員敏君） 長浜・方財海岸につきましては、平成21年度から海岸の状況を把握するため定期的に測量を行っており、方財海岸につきましては、平成28年度からドローンを用いた写真撮影も実施しております。

これまでの観測結果から判断しますと、海岸の状況は、台風の際の高波の影響など、そのときの気象状況によって浸食と堆積を繰り返している海岸であると認識しております。

○太田清海議員 後でまた議論になると思いますが。

次に、五ヶ瀬川河口の導流堤、テトラポットがずっと海のほうに延びていますが、そこに設置した袋詰め玉石の効果についてお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（西田員敏君） 五ヶ瀬川河口の導流堤におきましては、一部で沈下が見られたことから、昨年1月に袋詰め玉石によるかさ上げ工事を実施し、対岸に設置した監視カメラ等によりモニタリングを行っております。これまでの約1年間の状況を見ますと、現時点では、袋詰め玉石周辺に砂が堆積している状況が確認できておりまして、一定の効果はあるのではないかと考えております。

しかしながら、専門家からは、設置してからの期間が短いことや、台風による高波を受けていない点を指摘されております。

県としましては、正確に効果を判断するた

め、引き続きデータの蓄積に努めてまいります。

○太田清海議員 私も現場を見ましたが、袋詰め玉石という多少大きな石が詰められておりますけれども、私から見たら、砂がたまってきたなという感じがして、これには多少期待するところがあります。

それで、この袋詰め玉石の効果を踏まえて、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○県土整備部長（西田員敏君） 袋詰め玉石につきましては、効果の把握に時間を要するところでもありますけれども、専門家からは、効果を検証するには範囲を広げて設置するのも有効であるとの助言をいただいたところでもあります。

このため今年度、地元関係者の意見も聞きながら追加して設置を行い、効果を測定することとしております。

海岸の砂は、風や波、潮流の変化により、そのたびに移動を繰り返しておりますので、引き続きモニタリングを行っていくことが重要であります。

県としましては、経年的なデータの把握・解析を積み重ねるとともに、専門家の意見も伺いながら、袋詰め玉石設置の効果検証を行ってまいります。

○太田清海議員 地元の方々との協議もされておるようで、ぜひいろんな意見を酌み取っていただきたいと思うんです。海岸の浸食、これは、やっぱり基本的には砂を取って外に持ち出すというのが一番いかんわけで、私の感覚では。取り出したら、物理的には、そこにまたたまってしまう。そのたまった砂は海岸の砂がたまっていく。川から流れているのもあるだろうけれども、私はその因果関係というのはあると

思うんです。海岸が崩れている、公共物が壊れている、その片一方では砂を取り上げる、取ってセメントの材料にするとかになっているんでしょう。私はその因果関係というのはあると思います。早くその結論も出していただきたいと思うんです。

というのは、砂利採取法第19条、それから、例えば港湾法の第37条にも、公共の用に供する施設が損壊を受ける、そういった場合には砂利採取の許可は出せないというのが明確にうたっております。

私は、それを適用して、もうそろそろ止めないといけないんじゃないかなど。どんどん海岸が崩れていって、県の予算を最大限に投入していかないといけないというのは、非常にもったいないことでもありますので、できるだけ早く、砂を取ることに問題があるんだということを、強制することはできませんが、客観的に学者を入れて因果関係を確認しながら、早めに結論を出していただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わりますが、今度の知事の所信表明演説の中でも、「ありふれたことが、実は奇跡的なバランスの上にあることを、忘れないでいたい」というのが、点々がついておりましたので、知事の言いたいことだろうなと思って、特に意を込めて読みましたけど。やっぱり、こういう奇跡的なバランスで平和が成っているんだなと思って、ぜひ平和も実現していきたいという決意であります。今日はこれで終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の来住でございます。

質問に入ります前に、どんな国であれ、覇権主義的な干渉、戦争、抑圧、支配を許さず、平和の国際秩序を築くことを党綱領に掲げている党として、ロシアのウクライナ侵略について一言申し上げたいと思います。

プーチン政権がいかなる理由をもって、今回の行為は侵略そのものであり、主権の尊重、領土の保全、武器・武力行使の禁止などを義務づけた国連憲章に違反していることは明々白々たるものであり、断固糾弾するものであります。

核兵器の使用も公言していることは、絶対に許されません。今侵されているのは、ウクライナの主権や人々の命ではありません。国連憲章に基づく平和の秩序が根底から脅かされており、これは日本国民自身の問題でもあります。アジア国内においても弾圧に抗して抗議行動が起こっております。侵略をやめよ、国連憲章を守れの一点で力を合わせ頑張り抜くことを誓うものであります。

それでは、知事の政治姿勢について、太田議員ともかぶりますけど、重要な問題でありますので質問いたします。

古川禎久現法相は、2020年8月、自身のホームページに、「自民党が「敵基地攻撃能力」の保有を政府に提言した。(中略)わたしは、断乎として反対である」と書いています。さらに、「いかに自衛と言い、いかに中朝の脅威がと言おうとも、敵基地攻撃能力が周辺国へ向け

た軍事的攻撃力であることに変わりはない」と述べて、「日本にとって最大の安全保障とは、アジア諸国に敵意を抱かせない外交」と主張されております。そして、「今ここで「攻撃能力」を保有してしまえば、戦後日本の努力は水泡に帰す」とまで述べられております。

岸田首相は、昨年12月の国会で、歴代首相として初めて、所信表明で敵基地攻撃能力という言葉を使い、「あらゆる選択肢を排除せず検討する」と踏み込み、1月の施政方針では、同じフレーズを繰り返した上で、「スピード感を持って防衛力を抜本的に強化」と加えました。

我が党は、憲法改正の動き、さらに南九州及び南西諸島の軍事基地の強化と相まって、敵基地攻撃能力保有について、危機感を持って重視しております。

知事は、敵基地攻撃能力保有に向けての動きについてどのような所見を持っておられるか、答弁を求めます。

あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

敵基地攻撃能力につきましては、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している状況を踏まえ、国において、ミサイルからの自衛手段として、保有の必要性の議論がなされているものと受け止めております。

外交防衛は、国の責任においてなされるものであり、政府は、国家安全保障戦略の年内の改定に向けた議論の中で、具体的な内容を検討する方針とのことであります。

私としましては、県民の安全・安心を確保する立場から、今後の国の議論を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 現在、国会が開会中でありま

すけど、国会の議論を通じて政府が述べている敵基地攻撃能力とはどういうことか。それは、相手国の領域まで踏み込んでレーダーなどを破壊し、制空権を確保した上で、相手国のミサイル基地をしらみ潰しに破壊していく、一連のオペレーションということであります。

これは、一発のミサイルを撃つという話ではなくて、相手に全面攻撃を仕掛けるということになります。

安倍元首相は昨年11月の講演で、「敵基地攻撃能力は、敵基地だけに限定せず、抑止力として打撃力を持つということだ」と、このように強調し、「抑止力とは相手をせん滅することだ」と述べています。岸田首相は国会答弁で、安部元首相のこの講演内容を否定いたしませんでした。

敵基地攻撃能力を保有することは、戦争放棄と武力行使を禁止している憲法に違反すると、このように思いますけど、知事はどう思われるでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） この敵基地攻撃能力の保有につきましては、昭和30年代から今日に至るまで、国会で議論が重ねられてきたところがあります。

その中で国では、必要最小限の措置で、他に手段がない場合に限り自衛の範囲に含まれるとの解釈がなされてきているものと認識しております。

外交防衛に関することは国の専管事項であります。私としましては、憲法の基本原理の一つであります平和主義の理念を大切にしながら、国において慎重かつ十分に議論を行うとともに、国民に対する丁寧な説明が必要と考えております。

○来住一人議員 昭和30年代から議論されてい

るということは、私も知っております。ただ、理論的にはそれを議論することはあっても、現実には憲法の規定から見て厳しいというのが、これまでの判断だったと思います。

2015年7月3日の特別委員会で、当の安倍首相は、「外国に出かけて行って空爆を行う、あるいは撃破するために地上軍を送ってせん滅戦を行うことは、最小限度を超えるのは明白だ」「一般に禁止されている海外派兵に当たる」と、このように述べていたものであります。

ところが今は、敵基地攻撃能力保有の合唱となっていると思います。

ロシアのウクライナ侵略を機に、国連憲章や憲法9条は無効であると。つまり国連憲章で、結局、ソ連の侵攻を止めることはできなかったということだと思んですが、無力だと。ですから、力には力で応えるしかないというような風潮。さらには、核共有論まで語られているという状況が今あります。私は大変危険だと、このように思います。

我が党は、北東アジアにおいても、ASEANの教訓を生かした平和の共同体を提案いたしております。政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように、憲法9条を守る決意を新たにして、この項目の質問を終わりたいと思います。

次に、新型コロナ対策について質問いたします。

オミクロン株による感染が止まりません。まずお聞きしたいのは、第6波におけるジャンル別のクラスターの発生状況を教えていただきたい。

また、第5波と比較して、その特徴についてもお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 第6波における本県でのクラスターは、2月28日現在で167件発生しております。内訳としましては、学校・教育施設等76件、高齢者施設32件、職場23件、障がい者福祉施設・児童福祉施設9件、医療機関8件、会食7件、飲食店等7件、その他が5件となっております。

一方、第5波では48件発生しております、その内訳は、職場が21件、会食10件、学校・教育施設等が5件などとなっております。

第6波におけるクラスターは、学校・教育施設等が全体の約4割、高齢者施設が約2割を占めており、第5波と比べその割合が非常に高くなっております。

○来住一人議員 続いて、感染によって臨時休業を行っている学校及び特定の学年、学級の臨時休校を行っている学校、以上の学校種別の数、割合について報告をお願いしたいと思えます。

○教育長（黒木淳一郎君） 文部科学省は、令和4年1月末から定期的に、全国の公立学校における臨時休業等の状況について調査を行っておりまして、直近では令和4年2月9日の状況が公表されております。

その結果、本県において、令和4年2月9日の調査日に学校全体の臨時休業を行っていた公立学校は、小学校1校のみであり、これは県全体の公立小学校の0.4%に当たります。

次に、学級または学年における臨時休業を調査日に行っていた公立学校の数と、各校種別に占める割合は、小学校18校で7.9%、中学校4校で3.3%、高等学校4校で11.1%となっております。

○来住一人議員 引き続き、もう一つ報告をお願いしたいと思えますが、保育園の臨時休園の

状況についてはどうなっているのでしょうか、よろしくお願いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の保育所や幼稚園、認定こども園のうち、市町村を通じて臨時休園の報告を受けている施設数につきましては、2月9日時点で見てみますと、11施設、施設全体に占める割合は2.1%となっております。

○来住一人議員 私ども日本共産党は、政府に対しても、第5波が下火になったときにも、3回目のワクチン接種を急ぐこと、そして、いつでもどこでも何度でも、無料でPCRをはじめとする検査を行うことを提案し続けてまいりました。

今報告をしていただきましたけど、病院、それから福祉施設、学校などでクラスターが多く発生しているのが特徴のようであります。

そこで、本県におけるPCR等の検査体制の現状はどうなっているのか。また、検査体制の抜本的な強化が必要だと考えますが、答弁を求めたいと思えます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、保健所の積極的疫学調査の中で、感染者の濃厚接触者等に対して行政検査を実施しております。

さらに、重症化リスクの高い高齢者施設や障がい者施設等におきまして、クラスターの発生や感染拡大の端緒が見られる場合には、施設の職員等を対象に一斉検査を実施しております。

また、発熱等の症状がある方につきましては、地域の医療機関におきまして、保険適用検査により検査を受けられる体制を整えております。

加えて今年の1月からは、感染に不安を感じる県民を対象とした無料検査を開始したところ

であり、現在、県内58か所の検査所で検査が受けられるようになっております。

このような検査体制の強化によりまして、感染者の早期発見に努め、感染拡大防止に取り組んでいるところであります。

○来住一人議員 コロナ感染に関して、商工観光労働部長にお聞きしたいと思います。

まん延防止等重点措置によって、飲食店等における酒類提供の終日停止要請で、自動車運転代行業が受けている影響をどのように捉えておられるのか、答弁を求めます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 現在、新型コロナウイルス第6波の拡大を防止するため、県内全域にまん延防止等重点措置を適用の上、飲食店等への営業時間の短縮要請に加え、酒類提供の終日停止をお願いしております。

これにより、夜間の飲食店などにおける飲酒の機会が制限されますことから、代行運転を利用する方が大きく減少し、自動車運転代行業者の売上への影響が出ているものと認識しております。

○来住一人議員 コロナが発生して以来、この2年の間に、都城の運転代行業者の皆さんは、私が知る限りでも2回、商工観光労働部に直接実情を訴えられました。

私が同席したときも、「実情を分かってほしいんだ」「助けてほしい」と、このように涙の訴えがありました。先日は、知事に文書で訴えられました。だから私は、皆さんは百も承知だと、このように理解しております。

危険な飲酒運転をなくして県民の命を守る上でも、また飲食の伝統を守るためにも、交通手段が限られている我々の地方においては、運転代行は不可欠であることを、私は声を大にして申し上げたいと思います。

この議場におられる多くの皆さんが、運転代行に協力をもたらしたのは一度や二度ではないと、このように思います。

私は、27日の日曜日、都城の事業者の方11名と懇談し、実情をお聞きいたしました。まん延防止の期間に入って、売上げゼロ、つまり仕事はゼロということ、皆さん話されておりました。

まん延防止の今、家に友人を呼んで飲み会をする人もいないと思います。したがって、代行運転は飲み屋さんからだけでなく、家族からも普通の家からも注文がないというのが実情だと思います。ですから、運転代行は飲食店と一体と、一心同体だということを理解していただきたいと思います。答弁は求めませんが、本当にそのように思っていたきたいと思います。

部長にお聞きします。酒類提供の停止要請を行ったのは、県であります。この要請によって生ずる影響に対する支援というのは、業種に関係なく公平であるべきだと、このように私は思いますけど、県の基本的な考え方を伺いたしたいと思います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナウイルスの影響を受ける事業者に対する支援につきましては、全国知事会等を通じた要請等の結果、今回第6波におきましては、国において第5波までの「月次支援金」に代わり「事業復活支援金」が創設され、地域、業種を問わず事業収入が30%減まで要件が引き下げられるとともに、個人事業者には上限50万円、法人には上限250万円を支給するなど、支援策の強化が図られたところでございます。

このため、本県独自の県内事業者緊急支援金10万円と合わせ、自動車運転代行事業者を含め、基本的に幅広い業種の方々に一定の手当て

がなされるものと考えております。

なお、酒類販売事業者等につきましては、第5波のまん延防止等重点措置の際、酒類提供の一律停止により、特に影響が大きいとして、国において支援金の上乗せの枠組みが個別に設けられたものでございます。

今回、県独自の判断で酒類の提供停止をお願いし、さらにその延長を行ったことから、第5波と同様の支援を行うこととしたものでございます。

○来住一人議員 現に今行われている、また行われようとする施策というのは、私は公平ではないと思います。

まず、飲食店などには、酒類の提供を行わないなどの条件を満たすなら、最低でも1日3万円の協力金が出されます。今回、補正で出されました酒類販売事業者等緊急支援金は、個人でも上限は月5万円から30万円支給されます。

家での晩酌まで停止を求めているのではありませんから、製造や売上げがゼロになるということはありません。しかし、代行は、先ほど申し上げましたように、飲食店と一体ですからゼロです。ほかに努力する方法はないんです。

私は、飲食店や酒小売店などに支援を出すことは当然だと、このように思います。しかし同時に、運転代行事業者の実態を知るなら、少しは心を配ってよいのではないかと申し上げているのであります。つまり、県内事業者緊急支援金10万円でよいだろうということにはならないということを強調したいのです。

事業者の皆さんは、仕事はなくても、保険料等を含めた車の維持費、さらには駐車場代など固定経費はかかります。今まさに事業者の皆さんは、息絶え絶えという状況にあると思います。

知事は所信表明の中でこう言われました。

「新型コロナは、ひとしく県民を襲うように見えて、実は県民お一人お一人が置かれている社会経済的状况によって、受けるダメージが様ではないと考えます。特に、生活に困窮されている方や社会的に弱い立場に置かれている方、営業時間の短縮要請等の行動要請により影響を受けておられる飲食店をはじめとする事業者の方々など、それぞれの置かれている状況に思いを致し、しっかりと寄り添い支え合う温かい社会を築いてまいります」と述べられました。

この所信表明を生きたものにするためにも、運転代行事業者の置かれている苦しい状況に思いを寄せて援助できないのか。このことについて知事の所見を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 現在、感染拡大防止のためとはいえ、まん延防止等重点措置による様々な行動要請によりまして、県民や事業者の皆様にも多大な御負担をおかけしていることを大変心苦しく感じているところであります。

その中で、飲食店等に営業時間の短縮や酒類の終日提供停止をお願いしておりますことから、特に影響の大きい酒類販売事業者等に対しましては、昨年第5波の際と同等の支援金を措置したところであります。

その他の事業者の方々につきましては、先ほども部長から答弁申し上げましたが、国において、全国知事会の要請等も踏まえまして、地域や業種を問わず、コロナの影響を受けた事業者を支援する事業復活支援金が今回創設された。そのことに加え、県としましても、何とか事業を継続していただきたいと考えまして、一定の影響を受けた事業者に対し、県独自で、業種を問わず県内事業者緊急支援金を支給することとしたところであります。

これらの支援金で、当面、事業継続を図っていただくとともに、第6波が収束した際には、消費喚起策等、県内経済の回復に取り組んでまいります。

○来住一人議員 ただいまの知事の答弁を聞いて、愕然といたしました。運転代行業は飲食店と一体のものであるということは、述べたとおりです。私は、差別をせずに運転代行業者にも心を配ってほしいと申し上げているのです。

昨日は、一般質問に答えて、現場に行って県民の思いを聞くことを基本に置いている旨の答弁をされました。先ほどの答弁は、これとも、また所信表明とも全く別ものだと、このように言いたいと思います。

県内には代行業者が156社あるそうです。例えば10万円の補助をしてあげても1,500万円です。予算がないからではなく、心がないと思います。代行業者の悲痛な思いを耳のとぼ口にも入れないという態度は、改めていただきたい。このことを申し上げて、この問題の質問を終わりたいと思います。改めて、一考していただきたいということを申し上げておきたいと思いません。

次に、環境行政について。

この問題は武田議員も質問されました。2, 4, 5-T系除草剤の問題について質問いたします。

2, 4, 5-T系除草剤が国際的問題になったのは、アメリカがベトナム戦争で、焼き尽くす、殺し尽くす、破壊し尽くすの作戦で枯れ薬剤として使用したもので、合成過程でダイオキシンを生成し、この猛毒のダイオキシンで二重胎児、奇形、無脳症などの出産異常を引き起こすもので、ベトちゃん、ドクちゃんが日本で手

術を受けたことは記憶に新しいところであります。

日本においても、各地の営林署が雑草を枯らすために使用していたもので、1971年に使用が禁止され、林野庁の指示で全国の国有林に埋設されております。

県内においては、日之影町、西都市、宮崎市、小林市、都城市、串間市の5市1町の8か所に埋設されております。

私ども共産党県議団は、先日、森林管理署の署長さんの案内で、小林市旧須木村の夏木国有林、宮崎市高岡町の大工次郎国有林、同じく田野町の本田野国有林の埋設地を調査いたしました。

県下8か所のうち4か所は、大淀川水系にあります。埋設されているところは、ロープなどで囲いをされて、立入禁止の立札が立てられております。

署長の説明によりますと、林野庁の指示は、コンクリートで固めて埋設すること。それから、埋設する量は、1か所に300キロ以内ということであったそうではありますが、コンクリートで固めずに埋めたところが1か所、それから300キロではなくて990キロ埋めたところが1か所あるとのことでありました。ただ、コンクリートで固めなかったところは、13年後の昭和59年に、上の部分をコンクリートで固めたという報告を受けたところでもあります。

部長にお聞きしますが、国有林への埋設について、県が把握したのはいつか。また、どのような対応をされてきたのか、答弁を求めたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 国によりますと2, 4, 5-T系除草剤の国有林への埋設は、昭和46年以降に行われ、昭和59年には埋設箇所

への立入禁止等の措置が取られたと伺っております。

県が把握した時期については、明確ではありませんが、昭和59年12月の営林局長宛て林野庁長官通達によると、「関係都道府県、市町村等と十分打合せの上、必要な措置を講じること」とされておりますので、当時、本県にも説明があったものと推測されます。

県としましては、これまで、森林管理署に対し、当該埋設の状況について、必要に応じ問合せを行い、その都度、異常がない旨の報告を受けているところであります。

○来住一人議員 我が党の田村貴昭衆議院議員の質問で、林野庁は撤去して処分する計画であることが明らかになりました。記録的な大雨で流れ出るようなことが発生すると、大変なことになります。埋設されている2,4,5-T系除草剤については、安全に管理・撤去できるように林野庁に申し入れるべきではないかと思いますが、部長の所見を伺いたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 国からは、管轄する森林管理署において、年2回の定期点検のほか、大雨や地震などの後には臨時点検を行っており、これまで異常は確認されていないとの報告を受けております。

現在、国では、将来の掘削処理の可能性について技術的な調査・検討を始めたところであり、年度内にまとめる調査結果を基に、撤去の可否を判断すると聞いております。

県としましては、国の検討状況を見ながら、関係市町村の意見も伺いつつ、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○来住一人議員 次に、加齢による難聴の改善について質問したいと思います。この問題については、事務的に2つのことをお聞きしたい

と思います。

高齢になって、難聴になると。これは、障がい者に認定されるなら、障害者事業として、補聴器購入の補助が受けられるということであり

ます。まず、聴覚障がい者への補聴器交付の流れと交付の実績について、部長の報告を求めたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 障害者総合支援法に基づきまして、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がい者には補聴器が交付されております。

交付までの主な流れは、まず、聴覚障がいのある方が市町村窓口で申請し、市町村は、県身体障害者相談センターに、補聴器交付の適否や種類等について判定を依頼します。

その結果、交付が適当と判定されれば、市町村は交付決定を行い、申請者に通知し、申請者は、その後、補聴器販売店で補聴器を受け取ることになります。

なお、昨年度の交付実績につきましては、県身体障害者相談センターで交付の判定をしたものが385件となっております。

○来住一人議員 こういうところで私的なことをお話しするのはあまりよくないのですが、私も大分高齢になりまして、去年の夏に調べていただきましたら、補聴器をつける寸前ですよというお話でありました。

加齢によって、高齢になってから難聴になっている方々というのは結構いらっしゃると思います。それで、この制度を知っている人がどのくらいいるだろうかというのもありまして、例えば、実際に介護を受ける段階になると、いろいろな方々から相談を受けたり、相談をすることができますけど、そうでない方々は、単なる

耳だけということになりますと、やっぱりこの制度そのものが知られているのかなと思います。

そういう意味で、この制度の、特に高齢者への周知について、例えば民生委員さんだとか、高齢者クラブ、公民館長さんなどを通してでも、多くの高齢者の方々にこの制度を知っていただく、つまり、周知についての県の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県身体障害者相談センターでは、ホームページで制度の基本的事項について広報を行っているほか、医師をはじめとする専門スタッフによる相談窓口を開設しております。

また、市町村におきましても、必要な情報提供を行っているところでございます。

しかしながら、高齢の難聴者の中には、補聴器の交付対象でありながら、制度や交付対象となる難聴の程度を御存じない方もおられると思いますので、この制度が一層活用されるよう、各市町村の高齢者の相談窓口や社会福祉協議会等と協力して、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

○来住一人議員 ぜひ、多くの高齢者の方々に周知できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、警察本部長にお聞きしたいと思ひます。交通事故と信号機の設置に関してお聞きしたいと思ひます。

まず、単刀直入に申し上げますけど、今年1月19日、午前7時50分頃、県道財部庄内安久線と都城市道が交差する、都城市乙房町平田の交差点で発生した交通事故の概要について、報告をお願いしたいと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） お尋ねの交通事

故につきましては、都城市道側に一時停止の標識が設置されている交差点で発生した、普通貨物自動車と普通乗用自動車の出会い頭の衝突事故であり、軽傷の人身事故として取り扱っております。

○来住一人議員 交通安全の全般の事故ではなくて、このような個別案件は、一般質問にはそぐわないと、このように理解しながらも行っているところでございます。

事故現場は、私の家から2キロほどのところにありまして、地域の方々は、公民館などを通じて、都城市などにも再三陳情されている経過があります。お聞きしますと、この10年間で人身、物損の事故が10件発生したと伺っております。

それで、報告いただいた19日の事故でありますけど、お母さんが5歳の娘さんを幼稚園に送るときに発生した事故で、そのお母さんが運転していた車の左側面に普通トラックが衝突したものです。そして、そのお母さんが運転していた車は、廃車するほど大破したものでありまして、本当に幸いなことに、対向車がたまたまなかったと。例えば大型ダンプでも対向してきていれば、間違いなくその大型と正面衝突するというようなことでありまして、そういうことになっていたら命はなかつたらと話されておりました。

それで、この事故の後、「死亡事故が起きないと行政は動かないのですか」と言われるわけです。正直言って、いたたまれないわけです、一人の議員として。そういうこともありまして、今日の質問になったところでございます。理解していただきたいと思ひます。

それで、この交差点への信号機の設置は、交差点の改良が必要だということは、私は1年前

にも聞いていたことでありますけど、この交差点への信号機の設置について、警察本部長の認識をお聞きしたいと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 信号機の設置につきましては、「信号機設置の指針」に基づき、車道幅員や横断歩行者の滞留場所の確保、自動車等の交通量、交通事故の発生状況、学校や病院等の付近における交通の安全確保の必要性などを総合的に判断した上で、設置の必要性が高い場所を選定しております。

県警といたしましては、議員御指摘の交差点についても、交通環境の変化を継続的に確認しつつ、関係行政機関等と連携の上、信号機設置の必要性を総合的に判断してまいります。

○来住一人議員 地域の住民の方が言うように、人柱が立たないうちにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

第1問で、敵基地攻撃能力の問題についてお尋ねいたしましたけど、集団的自衛権の行使が憲法違反に当たらないということを閣議決定され、これまでの歴代の政府が、集団的自衛権の行使は憲法上できないというふうになっていたものが、この布石が外される。そうすると、いちにぎずっと物事が進んで来て、今回の敵基地攻撃能力の問題についても、岸防衛相は、相手の国に、領空に入って行って、爆撃しても攻撃しても、選択肢の一つだということまで話すようになる。本当に空恐ろしいことが現実起こりつつあるというのを、私自身感じているところでございます。

先日、宮日新聞が社説を出してございまして、憲法問題についてでありました。確かに、国会が憲法についての改正の提案をすることができるとは思いますが、それは同時に国会議員は憲法を遵守しなきゃならないというものもありまし

て、現実にはやっぱり国民が憲法改正について求めているかということが最大の問題であると思ひます。憲法9条については、私は国民はその改正を求めていないと思ひます。

いずれにしても、日本はまさに大きな歴史的転機に立っているなということに改めて思っているところでございまして。今後とも憲法と平和を守るためにも、総力を挙げて頑張り抜くことを決意いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

(拍手)

○中野一則議長 次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕 (拍手) しんがりを務めます、よろしくお願ひします。

今年も1ページだけは家内に清書してもらいました。昔は全部、家内が書いていましたから大変でした。

開会日に知事の引用された俵万智さんの言葉に、「日常のありふれたことが、実は奇跡的なバランスの上にあることを忘れないでいたい」とありました。心に響きました。奇跡といへば、我々の存在もまた奇跡と言えます。それは、我々は、ワクチンも治療薬もない時代を何世代にもわたり奇跡的に生き抜いてきた、多くの先人たちの末裔であるからであります。先人の一人でも欠ければ、私はここには存在していません。この奇跡を未来につなぐべく、本県の発展と、コロナの早期収束と世界の平和を願ひながら、質問に入ります。

以下、一般質問の趣旨にのっとり、基本的な方針について聞いてまいります。

知事の政治姿勢について伺います。未来への投資、研究費についてであります。

文科省の科学技術指標2021によりますと、世界的には研究開発費が3位、研究者数3位、論

文数4位となっており、トップ10%の補正論文数、いわゆる引用論文数となりますと、インドに抜かれて、ついに10位となりました。公的機関の研究開発の伸びは、他の機関と比べて少ないとも指摘されております。

さて、本県の令和4年度の研究開発予算は幾らなのか、知事にお尋ねいたします。毎年質問いたしております。昨年度との比較でお願いいたします。

次に、知事の科学技術に対する認識について伺います。

1995年制定の科学技術基本法が、科学技術・イノベーション基本法へと名前を変更し、昨年、第6期の基本計画が策定されました。Society 5.0を実現し、国際社会において名誉ある地位を占めたいとのメッセージであります。その中で過去を振り返り、「科学技術は、我が国が戦後の壊滅的破壊から復興する際によりどころとしたものである」と述べてあります。確かに我が国の戦後復興は、世界の奇跡とまで呼ばれました。科学技術の進歩は社会に大きな変革をもたらします。近年、特にIT、ICT、AI、ロボット、ドローンなど、その進歩には目をみはるものがございます。

2年前、知事には少々きついことを申しました。知事の挨拶には文化やスポーツの話が多い、産業振興や経済の話が少ないと。それは、県民の多くの関心事が生活や経済だからであります。時あたかも、コロナ禍からの経済復興が急務であります。DXによるビジネスや社会の変容も迫られております。産業の基盤となる科学技術に対する知事の認識をお聞かせください。

次に、宮崎県の抱える課題について伺います。

知事は、11月議会で4期目の出馬を表明されました。知事は57歳、佐賀県の山口知事や鹿児島県の塩田知事、今日は何回も出てまいります。古川法務大臣とは、大学の同級生と聞いております。霞が関にもほかに多くの先輩や後輩、知人があるわけで、仕事は今大変やりやすい環境にあるのではないかと思います。要は、この人脈を生かし、宮崎県の発展にどうつなげていただけるのかが大事なところだと考えます。

4期目となると、当然、多選批判も出てまいります。決して先進県でないこの宮崎県をどのように前進させていくのか、明確な道しるべを示すことが肝要かと思えます。

そこで、お尋ねいたします。今現在において、本県が抱える課題についてどのように認識しておられますか。優先順位5番目までお聞かせください。

壇上での質問は以上とし、以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、研究開発予算についてであります。

来年度の研究開発予算につきましては、総合農業試験場ほか6つの試験研究機関の運営費等として、35億5,000万円余をお願いしているところであります。

前年度と比べますと、約3億円の減少となっておりますが、これは前年度、総合農業試験場の研究施設整備という特殊な要因があったものでありまして、これを除くと、例年並みの予算を確保しているところであります。

次に、産業の基盤となる科学技術に対する認識であります。

科学技術は、産業の生産性を高め、新たな価値を生み出すなど、社会経済発展の原動力と

なっており、その振興を図ることが極めて重要であると考えております。

また、現在のこのコロナ禍の中で、メッセージRNAの技術を生かしたコロナワクチンが、極めて速い速度で開発されたということを考えてみると、命を守り、社会を守るためにも、この科学技術は極めて重要だということを改めて認識しております。

県におきましては、これまで、公設試や大学などとの産学官連携によりまして、各産業分野の研究開発に長年取り組んでおりまして、その成果が、製造業の商品開発や農産物の品種改良等につながっているところであります。

このような中、大量のデータを自動分析するAIや、自律走行するロボットなどの革新的なデジタル技術により、働き方やビジネスモデルそのものが変化してきており、県内の事業者も、それらの技術をしっかりと活用していくことが大変重要となっております。

県としましては、今後とも、継続的な研究開発に取り組むことに加え、デジタルをはじめとする科学技術の普及・拡大を図ることにより、本県産業のさらなる成長につなげてまいります。

最後に、本県が抱える課題についてであります。

この2年間は、新型コロナ対策を最優先に取り組んできたところでありますが、県が取り組むべき政策課題は、医療、福祉、環境、産業、教育、地域づくり、インフラ整備など、極めて広範囲にわたっておりまして、それぞれ着実に進めていく必要があるものと考えております。

本県における現在の課題としましては、なかなか順位をつけるというのは難しゅうございますが、5つほど挙げるといたしますと、まず

は、コロナ禍により県内経済や県民の暮らしに大きな影響が及んでおりますことから、感染症対策に迅速・的確に取り組み、日常を取り戻すとともに、社会経済の回復を図り、ポストコロナ社会への道筋をつけること。そして、次なる感染症にも強い社会を築いていくこと。これがまずは我々の責務であると考えております。

また、2つ目には、本格的な人口減少が進む中で、過疎化が深刻化する中山間地域におきまして、住民の暮らしを維持するための地域交通網の最適化や、高齢化の進展に対応した医療、福祉の充実を図ることが挙げられようかと考えております。

3つ目としましては、産業分野におきまして、デジタル化など新しい技術を取り込むことにより、生産性を高め、成長を生み出していくことが重要であろうかと考えております。

また、4つ目としましては、高速道路や港湾などのインフラ整備を進めるとともに、激甚化する自然災害や南海トラフ地震に対応した、防災・減災、強靱化対策を強化することが挙げられようかと思っております。

5つ目としまして、国文祭・芸文祭の成果や経験を引き継いだ文化の振興や、スポーツランドみやぎの新たなステージへの進化を図ること、本県の魅力、強みを生かしていくことなどが、本県が重点的に取り組むべき課題であると認識しております。

こういった課題認識の下に、本県のさらなる飛躍を目指して、御指摘いただきました、これまで築いてまいりました人脈や、積み重ねてきた実績、経験等も最大限に活用しながら、私が先頭に立って明確な道しるべを示し、オールみやぎの体制で、本県のさらなる発展に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えており

ます。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 ありがとうございます。研究費については、実質減額はされていないと、そういうふうに理解したいと思います。

また、科学技術については、いろいろお話をいただきましたが、ぜひ文化・スポーツに加えて、科学技術にも造詣の深い知事と評されるようになられることを期待いたしたいと思いません。

研究開発は、駄目元の地味な活動であります。しかしながら、その地道な活動が産業発展の基礎を築いていることは間違いないことであり、研究費は未来への投資、けちってはいけなないと考えます。本県においても、これまで、キンカン「たまたま」やマンゴー、チョウザメ、地頭鶏、コンテナ苗、SPG応用のハンダ技術、残留農薬検出技術など、多くの成果を発揮してこられました。

また、これまでの研究の蓄積として、特許権や商標権などの知的財産権を保有し、実際に実用化に結びつけるなど、目立たないところでも着実に取り組んでおられることと思います。

そこで、各試験場の近年の取組状況について、環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 環境森林部では、循環型林業の推進や県産材の需要拡大等を図るための技術開発に取り組んでおります。

まず、林業技術センターでは、研究開発後、既に技術移転を行っているMスターコンテナ苗の生産効率化を図るため、土を使わず空中で挿し木用の穂木を発根させる技術や、原木シイタケの収量・品質向上を図るため、温度や湿度等を遠隔で把握するIoTを活用した生産技術の開発などに取り組んでおります。

また、木材利用技術センターでは、製材品として利用が難しい大径材を、丸太段階から強度予測して効率的に製材加工する研究や、杉の乾燥工程で発生する蒸気に含まれる成分のシロアリへの防除効果などを明らかにし、新たな木材用塗料として活用する研究などに取り組んでおります。

今後とも、研究成果の現場への速やかな技術移転を行い、本県林業・木材産業の振興に貢献してまいります。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 商工観光労働部では、工業技術センター及び食品開発センターにおいて、企業等のニーズに応じた化学・電気機械等の工業分野や食品分野などの様々な研究開発に取り組んでおります。

例えば、工業技術センターにおきましては、1万分の1ミリ程度の微小な水溶性物質を、油の中に均一に拡散させる技術の研究に取り組んでおります。

また、食品開発センターにおきましては、客観的に評価することが難しかった食の風味や食感など、おいしさの見える化に関する研究などに取り組んでおります。

こうした両センターの研究に基づく成果として、現在、特許権37件、意匠権3件などの知的財産権を保有しており、近年、ハンドクリーム等の新製品開発など、企業による技術の活用が増えてきているところでございます。

今後とも、様々な研究開発や企業への技術指導等を通して、県内産業の振興に取り組んでまいります。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農政水産部では、試験研究推進構想に基づき、農畜水産業のスマート化や、新防災、資源循環等に貢献する技術開発に取り組んでおります。

例えば農業分野では、施設園芸の収量や品質向上を図る複合環境制御技術の開発、畜産分野では、消費者に選ばれる肉質を追求するための宮崎牛のおいしさ成分の見える化、水産分野では、操業の効率化を図るための漁場予測システムの高度化などに取り組んでおります。

なお、3試験場では、現在、特許権7件、育成者権45件、著作権2件などを有しており、企業等への許諾を通じて、本県農畜水産業の振興に貢献しております。

今後とも、国や大学、企業と積極的に連携し、生産現場の喫緊の課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた革新的な技術の開発を進めてまいります。

○蓬原正三議員 次に、科学技術指標2021によりますと、日本の女性研究者の割合は主要国と比べて少ないと指摘されております。女性の視点からの研究も大切なことであります。

そこで、知事部局において試験研究に従事する女性職員の割合と、配置における考え方について、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局におきましては、試験研究機関において161名の職員が研究職として従事しており、女性の割合は21.7%となっております。

試験研究機関への職員の配置につきましては、男女を問わず、技術系職員の中から希望や適性等を十分に考慮し、人事異動の一環として配置しているところであります。

近年、試験研究に関するニーズが高度化、多様化していることから、配置に際しましては、議員御指摘の女性の視点など、多様な視点からの研究の重要性について、引き続き留意してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 関連して、一般社団法人発明

協会について伺います。

科学技術指標2021で、日本は商標出願数よりも特許出願数が多い。すなわち、技術に強みは持つが、それらの新製品や新たなサービスへの導入という形での展開が少ないと指摘されております。

ところが、折よく宮日で、I N P I T——これは宮崎県知財総合支援窓口というところですが——の記事を目にして、本県は商標関連が多いと知り、意を強くした次第であります。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねいたします。宮崎県発明協会の県としての位置づけ、活動状況についてお聞かせください。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 一般社団法人宮崎県発明協会は、県内製造業をはじめとする法人など、60余りの会員で構成され、科学技術の振興、さらには地域経済の発展に寄与することを目的に、発明の奨励や知的財産制度の普及啓発などの活動を行っている団体でございます。

県では、県教育委員会、発明協会との3者で、「宮崎県学校発明くふう展」を開催しますとともに、発明や知的財産に関する情報発信を発明協会と共同で行うなど、様々な場面で協力しながら取り組んでいるところでございます。

また、発明協会におきましては、特許庁の関連団体であります「独立行政法人工業所有権情報・研修館」、いわゆるI N P I Tから、本県における知財総合支援窓口の運営業務を受託し、年間1,800件以上にわたる特許や商標などの知的財産権に関する相談対応を行っております。

○蓬原正三議員 I N P I Tについてであります。知財総合支援窓口については、特許庁の関

連団体である I N P I T の委託ということですが、もう少し詳しくその実態を知りたいと思います。

また、年度ごとに受託機関が替わるとも聞きました。知財総合支援窓口は、公的な機関が継続して運営することが望ましいと考えますが、委託の実態と県の御見解を、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 特許庁の関連団体である I N P I T が行う各都道府県知財総合支援窓口の委託につきましては、総合評価落札方式による一般競争入札により、2 か年ごとに委託事業者が決定されており、他県におきましては、従来的一般社団法人等の団体から民間企業へ受託者が替わった例も出てきていると伺っております。

この入札方式は、I N P I T が競争性の確保等を図るため、令和2年度から採用しているものでございますが、県といたしましては、知財総合支援窓口の委託先は、これまでの実績があり、関係機関との連携も十分図られている、県発明協会のような団体が担うことがふさわしいと考えておりまして、その旨、I N P I T にお伝えしているところでございます。

○蓬原正三議員 発明協会の受託が続くものと理解いたします。

次に、人口減少対策についてであります。予算の柱の一つ、人口減少対策の強化についてであります。

国勢調査の結果、10年先の調査では、本県の人口が100万人を切る事が確実視されております。成熟社会の宿命なのか、人口減少に歯止めはかかりません。自然減については、特別に効果のある処方箋があるわけでもなく、コロナが拍車をかけている感もあります。

となると、今我々がなすべきこと、できることは、減少のカーブを緩やかにすべく、若者の地元への定着を進め、U J I ターンを促進し、地域の活力をいかに維持していく方策を練るかということではないかと思っております。

そこで、新規事業2件について伺います。「県・市町村少子化対策連携事業」についてあります。

国勢調査結果では、地域・自治体の人口動態には大きな違いやばらつきがあり、対策にも温度差があります。しかし、人口減少がネックなところは同じであり、県全体の事として市町村と連携して対策を進めることは、大変意味深いことと思えます。

本事業の内容と目指すべき目標を、福祉保健部長にお願いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県・市町村少子化対策連携事業は、少子化に影響を及ぼす要因が、市町村によって様々でありますことから、市町村ごとの分析を行いまして、それぞれの強みや弱みを基に、課題の解決に向け、県と市町村が連携して取り組むものであります。

具体的には、世帯・住宅、子育て支援サービスの状況など、少子化に関わる分析データを県からお示しし、県とそれぞれの市町村で意見交換を重ねながら、モデル性の高い施策を構築するとともに、実施に必要な補助を行うこととしております。

この事業により、例えば三世代同居に向けた環境整備、こういったものですか、父親の育児参加を促す父親教室の普及など、市町村の実情に応じた取組が期待されます。

今後とも、市町村としっかり連携しながら、総合計画等で掲げる合計特殊出生率の目標達成に向け取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 「地域移動手段確保支援事業」について伺います。

いわゆる地域に活力を与える事業としてのことであります。外国では、ウーバーやリフト、Grab、ディディチューシンなど、ライドヘイリングサービス、いわゆる一般車両での送迎が普及いたしております。日本では、事業許可を受けていない有償運送は、いわゆる白タクとして認められておりません。

例外として、過疎地域でNPOが住民を運送することは行われておりましたところ、2018年に国土交通省の通達で、許可を要しない運送の態様について示されたところであります。数年前、過疎地域の町長さんから、町民の足の確保が大変だと聞いたことがございます。

さて、この運送制度の緩和については、「移動革命」なる本に詳しいところではありますが、果たして、過疎地域の移動革命の第一歩となるのか、期待をするものであります。

地域移動手段確保支援事業の内容やその効果等について、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 中山間地域などでは、自動車の運転免許を返納された高齢者などが、日常の買物や通院に必要な移動手段の確保に困っておられる状況があります。

住民団体のボランティアによる互助輸送の取組が、幾つかの地域では行われておりますが、今後ますます高齢化が進んでまいりますと、支援を必要とする方のさらなる増加が見込まれることなどから、県では、運送の対価を受領することが可能な道路運送法上の自家用有償旅客運送などを住民主導で立ち上げていく取組に対しまして、可能性調査や運行計画の策定、実証運行時の車両リースなどに係る経費を支援するこ

ととしております。

当事業によりまして、将来的に持続可能な移動手段の確保の取組が県内に普及することを期待しております。

○蓬原正三議員 次に、荷物の配送について伺います。

荷物の配送についても調整が進められていると聞いております。これまでは、年末や夏季等の繁忙期のみ、自家用自動車での貨物の有償運送が許可されておりました。鳥取県などでは、山間地やその周辺においては、それを年間を通して認めてほしいとの要望を行ったと聞いております。

そこで、本県中山間地域における自家用車による貨物の配送について、総合政策部長にお尋ねいたしたいと思っております。

○総合政策部長（松浦直康君） 自家用車による貨物の有償運送につきましては、これまで夏場や年末等の繁忙期に限り認められておりましたが、議員御指摘の鳥取県などの要望を受けまして、令和3年9月から、中山間地域に限らず全ての地域で、3月から5月にかけての約40日間が新たに認められたところであります。

また、自家用有償旅客運送制度におきましては、350キログラム未満であれば、貨客混載による貨物の配送が、年間を通して認められているところであり、県内では、西米良村の村営バスが、令和2年3月から宅配便等の配送に取り組んでおられます。

中山間地域において、日常生活に必要なサービスを維持していくため、限られた人手や設備などの資源を活用することは大変重要でありますので、こうした貨客混載などの取組をより一層進めてまいります。

○蓬原正三議員 広がりをご期待したいと思いま

す。

社会増、U J I ターンについてであります。

企業は人なりと申します。地域も人なり、多様多才な人材が増えることは、本県にとってもありがたいことでもあります。しかし、仕事や自分のスキルを生かすところがなければ、U J I ターンのしようもありません。

職業系学科の卒業進路を県内外で見ますと、工業科が水産科と並び、圧倒的に県外就職が多いようであります。また、県民経済計算を基に内閣府が集計した第2次産業総生産額の実数順位表では、平成30年度宮崎県は第40位と低く、以下、青森県、奈良県、秋田県、沖縄県、島根県、高知県と続きます。

これは言うまでもなく、工業系の就職先が少ないことを如実に示しておりますし、他県には失礼ながら、この7県は地理的条件も同じで、過疎的イメージでは共通しております。恥ずかしながら私も、もう大分前になりますがUターンショックを感じた一人でありました。

そこで、知事にお尋ねいたします。

長期的な展望に基づいて、本県はもっと、第1次産業に加えて第2次産業、とりわけ工業分野の振興に注力すべきと考えます。御見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県の製造業は、県内総生産の約2割を占めておりまして、その振興を図ることは、御指摘のとおり、新卒者の県内就職やU I J ターンを推し進める上でも大変重要であると認識しております。

このため県では、平成28年3月に策定しました「みやざき産業振興戦略」に基づきまして、企業立地の推進をはじめ、本県経済を牽引する「成長期待企業」への集中的な支援や、北部九州フロンティアオフィスの設置等によります自

動車関連産業の販路拡大、東九州メディカルバレー構想の推進による医療機器関連産業の振興などに取り組んでいるところであります。

また、産学官連携による研究開発や人材育成などにも積極的に取り組みまして、この結果、工業統計における製造品出荷額は、10年前と比べますと約25%増加するなど、着実な進展も図られているところであります。

県としましては、今後とも、こうした取組を継続するとともに、人口減少対策など長期的な課題の解決のためにも、先端I C Tを活用したD Xの推進や新技術開発の促進など、将来にわたって魅力ある工業振興に努めてまいります。

○蓬原正三議員 これは、県が出しておられる県民経済計算11ページ、産業別特化係数という書き方ですが、農業は4.1、林業が11.7、水産業は4.0、全国比で第2次産業の割合が低いと指摘されておりました。ほかの産業の産業別特化係数をいかに1から上に上げていくか、これが大きな課題だと思います。

STEAM教育について伺います。

人口減少の社会であればこそ、一人一人の人材教育、育成は重要です。STEAMの言葉は、ここ数年、よく耳にするようになりました。Science, Technology, Engineering, MathematicsのSTEMにArtを加えたもので、目的は、科学・技術分野の経済的成長や革新・創造に特化した人材育成と、複雑に関係する現代社会に生きる市民の育成としてありますが、あまりよくは理解できておりません。

STEAM教育について、本県の県立高校での取組状況と、それにより期待される本県の人材育成への効果を、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） AI等の急速な技

術進展で社会が激しく変化する中、文理の枠を超え、各教科の学習を実社会での問題発見・解決に生かす教科横断的な教育として、STEAM教育への注目が高まっております。

現在、県立高校では、大学や企業、自治体等と連携して、地域課題の解決を図る探求活動や、科学技術分野での研究・分析に取り組んでおります。

これまでのこれらの取組を、改めてSTEAM教育の視点で捉え直すことで、より充実した成果となった事例も新たに生まれてきております。

このような学びによって、現代の諸課題を創造的に解決する能力を育むことは、本県の将来を担い得る人材の育成につながるものと考えております。

○蓬原正三議員 昔は人口ボーナスという言葉がありました。今は人口オーナスの時代と言われる。オーナスとは、総人口に占める重荷、高齢者や子供の人口割合が高く、経済成長の足を引っ張っている状態で、いわゆる働き手が少ないと。日本の場合は子供まで少ないわけですから、少なければこそ、一人一人の子供をしっかり育てていくことが肝腎かと思えます。

コロナについて伺います。

コロナが発生して2年が経過いたしました。ゴールのないマラソンか、出口の見えない長いトンネルを走っているようで、閉塞感や焦燥感が社会に漂っております。

あとどのぐらい我慢して頑張ればいいのか、僅かでも希望の光が欲しいところであります。治療薬もできました。見えない敵、ウイルスの生態は、我々には予測もつきません。

第6波の今後の見通しと、次なる感染拡大の可能性について、福祉保健部長の見解をお聞か

せください。何か統計数理学とかいう難しい数学を使ってやるんだそうです。我々にはとても理解できませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の感染状況は徐々に改善傾向にあるものの、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数は、依然として140人程度の高い水準にあります。

また、今後春休みシーズンを迎え、人の動きが活発になるため、感染者数が下がり切らないままりバウンドする懸念もあり、第6波の鎮静化につきましては、まだ予断を許さず、当面の間は引き続き警戒が必要であると認識しております。

さらに、既存のオミクロン型が亜種である「BA・2」に置き換わることで、再度感染が拡大する懸念もございます。

一方で、新たな国産の飲み薬の承認申請がなされ、供給に向けた準備が進むなど、コロナ治療の選択肢が広がり、医療現場の負担軽減につながる取組も進みつつあります。

この先のウイルスのさらなる変異や感染の動向につきましては、現時点で予測がつかないところでもありますけれども、県としましては、引き続き医療提供体制の強化やワクチンの追加接種を進めながら、新たな治療方法などの対策の進展も踏まえ、必要な対策を講じてまいります。

○蓬原正三議員 小さな光明は見えているのかなという気がしますけど、しばらく続きそうです。

宮日新聞の言論欄に、総合地球環境学研究所長、山極壽一氏の「対面の共感力、マスク外せる環境」と題した寄稿文がありました。山極氏は人類学者で、ゴリラの研究をされておま

す。氏はその中で、「人のコミュニケーションの最善の方法は、時と場を共有し、対面して相手の表情や態度から気持ちを推しはかることである。言葉ではない。であれば、何とかしてマスクを外せる環境を整備しなければ、従来の社会関係を築くことができなくなるおそれがある。飛沫感染を防御しつつ、なるべくじかに対面できる環境を整えることが必要だ。特に成長期にある子供たちにとって、共感力を鍛える場をつくることが不可欠だ」と述べておられます。なるほどと共感を覚えた次第です。

この指摘について、教育長の御見解をお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） コロナ禍の2年間、子供たちがマスクの着用を余儀なくされている状況は、私自身とても残念で、その影響を危惧しているところであります。

学校教育、特に小学校の低学年におきましては、言葉によるコミュニケーションがまだまだ困難なこともありますので、その場その場で表情や態度から相手の気持ちを酌み取る力を身につけることは、発達段階におきましても大層重要なことだと考えております。

また、例えばもらい泣きをするなど、他者に共感できるということは、子供たちの成長のあかしでもあると思っております。

これらのことから、山極氏が述べておられる「共感力を鍛える場をつくることが不可欠である」という考えには、同じ思いを抱くところであります。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。

また、卒業式も近づいておりますが、恐らく今年の卒業生たちは、友達の顔の全体の記憶がないまま別れていくことになるんだろうと思います。彼らの人生にとってゆゆしきことに思わ

れます。

例えば、教室にマスクなしの大きな顔写真を貼っておくとか、野外で十分な距離を保ちながら、マスクなしでしゃべり触れ合う場をつくる必要があるのではないかと考えますが、教育長の御見解をお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、感染防止のためのマスクの着用は学校の日常となり、子供たちは、互いの顔を確認できる機会が少なくなっている状況にあります。

そのような中、例えば体育の授業や部活動では、ソーシャルディスタンスを確保しながら、マスクを外した活動をしております。

また、小中学校や特別支援学校では、今お話のありました、教室の背面などに児童生徒の顔写真を掲示するなどの工夫を行っているところでございます。

私も、議員御指摘のとおり、マスクを外し、互いの顔を見ながら学校生活を送ることは、子供たちの成長にとって大変重要であると考えております。

したがいまして、その機会を少しでも増やしていくことに向け、いかにしてそれぞれの学校の工夫を県内に広げられるか、検討してまいります。

○蓬原正三議員 前向きな答弁だったと思います。よろしく申し上げます。

次に、献血について伺います。

県のホームページでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、献血者の確保状況は大変不安定だと書いてあります。

個人的な話ですが、私は夫婦、子供3人で、血液型がA、B、AB、O型が全部、しかもRHマイナスが2人もおり、献血には強い関心を持っている一人であります。

コロナ禍における献血の状況について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 長引くコロナ禍の状況におきまして、事業所やイベント等での献血バスの受入れの中止を余儀なくされております。献血者の確保が不安定な状況が続いております。

このため、テレビ、ラジオを活用した献血の呼びかけを行うとともに、県庁におきましても献血バスの受入れを増やしたほか、宮崎県赤十字血液センターが昨年11月にリニューアルオープンした献血ルーム「カリーノ」のPRなどに取り組んでいるところであります。

これらの取組によりまして、現状では医療機関に不足なく血液製剤の供給ができておりますが、今後とも、広く献血への協力を呼びかけるとともに、企業等への協力の依頼や、若年層の意識向上のためのセミナー開催により、献血者の確保に努めてまいります。

○蓬原正三議員 次は、坂本議員からも質問がございましたが、貧困世帯調査についてであります。

内閣府が令和3年度の子供の生活状況調査報告書を発表しました。初めての調査とのことですが、これによりまして、ひとり親世帯では、貧困層が50.2%、母子家庭では54.4%となっており、特にシングルマザーの世帯は半数以上が貧困の問題を抱えているようであります。

貧困は、学業成績や進学、食料や文化問題など生活の質にも大きく影響し、貧困の連鎖が懸念されます。

そこで、福祉保健部長にお尋ねいたします。

令和元年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正時に、調査が全国的に実施

されるよう努めることと決議されたと聞いておりますが、本県での対応をお聞かせください。

また、貧困の連鎖を防ぐための県の取組についても、併せて伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の附帯決議に基づき調査につきましては、地方自治体で適切に実施されるためのモデルとなる調査項目等が、先日、国から示されたところであります。

これを踏まえ、県におきましては、令和5年度に終期を迎える「子どもの貧困対策推進計画」の改定に当たり、県内の調査が必要と考えており、今後、実施に向けた準備を進めてまいります。

また、計画では、貧困の連鎖の解消を目指して、生活保護世帯の子供の高校進学率や中退率等を数値目標に掲げておりますが、これを達成するため、教育の支援と経済的支援等を施策の柱に位置づけております。

具体的には、子供に対して、学校教育による学力保障や、地域による学習支援に取り組むとともに、保護者に対しまして、ひとり親家庭等の就労支援や各種手当の支給などの施策を進めているところであります。

今後とも、市町村や関係団体との連携を図りながら、子供の貧困対策にしっかりと取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 初めての調査ということで、大変びっくりしたんですけども、しっかり実態を調査して、きめ細かい対応をお願いしたいと思います。

次に、経済対策について伺います。

地域経済の早期回復、成長活力の創出も、予算の大きな柱の一つであります。国においては、事業規模約300兆円、GDPの54%の経済対

策を実施したとの報道であります。

さて、本県の状況についてお尋ねしてまいります。まず、コロナの影響により本県の経済的損失は、ざっくりどの程度なのか。業種によってその影響は異なると思いますが、その実態と支援等の対策について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 国全体の令和2年の民間最終消費支出は、前年比で5.0%減となっておりますが、これは、外出自粛や飲食店の時短営業などによりまして、旅行や外食需要等が大きく落ち込み、幅広い分野に影響が及んだ結果であり、本県も同様の傾向にあると考えられます。

例えば、本県の令和2年の観光消費額は前年比で約4割、外食の家計支出は同じく約2割、それぞれ減少しております。このほか農畜水産業におきましても、一部品目の価格低下や取引の減少が生じております。

このため、これまで、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンや、市町村と連携したプレミアム付商品券の発行、学校給食への県産食材の提供など、観光需要の回復や消費喚起などの対策を展開してきたところであります。

引き続き、市町村や関係団体と連携し、状況の把握に努めますとともに、地域経済の早期回復に取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 少し目を転じて、都城・北諸県圏域の話をしてほしいと思います。それは、本圏域の経済の伸びが大変大きいということでもあります。

例えば、直近の県民経済計算を基に算出した平成18年から平成30年までの伸びは約13%で、県全体のほぼ2倍であります。都城市だけを見ます——三股町を省きます——と、平成18年か

ら平成27年の9年間で約19%の伸びで、県全体の約3倍となっております。ちなみにこのとき、国の伸びは1%以下であります。

近年、企業立地数も多く、工業団地もすぐ埋まる状況と聞いておりますし、売上高が100億円を越す企業も増えております。40年前、私がUターンしたときとは隔世の感がございます。

さて、この都城・北諸県圏域の経済の伸びをどのように分析しておられるのか、総合政策部長の御見解をお聞かせください。

○総合政策部長（松浦直康君） 平成30年度の市町村民経済計算によりますと、都城・北諸県圏域の総生産額は、平成18年度の6,368億円から、平成30年度は7,185億円と、817億円増加しており、他の圏域よりも高い伸び率を示しております。

内訳を見ますと、製造業が674億円、農業が114億円と、特に大きく増加しておりまして、製造業では、食料品と飲料・たばこが、また農業では、肉用牛などの畜産業が伸びております。

この圏域の生産額が伸びた要因としましては、豊富な農畜産物を生かした畜産加工や焼酎など、フードビジネスの振興に加え、曾於・大隅地域を含めた広範な経済圏と、交通・物流の利便性を背景とした需要の取り込みや、企業立地が進んでいることなどが寄与しているものと考えております。

○蓬原正三議員 交通・物流、やはりそれがベースかなと思います。そうなりますと、やはり我が県としては、高速道路の全線開通、これを急がないといけないなということになるんだと思います。永山副知事、どうぞよろしくお願い申し上げます。

宮崎県が経済発展の全県拡大を図るに当たっ

て、この都城・北諸圏域の例は大きなヒントになるのではないかと考えます。ぜひ参考にし、全圏域の経済発展を促進してほしいと願うものであります。

武田議員からもありましたが、先般、中山間・地域政策課主催の「コロナ時代に求められる地域経済循環」と題した講演がございました。講演者は、宮崎大学地域資源創成学部の杉山智行教授。教授の1番目の指摘に、本州市町村における地域活性化には、経済の視点が薄いことを挙げておられます。大同感であります。

本予算の柱、アフターコロナの経済回復や成長活力の創出のためには、経済活性化への意識、問題の共有など、市町村の経済に対する意識を高める必要があるのではないかと考えます。総合政策部長の御見解をお聞かせください。

○総合政策部長（松浦直康君） 議員御指摘の資料によりますと、県内市町村は他県に比べ、経済よりも人口やコミュニティーに対する意識が高い傾向がうかがえます。

これは、これまで人口問題を重要課題として取り組んできたことの表れと考えておりますが、地域経済循環や外貨獲得の視点も、地域活性化を図る上で大変重要であります。

市町村とは、コロナ対策を検討する際、地元経済への影響や経済対策などを議論してまいりましたが、新型コロナの影響が長引く中で、地域経済をいかに早期に回復させ、成長につなげるかが重要でありますので、引き続き市町村と意識を共有し連携を図りながら、地域活性化に取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 武田議員とダブりますが、大事なところですので、改めてまた読みたいと思います。

「串間市は、今後のまちづくりの根底に産業連関表をベースとした経済循環の考え方が根づいており、今年度までに市職員のうち120人以上が経済波及効果計算をマスター。現在は事業評価に経済波及効果計算を取り入れて検証するなど、産業連関表の活用において、全国でもかなり先進的である。観光施設のオープンが相次ぐ中、経済循環を意識した取組が加速していると紹介されておりました。

また、教授は、経済循環の基本として産業連関表から本県の産業構造を分析し、外貨獲得産業が少ないと指摘されております。「地産地商」、これに加えて「地産外商」が重要と述べておられます。

県際収支については、地産外商と併せ、これまで幾度となく本議会で議論してまいりました。長期的な課題であります。アフターコロナの経済回復と成長の活力創出にとって、大変大切なことでもあります。

また、近年では、ふるさと納税に積極的に取り組むことが、形を変えた「地産外商」や県際収支改善につながる面もあると考えます。納税額は、市町村によってかなりの差がありますが、県外市町村の様々な返礼品の魅力アップの支援に努めていただくことも重要ではないかと思えます。

そこで、本県の経済構造について、改めて総合政策部長にお尋ねいたします。最新の県際収支状況と改善に向けての基本的な考え方を、お聞かせください。

○総合政策部長（松浦直康君） 直近の県民経済計算によりますと、平成30年度の県際収支は約3,500億円の赤字となっておりますが、平成25年度と比較いたしますと、農林水産業や食料品、電子部品等を中心に、約1,100億円改善して

おります。

県際収支の改善には、生産物の高付加価値化による外貨の獲得や、原材料等を県産品に置き換える地域経済循環の推進などが重要でありまして、これまで、フードビジネスや観光関連など、本県の特長や地域資源を生かした産業の振興に取り組んできたところであります。

しかしながら、依然として移入超過の状況にありますので、これらの取組の強化に加え、エネルギーの地産地消の推進や、海外への輸出拡大などにより、県際収支の改善につなげてまいります。

○蓬原正三議員 県際収支が1,100億円改善されているということで、非常にいいデータを頂きました。さらなる御尽力をお願い申し上げたいと思います。

次に、DXについて。工場など、ものづくりの現場では、過去長きにわたって、徹底して省力化、機械化、自動化、無人化が進められてまいりました。これを自動制御と言います。

ようやくと言うべきか、後ればせながらも今、第1次産業等で、デジタル技術の導入により、省力化や機械化が進められていることは、大変すばらしいことであります。

ただ、デジタル化はあくまでも手段、DXが目的であります。デジタル化のその先、ビジネスやシステム、組織、社会をどう変容、変革させていくのか、知恵と工夫が必要です。

今後、議論を進めていかなければなりません。この件については質問も多数ありましたので、私は1件だけ、商工会DX推進事業について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

商工会連合会は、他に先駆けて一足早くDX推進課を設置され、DXビジョンを策定されました。そこには、コロナ禍を奇貨としてビジネ

スを変容、発展させたいという連合会の並々ならぬ熱意を感じております。会員数も8,000社でございます。

そこで、商工会DX推進事業の概要と期待される効果について、お聞かせください。

○商工観光労働部長(横山浩文君) コロナ禍において、本県の事業者におきましても、デジタル技術を活用してビジネスモデル等を変革する「デジタル・トランスフォーメーション」、いわゆるDXの推進が、これまで以上に求められております。

このような状況に対応するため、県商工会連合会では、昨年9月、DX推進課を設置されましたが、専門的な知識や技術を持った人材が不足していることから、県では、「商工会DX推進アドバイザー」の設置等の支援を行い、事業者への支援体制の強化を図ることとしたものでございます。

県商工会連合会に設置するDX推進アドバイザーの活用等によりまして、各商工会のDX推進体制が強化されますとともに、地域の事業者のDXの取組に対しても、より質の高い支援が可能となり、本県の商工業の発展につながるものと考えております。

○蓬原正三議員 よろしくお願ひいたします。

あとは地元関連を3つほど行います。

県道12号都城東環状線のバイパス整備についてであります。

主要地方道都城東環状線は、都城市安久町方面から三股町中心部を経由して、都城インター周辺へと接続する幹線道路であります。

しかしながら、三股町蓼池地区方面において、県道財部庄内安久線や、国道269号と重用する一部区間や、町道勝岡蓼池線において、交通量の増加により交通渋滞や交通事故のリスクが

高まっており、都城市、三股町から成る行政懇話会から、重用区間にバイパスを設けてほしいとの要望が知事になされました。

平たく言えば、二等辺三角形の底辺部分にバイパスが欲しいわけであります。命の道路としての期待もあります。インターは都城盆地のほぼ中心に位置し、市郡医師会病院や消防北署、農業改良普及センター、家畜市場が立地。3年先には都城志布志道路が接続いたします。JA本所も移転の予定と聞いております。

このバイパスの整備について、県土整備部長の御見解をお聞かせください。

○県土整備部長（西田員敏君） 議員御指摘のバイパス整備につきましては、都城インターチェンジ周辺へのアクセス性が向上しますとともに、周辺道路の渋滞緩和などに一定の効果が期待されます。

その一方で、旭ヶ丘運動公園や人家が連なる区間を通過することから、トンネル整備や家屋補償など、相当な事業費や期間を要するなどの課題もあります。

また、都城圏域では、現在、道路ネットワークの骨格となる都城志布志道路の整備が進められており、都城インターチェンジまでの県内区間が全線開通しますと、交通の流れが大きく変わっていくことが想定されます。

このようなことから、県としましては、圏域内の交通の変化を踏まえながら、どのような道路整備が望ましいのか検討してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 検討結果を待ちたいと思います。

次に、一般国道222号牛の峠道路についてであります。

本道路は、日南市を起点として、鹿児島県曾

於市の一部を経て都城市に至る延長61.3キロメートルの主要幹線道路であります。現道は、幅員が狭くカーブが多いため、都城市早鈴町から三股町宮村を通るバイパスが計画されました。

延長は20.6キロ、建設省の権限代行事業により、昭和42年から事業が進められ、平成7年度までに、日南市酒谷から都城市尾平野までの区間7.7キロと、都城市早鈴町から三股町宮村地区までの区間5.8キロが完成し、供用を開始されております。

残る尾平野から三股町までの区間、約7キロについては、平成10年度に休止区域とされ、24年が経過いたしました。休止の理由は、国道220号青島一日南の重点整備と、都城志布志道路の整備を優先するためと理解しておりますが、都城志布志道路の完成も、あと3年となりました。地元では、そろそろ整備を再開してほしいとの声が高まっており、商工会や商工会議所の連携も始まっております。

県土整備部長にお尋ねいたします。本道路の事業再開についての御見解をお聞かせください。要はミッシングリンクの解消ということです。

○県土整備部長（西田員敏君） 国の権限代行事業により進められてきた、国道222号牛の峠道路につきましては、多額の事業費が必要となるため、事業効果などの観点から、平成10年度に休止されたところであります。

このため県では、現道対策として、尾平野工区約1キロメートルや、安久工区約1.3キロメートルの整備を行い、大型車の離合困難箇所の解消など、安全で円滑な交通の確保に取り組んできたところであります。

国道222号バイパスの事業再開につきまして

は、東九州自動車道や都城志布志道路など、現在、県南地区で進められている広域的な道路ネットワーク整備の進捗や、交通の変化を踏まえながら、国や関係団体等と連携し、整備の必要性を整理していく必要があると考えております。

○蓬原正三議員 この件については、恐らく地元で、2市1町から成る期成同盟会もいずれできて、陳情にお見えになるんじゃないかと思っております。

都城警察署についてであります。

本件については、我が会派の徳重議員と、地元の満行議員から質問がございました。土地については、これからの調査になるわけですが、地元の人間として、移転先について都城盆地の実情を申し上げ、警察本部長の御見解を賜りたいと思います。

先ほど述べましたように、インター周辺が盆地のほぼ中心に当たります。やがて都城志布志道路が完成しますと、当地域は、盆地に放射状に延びる道路結節点の真中心になります。救急病院をはじめ、多くの公的機関も立地します。地形的にも広く平らで、今であれば十分な広さも確保できると思われまます。

また、6年先の完成となれば、空飛ぶパトカーも夢ではありません。周囲に高層ビルなどの遮蔽物もなく、360度自在に警ら活動が可能となります。

インター周辺は、都城警察署の有力な移転新築先候補の一つと思っておりますが、新しい整備場所について、警察本部長の御見解をお聞かせください。

○警察本部長（佐藤隆司君） 都城警察署の整備場所につきましては、警察法施行令第5条第2号において、警察署の位置は、管轄区域内の

住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信、その他の事情を参酌して決定することと規定されております。

また、令和4年度に実施する警察署建て替え調査事業の結果や、人口動態、犯罪や交通事故の発生件数などの治安情勢及び、過去の災害状況などから総合的に判断して、決定することとしております。

○蓬原正三議員 過去には、ここにスマートシティを造ろうとか、そういう発想もあったところでもあります。総合的に調査されるでしょうけれども、地元としては、この地が非常に望ましいのかなと、意見として申し上げておきたいと思っております。また、都城盆地は、かつて島津の荘と呼ばれて、島津発祥の地となったところでもあります。島津久友公安委員長ともよく御相談の上、お決めになるのがよろしいかと思っております。

それと、先ほど満行議員が私のところに参りまして、圧力をかけてまいりました。このことを早くできるように言えということでありました。確かに6年というのは長過ぎるかなと、やはり決めたら一気呵成に、財政の都合もあるので、財政課長もにらみを利かせておりますけれども、いずれ本省にお帰りになるとすれば、いい置き土産として、予算のめどをつけて、早くできるようになるといいなということを地元の皆さんが切望しているということを申し上げます。

今年度をもって退職される県庁の職員の皆様方には、長い間御苦労さまでございました。次なるステージでの御活躍、御発展を願っております。

ただ、今月末まではまだ現職でありますので、気を緩めることなくしっかりお勤めいただ

きますようによろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第1号から第62号まで委員会付託

○中野一則議長 次に、今回提案されました議案第1号から第62号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

ここで、議案第1号から第62号までの各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日3日から6日までは、常任委員会等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時から、令和3年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時41分散会

3 月 3 日 (木)

令和 4 年 3 月 3 日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

2番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
4番	山内佳菜子	（県民連合宮崎）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
8番	佐藤雅洋	（同）
9番	安田厚生	（同）
10番	日高利夫	（同）
11番	川添博	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	凶師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	有岡浩一	（郷中の会）
16番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	右松隆央	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	二見康之	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士	（同）
34番	徳重忠夫	（同）
35番	日高博之	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	濱砂守	（同）

欠席議員（1名）

21番	外山衛	（宮崎県議会自由民主党）
-----	-----	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

○中野一則議長 本日は休会の日であります
が、議事の都合により、特に会議を開きます。
これより本日の会議を開きます。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 ここで、お手元に配付のとおり、
委員会から議案の送付を受けましたので、
事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和4年3月3日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第1号

ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、
恒久平和を求める決議

◎ 議員発議案第1号追加上程

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員
発議案第1号を日程に追加し、議題とするこ
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

議員発議案第1号を議題といたします。

◎ 議員発議案第1号提案理由説明

○中野一則議長 ここで、提出者に提案理由の
説明を求めます。議会運営委員会、右松隆央委
員長。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） 議会運営委
員会を代表いたしまして、「ロシア軍のウクラ
イナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決
議」の提案理由について御説明いたします。

既に報道されておりますとおり、世界中が新
型コロナウイルス感染症への対応に追われてい
る中、ロシア軍は2月24日、国際社会の度重な
る警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻
を開始しました。さらにその後、民間人を含め、
多数の犠牲者を出し続けております。これは、
明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と
国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認
できない暴挙であります。

当委員会といたしましては、ロシア軍による
攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議すると
ともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停
止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完
全に撤退させること、及び誠実に国際法を遵守
し、平和的に対応することを強く求め、また、
政府においては、邦人の確実な保護や我が国へ
の影響対策について万全を尽くすよう強く要請
する決議を提出することについて、全会一致で
決定したところであります。

議員各位におかれましては、決議提出の趣旨
を深くお酌み取りいただき、御理解と御賛同を
賜りますようお願い申し上げまして、提案理由
の説明とさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○中野一則議長 提出者の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第1号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたしま
す。

令和4年3月3日(木)

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の本会議は、7日午前10時から、令和3年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時4分散会

3 月 7 日 (月)

令和 4 年 3 月 7 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)

- 2番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下寿 (同)
- 7番 窪菌辰也 (同)
- 8番 佐藤雅洋 (同)
- 9番 安田厚生 (同)
- 10番 日高利夫 (同)
- 11番 川添博 (同)
- 13番 中野一則 (同)
- 14番 冨師博規 (無所属の会 チームむか)
- 15番 有岡浩一 (郷中の会)
- 16番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 17番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 18番 岩切達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 横田照夫 (同)
- 21番 外山衛 (同)
- 22番 山下博三 (同)
- 23番 右松隆央 (同)
- 24番 西村賢 (同)
- 26番 日高陽一 (同)
- 27番 井上紀代子 (県民の声)
- 28番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行潤一 (同)
- 31番 太田清海 (同)
- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 野崎幸士 (同)
- 34番 徳重忠夫 (同)
- 35番 日高博之 (同)
- 36番 星原透 (同)
- 37番 蓬原正三 (同)
- 38番 丸山裕次郎 (同)
- 39番 濱砂守 (同)

欠席議員 (1名)

- 25番 二見康之 (宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|----------|------|-----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊寛 | 理康 |
| 副知事 | 永山浦直 | 善敬 |
| 総合政策部長 | 松浦渡 | 久人 |
| 政策調整監 | 吉村光 | 男清 |
| 総務部長 | 小田重 | 譲二 |
| 危機管理統括監 | 河野重 | 浩文 |
| 福祉保健部長 | 横山牛 | 良夫 |
| 環境森林部長 | 西田員 | 敏子 |
| 商工観光労働部長 | 横山幸 | 義哉 |
| 農政水産部長 | 井手山 | 秀彦 |
| 県土整備部長 | 財田 | 渉一 |
| 会計管理者 | 石田 | 淳一郎 |
| 企業局長 | 黒島 | 久友 |
| 病院局長 | 佐藤 | 隆司 |
| 財政課長 | 緒方 | 文彦 |
| 教育長 | 佐藤 | 健司 |
| 公安委員長 | | |
| 警察本部長 | | |
| 代表監査委員 | | |
| 人事委員長 | | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|------|-----|
| 事務局 長 | 酒 旬 | 重 久 |
| 事務局 次長 | 日高 玉 | 民 洋 |
| 議事課 長 | 児玉 川 | 真 治 |
| 政策調査課 長 | 鬼谷 幸 | 二 子 |
| 議事課 長 補佐 | 関 藤 | 亮 祥 |
| 議事担当 主幹 | 佐 内 | 山 本 |
| 議事課 主査 | | |
| 議事課 主事 | | |

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第38号から第62号まで）

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和3年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第38号から第62号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第38号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和3年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、国の令和3年度補正予算（第1号）に係るもの、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの及びその他必要とする経費について措置するもので、139億3,700万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、地方交付税が163億9,500万円余、県税が104億9,000万円の増額となる一方で、国庫支出金が107億9,800万円余、繰入金が76億4,700万円余の減額となっております。

この結果、さきに可決されました議案第63号を含めると、補正後の一般会計の予算規模

は7,377億8,600万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で15億2,000万円余の減額、特別会計で500万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は181億3,800万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で424億7,500万円余の増額、特別会計で23億8,000万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,823億5,500万円余となります。

これらの補正予算について複数の委員より、新型コロナ対策関連の事業において執行残が散見されることに対して、十分な執行を求める意見がありました。

当委員会といたしましては、来年度以降の新型コロナ対策に係る予算につきましては、特に事業の進捗に注意を払い、予算の有効活用に努めるとともに、より効果的な手段等がないか不断の検証を行いながら執行していただくよう、要望いたします。

次に、宮崎県文化振興条例についてであります。

これは、昨年開催された国文祭・芸文祭により高まった文化に対する関心などを一過性のものとせず、今後も本県における文化の振興等を図るために制定されるものであります。

このことについて当局より、文化の振興等に当たっての基本理念や県の責務、県民など各主体の役割、県の基本的な施策など、条例の概要についての説明がありました。

これに対して委員より、「この条例の目的を達成するためには、市町村も県と同様の意識を持って文化の振興に取り組むべきと考えるが、同様の条例を制定するなど動きはあるのか」と

の質疑があり、当局より、「条例の制定に当たり、市町村と意見交換を行う中で、国文祭・芸文祭の成果を聞くことができたほか、県の条例を踏まえて計画づくりを検討したいなどの前向きな意見があった一方で、組織体制上、文化の振興に、より力を入れて取り組むことが難しい市町村もあるという課題も明らかになった。県としては、来年度、条例に基づき基本計画を策定する中で、さらに市町村と意見交換を重ねながら、市町村と連携した文化振興等の方向性について検討してまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて委員より、「文化を振興する上で、県民により近い立場にある市町村との連携が重要であると考え、これからも市町村との丁寧な議論を重ねながら、施策の検討を進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、次期総合計画長期ビジョン骨子案の概要についてであります。

このことについて委員より、「人口減少や超高齢化が進む中、これからは健康寿命を延ばしていくことが何より重要だと考えているが、国民スポーツ大会をきっかけに整備される競技施設等を県民が活用していく方策を検討しているのか」との質疑があり、当局より、「本県がスポーツランドみやざきとして認知されているのは、前回の宮崎国体の際に整備された競技施設が有効活用されていることも大きい。今回整備される施設についても、県民の健康維持の視点から有効活用するとともに、世代間交流の場として地域づくりの視点からの活用についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高

利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第38号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で50億900万円余の減額、特別会計で119億1,400万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第63号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,984億6,300万円余となります。

このうち、生活福祉資金貸付金事業についてであります。

このことについて委員より、「この事業が本年3月末まで延長されたことにより、今後の貸付けをどう見込んでいるのか」との質疑があり、当局より、「今回の第6波の影響により、今後、貸付件数が伸びる可能性があることから、これに対応できるよう、これまでの貸付実績を踏まえ、最大の規模を想定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新型コロナの影響によって家計等に影響を受けた世帯について幅広く支援していただくよう要望します。

次に、新型コロナウイルス検査促進事業についてであります。

このことについて複数の委員より、「この事業による無料のPCR検査は、これからも継続

して実施されるのか」との質疑があり、当局より、「無料検査は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、知事が県民に対して検査を実施する必要があると判断し、国との協議の上、実施することとなっており、現在の本県の感染状況を踏まえると、継続して実施したいと考えている」との答弁がありました。

次に、保健所職員の勤務状況についてであります。

このことについて委員より、「新型コロナの感染拡大への対応のため、保健所職員の時間外労働が過労死ラインを超えているといった報道が全国的になされているが、本県の対応はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「コロナ対応のため業務量が増大していることから、勤務時間帯の変更や応援職員の派遣、業務の外部委託を行うなど、職員の心身の健康に配慮した対応を行っている」との答弁がありました。

最後に、福祉保健部の事業の執行状況についてであります。

このことについて委員より、「コロナ対策に追われたことにより、年度当初に計画していた事業に影響はなかったのか」との質疑があり、当局より、「可能なものは延期等の措置を行うとともに、対面による実施を予定していた会議や研修については、コロナの影響によりオンラインでの開催に変更するなど、事業の執行に努めた」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第38号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、議案第38号、議案第58号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で11億6,100万円余の減額、特別会計で7,200万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第63号を含めると、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は683億8,300万円余となります。

このうち、新規事業「屋外型トレーニングセンター整備事業」の発注者支援業務についてであります。

これは、屋外型トレーニングセンターの整備における、工程管理やコスト管理などの設計や施工に関するマネジメント業務を、建築や土木の専門知識を持つ民間企業に委託するものであります。

このことについて委員より、「支援業務を受託する者の意向により、施設の仕様が変更され、県の構想とは異なる施設になるおそれはないのか」との質疑があり、当局より、「この事業は、県で不足する知見について専門的なアドバイスをもらうなど、側面的支援を依頼するものであり、整備は県が主体性を持って進めることとしていることから、受託者の意向により仕様が変えることはない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、屋外型トレーニ

ングセンターが、本県の目指す「スポーツランドみやざき」のブランド力向上や選手の競技力向上を牽引する施設となるよう、強く要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で85億5,600万円余の減額、特別会計で3億2,000万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は811億9,800万円余となります。

次に、県営住宅の管理についてであります。

このことについて委員より、「県営住宅の空き家が目立つが、入居率はどの程度なのか」との質疑があり、当局より、「古い簡易平家建て住宅や簡易2階建て住宅は、建て替え等を予定しているため、政策空き家として、入居募集を停止しているところもある。このような政策空き家を除いた県営住宅の入居率は約83%になる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後の建て替え計画はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「県営住宅長寿命化計画に基づいて整備を行っていくこととしており、令和4年度は宮崎市と日向市の住宅で建て替えを行う予定である」との答弁がありました。

また、別の委員より、「特にエレベーターの設置義務がない時代に建てられた住宅の上層階に空き家が多いため、今後は、人口減少や高齢化などの地域の実情を踏まえた建て替えを検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてであります。

これは、家賃の長期滞納者に対し、住宅の明渡し請求と家賃等の請求の訴えを提起するもの

であります。

このことについて委員より、「家賃滞納が続く場合、連帯保証人に連絡を取っているのか」との質疑があり、当局より、「連絡を取っているが、連帯保証人に資力がなく弁済ができない方も多い」との答弁がありました。

また、別の委員より、「そもそも公営住宅は低所得者向けの住宅であるため、連帯保証人の資力等について条件を厳しくすることは難しいが、今後の家賃収納の在り方について検討していただきたい」との意見がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第38号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で24億5,400万円余の減額、特別会計で7,900万円余の減額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は232億9,200万円余となります。

このうち、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業についてであります。

この事業は、木材加工施設の効率化、競争力のある製品への転換や原木を低コストで安定供給するため、高性能林業機械の導入などの環境

整備を一体的に支援するものであります。

このことについて委員より、「建築基準法が緩和され、様々な用途で木材を利用することが可能となったことをビジネスチャンスと捉え、需要の高まりを見込んだCLTや集成材など付加価値の高い県産製品の生産拠点を整備する必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「CLTについて外材にも対抗可能な価格を実現するためには、需要の拡大等によるコストダウンが欠かせないことから、CLT協会等を通じて全国の情報を収集しながら、県産製品の出口戦略を検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で45億7,700万円余の減額、特別会計で6,800万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は425億600万円余となります。

このうち、新規事業「新たな食肉処理・流通施設等整備事業」についてであります。

この事業は、国内外のイスラム教徒、いわゆるムスリムの消費者を対象とした新たな販路の開拓や、県産肉牛の県内処理拡大のために、イスラム教の戒律に従った「ハラール」基準を満たす食肉処理施設の整備を支援するものであります。

このことについて委員より、「ハラール対象施設と既存の施設とでは、どのような違いがあるのか」との質疑があり、当局より、「処理設備は既存のものと変わらないが、イスラム教にのっとり、お祈りをしながら屠畜する点や、施設で働くムスリムの方の礼拝所を設ける点が異なっている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、宮崎県産牛肉の

輸出拡大に加え、国内のムスリム消費者にも宮崎県産が認知されることで、さらなる需要拡大につながるよう、販売手法の工夫や情報発信に努めていただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第38号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で40億5,000万円余の減額、特別会計で1億2,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,103億5,300万円余となります。

このうち、国際理解教育推進事業についてであります。

このことについて委員より、「コロナウイルスの影響で、予定していた外国語指導助手のうち4名が来日できないということだが、十分な英語教育が行えていないのではないかと」の質疑があり、当局より、「外国語指導助手を複数校勤務にしたり、各学校の英語教員を活用し、十分な英語教育を行えるよう工夫している」との答弁がありました。

次に、修学旅行のキャンセル料等支援事業に

ついてであります。

これは、第6波における新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大のため、県立高等学校等の修学旅行の中止または延期に伴うキャンセル料等を補償することで、保護者の負担軽減を図るものであります。

このことについて委員より、「修学旅行は、学校生活の中でも学びの多い印象的な行事であり、中止に伴う金銭的な補償だけではなく、失われた学びの機会についても代替策を講じる必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「修学旅行を来年度に延期したり、新たに学校行事等を開催するなど、学びの機会が失われることのないよう工夫していきたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県文化財保存活用大綱(案)についてであります。

これは、文化財継承の担い手を確保し、社会全体で支える体制づくりが必要となっており、県内文化財の総合的・計画的な保存・活用の促進や文化財保護行政の推進力強化を図るため、新たに策定するものであります。

このことについて委員より、「この大綱に基づき、各市町村が地域計画を作成することになるが、そのために必要な人材は足りているのか」との質疑があり、当局より、「6つの町村で文化財専門職員が配置されておらず、県の文化財専門職員がフォローする必要があると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村に対して、適切な助言や情報提供を行い、宮崎県の文化財の活用のための体制づくりを推進していただくよう要望いたします。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億5,000万円余の減額であり、この結果、補正後の一般会計予算額は263億9,800万円余となります。

最後に、令和3年中の交通事故情勢と取組についてであります。

このことについて当局より、令和3年中の交通事故発生件数は4,461件であり、23年ぶりに5,000件を下回ったことや、死者数が30名であり、全国統一の基準で統計を取り始めた昭和23年以降、2番目に少ない数であったこと等について報告がありました。

このことに対し委員より、「高齢運転者の単独死亡事故が減少しているとのことであるが、どのような要因が考えられるのか」との質疑があり、当局より、「コロナ禍による外出機会の減少に加え、高齢運転者に対する安全教育や制限運転など様々な施策が複合的に効果を上げてきている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、交通事故防止の取組を引き続き推進していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] (拍手) おはようご

ざいます。私は日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第38号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算」及び議案第58号「工事請負契約の締結について」の2つの議案について、反対の立場から討論をいたします。

議案第38号は、一般会計歳入歳出予算に、それぞれ139億3,773万円を追加補正するとともに、繰越明許費及び債務負担行為の補正を行うものであります。

また、議案第58号は、屋外型トレーニングセンター建設工事の契約を、吉原・和広・NTTファシリティーズ屋外型トレーニングセンター整備事業特定建設工事共同企業体と18億2,600万円を随意契約しようとするものであります。

議案第38号、第58号は関連がありますので、まとめて討論をいたします。

我が党が合意できない主要な理由は、2点あります。

まず第1は、フェニックスリゾート社のオーシャンドーム跡地にラグビー・サッカー場、多目的グラウンド、室内練習場、クラブハウス、トレーニングジムを建設することにあります。

このことについては、昨年9月議会において討論をいたしておりますので、繰り返すことはいたしません。が、「スポーツランドみやざき」という大義名分を持ってきても、フェニックスリゾート社の附帯施設となり、経済効果も、その大部分はフェニックスリゾート社が享受するものであります。

来年4月に供用開始となり、施設の管理は指定管理者が行うことになると思います。当然、施設利用料だけでは管理委託料が不足し、一般財源で補うことになると思います。これも、専らフェニックスリゾート社のためということになります。

こうやって一法人のために税をつぎ込むことについては、同意できるものではありません。ましてや、自ら進め失敗した第三セクターの跡地に、反省もなく血税を投入することに至っては、なおさらのことです。

同意できない第2の問題は、宮崎日機装株式会社に企業立地促進補助金8億8,000万円を補助するため、債務負担行為の補正など必要な措置を行っていることであります。

我が党は、県内において企業を立地することは、働く場の確保をはじめ、大変重要であると考えます。したがって、一定の優遇措置も必要と考えるものです。しかし同時に、資本金の額に限度などを設定することなどが必要であると考えます。

宮崎日機装は、東京に本社のある日機装の完全な子会社であり、親会社の日機装は資本金65億4,433万円、グループ全体の従業員は8,488名で、まさに大企業であります。内部留保は一般に利益剰余金を指すと言われますが、これが昨年9月30日現在、700億6,000万円であります。

このような大企業にも一律補助しなければならないのか疑問を抱くし、問題であると考えます。

私は、この討論の中で、フェニックスリゾート社と日機装を問題にいたしました。単純に比較することにはなりません。が、一般質問で問題といたしました運転代行業者への対応とは、行政の姿勢として、あまりにもかけ離れていると、このように思います。

以上のことを申し添えて、討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第38号及び第58号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第38号及び第58号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第39号から第57号まで及び第59号から第62号まで採決

○中野一則議長 次に、議案第39号から第57号まで及び第59号から第62号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第64号追加上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第64号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第64号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、まず、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況について御報告申し上げます。

本県に適用されておりました「まん延防止等重点措置」につきましては、昨日3月6日をもって終了となりました。これは、感染状況や医療提供体制について、第6波におけるピーク時と比較して一定程度の改善が見られたことなどから、3月2日に国に対して適用の終了を要請し、3月4日の国の対策本部会議において適用終了の決定がなされております。ここに至るまで、長期にわたる県民の皆様の御理解と御協力に対し、深く感謝申し上げます。

しかしながら、これは安全宣言ではありません。過去、本県でのまん延防止等重点措置や県独自の緊急事態宣言が解除された時点と比べますと、相当高い水準で下げ止まりの傾向が示されております。

県では、国の決定を受けて、速やかに県対策本部会議を開催し、県感染症対策協議会の専門家及び市町村長の御意見も踏まえ、県独自の「感染拡大緊急警報」の延長を決定しました。これから人の移動や会合の機会が増える年度末を迎える中で、感染が再拡大するおそれがあることから、3月を「リバウンド防止強化月間」として位置づけ、県民の皆様に対し、引き続き基本的な感染予防対策の徹底など必要な行動要請をお願いし、強い警戒を維持してまいります。

県としましては、オミクロン株の特性を踏まえた3つの対策、1、クラスター発生リスクの

高い施設等への対応強化、2、医療提供体制等のさらなる強化、3、ワクチンの3回目接種の加速化を重点的に推進することにより、第6波の鎮静化を図ってまいりたいと考えております。

また、県内外における感染状況を踏まえながら、消費喚起や県民県内旅行、いわゆるジモ・ミヤ・タビキャンペーンなど、地域の経済を地域で支えるための取組を工夫しながら進めてまいります。

今後とも、その時々状況を見極めながら、適時適切にアクセルとブレーキを使い分けることにより、慎重なかじ取りが求められているものと考えております。

引き続き、市町村や医療機関等と連携し、県民の命と暮らしを守るべく、全身全霊を傾けて取り組んでまいりますので、県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ウクライナをめぐる情勢について一言申し上げます。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻は、我が国を含む国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章など国際法の明確な違反であり、断じて容認できるものではありません。

国連総会において、圧倒的多数で対ロシア非難決議が採択されており、世界中の多くの国々が武力の行使を非難し、戦争のない平和な世界を希求しております。

ウクライナにおいては、多数の民間人を含む犠牲者が出ているとの報道もなされており、一日も早く事態が平和的に解決されることが望まれます。

政府におかれては、邦人の安全確保と国際社

会と連携した速やかな平和の実現に向けて、万全を尽くしていただくよう求めるものであります。

なお、本県佐土原町出身の外交官、根井三郎氏は、ウラジオストク総領事館勤務時代、杉原千畝氏の発行した命のビザのバトンをつなぐ役割を果たされました。その御功績に思いを致すとき、今の私たちに何ができるのか、何をなすべきなのか、今後の状況を見極めながら、そのことにも思いを巡らせてまいりたいと考えております。

それでは、提案いたしました議案第64号について御説明申し上げます。

このたび、教育長黒木淳一郎氏が令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として、同じく黒木淳一郎氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日8日から15日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、16日午前10時から、令和4年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時39分散会

3月16日（水）

令和 4 年 3 月 16 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	冨師博規	(無所属の会 チームひびか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	横田照夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	右松隆央	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	二見康之	(同)
26番	日高陽一	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
33番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
34番	徳重忠夫	(同)
35番	日高博之	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	濱砂守	(同)

欠席議員 (1名)

32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	永松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第37号まで及び請願）

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和4年度当初予算関係議案等について、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第37号までの各号議案、並びに継続審査中の請願第6号及び第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致により、請願第9号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和4年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました令和4年度一般会計の予算規模は6,414億7,700万円で、前年度当初予算と比較して159億7,200万円、2.6%の増となっております。これは、口蹄疫関係の貸付金の償還を含む平成27年度を除けば、平成15年度の6,437億円以来、19年ぶりの規模となります。また、特別会計については2.3%の増、公営企業会計に

ついては18.9%の減となっております。

当初予算の特徴としましては、新型コロナウイルス対策や経済対策、県土の強靱化対策等を切れ目なく講じるため、令和3年度1月、2月補正予算と一体的な15か月予算として編成されており、新型コロナに係る総合対策として311億円、デジタル変革・ゼロカーボン社会づくりに係る対策として110億円、人口減少対策として70億円の予算がそれぞれ計上されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が個人県民税や法人事業税の堅調な伸びが見込まれることにより、前年度と比較して9.8%の増となる一方で、分担金及び負担金は、土地改良事業に係る負担金の減等により5.6%の減、諸収入が、中小企業融資制度貸付金元利収入の減等により2.8%の減となるなど、全体では6.4%の増となっております。自主財源比率は40.2%、前年度と比べ1.4ポイントの増となっております。

このうち、財政関係2基金からの繰入れは252億円余となり、令和4年度当初予算編成後の基金残高は335億円程度となる見込みであります。

また、依存財源については、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税額が減となったものの、地方譲与税が特別法人事業譲与税の増等により増となったことなどにより、前年度と比較して0.1%の増となっております。

なお、県債残高については、令和4年度末見込みで8,291億円余となり、今年度末と比較して196億円余の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高についても4,978億円余となり、2億円余の減となる見込みであります。

一方、歳出では、義務的経費は、人件費や公債費の減等により1.4%の減、投資的経費は、国民スポーツ大会に係る施設整備事業費の増等に

より7.4%の増、その他一般行政経費は、新型コロナウイルスの軽症者等宿泊療養施設運営費やワクチン接種緊急支援事業など、新型コロナウイルス対策に要する費用の増により4.2%の増となっております。

次に、総合政策部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて226億8,800万円余で、前年度と比較して22.3%の増となっております。

このうち、新規事業「宮崎県バスネットワーク最適化支援事業」についてであります。

まず、このことについて当局より、地域間幹線バス路線の見直し方針として、県のリーダーシップの下、関係市町村・バス事業者等と連携し、今後5年間で持続可能なバス路線網を構築することや、地域間幹線バス路線の運行主体を既存のバス事業者から他事業者または市町村に転換することなどについて、短期集中で取り組んでいくとの説明がありました。

このことについて委員より、「県が今回の見直し方針を定めたのは、このままでは地域間幹線バス路線の維持が困難であると判断したためなのか」との質疑があり、当局より、「コロナ禍における緊急支援として既存バス事業者に対する支援を行った一方で、県民の移動手段確保は非常に重要であるものの、いつまでも赤字補填を続けては持続可能な路線網を構築することはできないと判断したためであり、今回の方針に基づき5年間しっかりと検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、見直し方針に基づき設置される宮崎県バスネットワーク最適化支援基金を活用した当該事業について、複数の委員より評価する意見があった一方で、別の委員より、「地域の在り方も含め、市町村が自ら考えていくことが重要

であるが、県がリーダーシップを発揮して議論を重ねるとともに、事業の効果を確かなものとするため、事業者が経営努力をした上で真に必要な部分に対して支援することを念頭に、事業を進めていただきたい」との要望があり、当局より、「事業者の育成や調整等、課題は山積しているが、引き続き事業者に対しては、経営の効率化や経費の節減を求めていくとともに、行政として支援する部分については慎重に判断し、5年間しっかりと腰を据えて取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

さらに委員より、「人口減少が進む中、バスの利用者や利用目的も刻々と変化しているため、将来も見据えて持続可能なバス路線網の構築を進めていただきたい」との意見があり、当局より、「将来の地域づくりの観点も含めて、県民の重要な移動手段であるバス路線をどのように確保していくべきか検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、将来の本県の交通体系の基礎をつくる大変重要な取組であることから、市町村、関係事業者と十分に連携しながら、多角的な視点で慎重かつ丁寧に検討を進めていただくよう要望いたします。

次に、総務部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,325億1,600万円余で、前年度と比較して0.9%の減となっております。

このうち、新規事業「宮崎県東京ビル再整備事業（モニタリング業務）」についてであります。

この事業は、東京ビルの再整備に当たり、民間事業者が行う既存ビルの解体、新ビルの設計、施工、工事監理等の業務が契約に定める水

準を満たしているかを確認するため、建設等の専門業者に確認や助言等の支援業務を委託するものであります。

このことについて委員より、「通常、県が工事の進捗管理等を行うが、これに対する助言等を専門家に委託するのはなぜか」との質疑があり、当局より、「今回の東京ビル再整備事業は、これまでと異なる官民合築ビルとして整備することから、より専門的な視点を踏まえて、適切に事業の遂行状況を確認することで、契約に定める水準を確実に満たしてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第4号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の令和4年度予算につい

てであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,586億8,100万円余で、前年度と比較して4.7%の増となっております。

このうち、新規事業「ひきこもり実態把握・情報発信事業」についてであります。

この事業は、ひきこもりの実態把握に向けた調査を実施するとともに、様々な支援策の情報発信を行うものであります。

このことについて委員より、「コロナ禍により、ひきこもりがさらに増えているのではないかと思われるが、本県の状況はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「全国的にひきこもりが増えていると報道されているが、今回の調査を実施することにより、本県の実態をしっかりと把握していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「国も孤独・孤立対策担当大臣を置くなどして、問題解決に乗り出している。対策を講じるためには、しっかりとした調査と分析が必要となることから、力を入れて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、発達障がい児早期発見・早期診断等支援事業についてであります。

この事業は、発達障がいのある子供たちの早期支援のため、これまでの取組に加え、新たに医療従事者向けの研修を行うものであります。

このことについて複数の委員より、「発達障がいについては、早期の診断が重要であるが、本県にはその診断ができる専門医が少ないとの声を聞いている。専門医を増やすためにどのような取組を行っているのか」との質疑があり、当局より、「現在、県内7市4町の29の医療機関で診断を行っている。関心を示している医師

も相当数いることから、少しでも多く増やせるよう努力してまいりたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「ヤングケアラー等支援体制整備事業」についてであります。

この事業は、本県におけるヤングケアラーの実態を把握し、適切な支援につなげていくものであります。

このことについて委員より、「ヤングケアラーについては、大きな社会問題となっており、国による調査も先行して行われているが、今回、どのような調査を行うのか」との質疑があり、当局より、「自分がヤングケアラーであるということを自覚していない子供たちが多くと考えられることから、家事や介護等を行っている頻度や時間などの実態について、具体的に調査を行っていききたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、様々な困難を抱える子供たちや若者の早期発見や適切な支援を行っていく上で大変重要な取組となることから、関係部局と連携し、しっかりとした調査を行っていただくよう要望します。

次に、病院局の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算のうち、収益的収支については、病院事業収益が392億8,300万円余、病院事業費用が398億3,400万円余であり、収益から費用を差し引いた収支の差は5億5,000万円余の赤字となっております。

これは、患者数の増加による入院・外来収益の伸びが見込まれる一方で、県立宮崎病院の新病院完成に伴い、建物及び医療器械等の減価償却費が増加することが主な要因であります。

次に、新規事業「県立延岡病院心臓脳血管センターハイブリッド手術室整備事業」についてであります。

このことについて委員より、「これまでも心臓脳血管センターの整備は行われているが、今回はどのような治療に対応した整備を行うのか」との質疑があり、当局より、「これまでの心臓疾患の治療に加え、新たに脳神経疾患の血管内治療や一般の外科治療など、多くの症例に対応できる医療機器の導入とその手術室を整備するものである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、既存の設備に加え、新たな手術室を整備することにより、県民に高度で良質な医療を提供するとともに、県立延岡病院の研修施設としての魅力を高めることで若手医師の確保にもつながることから、早急に整備を進めていただくよう要望いたします。

次に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

最後に、当委員会所管の両部局におかれましては、長期間にわたり新型コロナとの闘いの最前線で業務に従事され、県民の命を守るため、日々感染の抑え込みに御尽力いただいておりますことに、心から敬意と感謝の意を表したいと思っております。

一日も早い感染の収束と、職員の皆様の心身の御健康を切にお祈り申し上げまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第21号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて567億4,100万円余であり、前年度の当初予算と比較して8.6%の増となっております。

このうち、令和4年度企業立地促進補助金に関する債務負担行為の追加についてであります。

これは、県が立地認定した企業に対し、設備投資や新規県内雇用者数の実績等に応じて支援する企業立地促進補助金を分割して交付するため、債務負担行為を設定するものであります。

このことについて委員より、「補助金の交付に当たり、1年間継続して雇用していることが要件とのことであったが、数年後に県外に転勤があれば、補助金の目的が達せられないことも考えられるため、県内雇用者の定着を促進させるよう取り組んでいただきたい」との意見があり、当局より、「雇用創出や県内定着が高まるよう、対象となる企業に働きかけてまいりたい」との答弁がありました。

次に、技能検定試験手数料についてであります。

これは、国が技能検定の減免措置の対象者

を25歳未満の雇用保険被保険者に限定することに伴い、改正を行うものであります。

このことについて委員より、「若年層の負担が増えることになるが、なぜ国はこのような改正を行うのか」との質疑があり、当局より、「対象となる技能検定試験の受検者の6割を占める25歳未満の受検者に減免措置を重点化し、ものづくり分野を支える必要な人材の確保・育成を支援するためなどと聞いているが、その背景には、コロナ禍で特例措置が講じられている雇用調整助成金等の支出が増加したことによる財源の枯渇があると聞いている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、若年者の資格取得は、仕事の幅が広がり、所得の増加に直結する重要な問題であるため、減免措置の継続について、引き続き、国に要望を行うとともに、県においても、若年者の技能資格の取得促進に向けて必要な対策を検討していただくよう、要望いたします。

次に、県土整備部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて748億9,300万円余で、前年度と比較して1.9%の増となっております。

このうち、新規事業「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業」についてであります。

これは、建設産業の深刻な担い手不足に対応するため、働き方改革や生産性向上への支援、産業の魅力発信などに取り組むものであります。

このことについて委員より、「建設業への就職状況はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「令和2年度は県内から290

名の高校生が建設業に就職しており、そのうち約53%が県内の企業に就職している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「担い手確保のため、新卒だけでなく、中途採用や県外からのUIJターン希望者も積極的に取り込んでいく必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「本事業で構築するポータルサイトから発信する建設産業の魅力や企業の情報等も活用しながら、産学官で連携して、幅広く担い手を確保していきたい」との答弁がありました。

次に、公共道路維持事業についてであります。

このことについて委員より、「設計手法や施工技術が進歩する中で、点検等において、結果的に、あるいは時間を経た後に得られる知見もあると思うが、それらは改善点として現場にフィードバックされているのか」との質疑があり、当局より、「点検や補修工事などで得られた知見は随所で生かされており、これらを次につなげていくことは非常に重要であると考えているため、今後も点検等を通して得られた知見については、しっかりと現場に伝えてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて211億8,900万円余で、前年度と比較して0.6%の増となっております。

このうち、ゼロカーボン社会づくりの推進に関する3つの新規事業についてであります。

これらの事業は、2050年ゼロカーボン社会の実現に欠かせない、事業者や県民一人一人の積極的な取組を促進するため、訴求効果の高いプロモーションや事業者の再エネ設備導入の支援等を行うものであります。

このことについて委員より、「我々の世代に比べ気候の変化に実感のない若者世代を含め、県民全体でゼロカーボン社会を目指す必要性を共有するためには、将来の宮崎県の姿など、実感が湧くような伝え方が必要となるのではないか」との質疑があり、当局より、「県民の行動変容を促すためには、その必要性を強く訴えていくことが重要であると考えている。今、取組を始めなければ、宮崎県が今後どのように変化するか、具体的なリスクを示しながら、啓発に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また別の委員より、「県庁も一事業者として太陽光発電設備等の導入に取り組もうとしているが、今後どのように設置を進めていくのか」との質疑があり、当局より、「現在、総合農業

試験場をはじめ、21の県有施設に設置している。今回、県庁7号館と延岡総合庁舎への設置を予定しており、今後、他の施設についても可能性調査を行った上で、設置に向け検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、庁舎における発電設備導入や、公用車に電気自動車を導入するなど、ゼロカーボンに向けた取組の充実を要望します。

次に、「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業についてであります。

この事業は、みやざき林業大学校において、実践的な知識や技術を身につけるための効果的な研修等を行うものであります。

このことに関連して委員より、「林業大学校における長期課程の志願者数と合格者数について、現状はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「募集要項に基づき、推薦入試で10名程度、一般選考で5名程度の合わせて定員15名として募集を行っているが、今年度は、推薦選考で16名、一般選考で17名の受験があり、そのうち21名が合格となった」との答弁がありました。

これに対して委員より、「志願者の3分の1程度を不合格とするのは、人材が不足する現状にそぐわないのではないか」との質疑があり、当局より、「限られた職員数で安全を確保し、下刈りや除伐・間伐等の現場実習を行うためには、現体制で最大限の人数を受け入れている状況である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「後継者不足が深刻化する林業においては、できるだけ多くの担い手を育てていくことが重要となることから、研修内容や研修方法を工夫して、1人でも多くの入講希望者を受け入れられるよう、職員配置を

含めた体制づくりを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて437億4,000万円余で、前年度と比較して2.5%の増となっております。

このうち、農地中間管理機構等支援事業についてであります。

この事業は、農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を支援するものであります。

このことについて委員より、「遊休農地等が増加し、農地中間管理機構の役割も大きくなる中で、目標値に対して、実績はどのくらい上がっているのか」との質疑があり、当局より、「年間の転貸面積は3,000ヘクタールを目標としている。令和3年度の実績は、2月末時点で、暫定ではあるが、新規転貸面積と再転貸面積を合わせて1,957ヘクタールであり、達成状況は3分の2程度である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「国は荒廃農地の利活用の可能性を広げているが、農地中間管理機構として、農地の預かり方について検討はされているのか」との質疑があり、当局より、「人・農地プランにおいて、農地の将来の在り方について、地域住民が話し合い、合意形成を図っていくことが重要であることから、県としても、この人・農地プランの策定を支援するとともに、話し合いによって守るべき農地に位置づけられた農地について、農地中間管理機構において中間管理していく方向で検討している」との答弁がありました。

このことについて複数の委員より、「本県の中山間地域の多くは、高齢化と荒廃農地の問題

を抱えている。行政職員が地域の中に入り、住民とともに将来像を描いていき、早めの方策を打ち出していきたい」との要望がありました。

次に、みやぎきローカルフードプロジェクト(LFP)強化事業についてであります。

この事業は、地域食資源の高付加価値化に向けた取組を強化するため、ポストコロナの消費ニーズに対応した新商品の開発等を支援するものであります。

このことについて委員より、令和3年度を取組実績について質疑があり、当局より、宮崎県内の果樹・野菜生産者と大手観光企業によるオンラインツアーなど、8つの事業の紹介がありました。

これに対して委員より、「いずれも本県の食資源を生かした大きな成果が期待できる素晴らしい取組であるが、利益を生む循環が生まれるまでの支援体制は整っているのか」との質疑があり、当局より、「LFPに取り組む22都道府県の中でも、本県はトップレベルの取組をしていると自負している。財源を確保し、専門家派遣による商品のブラッシュアップ支援を行うなど、必要なアフターフォローもしっかりと行ってまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ポストコロナの経済復興に向けて、県外で作られているものが多い本県の土産品について、県内産の土産品を作るという視点で開発に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、請願第6号については賛成多数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和4年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支における事業収益は49億3,600万円余、事業費は51億100万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残はマイナス1億6,400万円余であります。

また、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益は3億6,600万円余、事業費は4億1,900万円余で、収支残はマイナス5,300万円余であります。

さらに、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益は2,100万円余、事業費は1,900万円余で、収支残は200万円余となっております。

次に、教育委員会の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,126億3,100万円余であり、前年度と比較して0.3%の増となっております。

す。

このうち、天皇杯獲得を目指した競技力向上対策についてであります。

これは、令和9年度に本県で開催予定の「第81回国民スポーツ大会」において天皇杯獲得を目指すとともに、大会終了後も安定した競技力を維持し、スポーツを核とした地域振興を図るため、効果的な競技力向上対策に取り組むものであります。

このことについて委員より、「国民スポーツ大会に向けて様々な競技の練習拠点の整備が予定されているが、大会が終わった後のそれぞれの練習拠点を活用した競技の普及・定着について検討されているのか」との質疑があり、当局より、「開催地域のシンボルスポーツとして、今後発展させていくことは重要な課題であると認識しており、各市町村と連携し、競技の普及と啓発に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、みやぎきの子どもを守る総合支援事業についてであります。

これは、公立学校における様々な課題に対応するために、スクールカウンセラー等の専門家の配置・派遣を拡充し、電話相談窓口と併せて教育相談体制を充実させるとともに、いじめ問題に係る支援体制の整備といじめの未然防止の取組の充実を図るものであります。

当委員会といたしましては、総合的な取組の推進により、各取組主体の相互連携などを通じて、より事業効果を発揮していただくことを要望いたします。

次に、宮崎県立特別支援学校教育整備方針についてであります。

このことについて委員より、「聴覚障がい専門の特別支援学校が県西部と県北部にしか設置

されていないが、人口の多い県央部での聴覚障がい教育の在り方についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「県央部の聴覚障がいを持つ子供たちが、県央部にいながら専門的な教育が受けられるよう、通級による指導や巡回教育相談を定期的に受けることができるような体制を目指していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、公安委員会の令和4年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は270億8,800万円余であり、前年度と比較して1.3%の減となっております。

このうち、交通安全施設整備事業についてあります。

このことについて委員より、「信号機柱について、既存のコンクリート柱から、強度が高く地震に強い鋼管柱へと更新が進められているが、進捗状況はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「信号機柱の94%が鋼管柱化されており、令和10年度までに全てを鋼管柱化する予定である」との答弁がありました。

次に、サイバー犯罪捜査支援強化事業についてであります。

これは、サイバー犯罪捜査を迅速かつ的確に行うための捜査員の研修実施や必要な捜査機材の整備、広報啓発活動を推進するものであります。

このことについて委員より、「サイバー犯罪の手口が高度化しているが、警察もそれに対応できる体制をつくっているのか」との質疑があり、当局より、「既に令和元年に、IT企業等での職務経験を有するサイバー犯罪捜査官を採用しており、サイバー犯罪の捜査で活躍している。また、令和3年度に、新たに情報工学卒と

いう警察官特別採用試験を実施し、4月から1名採用予定である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県外からのアクセスによるサイバー犯罪もあるため、警視庁や各県警察と緊密に連携し対応していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] (拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表して、議案第1号、第4号、第21号、第24号について反対の立場から、また、請願第6号については、採択を求めて討論を行います。

まず、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計予算」についてです。

県予算にも大きく関わる政府の新年度予算の

問題は、新型コロナウイルス感染拡大への対策の不十分さの上、社会保障削減と大軍拡を進めるなど、国民には冷たく、危険な予算案であることです。

新年度、県の当初予算は、一般会計で6,414億7,700万円、2.6%増の増額予算です。自主財源である県税は、個人県民税や法人事業税の増により1,048億4,000万円、9.8%の増収、地方消費税清算金は511億3,700万円余、1.5%の増収です。消費税収の伸びが顕著に示されています。依存財源では、地方譲与税が72億円余、55.4%の増、地方交付税は臨時財政対策債とも前年度を下回り、県債発行額は538億円余、県債残高は8,291億円余と、依然として多額に及んでいます。

今、県民の暮らしは、実質賃金は上がらず、年金は減らされながら、医療や介護の負担は増え、消費税の負担が追い打ちをかけるという厳しい状況の中、2年にも及ぶ新型コロナウイルスの影響が深刻さを増し、今年に入り、オミクロン株の爆発的な感染拡大は、あらゆるところに深刻な影響を及ぼしています。県民の命と健康を守ることは当然のこと、暮らしやなりわいを支える十分な対策、手だてが求められています。

予算の全体では、コロナ対策、福祉や医療、教育、文化、農業、地場産業の振興など、必要な一定の予算が組まれています。不十分さや問題点も含んでおります。

第1に、医療・福祉・社会保障についてです。

コロナ禍の下で、まず保健所体制の強化、保健師の増員が必要であることが浮き彫りになりました。現場の疲弊を解消するためにも、政府に対して、保健師の交付税措置を増やすよう求

め、恒常的な増員が必要です。

また、第7次医療計画は5年度目に入り、地域医療介護総合確保基金を続行し、地域医療構想の下、病床機能再編事業と看板を書き換えて、民間病院と公立・公的病院などの病床の大幅削減や統合を迫ろうとするこの構想は、そもそも、患者負担増による受診抑制を改善せず、在宅療養確保のめどがつかないまま、患者を入院から在宅、施設へ追い出すものです。また、コロナ禍に対応する病床確保の視点が全く欠落している点でも、同構想推進は中止すべきです。

子育て支援については、恒常的なものはありますが、就学前までの乳幼児医療費助成事業は、子育て支援の要として子供医療費助成事業に発展させ、対象年齢を拡大する予算化が問われていると思います。

第2に、雇用対策や地域経済の要である中小企業への支援対策を、もっと充実することです。とりわけ、コロナ禍で痛手を受けた事業者や、離職を余儀なくされた人への支援が最重要です。暮らしやなりわいが保障されてこそ、地域経済も生かされます。その点では、知事が県政推進の基本として、コロナ禍の暮らしに寄り添う姿勢を明確に示され、「コロナで受けるダメージは一様ではなく、営業時間の短縮要請等の行動要請により影響を受けた飲食店や関係事業者、それぞれの置かれた状況に思いを致し、しっかりと寄り添い、支え合う社会を築く」と表明されました。今、この姿勢を実行に移すことを求めたいと思います。

また、企業誘致に関して、立地企業フォローアップ対策費の企業立地促進補助金9億4,200万円余についてです。

企業誘致は、県内雇用や地域経済を支えると

いう点でも重要です。しかし、中でも大企業であるキヤノンや日機装に、今年度、予算の3分の1の多額が費やされ、今後、分割してそれぞれ8億円を超える補助金の支出が見込まれています。十分体力のある大企業と中小企業などと同列に置いた基準での補助金支出には、再考が必要ではないでしょうか。このコロナ禍の中で、財政支出の在り方が問われるものです。

以上、当初予算案について、幾つかの問題点を指摘させていただきました。地方自治を守る立場で、自治体本来の役割である、住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民に寄り添った公平公正な行財政運営を求めるものです。

次に、議案第4号「令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」についてです。

2018年4月から、国保の財政運営が都道府県単位となり、都道府県が標準保険料率を示して、市町村が保険税の値上げを推進する仕組みがつけられました。

昨年度は、県内では13の自治体、50%が国保税の引上げを行っています。

国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めます。高い保険税が滞納を増やしていますが、国が国庫負担金を減らし続けていることが最大の要因です。国保制度は、コロナ禍で様々な課題に直面しています。削減してきた国庫負担を増やすことを国に求め、財政基盤の強化を図ることが必要です。

また、国保税引下げのためにも、今年度から国が行う、未就学の子供の均等割保険税軽減の対象年齢を広げることや、地方自治体が独自に行う、子供や障がい者などへの医療費助成などに対する国庫負担削減措置は直ちにやめるよう、政府に求めることなどが必要であり、こう

した点を強く求めるものです。

次に、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

今回、幾つもの使用料及び手数料の引上げ提案がなされておりますが、その中で、技能検定試験手数料については、これまで国が行ってきた技能検定2級、3級を受検する35歳未満の若年者に対しての試験手数料の減免措置対象者を、25歳未満の雇用保険被保険者に限定することとしたことにより、試験料の引上げを行うとするものです。例えば、2級を受検する雇用保険未加入の20歳学生は、現行9,200円が1万8,200円に、3級受検の30歳就業者は、現行9,200円が1万8,200円に、3級受検の高校生は、現行3,100円が1万2,100円になるなど、大幅な負担増となります。ものづくりが大事だと言われて久しい現在、若い世代で、ものづくり分野を支える人材の確保・育成を支援するため、受検しやすい環境を整備するとして本来の目的を後退させるものであり、認められません。県の努力も必要ではないでしょうか。

また、議案第24号についても、運転免許関連手数料の改定は、主に高齢者講習の手数料の引上げです。高齢者は、ほとんどの方が年金生活者です。しかも、毎年、年金は引き下げられ、医療や介護など負担ばかりが増える中で、さらなる負担増は認められないものです。

最後に、請願について述べます。

第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」については、さらに継続審査との委員長報告でありました。同請願は、令和2年11月定例会に提出されて以来、6回もの議会で審査が行われてきました。このコロナ禍の中で、子供たちの学びを支えるための切実な要望

です。とりわけ、第6波に見舞われている現在、学校でのクラスターも増えており、国も段階的に少人数学級を進める状況にあります。今こそ、少人数学級の促進を図るべく、この請願を採択して県民の期待に応えることが必要であり、それこそが県議会の役割ではないでしょうか。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第4号、第21号及び第24号
採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第4号、第21号及び第24号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第3号、第5号から第20号
まで、第22号、第23号及び第25号から第
37号まで採決

○中野一則議長 次に、議案第2号、第3号、第5号から第20号まで、第22号、第23号及び第25号から第37号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議案第64号採決

○中野一則議長 次に、さきに提案のありました、教育長の任命の同意についての議案第64号を議題といたします。

〔黒木教育長退席・退場〕

○中野一則議長 質疑の通告はありません。お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第64号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔黒木教育長入場・着席〕

◎ 特別委員長調査結果報告

○中野一則議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会では、感染症対策の強化及び医療体制・県内経済の安定へ向けて、所要の調査活動を行ってまいりました。

調査結果につきましては、お手元に配付の報

告書のとおりであります。その概要について、ここで、御報告申し上げます。

本県における新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月に1例目が発生して以降、これまで2万人以上の感染者が確認されており、100人以上の命が奪われるなど極めて大きな社会影響を及ぼしています。

今年度は、感染力の強い変異株「デルタ株」の蔓延により、第4波の5月と第5波の8月に、県独自の緊急事態宣言を発令、特に第5波においては、8月27日から9月30日までの期間に、まん延防止等重点措置が適用となるなど、医療崩壊の危機に直面する事態にまで発展しました。

10月1日に、まん延防止等重点措置が解除された後は、ワクチン接種の進展に伴い、感染状況が落ち着くなど、経済回復の兆しが見えてきたところでありましたが、新たな変異株「オミクロン株」の蔓延により、年が明けて1月に入ってから、今までにないスピードによる感染拡大が発生し、第6波に突入しました。

1月21日からは、まん延防止等重点措置が適用になり、同日より、重点措置区域として、宮崎市、都城市、延岡市及び三股町が指定され、同月25日からは、全市町村が指定されました。このまん延防止等重点措置の適用期間は、当初、2月13日までの期限でしたが、感染の高止まりなど、峠を越えるという状況までには至らず、3月6日まで延長となりました。

このように、断続的に起こる感染拡大の波により、経済回復の足がかり、タイミングがつかめない中、経済への影響は長期化かつ深刻化しています。

このような状況において、県民の命と健康を守ることを最優先に、医療提供体制の強化をは

じめ、検査体制の充実、ワクチン接種など、現在の感染拡大防止の取組を継続していくことはもちろんですが、並行して、経済活動基盤の維持だけにとどまらず、新たな変化、さらなる発展にかじを切っていかなければ、この冷え切った経済を押し上げることは大変厳しい状況であると認識しています。

世界的にコロナ禍が長期化する中、ワクチンや治療薬の開発など、新たな情勢の変化に伴い、様々な課題等に対応していかなければならない状況を踏まえ、当委員会では、「本県の地域医療体制等」「感染症予防等への対応」「学校における対応」「ワクチン接種」「コロナ禍における経済・観光対策」の5項目を調査事項として、所要の調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめました。

以下、提言の主なものについて御紹介いたします。

まず、調査事項の「本県の地域医療体制等」「感染症予防等への対応」及び「ワクチン接種」についてであります。

新型コロナウイルス感染症に関しては、過去の感染拡大の波について、不断の分析・検証を行い、医療提供体制の強化、検査体制の強化、ワクチン接種の推進など、これまでの対策を継続・強化することにより、県民の命と健康を損なう事態を回避することが重要です。

県当局には、必要な病床や宿泊療養施設の確保、訪問看護ステーション等との連携による自宅療養者の健康観察体制の強化など、医療体制の整備をさらに進めていくことを要望します。

また、過去の動向を踏まえ、感染地域のみならず、高齢者施設などの必要な施設等に対する幅広い検査を実施するなど、感染防止の取組を強力で推進するとともに、3回目のワクチン接

種がスムーズに実施できるよう、市町村、医療機関、関係団体と十分に連携を図ることを要望します。

次に、本県の経済復興については、感染リスクを引き下げ、感染拡大を防止しつつ、時期をうかがいながら、ワクチン・検査パッケージ制度の活用など、行動要請緩和への転換を進めていく必要があります。

県当局には、新たな変異株の特徴や感染状況など、様々な状況を踏まえ、行動要請の緩和の内容、適用について、柔軟に対処していくことを要望します。

また、感染状況、感染拡大の傾向・原因、変異株についての正確な情報など、状況の変化に即応した提供を行い、県民の行動変容に資する機運醸成を図ることを要望します。

次に、調査事項の「学校における対応」についてであります。

新型コロナウイルス感染症により、学校の臨時休業をはじめ、各種スポーツ大会・学校行事等の中止・縮小など、様々な影響を受けており、児童生徒の不安が払拭されないままの学校生活が非常に懸念される所ですが、このような中においても、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していく必要があります。

県当局には、児童生徒の勉強の遅れに対する不安解消のため、休校等におけるオンライン授業など、学びを止めない体制づくりをさらに推進していくとともに、教員のICT能力の向上のため、教員間におけるICT活用事例の共有や各校での情報交換など、教員のICT知識の積極的な取得に努めることを要望します。

また、ICT環境の整備により、生徒同士、生徒や教員とのつながりのツールが増えていることから、学習のツールとしての側面だけでな

く、不登校等の様々な課題への活用も検討することを要望します。

最後に、調査事項の「コロナ禍における経済・観光対策」についてです。

経済復興対策については、景気の落ち込んでいる中小企業の支援や雇用対策・観光対策に継続して取り組むことに加え、コロナ禍に対応した取組や社会経済構造の新たな変化に対応した取組に着目し、コロナ以前の状態に戻すだけでなく、コロナ前を超えるといったゴールを見据えて取り組んでいくことが重要です。

あわせて、これらの各種施策・制度については、支援の必要な県内企業等が十分に活用できるよう、周知徹底を図っていく必要があります。

県当局には、コロナ禍によるテレワークやワーケーションの進展など、社会経済構造の変化を好機として、生活しやすい宮崎の環境を武器に企業の誘致を行うなど、本県経済の発展・雇用創出に取り組むことを要望します。

また、企業のコロナ禍に対応した取組や社会経済構造の変化に対応した取組、業種・企業をまたいだ取組について支援を行うとともに、情報の共有等を行い、本県経済の発展に取り組むことを要望します。

以上、委員会報告書の概要として御報告いたします。

県当局においては、第4波から第6波といった度重なる感染拡大において、業務負担が増大する中、着実に対策を実施しており、一連の対応を高く評価している所です。

特に、感染力が非常に強いオミクロン株蔓延の状況下において、県職員を多数動員し、保健所等の体制維持など、全庁挙げて取り組んでおられることに敬意を表します。

引き続き、迅速かつ臨機応変に対応できるよう全庁体制の整備を進め、保健所体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の変異株等の特性や、国における感染症法に基づく分類の見直し議論等について、しっかりと注視し、柔軟に対応していただくことを期待しています。

また、「コロナ禍からの復興と成長活力の創出」を令和4年度の重点施策の一番に掲げていますが、県議会としても、新型コロナウイルス感染症に対して、今後とも最重要課題として取り組んでまいります。

第6波の急激な感染拡大により、感染防止対策と社会経済活動の両立について、いかにバランスを取り続けるかという困難な状況にも直面したところではありますが、医療機関や関係団体、市町村等との協力・連携をより強化していくことはもちろんのこと、県民一人一人の理解促進を図りながら、オール宮崎で、この長期化する「歴史的な危機」を乗り越えていかなければなりません。

県当局には、当委員会の提言を踏まえ、県全体でさらなる総力を挙げた取組を推進していただくことを要望して、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、地域振興対策特別委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、本県の地域振興対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

人口減少や高齢化の進展に加え、コロナ禍に伴う地域経済の落ち込みや、地方回帰をはじめ

とする社会の様々な変化を的確に把握し、県民が未来に夢や希望を持って暮らすことができる地域づくりをしていくことが、重要な課題となっております。

そこで当委員会では、1、中山間地域振興、2、地域活性化、3、公共交通、4、地域防災の4項目について調査を行い、将来の宮崎の在り方に向けた県への提言を取りまとめました。

ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、「中山間地域振興に関すること」についてであります。

中山間地域においては、特に人口減少や高齢化が進んでおり、地域産業や地域を支える担い手の減少が大きな課題となっております。

委員会では、県や市町村の地域振興の取組などについて調査を行いました。主な取組の一つとして、県当局から、「特定地域づくり事業協同組合制度」について説明がありました。

この制度は、人口減少に直面している地域において、地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業」を行う事業協同組合に対して、財政的・制度的支援を行うものであり、本県においても、組合設立に向けて市町村や事業者を支援しているとのことでした。

委員会では、全国で初めて設立された島根県海士町の組合と、オンラインで意見交換を行いました。この制度は、人口減少地域における地域産業の担い手の確保や、移住の呼び込みなどの点でも非常に有効であると感じました。一方で、組合設立後の市町村の財政負担や組合運営を円滑にするための事務的・人的負担が大きいなどの課題もあることが分かり、当局に対して、「組合の設立支援に当たることに加え、設立後の組合運営が持続できるよう、市町村と連

携して支援すること」を求めました。

コロナ禍において、地方での暮らしや働き方が注目されるなど、地方回帰の動きが活発になっていることは、本県の人口減少対策の取組を進める上でも好機と思われます。しかし、このような地方回帰の動きにより、本県へ流入する人口には限りがあり、「新たな人の流れ」を取り込む施策の推進だけで人口減少に歯止めをかけることは、極めて困難であります。県当局においては、社会情勢を適時的確に捉えた施策を推進するとともに、人口減少や高齢化が今後進むことに対して、これまで以上の危機感を持って対策に取り組むことを要望いたします。

次に、「地域活性化に関すること」についてであります。

地域経済の活性化のためには、地域経済を牽引する企業・産業づくりの取組が重要であることから、主に産業振興について調査をいたしました。

県当局においては、本県の強みを生かした産業の育成や、成長産業への新規参入をはじめとする企業の成長支援や事業承継など、幅広く企業支援をしているところです。

企業の人材確保や県内就職率向上に向けた取組について、県立高校就職支援エリアコーディネーターの方々と意見交換をさせていただきましたが、コーディネーターの方々が、地域の企業や生徒一人一人に寄り添い、きめ細かな就職支援をされていることを実感いたしました。

これまでの県内就職促進の取組の成果に加えて、コロナ禍で、県内企業への就職を希望する生徒が増えていることは明るい話題であります。就職後3年以内の早期離職者が多いことも課題であります。

県当局においては、企業と就職者の思いが真

に一致する就職支援や、県外に就職しても、一定の技術を身につけた後に宮崎へ戻ってきたいと思えるような魅力的な企業が増えていくよう、企業の成長や人材確保の支援に、関係部局が一体となって引き続き取り組むことを要望いたします。

次に、「公共交通に関すること」についてであります。

高齢者や学生などの交通弱者の移動手段を支える公共交通は、人口減少や長期化するコロナ禍により、その維持が重大な課題となっております。

県当局では、今年度、コロナ禍で利用者が低迷した地域公共交通機関の維持を目的とした支援に加え、持続可能で、地域住民に利便性の高い広域的な移動手段の確保に向けて、地域の交通需要等に応じた運行形態の見直しへの支援を行っているとの説明がありました。

これを受け、委員からは、バス路線網の効率化・最適化の検討に当たっては、利用の実態やニーズを反映できるよう、市町村や交通事業者とともに十分に協議することを求める意見がありました。

公共交通の維持は、全ての市町村に共通する課題であり、バス路線網の在り方については、今後も継続して検討していく必要があります。

県当局においては、鉄道や地域のコミュニティバス、自家用有償旅客運送等を含めた、地域の実情に応じた移動手段の体系の提案など、市町村に対するきめ細かな支援を要望いたします。

最後に、「地域防災」についてであります。

地域防災に関しては、県の災害情報伝達の取組や市町村の災害対応の現状等について調査を行いました。

調査では、令和2年9月の台風で発生した椎葉村の土砂災害現場を視察し、これまでの災害対応について椎葉村から説明を受け、課題を2つ挙げられたことが印象的でした。

1つ目は、外国籍の方が巻き込まれる災害対応の難しさについてであります。

同災害では、2名のベトナム人技能実習生も巻き込まれました。椎葉村では、外国籍の方が巻き込まれた災害対応の例がなく、御遺族の対応については、外交問題に発展しないよう細心の注意を払って対応したとのことでした。実習生の派遣元や監理団体も、災害対応の例がなく、当初は手探り状態でしたが、在福岡ベトナム総領事館と連絡が取れてからは、御遺族に捜査状況や捜索活動の終了について説明や了承を得ながら進めることができたと言明がありました。

2つ目は、市町村が被災した場合の支援体制についてであります。

役場の限られた人員では、目の前の災害対応で精いっぱい、情報を求めて殺到した報道機関等への対応に大変苦慮したとのことでした。

椎葉村が感じたこれらの課題は、ほかの市町村でも生じ得ることから、県当局には、椎葉村の災害対応の経過や対応のノウハウについて、市町村間で情報共有する機会を設けるとともに、市町村が被災した際に広報担当の人員派遣を行う仕組みなど、県の支援体制について検討することを要望いたします。

以上、委員会報告書の概要として報告しましたが、当委員会で調査した地域振興対策は、県政の幅広い分野に関わるものであり、引き続き議論を要する重大な取組です。

本県には、人口減少など従来からの課題に加え、新型コロナウイルス感染症対策、長期化す

るコロナ禍からの経済復興など、新たに取り組むべき課題も山積しています。

現在、県当局においては、宮崎県総合計画の改定を進めているところですが、当委員会の提言を踏まえ、県民の思いや社会の様々な変化を的確に把握し、計画に反映するとともに、地域が抱える課題にこれまで以上に危機感を持って各施策を推進することで、どの地域に住んでいても、県民皆がひとしく将来に夢や希望を持って暮らすことができる宮崎県をつくることを期待して、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、働き方改革・産業人材確保対策特別委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、外国人労働者等の多様な人材や担い手の確保及び育成、働き方改革に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

本格的な少子高齢・人口減少時代の到来により、今後、本県の生産年齢人口は大きく減少することが予想されており、本県の産業を支える人材の確保と将来に向けた育成が課題となっています。この労働力不足については、現在、外国人労働者の雇用や技能実習生の受入れなどにより対応している状況ですが、安定的かつ継続的に人材を確保していくことが必要です。また、多様な人材の確保と育成がますます重要となる中、働き方改革の実現や、就業機会の確保及び仕事と生活を両立できる就業環境を整備し、女性や高齢者などのさらなる労働参画を推進することも求められています。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、「産

業人材確保のための施策に関すること」「外国人材の受入・雇用・活用に関すること」「働き方改革の実現に向けた施策・取組に関すること」「雇用における男女共同参画に関すること」を調査事項として決定しました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、「産業人材確保のための施策に関すること」であります。

主に各産業分野における県の取組や、キャリア教育による産業人材の育成、また、県内の教育機関・研修機関などを県内調査で訪問しました。

県では、新規就業者の確保や定着促進に向け、各種説明会・研修会の開催や企業への支援に取り組んでいますが、コロナ禍による地方回帰の流れをチャンスとして人材確保を進める上では、他県との競争が懸念されることから、本県が働く場として選ばれるための取組が必要です。

調査に伺ったみやざき林業大学校では、サーフィンができる環境があることや、林業が盛んな県であることなどに魅力を感じ、本県にUターン・Iターンして入講された方もいると伺いました。

県当局には、産業人材の他県への流出を防ぎ、受入れを促進するため、このような県内の教育機関・研修機関について、本県独自の魅力を併せて案内するなど、熱意ある人材を取りこぼさないよう、情報発信をより幅広く行うことを要望いたします。

また、県では、産業人材の育成に関連して、キャリア教育を推進しています。キャリア教育は、小・中・高校生に対し、「一人一人の社会

的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること」を目標としており、産業人材の育成にとって非常に重要な取組となっています。

県当局には、今後より一層、学校・企業・地域が一体となってキャリア教育を推進するために、これまでの取組を総括・分析し、その効果を広く周知した上で、これからの取組にフィードバックしていくことを要望します。

次に、「外国人材の受入・雇用・活用に関すること」であります。

各産業分野における県の取組を調査したほか、外国人材を受入れ・雇用・活用している企業などを県内調査で訪問しました。

調査に伺った宮崎福祉医療カレッジでは、「介護の現場では人手不足が深刻化し、外国人材に頼らざるを得ない状況になっている」と説明がありました。また、日向市漁業協同組合からは、「外国人技能実習生は、よい条件のところには人材が流れている傾向に加え、国際情勢により日本で働きたいという人が減る可能性もある」と伺いました。

産業人材の不足により、外国人材は貴重な労働力として必要不可欠な存在となっていますが、今後、コロナ禍が収束し、人々の往来が回復した際に、人材確保の国際間競争が激化し、外国人材の確保が厳しくなることも考えられます。また、建設業分野で高度外国人材を育成し、日本の企業に紹介しているアース建設コンサルタント株式会社からは、雇用した外国人材の定着を推進して離職を防ぐためには、文化・価値観の違いから起こる意見の相違や、日本語の読み書きが不十分であるといった外国人雇用のデメリットを、いかにメリットに変えていくかが受入れ企業の課題であると説明がありまし

た。

このような状況の中、県当局には、外国人材の確保について、一部の国に偏ることなく、幅広い国からの労働力を安定的に確保するため、新しい地域も含めた情報収集や現地とのパイプづくりを進めつつ、現在本県に在住している留学生の発信力を生かし、SNSなど様々なツールを活用して、幅広く本県の魅力や情報を発信し、本県を働く場として積極的に売り込んでいくことを要望します。また、企業が外国人材を安定して雇用・活用できるようにするため、離職防止のノウハウに係るセミナーの開催や、人材活用に関する情報発信を引き続き行うなど、県内企業へのサポートを要望します。

次に、「働き方改革の実現に向けた施策・取組に関すること」であります。

県の取組に加え、みやざき働き方改革推進支援センターの中野センター長を参考人として委員会に招致し、働き方改革について調査しました。

人材確保のためには、これからは従業員一人一人の希望や事情を考慮し、誰でも、いつでも、どこでも働くことのできる雇用環境をつくり、組織的に成果を出せるようにしていかなければなりません。一方で、委員からは、「本県の基幹産業は農業、特に畜産業だが、休日を増やすなどの働き方改革を実践しようにも、費用面で対応できない中小経営体や農家があることから、産業ごとに目標をつくっていかねば、取り残される者が出てきてしまうのではないか」といった意見がありました。

県当局には、働き方改革をより広い現場で実践できるようにするため、業務形態に応じた取組方法の提示や、必要経費のサポートなど、産業ごとの実情に応じた支援に取り組んでいくこ

とを要望します。

次に、「雇用における男女共同参画に関すること」であります。

県の取組や、えびの電子工業株式会社の先進的な取組、また、女性が働きやすい職場づくりに関する国の認証制度について調査しました。

女性が働きやすい職場づくりに関する認証制度に、「えるぼし認定」や「くるみん認定」があります。企業がこれらの認証制度を取得することで、民間企業が行う就活生向けの企業説明会における優先参加や、学生の就職活動における企業選びの判断基準、公共調達の入札における加点対象になることなどメリットがあるほか、両制度とも、特に女性が働きやすい職場づくりを行う上で企業の指針となり、人材確保と雇用の男女共同参画に資する有効な認証制度となっています。

県当局には、このような認証制度を県内企業がメリットを感じて活用し、環境改善と人材確保を促進できるようにするため、国・県・市町村や民間の垣根を越えた横断的な認証制度の周知や、他機関が主導する認証取得企業に県もインセンティブを付与することを検討するなど、取得促進に向けた取組を行うことを要望します。

1年間の調査活動を通じ、少子高齢・人口減少の流れが加速する中、本県産業を支える人材を確保していくためには、対策をさらに強化しなければならないと、改めて強く感じました。

当委員会では、働き方改革について、主に「誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく働くことができる環境づくり」に主眼を置いて調査しましたが、最新技術の活用による生産性の向上や人手不足解消など、イノベーションによる働き方改革の取組も看過できません。また、

コロナ禍で顕著となった、我々の生活に必要な不可欠な仕事を担っているエッセンシャルワーカーの処遇問題や、労働生産性と賃金の低迷など、県だけでは解決できない社会・産業構造の根幹に関わる問題もあります。県当局には、日々進化する世の中のトレンドを捉え、国・市町村・民間企業など関係機関と連携して意識を共有し、取組を進めていくことを要望します。

最後になりますが、当委員会の提言を踏まえ、就業者の多様な価値観・環境・将来の展望を尊重し、宮崎ならではの自然・時間の豊かさを最大限に生かした魅力のアピールなどに取り組んでいただき、子育て世代の方や外国人材をはじめとした多様な人材の確保が促進されることを期待しまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和4年3月16日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議員発議案第3号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議員発議案第4号

成年年齢引き下げによる消費者被害の対策を求める意見書

議員発議案第5号

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

議員発議案第6号

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に関する決議

◎ 議員発議案第2号から第6号まで
追加上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第2号から第6号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第2号から第6号までの各号議案

について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年2月定例会を閉会いたします。

午前11時38分閉会

資 料

令和4年2月定例会日程

28日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
2. 17	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 議案に対する質疑（議案第63号） 議案委員会付託（議案第63号）	議会運営委員会 9:30
			常任委員会 （総務政策、厚生、商工建設）	議会運営委員会
			常任委員長審査結果報告、質疑、 討論、採決（議案第63号）	
18	金	休 会	（ 議 案 調 査 ）	
19	土		（ 閉 庁 日 ）	
20	日		（ 議 案 調 査 ）	代表質問通告締切 12:00
21	月		（ 議 案 調 査 ）	一般質問通告締切 12:00
22	火		（ 議 案 調 査 ）	
23	水		（ 閉 庁 日 ） 天皇誕生日	
24	木		本会議	代 表 質 問
25	金			
26	土	休 会	（ 閉 庁 日 ）	
27	日			
28	月	本会議		請願締切 16:00
3. 1	火		一 般 質 問	議員発議案締切 （会派提出） 17:00
			一 般 質 問 議案に対する質疑 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
3	木	休 会	常任委員会（補正）	
4	金		（ 閉 庁 日 ）	
5	土			
6	日			
7	月	本会議	常任委員長審査結果報告（補正） 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30
8	火	休 会	常任委員会（当初）	議員発議案締切 （会派提出を除く） 17:00
9	水			
10	木			
11	金		（ 閉 庁 日 ）	
12	土			
13	日			
14	月			特 別 委 員 会
15	火		（ 議 事 整 理 ）	
16	水	本会議	常任委員長審査結果報告（当初） 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 令和4年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
- 議案第5号 令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第6号 令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第9号 令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第11号 令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第12号 令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第13号 令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 令和4年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第18号 令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第19号 令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 令和4年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 宮崎県バスネットワーク最適化支援基金条例

- 議案第26号 宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第33号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第34号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第35号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第36号 みやざき男女共同参画プランの変更について
- 議案第37号 宮崎県医療計画の変更について
- 議案第38号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第19号）
- 議案第39号 令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 令和3年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和3年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 宮崎県文化振興条例
- 議案第56号 宮崎県人権尊重の社会づくり条例
- 議案第57号 宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 議案第60号 工事請負契約の変更について
- 議案第61号 工事請負契約の変更について
- 議案第62号 工事請負契約の変更について

（文書取扱 財政課）

215-1318

令和4年2月17日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第63号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第20号）

（文書取扱 財政課）

215-1333

令和4年3月7日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第64号 教育長の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

令和4年2月定例会

代表質問時間割

2月24日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	徳重 忠夫	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	野崎 幸士	13:00~15:00	

2月25日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	満行 潤一	10:00~11:30	休憩
4	公 明 党	重松幸次郎	13:00~14:10	

一般質問時間割

2月28日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	武田 浩一	10:00~11:00	
2	公 明 党	坂本 康郎	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	山下 寿	13:00~14:00	
4	自由民主党	窪 蘭 辰也	14:00~15:00	

3月1日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	無所属の会 チームひびか	函師 博規	10:00~11:00	
6	自由民主党	二見 康之	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	日高 利夫	13:00~14:00	
8	自由民主党	川添 博	14:00~15:00	

3月2日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	外山 衛	10:00~11:00	
10	県民連合宮崎	太田 清海	11:00~12:00	休憩
11	日本共産党	来住 一人	13:00~14:00	
12	自由民主党	蓬原 正三	14:00~15:00	

議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第63号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第20号)	可決	可決	可決		

議案 委員会審査結果表

[議案](令和3年度補正予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第38号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第19号)	可決	可決	可決	可決	可決
第39号	令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第40号	令和3年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第41号	令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		可決			
第42号	令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)		可決			
第43号	令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第44号	令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第45号	令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第46号	令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第47号	令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第48号	令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第49号	令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第50号	令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第51号	令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第52号	令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)					可決
第53号	令和3年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第54号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例	可決				
第55号	宮崎県文化振興条例	可決				
第56号	宮崎県人権尊重の社会づくり条例	可決				
第57号	宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例				可決	
第58号	工事請負契約の締結について			可決		
第59号	工事請負契約の締結について			可決		
第60号	工事請負契約の変更について	可決				
第61号	工事請負契約の変更について			可決		
第62号	工事請負契約の変更について			可決		

議案・請願 委員会審査結果表

[議案](令和4年度当初予算関係)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和4年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	令和4年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第10号	令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第11号	令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	令和4年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	令和4年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第22号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第23号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第24号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第25号	宮崎県バスネットワーク最適化支援基金条例	可決				

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第27号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第28号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第29号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第30号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第31号	宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第32号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第33号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第34号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第35号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第36号	みやざき男女共同参画プランの変更について	可決				
第37号	宮崎県医療計画の変更について		可決			

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和4年2月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和4年度宮崎県一般会計予算	3月16日・可 決
〃 第2号	令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	令和4年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	〃
〃 第5号	令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第6号	令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第7号	令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第8号	令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第9号	令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第10号	令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第11号	令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第12号	令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	令和4年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	令和4年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	宮崎県バスネットワーク最適化支援基金条例	〃
〃 第26号	宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第27号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	3月16日・可 決
〃 第28号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第33号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第34号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第35号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第36号	みやざき男女共同参画プランの変更について	〃
〃 第37号	宮崎県医療計画の変更について	〃
〃 第38号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第19号）	3月7日・可 決
〃 第39号	令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第40号	令和3年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第41号	令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第42号	令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第43号	令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第44号	令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第45号	令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第46号	令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第47号	令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第48号	令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	3月7日・可決
〃 第49号	令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第50号	令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第51号	令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第52号	令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第53号	令和3年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第54号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第55号	宮崎県文化振興条例	〃
〃 第56号	宮崎県人権尊重の社会づくり条例	〃
〃 第57号	宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例	〃
〃 第58号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第59号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第60号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第61号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第62号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第63号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第20号）	2月17日・可決
〃 第64号	教育長の任命の同意について	3月16日・同意
議員発議案 第1号	ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議	3月3日・可決
〃 第2号	宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	3月16日・可決
〃 第3号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	〃
〃 第4号	成年年齢引き下げによる消費者被害の対策を求める意見書	〃
〃 第5号	介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第6号	第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に関する決議	3月16日・可決

議 員 發 議 案 等

議員発議案第1号

ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている中、ロシア軍は、2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。さらにその後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。

よって、本県議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くされるよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月3日

宮 崎 県 議 会

議員発議案第2号

宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県政務活動費の交付に関する条例（平成13年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「**印**」を削る。

別記様式第2号中「**印**」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の宮崎県政務活動費の交付に関する条例の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

議員発議案第3号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格決定の要求)</p> <p>第100条 議員の被選挙権の有無について、その決定を議会に要求しようとする議員（以下「要求議員」という。）は、要求の理由及び証拠書類を備えた資格決定要求書（以下「要求書」という。）<u>正副2通を作り、署名押印し、これを議長に提出しなければならない。</u></p> <p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その<u>副本</u>を第100条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第105条 議会において被選挙権の有無を決定したときは、議長は、決定書の謄本を作り、要求議員及び被要求議員に送付しなければならない。</p>	<p>(資格決定の要求)</p> <p>第100条 議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、その決定を議会に要求しようとする議員（以下「要求議員」という。）は、要求の理由及び証拠書類を備えた資格決定要求書（以下「要求書」という。）を議長に提出しなければならない。</p> <p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その<u>写し</u>を第100条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第105条 議会において被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、決定書の謄本を作り、要求議員及び被要求議員に送付しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議員発議案第4号

成年年齢引き下げによる消費者被害の対策を求める意見書

令和4年4月1日から、民法の成年年齢が20歳から18歳に変更され、成年年齢が引き下げられる。法律上18歳になると成年と認められ、親権者の同意なく携帯電話の購入や不動産の賃貸借等の契約を結べるようになる。

一方、これまで未成年者を消費者被害から守り、最大の防波堤とされていた未成年者取消権が18歳から失われることとなり、若者が悪質事業者のターゲットとなることが懸念されている。

現在も、20歳(成年)になるとマルチ商法の苦情相談が急激に増加する傾向にあることや、クレジットカードを作成して多額の借金をしてしまい、返済に苦慮する若者がいる。成年年齢が引き下げられると、このような問題が、未成年者取消権が行使できなくなる18歳から発生することが容易に想像され、より深刻な被害の発生が懸念される。

よって、国においては、成年年齢の引き下げを見据えた消費者教育の充実をこれまで以上に進めるとともに、不当な勧誘については、消費者契約法の取消権を充実すること、さらに、インターネット取引など新しい商取引の拡大に対応し、消費者への十分な情報提供や意識啓発、悪質な事業者への迅速な対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	若 宮 健 嗣 殿

議員発議案第5号

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に苦慮している状況である。

また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置として、令和4年2月から9月までの間、「介護職員処遇改善補助金」が実施されているが、令和4年10月以降については臨時の介護報酬改定を行い、当該補助金と同等の措置を講じる案が議論されている。

介護職員の処遇改善においては、臨時の介護報酬改定とともに、原則3年ごとに行う介護報酬の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を含め、地域の介護サービスを継続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- 2 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分については、介護職員や事務職員等の実情に応じて、法人や事業所が柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う介護報酬の見直しにおいては、現行の加算との整合性を踏まえた上で、介護報酬総額の算定方式を変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化を図るとともに、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	後 藤 茂 之 殿

議員発議案第6号

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に関する決議

国民体育大会（スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成30年法律第56号）の施行後の国民スポーツ大会）は、国内最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与してきた。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がい者スポーツの全国的な祭典として、障がいのある選手がスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に大きく寄与してきた。

令和9年に本県で48年ぶりの開催を目指す第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う子どもたちをはじめ県民に元気・勇気・感動を与えるとともに、トップアスリートの育成や競技力の向上はもちろんのこと、生涯スポーツの推進、また、障がい者に対する理解や交流の機会が生まれ、人々が共に支え合う社会の実現につながる契機となる。

さらには、県内外から多くの方々が訪れることから、人々の交流の輪が広がるとともに、本県の多彩な魅力の発信や新たな活力の創出につながることを期待される。

特に本県では、国内外からのスポーツキャンプ・合宿の誘致等による「スポーツランドみやざき」の取組を進めているが、両大会の開催が契機となり、より一層の取組推進につながるものと期待される。

よって、本県議会は、第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会が宮崎県で開催されるよう、県民の総意に基づき強く要望する。

以上、決議する。

令和4年3月16日

宮 崎 県 議 会

請 願 一 覽 表

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	令和2年11月30日
請願の件名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2> 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨</p> <p>国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由</p> <p>最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないよう……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員

窪菌 辰也

佐藤 雅洋

凶師 博規

有岡 浩一

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月17日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（二見康之議員、前屋敷恵美議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第63号上程 知事提案理由説明 議案第63号委員会付託
			常任委員会（総務政策、厚生、商工建設）
			常任委員長審査結果報告
			採決（議案第63号）（可決）
2月18日	金	休 会	（議案調査）
2月19日	土		（閉庁日）
2月20日	日		
2月21日	月		（議案調査）
2月22日	火		
2月23日	水		（閉庁日）天皇誕生日
2月24日	木	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・徳重忠夫議員、 宮崎県議会自由民主党・野崎幸士議員）
2月25日	金		代表質問（県民連合宮崎・満行潤一議員、 公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員）
2月26日	土	休 会	（閉庁日）
2月27日	日		
2月28日	月	本 会 議	一般質問（武田浩一議員、坂本康郎議員、山下 寿議員、 窪菌辰也議員）
3月1日	火		一般質問（函師博規議員、二見康之議員、日高利夫議員、 川添 博議員）
3月2日	水		一般質問（外山 衛議員、太田清海議員、来住一人議員、 蓬原正三議員） 議案委員会付託
3月3日	木		議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程 議員発議案第1号提案理由説明 採決（議員発議案第1号）（可決）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月3日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月4日	金		
3月5日	土		（閉庁日）
3月6日	日		
3月7日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告（補正） 討論（来住一人議員）（議案第38号、第58号に反対） 採決（議案第38号、第58号）（可決） 採決（議案第39号～第57号、第59号～第62号）（可決） 議案第64号追加上程 知事提案理由説明
3月8日	火	休 会	常任委員会（当初）
3月9日	水		
3月10日	木		
3月11日	金		
3月12日	土		（閉庁日）
3月13日	日		
3月14日	月		特別委員会
3月15日	火		（議事整理）
3月16日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告（当初） 討論（前屋敷恵美議員）（議案第1号、第4号、第21号、第24号に反対、請願第6号継続に反対） 採決（議案第1号、第4号、第21号、第24号）（可決） 採決（議案第2号、第3号、第5号～第20号、第22号、第23号、第25号～第37号）（可決） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 採決（議案第64号）（同意） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第2号～第6号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 議 員 二 見 康 之

宮 崎 県 議 会 議 員 前 屋 敷 恵 美

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員